

復旧・復興ハンドブック

令和 3年 3月

内閣府(防災担当)

目次

概要

「復旧・復興ハンドブック」の概要	i
(1) 「復旧・復興ハンドブック」の目的	i
(2) 対象とする範囲	i
(3) 利用を想定する災害の種類	i
(4) 利用を想定する災害の規模	ii
(5) 利用を想定する対象者	ii
(6) 復旧・復興ハンドブックの構成	ii
(7) 復旧・復興ハンドブックの利用方法	iv
(8) 復旧・復興ハンドブックの改訂経緯	vi
(9) 表1 災害対策関係法律一覧	vii
(10) 表2 施策別・部署別・時系列対応表	viii
(11) 表3 部署別対応表	x
(12) 施策事例の索引	xxi

第一章 復興への条件整備

1.1 復興に関連する応急対応

施策1:被災状況等の把握 1

施策の概要・枠組み 1

(1) 応急対応のための被害調査 3

(2) 二次的被害の拡大防止に関する調査 5

(3) 法制度の適用に関する調査 9

(4) すまいと暮らしの再建に関する調査 11

施策2:災害廃棄物等の処理 17

施策の概要・枠組み 17

(1) 被災家屋の解体・堆積物の撤去 19

(2) 災害廃棄物等の処理 21

1.2 計画的復興への条件整備

施策1:復興体制の整備 27

施策の概要・枠組み 27

(1) 復興本部の設置 29

(2) 復興本部と関係機関の連携 33

施策2:復興計画の作成 35

施策の概要・枠組み 35

(1) 復興計画策定体制 37

(2) 復興方針の検討 39

(3) 復興計画の作成 41

施策3:広報・相談対応の実施 45

施策の概要・枠組み 45

(1) 広報 47

(2) 相談・各種申請の受付 49

施策4:金融・財政面の措置 51

施策の概要・枠組み 51

(1) 金融・財政面の緊急措置 53

(2) 復興財源の確保 55

(3) 復興基金の設立 61

第二章 分野別復興施策

2.1 すまいと暮らしの再建

施策1:緊急の住宅確保 _____ 63

- 施策の概要・枠組み 63
- (1) 被災住宅の応急修理対策 65
- (2) 一時提供住宅の供給 67
- (3) 応急的な住宅の供給計画の検討 .. 69
- (4) 応急仮設住宅の建設 73
- (5) 入居者の募集・選定と入居後のサポート..... 75
- (6) 利用の長期化・解消への措置 77

施策2:恒久住宅の供給・再建 _____ 81

- 施策の概要・枠組み 81
- (1) 住宅供給に関する基本計画の作成 . 83
- (2) 公営住宅の供給 85
- (3) 住宅補修・再建資金の支援 89
- (4) 既存不適格建築物対策 93
- (5) 被災マンションの再建支援 95
- (6) その他各種対策 97

施策3:雇用の維持・確保 _____ 99

- 施策の概要・枠組み 99
- (1) 雇用状況の調査 101
- (2) 雇用の維持 103
- (3) 離職者の生活・再就職支援 105

施策4:被災者への経済的支援 _____ 109

- 施策の概要・枠組み 109
- (1) 給付金等 111
- (2) 各種減免猶予等 115
- (3) 義援金 117

施策5:公的サービス等の回復 _____ 119

- 施策の概要・枠組み 119
- (1) 公共施設の復旧 121
- (2) 医療・保健対策 123
- (3) 福祉対策 125
- (4) メンタルヘルスケアの充実 127
- (5) 学校の再開 129
- (6) ボランティアとの連携 131

2.2 安全な地域づくり

施策1:公共土木施設等の災害復旧 _____ 133

- 施策の概要・枠組み 133
- (1) 災害復旧 137
- (2) 土砂災害対策 141
- (3) 山地災害対策 151
- (4) 洪水対策 157
- (5) 津波・高潮対策 167
- (6) 防災活動体制の強化 173

施策2:安全な市街地・公共施設整備 _____ 177

- 施策の概要・枠組み 177
- (1) 復興防災まちづくり方針の作成 .. 179
- (2) 基盤未整備地域の整備 181
- (3) 災害危険区域等の設定 185
- (4) 宅地・公共施設の移転・嵩上げ .. 187

施策3:都市基盤施設の復興 _____ 191

- 施策の概要・枠組み 191
- (1) 道路・交通基盤の復興 193
- (2) 物流基地・港湾・空港の復興 195
- (3) 公園・緑地等の復興 197
- (4) ライフライン施設の復興 199

施策4:文化の再生 _____ 201

- 施策の概要・枠組み 201
- (1) 文化財等への対応 203
- (2) 災害記憶の継承 205

2.3 産業・経済復興

施策1:情報収集・提供・相談 _____ 207

- 施策の概要・枠組み 207
- (1) 資金需要の把握 209
- (2) 各種融資制度の周知・経営相談... 211
- (3) 物流の安定・取引等のあつ旋等... 213

施策2:中小企業の再建 _____ 215

- 施策の概要・枠組み 215
- (1) 再建資金の貸付等 217
- (2) 事業の場の確保 221
- (3) 観光振興 223

施策3:農林漁業の再建 _____ 225

- 施策の概要・枠組み 225
- (1) 再建資金の貸付等 227
- (2) 農林漁業基盤等の再建 231
- (3) 防災営農 235

概 要

「復旧・復興ハンドブック」の概要

(1) 「復旧・復興ハンドブック」の目的

国民の生活水準の向上や社会経済の複雑化により、災害発生直後からの被災地域の再建・復興を重視した総合的な対策を推進し、的確な計画のもとに迅速な復興を図ることが時代のニーズである。そして、地方公共団体が被災後迅速かつ円滑に、復興計画の策定、復興対策の実施等を行うことが一層重要になってきている。

このことから、内閣府においてはこれまで既に復興マニュアルや復興準備計画、「総合復興手引書」（平成17年3月）の整備等を実施してきたところである。「復旧・復興ハンドブック」は、こうした過去の検討結果を踏まえ、主に発災後の利用を想定して復旧・復興に関する手順や参考情報を示したハンドブックであり、被災地方公共団体における迅速かつ円滑な復旧・復興への取り組みを支援することを目的として作成したものである。

なお、各地方公共団体では、「復旧・復興ハンドブック」を参考として、復旧・復興に関して地方公共団体が事前に定めておくべき対応計画（復興マニュアル）を策定することが望まれる。

(2) 対象とする範囲

「復旧・復興ハンドブック」は、被災地の再建全般について、総合的に取り組むために構築するものである。そこで「復旧・復興ハンドブック」では、被災地の再建に係る諸対策のうち、「復旧対策」「復興対策」を中心としつつ、「応急対策」のうち復旧・復興対策に関連の深い項目、また、それらを円滑に進めるための「事前対策」（復興マニュアルの検討・策定や災害対応訓練）も対象としている。

なお、本ハンドブックでは、「復旧対策」と「復興対策」について、それぞれを概ね次のような意味として区別して用いる。

◎「復旧対策」

災害復旧事業等では、被災した河川、道路などの公共土木施設や学校等の公共施設、ライフライン等を被災前と同じ機能に戻すことを「原形復旧」と呼び（「効用回復」等と呼ばれることもある）、再度の災害防止の観点から原形復旧だけでなく被災施設やそれに関する施設を改良することを「改良復旧」と呼ぶ。また、被害の拡大を防ぐための緊急措置としての「応急工事」も災害復旧事業等に含まれることがある。本ハンドブックでは、これらを併せて「（被災施設の）復旧対策」と呼ぶこととする。

◎「復興対策」

本ハンドブックでは、被災地において、被災前の状況と比較して「安全性の向上」や「生活環境の向上」、「産業の高度化や地域振興」が図られる等の質的な向上を目指すこと、の両者を併せて「（被災地の）復興対策」と呼ぶこととする。

(3) 利用を想定する災害の種類

「防災基本計画（平成20年2月）」では、「復興への備え」が必要な災害として、震災、風水害、火山災害、雪害、大規模な火事災害が挙げられている。これらのうち、「復旧・復興ハンドブック」では地震、火山災害、風水害、土砂災害、高潮、津波を対象とする。ここに含まれない「大規模な火事災害」及び「雪害」については、それぞれ地震火災、風水害・土砂災害が参考となると考えられる。

なお、原子力災害、事故災害等については、事業者責任・賠償などの観点もあり、通常自然災害とは対応が大きく異なる面もあるため、本ハンドブックで想定する災害には含めない。

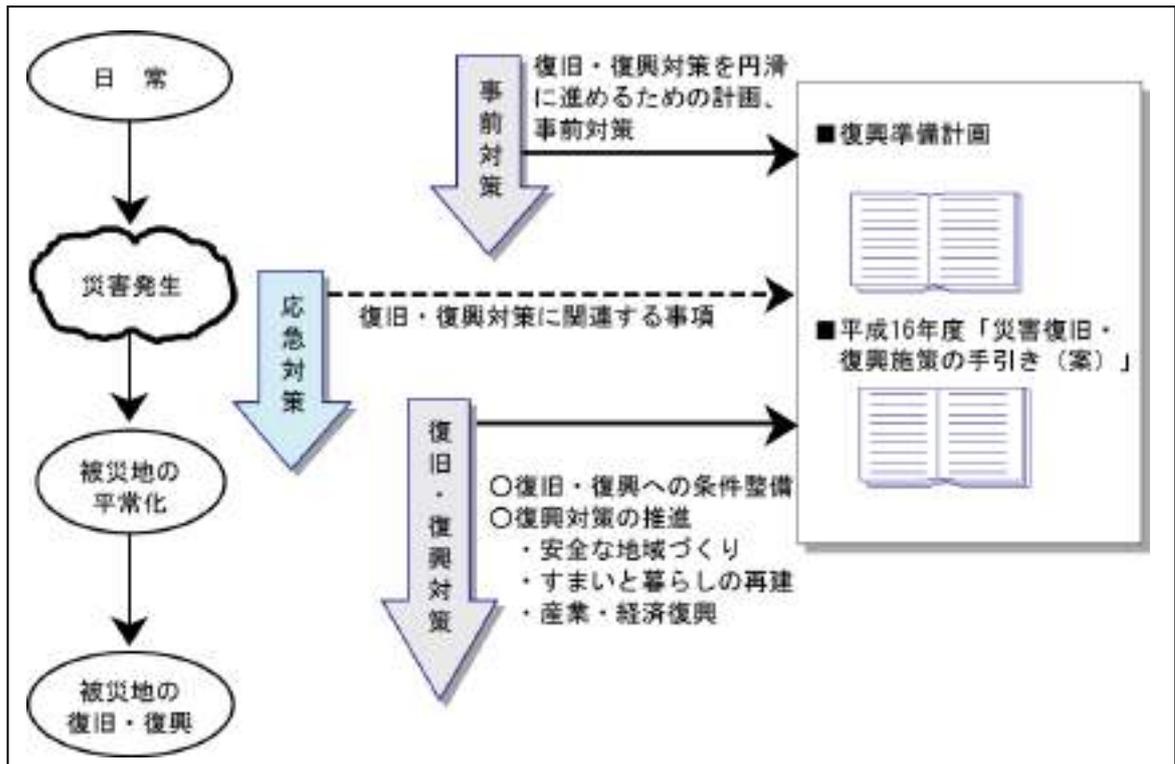


図1 「復旧・復興ハンドブック」の対象範囲

(4) 利用を想定する災害の規模

「復旧・復興ハンドブック」の利用を想定する災害規模は、災害により地域的なダメージが大きく、地域・生活再建への一定の取り組みが必要とされる災害を対象とする。具体的には、当該都道府県・市町村において災害救助法の適用基準以上となるような災害を想定する。

(5) 利用を想定する対象者

「復旧・復興ハンドブック」を利用する主な対象者として、都道府県・市町村に災害対策本部が設置された際に、災害対策の方針と実施にかかる意思決定を行う災害対策本部会議メンバー等（通常は本部長、副本部長、各部部長、課長等で構成される）を想定する。

(6) 復旧・復興ハンドブックの構成

復旧・復興ハンドブックは、図2のとおり、「第1章 復興への条件整備」と「第2章 分野別復興施策」の大きく2つのパートで構成される。これは「総合復興手引書」の構成をそのまま踏襲したものである。

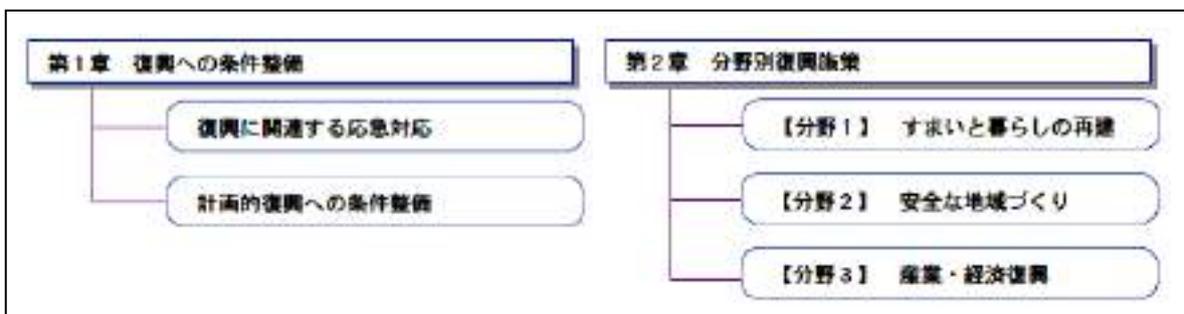


図2 復旧・復興ハンドブックの構成

1) 「第1章 復興への条件整備」の構成

「第1章 復興への条件整備」では、復旧・復興対策として特に発災後の比較的早い時期から着手すべき事項、及び、復興施策全般に係る事項についての取り組み方策を取りまとめている。

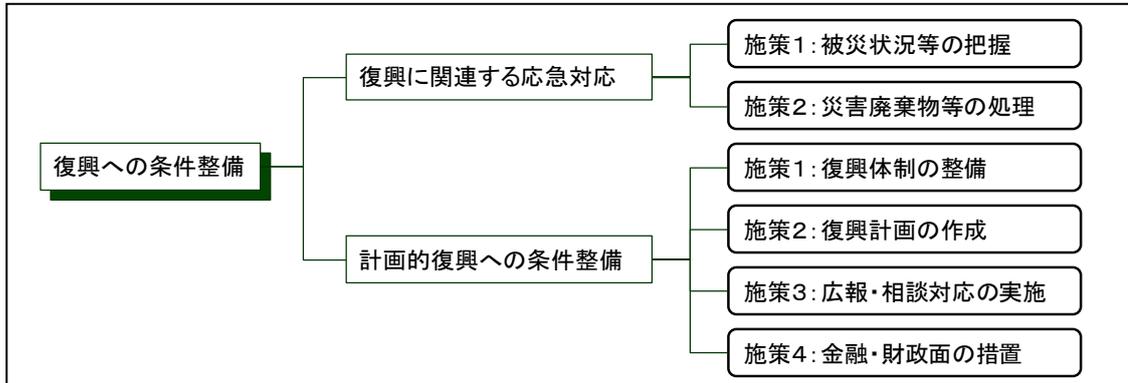


図3 「第1章 復興への条件整備」の構成

2) 「第2章 分野別復興施策」の構成

「第2章 分野別復興施策」は、被災地の復旧・復興の大きな目標である「安全な地域づくり」「すまいと暮らしの再建」「産業・経済復興」の3つの分野についての取り組み方策を示している。

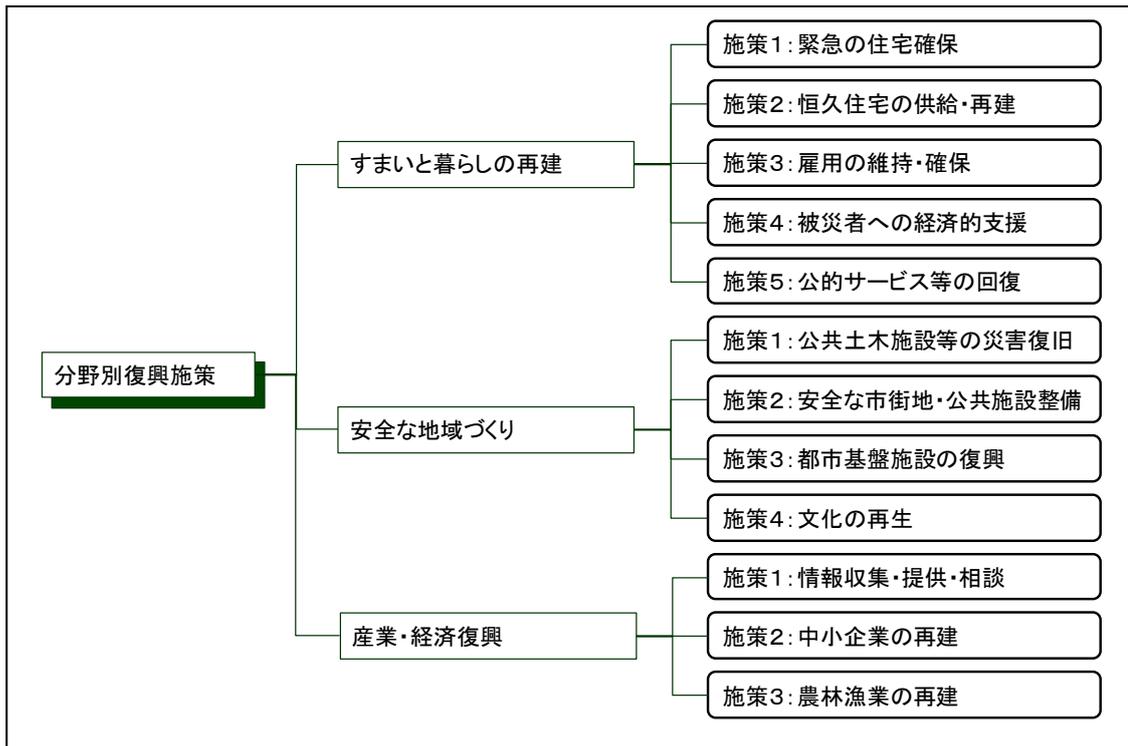


図4 「第2章 分野別復興施策」の構成

3) 各施策の構成

各施策については、次のような構成で記載した。

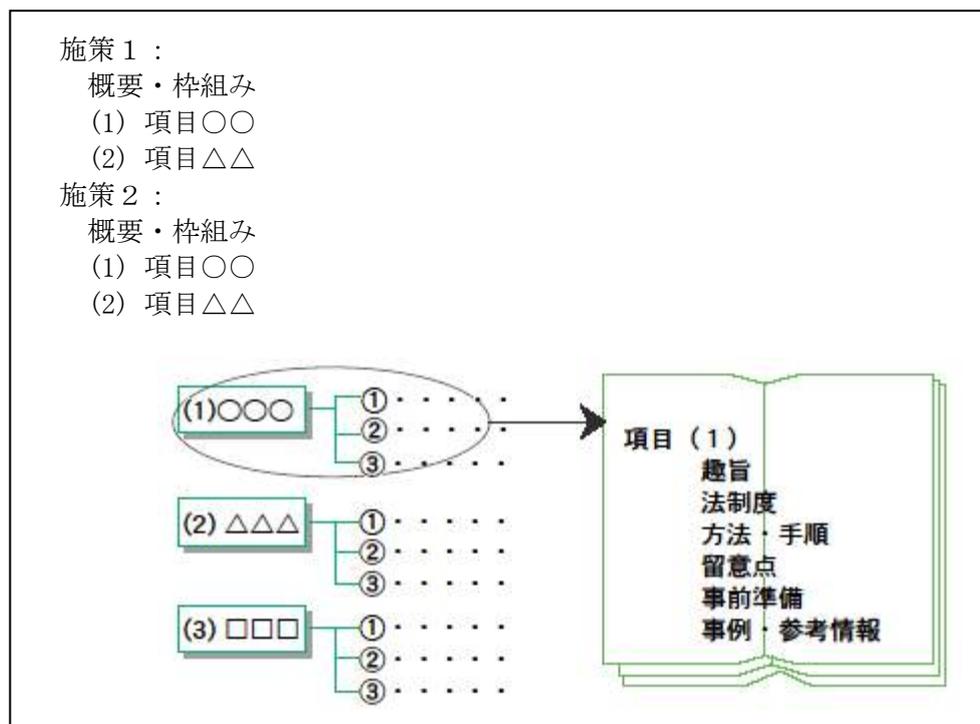


図5 各施策の構成

(7) 復旧・復興ハンドブックの利用方法

復旧・復興ハンドブックの利用にあたっては、次の点に留意する必要がある。

1) 総論

- ・各種災害を対象としたものであり、災害の種類に応じて適用されるべき項目に違いが生じる場合がある。
- ・地方公共団体が復興対策を進めるための「指針」を示したものであり、これを参考に、被災状況、地域特性に応じた対策を展開する必要がある。
- ・具体的な事業を実施するための指針として、代表的な法制度に基づく事業手法、補助金等を示したほか、作業手順や留意点、事前対策、参考事例等を掲載した。
- ・災害対策関係の法律と所管省庁の例示は、「(8)表1 災害対策関係法律一覧」のとおりである。

2) 「時系列・部署別・施策別対応表」

- ・各復興施策を「どの部署が」、「いつ頃」取り組むべきかが分かるように、災害発生後の時間経過に沿った着手時期と関係部署を記載し、復興の全体像を把握できるように整理した。但し、復興施策の着手時期及び関係部署別の分類は、「総合復興手引書」や各種復興マニュアル等を参照に整理したものであり、あくまでも目安である。各地方公共団体は、これを参考に、被災状況、地域特性に応じた対策を展開する必要がある。
- ・以下では、この「時系列・部署別・施策別対応表」を「(9)表2 時系列・部署別・施策別対応表」として、また、これを16の部署別に分類した「部署別対応表」を「(10)表3 部署別対応表」として掲載している。

3) 「時系列・部署別アイコン」

- ・「時系列・部署別・施策別対応表」で示した復興施策の着手時期と関係部署を施策毎に参照できるように、復興施策の着手時期を「時系列アイコン」とし、また、関係部署については「部署別アイコン」として、全ての施策のトップページに記載した。
- ・「時系列・部署別アイコン」のそれぞれの凡例を「図6」と「図7」に示す。



図6 時系列アイコン一覧

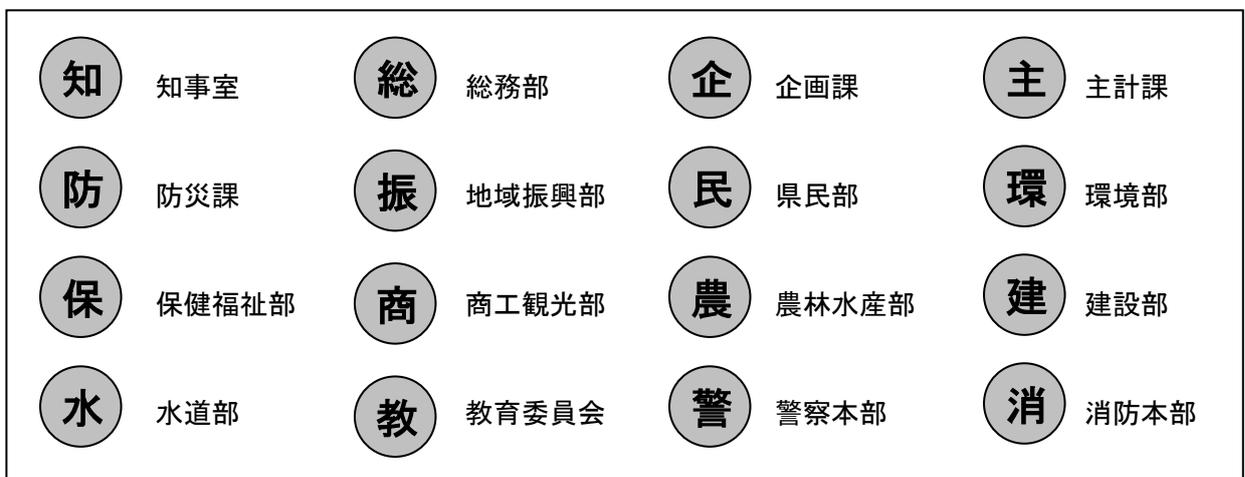


図7 部署別アイコン一覧

4) 「復旧・復興ハンドブック」と「災害復興対策事例集」の連携（図8）

- ・各施策に関わる参考事例（「施策事例」と略称する。）については、本ハンドブックの「事例集」の欄において、別冊の「災害復興対策事例集」に記載されている「施策事例」のコード番号・ページ番号等を掲載した。これによって、「施策事例」の内容を容易に検索することができる。なお、コード番号は、災害発元年別・災害別・施策事例別に付したものである。また、「災害復興対策事例集」からも、時系列で施策別に「施策事例」を索引できるように配慮されているため、本ハンドブックの施策内容を容易に検索することができる。各地方公共団体は、これを参考に、被災状況、地域特性に応じた対策をイメージすることができる。
- ・「（11）施策事例の索引」は、全ての「施策事例」を各施策毎に整理したものである。

5) その他

- ・「留意点」で示した内容は、既往災害での対策にあたって課題となった事項である。
- ・「事前対策」で示した内容は、対策をより効率的・効果的に進めるために、災害前から取り組んでおくことが望ましい準備事項であるが、発災後の取り組みとしても重要な事項である。

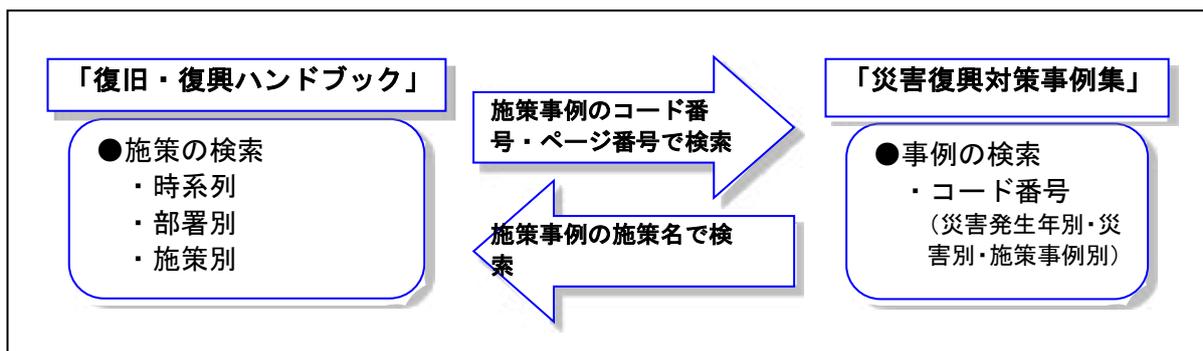


図8 「復旧・復興ハンドブック」と「災害復興対策事例集」の連携

(8) 復旧・復興ハンドブックの改訂経緯

復旧・復興ハンドブックは、災害対策関連法案等の見直しを受け、適宜見直しを行っており、これまでの改訂経緯は下表の通りである。

なお、令和2年度の改訂については、既存の施策内容・手続きスキーム等を最新の内容に改正するとともに、近年の大災害で新たに創設された復旧復興制度等を追加掲載したところであり、引き続き、内容について段階的に見直し、最新版に改訂を行うものである。

表 「復旧・復興ハンドブック」の改訂経緯

改訂実施年度	改訂概要	更新時点
令和2年度	・ 既存の施策内容・手続きスキーム等を最新の内容に改正するとともに、近年の大災害で新たに創設された復旧復興制度等を追加掲載した。	令和3年3月
平成27年度	・ 平成23年3月の東日本大震災及び東日本大震災の発生に係る災害対策関連法案及び各府省庁が所掌する各種法律の見直しを受け、部分的に見直しを行った。	平成28年3月
平成20～22年度	・ 「総合復興手引書」の構成を見直し、施策編としての「復旧・復興ハンドブック」と事例編としての「災害復興対応事例集」に分冊し、相互に検索しやすいよう関連づけて整備を行った。	平成22年12月
平成12～16年度	・ 平成7年7月の防災基本計画の改定を受け作成された「復興マニュアル」を踏まえ、総合的なマニュアル整備を目的として、「総合復興手引書」として整備を行った。	平成17年3月

(9) 表1 災害対策関係法律一覧

法律名	所管省庁
基本法関係	
災害対策基本法	内閣府、消防庁
大規模地震対策特別措置法	内閣府、消防庁
原子力災害対策特別措置法	文部科学省、経済産業省、国土交通省
石油コンビナート等災害防止法	消防庁、経済産業省
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	海上保安庁、環境省
建築基準法	国土交通省
災害予防関係	
河川法	国土交通省
海岸法	農林水産省、国土交通省
砂防法	国土交通省
地すべり等防止法	農林水産省、国土交通省
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	国土交通省
森林法	農林水産省
特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法	総務省、農林水産省、国土交通省
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）	国土交通省
活動火山対策特別措置法（活火山法）	内閣府、農林水産省
豪雪地帯対策特別措置法	総務省、農林水産省、国土交通省
地震防災対策特別措置法	内閣府、文部科学省
台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法	内閣府
建築物の耐震改修の促進に関する法律	国土交通省
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	国土交通省
気象業務法	気象庁
災害応急対策関係	
消防法	消防庁
水防法	国土交通省
災害救助法	厚生労働省
災害復旧・復興、財政金融措置関係	
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）	内閣府
防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（防災集団移転促進法）	国土交通省
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（負担法）	農林水産省、国土交通省
農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）	農林水産省
公立学校施設災害復旧費国庫負担法（公立学校負担法）	文部科学省
公営住宅法	国土交通省
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法暫定法）	農林水産省
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	内閣府
鉄道軌道整備法	国土交通省
空港整備法	国土交通省
被災市街地復興特別措置法	国土交通省
被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（被災マンション法）	法務省
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律	内閣府、総務省、法務省、国土交通省
被災者生活再建支援法	内閣府
農林漁業金融公庫法	農林水産省
農業災害補償法	農林水産省
森林国営保険法	農林水産省
漁業災害補償法	農林水産省
漁船損害等補償法	農林水産省
中小企業信用保険法	中小企業庁
小規模企業者等設備導入資金助成法	中小企業庁
住宅金融公庫法	国土交通省
地震保険に関する法律	財務省
災害弔慰金の支給等に関する法律（弔慰金法）	厚生労働省
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	環境省
罹災都市借地借家臨時処理法	国土交通省
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予に関する法律（災免法）	財務省

(10) 表2 施策別・部署別・時系列対応表

項目	部署名	緊急対応期	応急復旧期(避難期)	本格復旧、復興準備・始動期	本格復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急対応					
施策1：被災状況等の把握					
(1) 応急対応のための調査	防/建/水/警/消	●	→【1-1-1-1】		
(2) 二次的被害の拡大防止に関する調査	防/建/教	●	→【1-1-1-2】		
(3) 法制度の適用に関する調査	総	●	→【1-1-1-3】	●→【1-1-1-3】	
(4) すまいと暮らしの再建に関する調査	総/防/建/保/振/商/農/教/消	●	→【1-1-1-4】		
施策2：災害廃棄物等の処理					
(1) 被災家屋の解体・堆積物の撤去	建/環/保	●	→【1-1-2-1】		
(2) 災害廃棄物等の処理	建/環/保	●	→【1-1-2-2】		
1.2 計画的復興への条件整備					
施策1：復興体制の整備					
(1) 復興本部の設置	知/総/企/防	●	→【1-2-1-1】		
(2) 復興本部と関係機関の連携	知/総/企/防	●	→【1-2-1-2】		
施策2：復興計画の作成					
(1) 復興計画策定体制	知/総/企/防	●	→【1-2-2-1】		
(2) 復興方針の検討	知/総/企/防	●	→【1-2-2-2】		
(3) 復興計画の作成	知/総/企/防	●	→【1-2-2-3】		
施策3：広報・相談対応の実施					
(1) 広報	総/防	●	→【1-2-3-1】		
(2) 相談・各種申請の受付	総/防/民	●	→【1-2-3-2】	●→【1-2-3-2】	
施策4：金融・財政面の措置					
(1) 金融・財政面の緊急措置	総/防/主	●	→【1-2-4-1】		
(2) 復興財源の確保	総/防/主	●	→【1-2-4-2】		
(3) 復興基金の設立	総/防/主	●	→【1-2-4-3】	●→【1-2-4-3】	
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策1：緊急の住宅確保					
(1) 被災住宅の応急修理対策	建/商	●	→【2-1-1-1】		
(2) 一時提供住宅の供給	建/商	●	→【2-1-1-2】		
(3) 応急的な住宅の供給計画の検討	建/商			●→【2-1-1-3】	
(4) 応急仮設住宅の建設	建			●→【2-1-1-4】	
(5) 入居者の募集・選定と入居後のサポート	建/民/保			●→【2-1-1-5】	
(6) 利用の長期化・解消への措置	建/民/保			●→【2-1-1-6】	●→
施策2：恒久住宅の供給・再建					
(1) 住宅供給に関する基本計画の作成	総/企/建			●→【2-1-2-1】	
(2) 公営住宅の供給	建/商		●→【2-1-2-2】	●→【2-1-2-2】	●→
(3) 住宅補修・再建資金の支援	建	●	→【2-1-2-3】	●→【2-1-2-3】	
(4) 既存不適格建築物対策	建			●→【2-1-2-4】	
(5) 被災マンションの再建支援	建			●→【2-1-2-5】	
(6) その他各種対策	建	●	→【2-1-2-6】		
施策3：雇用の維持・確保					
(1) 雇用状況の調査	振/商/農	●	→【2-1-3-1】	●→【2-1-3-1】	
(2) 雇用の維持	振/商/農		●→【2-1-3-2】		
(3) 離職者の生活・再就職支援	振/商/農/保			●→【2-1-3-3】	

項目	部署名	緊急対応期	応急復旧期(避難期)	本格復旧、復興準備・始動期	本格復興期
施策4：被災者への経済的支援					
(1) 給付金等	総/保		●————→	[2-1-4-1]	
(2) 各種減免猶予等	総/保		●————→ [2-1-4-2]		
(3) 義援金	総/保	●————→ [2-1-4-3]		[2-1-4-3]	●————→
施策5：公的サービス等の回復					
(1) 公共施設の復旧	総	●————→	[2-1-5-1]		
(2) 医療・保健対策	保	●————→	[2-1-5-2]		
(3) 福祉対策	保	●————→	[2-1-5-3]		
(4) メンタルヘルスキアの充実	保/教		●————→ [2-1-5-4]		
(5) 学校の再開	教	●————→	[2-1-5-5]		
(6) ボランティアとの連携	民/保/消		●————→ [2-1-5-6]		[2-1-5-6] ●————→
2.2 安全な地域づくり					
施策1：公共土木施設等の災害復旧					
(1) 災害復旧	建	●————→	[2-2-1-1]		
(2) 土砂災害対策	建	●————→	[2-2-1-2]		●————→
(3) 山地災害対策	農	●————→	[2-2-1-3]		●————→
(4) 洪水対策	建	●————→	[2-2-1-4]	●————→	●————→
(5) 津波・高潮対策	建/農/消	●————→	[2-2-1-5]	●————→	
(6) 防災活動体制の強化	総/防/建				[2-2-1-6] ●————→
施策2：安全な市街地・公共施設整備					
(1) 復興防災まちづくり方針の作成	総/企/防/建/消	●————→	[2-2-2-1]	●————→	
(2) 基盤未整備地域の整備	建			[2-2-2-2] ●————→	●————→
(3) 災害危険区域等の設定	建/水			●————→ [2-2-2-3]	●————→
(4) 被災宅地・公共施設の移転・嵩上げ	総/建/農/教			[2-2-2-4] ●————→	
施策3：都市基盤施設の復興					
(1) 道路・交通基盤の復興	総/企/建	●————→	[2-2-3-1]	●————→ [2-2-3-1]	●————→
(2) 物流基地・港湾・空港の復興	総/企/建/振/商	●————→	[2-2-3-2]		
(3) 公園・緑地等の復興	総/企/建/消			[2-2-3-3] ●————→	●————→
(4) ライフライン施設の復興	建/水	●————→	[2-2-3-4]		[2-2-3-4] ●————→
施策4：文化の再生					
(1) 文化財等への対応	教	●————→	[2-2-4-1]		●————→ [2-2-4-1]
(2) 災害記憶の継承	総/教/消				[2-2-4-2] ●————→
2.3 産業・経済復興					
施策1：情報収集・提供・相談					
(1) 資金需要の把握	振/商/農	●————→	[2-3-1-1]	●————→	
(2) 各種融資制度の周知・経営相談	振/商/農		●————→ [2-3-1-2]		
(3) 物流の安定・取引等のあっ旋等	振/商/農			[2-3-1-3] ●————→	●————→
施策2：中小企業の再建					
(1) 再建資金の貸付等	振/商/農	●————→	[2-3-2-1]	●————→	
(2) 事業の場の確保	振/商/農			●————→ [2-3-2-2]	
(3) 観光振興	振/商/農				[2-3-2-3] ●————→
施策3：農林漁業の再建					
(1) 再建資金の貸付等	振/農	●————→	[2-3-3-1]		
(2) 農林漁業基盤等の再建	振/建/農			●————→ [2-3-3-2]	●————→
(3) 防災営農	振/農			●————→ [2-3-3-3]	

(11) 表3 部署別対応表

●知事室

項目	部署名	緊急対応期	応急復旧期(避難期)			本格復旧、復興準備・始動期		本格復興期
1.2 計画的復興への条件整備								
施策1; 復興体制の整備								
(1) 復興本部の設置	知/総/企/防		●→	【1-2-1-1】				
(2) 復興本部と関係機関の連携	知/総/企/防		●→	【1-2-1-2】				
施策2; 復興計画の作成								
(1) 復興計画策定体制	知/総/企/防		●→	【1-2-2-1】				
(2) 復興方針の検討	知/総/企/防		●→	【1-2-2-2】				
(3) 復興計画の作成	知/総/企/防		●→	【1-2-2-3】				

●総務部

項目	部署名	緊急対応期	応急復旧期(避難期)			本格復旧、復興準備・始動期	本格復興期		
1. 復興への条件整備									
1.1 復興に関連する応急対応									
施策1: 被災状況等の把握									
(3) 法制度の適用に関する調査	総		●	→	【1-1-1-3】	●	→	【1-1-1-3】	
(4) すまいと暮らしの再建に関する調査	総/防/建/保/振 /商/農/教/消		●	→			→	【1-1-1-4】	
1.2 計画的復興への条件整備									
施策1: 復興体制の整備									
(1) 復興本部の設置	知/総/企/防		●	→	【1-2-1-1】				
(2) 復興本部と関係機関の連携	知/総/企/防		●	→	【1-2-1-2】				
施策2: 復興計画の作成									
(1) 復興計画策定体制	知/総/企/防		●	→	【1-2-2-1】				
(2) 復興方針の検討	知/総/企/防		●	→	【1-2-2-2】				
(3) 復興計画の作成	知/総/企/防		●	→	【1-2-2-3】				
施策3: 広報・相談対応の実施									
(1) 広報	総/防		●	→	【1-2-3-1】				
(2) 相談・各種申請の受付	総/防/民		●	→	【1-2-3-2】	●	→	【1-2-3-2】	
施策4: 金融・財政面の措置									
(1) 金融・財政面の緊急措置	総/防/主		●	→	【1-2-4-1】				
(2) 復興財源の確保	総/防/主		●	→	【1-2-4-2】				
(3) 復興基金の設立	総/防/主	●	→	【2-1-4-3】			●	→	【2-1-4-3】
2. 分野別復興施策									
2.1 すまいと暮らしの再建									
施策2: 恒久住宅の供給・再建									
(1) 住宅供給に関する基本計画の作成	総/企/建					●	→	【2-1-2-1】	
施策4: 被災者への経済的支援									
(1) 給付金等	総/保					●	→	【2-1-4-1】	
(2) 各種減免猶予等	総/保		●	→	【2-1-4-2】				
(3) 義援金	総/保	●	→	【2-1-4-3】			●	→	【2-1-4-3】
施策5: 公的サービス等の回復									
(1) 公共施設の復旧	総	●	→	【2-1-5-1】					
2.2 安全な地域づくり									
施策1: 公共土木施設等の災害復旧									
(6) 防災活動体制の強化	総/防/建						●	→	【2-2-1-5】
施策2: 安全な市街地・公共施設整備									
(1) 復興防災まちづくり方針の作成	総/企/防/建/消		●	→	【2-2-2-1】	●	→		
(4) 被災宅地・公共施設の移転・嵩上げ	総/建/農/教						●	→	【2-2-2-4】
施策3: 都市基盤施設の復興									
(1) 道路・交通基盤の復興	総/企/建	●	→	【2-2-3-1】		●	→	【2-2-3-1】	
(2) 物流基地・港湾・空港の復興	総/企/建/振/商	●	→	【2-2-3-2】					
(3) 公園・緑地等の復興	総/企/建/消						●	→	【2-2-3-3】
施策4: 文化の再生									
(2) 災害記憶の継承	総/教/消						●	→	【2-2-4-2】

●企画課

項目	部署名	緊急対応期	応急復旧期(避難期)			本格復旧、復興準備・始動期		本格復興期
1. 復興への条件整備								
1.2 計画的復興への条件整備								
施策1：復興体制の整備								
(1) 復興本部の設置	知/総/企/防		●	→	【1-2-1-1】			
(2) 復興本部と関係機関の連携	知/総/企/防		●	→	【1-2-1-2】			
施策2：復興計画の作成								
(1) 復興計画策定体制	知/総/企/防		●	→	【1-2-2-1】			
(2) 復興方針の検討	知/総/企/防		●	→	【1-2-2-2】			
(3) 復興計画の作成	知/総/企/防		●	→	【1-2-2-3】			
2. 分野別復興施策								
2.1 すまいと暮らしの再建								
施策2：恒久住宅の供給・再建								
(1) 住宅供給に関する基本計画の作成	総/企/建					●	→	【2-1-2-1】
2.2 安全な地域づくり								
施策2：安全な市街地・公共施設整備								
(1) 復興防災まちづくり方針の作成	総/企/防/建/消		●	→	【2-2-2-1】	●	→	
施策3：都市基盤施設の復興								
(1) 道路・交通基盤の復興	総/企/建		●	→	【2-2-3-1】	●	→	【2-2-3-1】 ●
(2) 物流基地・港湾・空港の復興	総/企/建/振/商		●	→	【2-2-3-2】			
(3) 公園・緑地等の復興	総/企/建/消						●	→

●主計課

項目	部署名	緊急対応期	応急復旧期(避難期)			本格復旧、復興準備・始動期		本格復興期
1. 復興への条件整備								
1.2 計画的復興への条件整備								
施策4：金融・財政面の措置								
(1) 金融・財政面の緊急措置	総/防/主		●	→	【1-2-4-1】			
(2) 復興財源の確保	総/防/主		●	→	【1-2-4-2】			
(3) 復興基金の設立	総/防/主		●	→	【1-2-4-3】	●	→	【1-2-4-3】

●防災課

項目	部署名	緊急対応期	応急復旧期(避難期)	本格復旧、復興準備・始動期	本格復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急対応					
施策1：被災状況等の把握					
(1) 応急対応のための調査	防/建/水/警/消	●	● → 【1-1-1-1】		
(2) 二次災害の拡大防止に関する調査	防/建/教	●	● → 【1-1-1-2】		
(4) すまいと暮らしの再建に関する調査	総/防/建/保/振/商/農/教/消	●	● →	● → 【1-1-1-4】	
1.2 計画的復興への条件整備					
施策1：復興体制の整備					
(1) 復興本部の設置	知/総/企/防	●	● → 【1-2-1-1】		
(2) 復興本部と関係機関の連携	知/総/企/防	●	● → 【1-2-1-2】		
施策2：復興計画の作成					
(1) 復興計画策定体制	知/総/企/防	●	● → 【1-2-2-1】		
(2) 復興方針の検討	知/総/企/防	●	● → 【1-2-2-2】		
(3) 復興計画の作成	知/総/企/防	●	● → 【1-2-2-3】		
施策3：広報・相談対応の実施					
(1) 広報	総/防	●	● → 【1-2-3-1】		
(2) 相談・各種申請の受付	総/防/民	●	● → 【1-2-3-2】	● → 【1-2-3-2】	
施策4：金融・財政面の措置					
(1) 金融・財政面の緊急措置	総/防/主	●	● → 【1-2-4-1】		
(2) 復興財源の確保	総/防/主	●	● → 【1-2-4-2】		
(3) 復興基金の設立	総/防/主	●	● → 【1-2-4-3】	● → 【1-2-4-3】	
2. 分野別復興施策					
2.2 安全な地域づくり					
施策1：公共土木施設等の災害復旧					
(6) 防災活動体制の強化	総/防/建				● → 【2-2-1-5】
施策2：安全な市街地・公共施設整備					
(1) 復興防災まちづくり方針の作成	総/企/防/建/消	●	● → 【2-2-2-1】	● →	

●県民部

項目	部署名	緊急対応期	応急復旧期(避難期)	本格復旧、復興準備・始動期	本格復興期
1. 復興への条件整備					
1.2 計画的復興への条件整備					
施策3：広報・相談対応の実施					
(2) 相談・各種申請の受付	総/防/民	●	● → 【1-2-3-2】	● → 【1-2-3-2】	
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策1：緊急の住宅確保					
(5) 入居者の募集・選定と入居後のサポート	建/民/保			● → 【2-1-1-5】	
(6) 利用の長期化・解消への措置	建/民/保			● → 【2-1-1-6】	● →
施策5：公的サービス等の回復					
(6) ボランティアとの連携	民/保/消	●	● → 【2-1-5-6】		● → 【2-1-5-6】

●地域振興部

項目	部署名	緊急対応期	応急復旧期（避難期）			本格復旧、復興準備・始動期		本格復興期
1. 復興への条件整備								
1.1 復興に関連する応急対応								
施策1：被災状況等の把握								
(4) すまいと暮らしの再建に関する調査	総/防/建/保/振 /商/農/教/消		●	→			[1-1-1-4]	
2. 分野別復興施策								
2.1 すまいと暮らしの再建								
施策3：雇用の維持・確保								
(1) 雇用状況の調査	振/商/農		●	→	[2-1-3-1]	●	→	[2-1-3-1]
(2) 雇用の維持	振/商/農				●	→	[2-1-3-2]	
(3) 離職者の生活・再就職支援	振/商/農/保				●	→	[2-1-3-3]	
2.2 安全な地域づくり								
施策3：都市基盤施設の復興								
(2) 物流基地・港湾・空港の復興	総/企/建/振/商		●	→	[2-2-3-2]			
2.3 産業・経済復興								
施策1：情報収集・提供・相談								
(1) 資金需要の把握	振/商/農		●	→	[2-3-1-1]	●	→	
(2) 各種融資制度の周知・経営相談	振/商/農				●	→	[2-3-1-2]	
(3) 物流の安定・取引等のあっ旋等	振/商/農					●	→	[2-3-1-3]
施策2：中小企業の再建								
(1) 再建資金の貸付等	振/商/農		●	→				[2-3-2-1]
(2) 事業の場の確保	振/商/農				●	→		[2-3-2-2]
(3) 観光振興	振/商/農							[2-3-2-3]
施策3：農林漁業の再建								
(1) 再建資金の貸付等	振/農		●	→				[2-3-3-1]
(2) 農林漁業基盤等の再建	振/建/農					●	→	[2-3-3-2]
(3) 防災営農	振/農					●	→	[2-3-3-3]

●環境部

項目	部署名	緊急対応期	応急復旧期（避難期）			本格復旧、復興準備・始動期		本格復興期
1. 復興への条件整備								
1.1 復興に関連する応急対応								
施策2：災害廃棄物等の処理								
(1) 被災家屋の解体・堆積物の撤去	建/環/保		●	→	[1-1-2-1]			
(2) 災害廃棄物等の処理	建/環/保		●	→	[1-1-2-2]			

●福祉保健部

項目	部署名	緊急対応期	応急復旧期(避難期)			本格復旧、復興準備・始動期	本格復興期
1. 復興への条件整備							
1.1 復興に関連する応急対応							
施策1：被災状況等の把握							
(4) すまいと暮らしの再建に関する調査	総/防/建/保/振 /商/農/教/消		●	→		[1-1-1-4]	
施策2：災害廃棄物等の処理							
(1) 被災家屋の解体・堆積物の撤去	建/環/保		●	→	[1-1-2-1]		
(2) 災害廃棄物等の処理	建/環/保		●	→	[1-1-2-2]		
2. 分野別復興施策							
2.1 すまいと暮らしの再建							
施策1：緊急の住宅確保							
(5) 入居者の募集・選定と入居後のサポート	建/民/保					●	→ [2-1-1-5]
(6) 利用の長期化・解消への措置	建/民/保					[2-1-1-6]	●
施策3：雇用の維持・確保							
(3) 離職者の生活・再就職支援	振/商/農/保				●	→	[2-1-3-3]
施策4：被災者への経済的支援							
(1) 給付金等	総/保				●	→	[2-1-4-1]
(2) 各種減免猶予等	総/保		●	→	[2-1-4-2]		
(3) 義援金	総/保	●	→	[2-1-4-3]		[2-1-4-3]	●
施策5：公的サービス等の回復							
(2) 医療・保健対策	保		●	→	[2-1-5-2]		
(3) 福祉対策	保		●	→	[2-1-5-3]		
(4) メンタルヘルスキアの充実	保/教				●	→	[2-1-5-4]
(6) ボランティアとの連携	民/保/消		●	→	[2-1-5-6]		[2-1-5-6]

●商工部

項目	部署名	緊急対応期	応急復旧期(避難期)			本格復旧、復興準備・始動期	本格復興期
1. 復興への条件整備							
1.1 復興に関連する応急対応							
施策1：被災状況等の把握							
(4) すまいと暮らしの再建に関する調査	総/防/建/保/振 /商/農/教/消		●	→		【1-1-1-4】	
2. 分野別復興施策							
2.1 すまいと暮らしの再建							
施策1：緊急の住宅確保							
(1) 被災住宅の応急修理対策	建/商		●	→	【2-1-1-1】		
(2) 一時提供住宅の供給	建/商		●	→	【2-1-1-2】		
(3) 応急的な住宅の供給計画の検討	建/商				●	→	【2-1-1-3】
施策2：恒久住宅の供給・再建							
(2) 公営住宅の供給	建/商				【2-1-2-2】	●	→
施策3：雇用の維持・確保							
(1) 雇用状況の調査	振/商/農		●	→	【2-1-3-1】	●	→
(2) 雇用の維持	振/商/農				●	→	【2-1-3-2】
(3) 離職者の生活・再就職支援	振/商/農/保				●	→	【2-1-3-3】
2.2 安全な地域づくり							
施策3：都市基盤施設の復興							
(2) 物流基地・港湾・空港の復興	総/企/建/振/商		●	→	【2-2-3-2】		
2.3 産業・経済復興							
施策1：情報収集・提供・相談							
(1) 資金需要の把握	振/商/農		●	→	【2-3-1-1】	●	→
(2) 各種融資制度の周知・経営相談	振/商/農				●	→	【2-3-1-2】
(3) 物流の安定・取引等のあっ旋等	振/商/農					●	→
施策2：中小企業の再建							
(1) 再建資金の貸付等	振/商/農		●	→			【2-3-2-1】
(2) 事業の場の確保	振/商/農				●	→	【2-3-2-2】
(3) 観光振興	振/商/農						●

●農林水産部

項目	部署名	緊急対応期	応急復旧期(避難期)			本格復旧、復興準備・始動期	本格復興期		
1. 復興への条件整備									
1.1 復興に関連する応急対応									
施策1: 被災状況等の把握									
(4) すまいと暮らしの再建に関する調査	総/防/建/保/振 /商/農/教/消		●	→		[1-1-1-4]			
2. 分野別復興施策									
2.1 すまいと暮らしの再建									
施策3: 雇用の維持・確保									
(1) 雇用状況の調査	振/商/農		●	→	[2-1-3-1]	●	→ [2-1-3-1]		
(2) 雇用の維持	振/商/農				●	→ [2-1-3-2]			
(3) 離職者の生活・再就職支援	振/商/農/保				●	→ [2-1-3-3]			
2.2 安全な地域づくり									
施策1: 公共土木施設等の災害復旧									
(3) 山地災害対策	農	●	→		[2-2-1-3]	●	→		
(5) 津波・高潮対策	建/農/消	●	→		[2-2-1-5]	●	→		
施策2: 安全な市街地・公共施設整備									
(4) 被災宅地・公共施設の移転・嵩上げ	総/建/農/教					[2-2-2-4]	●	→	
2.3 産業・経済復興									
施策1: 情報収集・提供・相談									
(1) 資金需要の把握	振/商/農	●	→	[2-3-1-1]		●	→		
(2) 各種融資制度の周知・経営相談	振/商/農			●	→ [2-3-1-2]				
(3) 物流の安定・取引等のあっ旋等	振/商/農				[2-3-1-3]	●	→		
施策2: 中小企業の再建									
(1) 再建資金の貸付等	振/商/農		●	→			[2-3-2-1]		
(2) 事業の場の確保	振/商/農				●	→	[2-3-2-2]		
(3) 観光復興	振/商/農						[2-3-2-3]	●	→
施策3: 農林漁業の再建									
(1) 再建資金の貸付等	振/農		●	→		[2-3-3-1]			
(2) 農林漁業基盤等の再建	振/建/農					●	→ [2-3-3-2]	●	→
(3) 防災営農	振/農					●	→ [2-3-3-3]		

●建設部

項目	部署名	緊急対応期	応急復旧期（避難期）	本格復旧、復興準備・始動期	本格復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急対応					
施策1：被災状況等の把握					
(1) 応急対応のための調査	防/建/水/警/消	●	→【1-1-1-1】		
(2) 二次災害の拡大防止に関する調査	防/建/教	●	→【1-1-1-2】		
(4) すまいと暮らしの再建に関する調査	総/防/建/保/振 /商/農/教/消		●	→【1-1-1-4】	
施策2：災害廃棄物等の処理					
(1) 被災家屋の解体・堆積物の撤去	建/環/保	●	→【1-1-2-1】		
(2) 災害廃棄物等の処理	建/環/保	●	→【1-1-2-2】		
2. 分野別復興施策					
2.1 すまいと暮らしの再建					
施策1：緊急の住宅確保					
(1) 被災住宅の応急修理対策	建/商	●	→【2-1-1-1】		
(2) 一時提供住宅の供給	建/商	●	→【2-1-1-2】		
(3) 応急的な住宅の供給計画の検討	建/商		●	→【2-1-1-3】	
(4) 応急仮設住宅の建設	建		●	→【2-1-1-4】	
(5) 入居者の募集・選定と入居後のサポート	建/民/保			●	→【2-1-1-5】
(6) 利用の長期化・解消への措置	建/民/保			●	→【2-1-1-6】
施策2：恒久住宅の供給・再建					
(1) 住宅供給に関する基本計画の作成	総/企/建			●	→【2-1-2-1】
(2) 公営住宅の供給	建/商		●	→【2-1-2-2】	●
(3) 住宅補修・再建資金の支援	建	●	→【2-1-2-3】	●	→【2-1-2-3】
(4) 既存不適格建築物対策	建			●	→【2-1-2-4】
(5) 被災マンションの再建支援	建			●	→【2-1-2-5】
(6) その他各種対策	建	●	→【2-1-2-6】		
2.2 安全な地域づくり					
施策1：公共土木施設等の災害復旧					
(1) 災害復旧	建	●	→【2-2-1-1】		
(2) 土砂災害対策	建		●	→【2-2-1-2】	●
(4) 洪水対策	建		●	→【2-2-1-3】	●
(5) 津波・高潮対策	建/農/消	●	→【2-2-1-4】	●	
(6) 防災活動体制の強化	総/防/建				●
施策2：安全な市街地・公共施設整備					
(1) 復興防災まちづくり方針の作成	総/企/防/建/消	●	→【2-2-2-1】	●	
(2) 基盤未整備地域の整備	建			●	→【2-2-2-2】
(3) 災害危険区域等の設定	建/水			●	→【2-2-2-3】
(4) 被災宅地・公共施設の移転・嵩上げ	総/建/農/教			●	→【2-2-2-4】
施策3：都市基盤施設の復興					
(1) 道路・交通基盤の復興	総/企/建	●	→【2-2-3-1】	●	→【2-2-3-1】
(2) 物流基地・港湾・空港の復興	総/企/建/振/商	●	→【2-2-3-2】		
(3) 公園・緑地等の復興	総/企/建/消			●	→【2-2-3-3】
(4) ライフライン施設の復興	建/水	●	→【2-2-3-4】		●
2.3 産業・経済復興					
施策3：農林漁業の再建					
(2) 農林漁業基盤等の再建	振/建/農			●	→【2-3-3-2】

●水道部

項目	部署名	緊急対応期	応急復旧期(避難期)			本格復旧、復興準備・始動期		本格復興期
1. 復興への条件整備								
1.1 復興に関連する応急対応								
施策1: 被災状況等の把握								
(1) 応急対応のための調査	防/建/水/警/消	●	→	【1-1-1-1】				
2. 分野別復興施策								
2.2 安全な地域づくり								
施策2: 安全な市街地・公共施設整備								
(3) 災害危険区域等の設定	建/水					●	→	【2-2-2-3】 ●
施策3: 都市基盤施設の復興								
(4) ライフライン 施設の復興	建/水	●	→	【2-2-3-4】				【2-2-3-4】 ●

●教育委員会

項目	部署名	緊急対応期	応急復旧期(避難期)			本格復旧、復興準備・始動期		本格復興期
1. 復興への条件整備								
1.1 復興に関連する応急対応								
施策1: 被災状況等の把握								
(2) 二次災害の拡大防止に関する調査	防/建/教	●	→	【1-1-1-2】				
(4) すまいと暮らしの再建に関する調査	総/防/建/保/振/商/農/教/消		●	→	【1-1-1-4】			
2. 分野別復興施策								
2.1 すまいと暮らしの再建								
施策5: 公的サービス等の回復								
(4) メンタルヘルスケアの充実	保/教			●	→	【2-1-5-4】		
(5) 学校の再開	教	●	→	【2-1-5-5】				
2.2 安全な地域づくり								
施策2: 安全な市街地・公共施設整備								
(4) 被災宅地・公共施設の移転・嵩上げ	総/建/農/教						●	→
施策4: 文化の再生								
(1) 文化財等への対応	教		●	→	【2-2-4-1】		●	→
(2) 災害記憶の継承	総/教/消							●
								【2-2-4-2】 ●

●警察本部

項目	部署名	緊急対応期	応急復旧期(避難期)			本格復旧、復興準備・始動期		本格復興期
1. 復興への条件整備								
1.1 復興に関連する応急対応								
施策1: 被災状況等の把握								
(1) 応急対応のための調査	防/建/水/警/消	●	→	【1-1-1-1】				

●消防本部

項目	部署名	緊急対応期	応急復旧期(避難期)	本格復旧・復興準備・始動期	本格復興期	
1. 復興への条件整備						
1.1 復興に関連する応急対応						
施策1:被災状況等の把握						
(1) 応急対応のための調査	防/建/水/警/消	●	→	【1-1-1-1】		
(4) すまいと暮らしの再建に関する調査	総/防/建/保/振/商/農/教/消		●	→	【1-1-1-4】	
2. 分野別復興施策						
2.1 すまいと暮らしの再建						
施策5: 公的サービス等の回復						
(6) ボランティアとの連携	民/保/消		●	→	【2-1-5-6】	
2.2 安全な地域づくり						
施策1: 公共土木施設等の災害復旧						
(5) 津波・高潮対策	建/農/消	●	→	【2-2-1-4】	●	
施策2: 安全な市街地・公共施設整備						
(1) 復興防災まちづくり方針の作成	総/企/防/建/消		●	→	【2-2-2-1】	●
施策3: 都市基盤施設の復興						
(3) 公園・緑地等の復興	総/企/建/消				【2-2-3-3】	●
施策4: 文化の再生						
(2) 災害記憶の継承	総/教/消				【2-2-4-2】	●

(12) 施策事例の索引（「災害復興対策事例集」の事例コード・頁への対応表）

第一章 復興への条件整備

1.1 復興に関連する応急対応

施策1：被災状況等の把握

(1) 応急対応のための被害調査

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
20000401	余震による被害拡大	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	伯太町	I-207
20010101	被害調査への取組み	2001年(平成13年)	芸予地震	広島市	I-223
20010102	被害調査への取組み	2001年(平成13年)	芸予地震	呉市	I-223
20020101	被害調査・被害アンケートの実施	2002年(平成14年)	台風6号洪水	東山町	I-237
20160201	道路・河川の被害状況調査	2016年(平成28年)	台風第10号	帯広市	II-369
20160202	受援による道路・河川の被害状況調査と災害査定	2016年(平成28年)	台風第10号	清水町	II-369

(2) 二次的被害の拡大防止に関する調査

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19950101	被災ビルのアスベスト使用状況調査	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-116
20000402	応急危険度判定に関する住宅被害「巡回相談」の実施	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	鳥取県	I-207
20000403	被災建築物・宅地安全性診断の実施	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	島根県	I-207
20160101	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本県	II-259

(3) 法制度の適用に関する調査

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
20000404	災害救助法適用のための調査	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	伯太町	I-208
20000405	農林業被害の調査	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	鳥取県	I-208
20000406	現地視察への対応状況	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	鳥取県	I-208
20010103	災害救助法の適用の調査	2001年(平成13年)	芸予地震	広島県	I-223
20010104	視察への対応状況・意見	2001年(平成13年)	芸予地震	広島県	I-223
20010105	視察への対応	2001年(平成13年)	芸予地震	呉市	I-224
20040302	商工被害の調査	2004年(平成16年)	台風23号	豊岡市	I-273
20160203	受援による農地・農産物の被害状況把握	2016年(平成28年)	台風第10号	帯広市	II-370
20160204	受援による農地の被害状況把握と災害査定	2016年(平成28年)	台風第10号	清水町	II-370

(4) すまいと暮らしの再建に関する調査

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
20000301	り災証明発行	2000年(平成12年)	東海豪雨	名古屋市	I-199
20000302	住民組織の協力によるり災証明発行の調査	2000年(平成12年)	東海豪雨	名古屋市	I-199
20000407	被害調査で生じた課題	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	米子市	I-208
20000408	市町村への「り災証明」発行の標準手順提示	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	鳥取県	I-209
20000409	市町村の被害調査を支援する民間の建築技術者の派遣	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	鳥取県	I-209
20010201	新基準・運用指針による被害調査	2001年(平成13年)	高知県西南豪雨災害	土佐清水市	I-231
20030201	新基準・運用指針による被害調査	2003年(平成15年)	宮城県北部連続地震	矢本町	I-251
20030202	新基準・運用指針による被害調査	2003年(平成15年)	宮城県北部連続地震	河南町	I-251
20030203	GISを用いたり災台帳の作成	2003年(平成15年)	宮城県北部連続地震	矢本町	I-251
20040301	浸水等による住宅被害の認定に係る内閣府通知の解釈	2004年(平成16年)	台風23号	兵庫県	I-273
20040601	被害認定訓練にもとづく被害調査	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・小千谷市	小千谷市	I-315
20110201	住家の被害認定調査の支援	2011年(平成23年)	台風12号による災害	和歌山県	II-117

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
20130101	住家の被害認定調査	2013年(平成25年)	台風26号による災害	大島町	Ⅱ-151
20140101	被災証明書の発行	2014年(平成26年)	2月14～16日大雪による災害	本庄市	Ⅱ-169
20150301	被災者生活実態調査	2015年(平成27年)	関東・東北豪雨による災害	常総市	Ⅱ-237
20160205	住家の被害認定調査	2016年(平成28年)	台風第10号	帯広市	Ⅱ-370

施策2：災害廃棄物等の処理

(1) 被災家屋の解体、堆積物の撤去

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19770101	被災農業者の雇用による降灰除去	1977年(昭和52年)	有珠山噴火	虻田町	I-23
19820101	水害時の放置車両対策	1982年(昭和57年)	長崎水害	長崎県	I-29
19830201	被災農業者の雇用による降灰除去	1983年(昭和58年)	三宅島噴火	三宅村	I-43
19910101	堆積土砂除去	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	島原市	I-71
19910102	業者委託による降灰除去	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	島原市	I-71
19950103	アスベスト使用建物の解体	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-116
19950104	アスベスト使用建物解体の公費負担	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災		I-117
20000410	被災家屋の解体処理補助金	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	鳥取県	I-209
20000411	危険建物解体処理	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	伯太町	I-209
20090101	災害廃棄物等の処理	2009年(平成21年)	中国・九州北部豪雨	防府市	I-421

(2) 災害廃棄物等の処理

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19930101	漁港内のゴミ・堆積物等の処理	1993年(平成5年)	北海道南西沖地震	奥尻町・北海道・北海道開発庁	I-91
19930201	土砂、水害ゴミ収集・処分	1993年(平成5年)	8月豪雨	鹿児島市	I-103
19930202	風倒木の処理	1993年(平成5年)	8月豪雨	鹿児島市	I-103
19950102	がれき処理の概要	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	国・地方公共団体	I-116
19970101	堆積土砂除去	1997年(平成9年)	針原地区土石流災害	出水市	I-153
20000303	ゴミ処理	2000年(平成12年)	東海豪雨	西枇杷島町	I-199
20000412	廃棄物処理	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	伯太町	I-210
20020102	ゴミ・ガレキ処理	2002年(平成14年)	台風6号洪水	東山町	I-237
20030204	建設リサイクル法への対応	2003年(平成15年)	宮城県北部連続地震	宮城県	I-252
20030205	災害ごみ・がれき処理	2003年(平成15年)	宮城県北部連続地震	矢本町	I-252
20040101	ゴミ・がれき処理等	2004年(平成16年7月)	福井豪雨	福井市	I-261
20040303	災害土砂の再利用	2004年(平成16年)	台風23号	高松市	I-273
20130102	災害廃棄物の処理	2013年(平成25年)	台風26号による災害	大島町	Ⅱ-152
20150101	災害廃棄物等の処理	2015年(平成27年)	口永良部島噴火による災害	屋久島町	Ⅱ-215
20150302	災害廃棄物等の処理	2015年(平成27年)	関東・東北豪雨による災害	常総市	Ⅱ-237
20160102	がれき等の処理	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本県	Ⅱ-260
20160103	被災家屋の解体・撤去	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本市	Ⅱ-261
20160104	一次仮置場	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本市	Ⅱ-263
20160105	がれき等の処理	2016年(平成28年)	熊本地震	益城町	Ⅱ-264
20170101	流木等の除去	2017年(平成29年)	九州北部豪雨	福岡県	Ⅱ-383

1.2 計画的復興への条件整備

施策1：復興体制の整備

(1) 復興本部の設置

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19580101	復旧・復興体制の構築	1958年(昭和33年)	狩野川台風	静岡県	I-5
19590101	復旧・復興体制の構築	1959年(昭和34年)	伊勢湾台風	愛知県	I-11
19600101	復旧・復興体制の構築	1960年(昭和35年)	チリ地震津波	国	I-17
19770102	復旧・復興体制の構築	1977年(昭和52年)	有珠山噴火	北海道	I-23

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19820102	復旧・復興体制の構築	1982年(昭和57年)	長崎水害	長崎県・国土庁	I-29
19830101	復旧・復興体制の構築	1983年(昭和58年)	豪雨	島根県	I-37
19830202	復旧・復興体制の構築	1983年(昭和58年)	三宅島噴火	東京都・三宅村	I-43
19830301	復旧・復興体制の構築	1983年(昭和58年)	日本海中部地震	秋田県・政府	I-49
19850101	復旧・復興体制の構築	1985年(昭和60年)	地附山地すべり災害	長野県	I-55
19860101	復旧・復興体制の構築	1986年(昭和61年)	台風10号	栃木県	I-61
19900101	復旧・復興体制の構築	1990年(平成2年)	茂原市竜巻災害	茂原市	I-66
19910103	復旧・復興体制の構築	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	島原市	I-71
19930102	復旧・復興体制の構築	1993年(平成5年)	北海道南西沖地震	北海道	I-91
19930203	復旧・復興体制の構築	1993年(平成5年)	8月豪雨	鹿児島県	I-103
19930301	復旧・復興体制の構築	1993年(平成5年)	台風13号	鹿児島県	I-108
19950105	復旧・復興体制の構築	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-117
19970102	復旧・復興体制の構築	1997年(平成9年)	針原地区土石流災害	出水市	I-153
19980101	復旧・復興体制の構築	1998年(平成10年8月)	福島県豪雨	福島県	I-163
19990101	復旧・復興体制の構築	1999年(平成11年)	高潮災害・熊本県不知火町	不知火町(現・宇城市)	I-169
20000101	復旧・復興体制の構築	2000年(平成12年)	有珠山噴火災害	国・北海道・市町	I-181
20000102	職員の取組み体制	2000年(平成12年)	有珠山噴火災害	虻田町	I-181
20000103	中長期における復興対策室の役割	2000年(平成12年)	有珠山噴火災害	北海道	I-181
20000201	復旧・復興体制の構築	2000年(平成12年)	三宅島噴火災害	東京都・三宅村	I-191
20000304	復旧・復興体制の構築	2000年(平成12年)	東海豪雨	愛知県	I-199
20000413	復旧・復興体制の構築	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	鳥取県	I-210
20010106	災害危険地対策本部	2001年(平成13年)	芸予地震	呉市	I-224
20010107	復旧・復興体制の構築	2001年(平成13年)	芸予地震	呉市	I-224
20010202	復旧・復興体制の構築	2001年(平成13年)	高知県西南豪雨災害	高知県	I-231
20020103	復旧・復興体制の構築	2002年(平成14年)	台風6号洪水	岩手県	I-238
20030101	復旧・復興体制の構築	2003年(平成15年)	水俣豪雨災害	熊本県・水俣市	I-245
20030206	復旧・復興体制の構築	2003年(平成15年)	宮城県北部連続地震	宮城県	I-252
20040102	復旧・復興体制の構築	2004年(平成16年7月)	福井豪雨	福井県・福井市・鯖江市・美山町	I-261
20040201	復旧・復興体制の構築	2004年(平成16年)	台風16号	宮崎県	I-267
20040304	復旧・復興体制の構築	2004年(平成16年)	台風23号	兵庫県	I-274
20040401	復旧・復興体制の構築	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・新潟市	新潟県	I-283
20040501	復旧・復興体制の構築	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・長岡市	長岡市	I-301
20040602	復旧・復興体制の構築	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・小千谷市	小千谷市	I-315
20040701	復旧・復興体制の構築	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・川口市	川口町	I-331
20050101	復旧・復興体制の構築	2005年(平成17年)	福岡県西方沖地震	福岡市	I-344
20070101	復旧・復興体制の構築	2007年(平成19年)	能登半島地震・石川県	石川県	I-356
20070201	復旧・復興体制の構築	2007年(平成19年)	能登半島地震・輪島市	輪島市	I-369
20070301	復旧・復興体制の構築	2007年(平成19年)	能登半島地震・穴水市	穴水町	I-383
20070401	復旧・復興体制の構築	2007年(平成19年)	新潟県中越沖地震・柏崎市	柏崎市	I-397
20080101	復旧・復興体制の構築	2008年(平成20年)	岩手・宮城内陸地震・栗原市	栗原市	I-411
20110101	復旧・復興体制の構築	2011年(平成23年)	東日本大震災	宮古市	II-9
20110102	復旧・復興体制の構築	2011年(平成23年)	東日本大震災	釜石市	II-9
20110103	復旧・復興体制の構築	2011年(平成23年)	東日本大震災	大槌町	II-9
20110104	復旧・復興体制の構築	2011年(平成23年)	東日本大震災	野田村	II-9
20110105	復旧・復興体制の構築	2011年(平成23年)	東日本大震災	仙台市	II-9
20110106	復旧・復興体制の構築	2011年(平成23年)	東日本大震災	石巻市	II-9
20110107	復旧・復興体制の構築	2011年(平成23年)	東日本大震災	岩沼市	II-10
20110108	復旧・復興体制の構築	2011年(平成23年)	東日本大震災	東松島市	II-10
20110117	応援職員の受入	2011年(平成23年)	東日本大震災	釜石市	II-13

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
20110118	応援職員の受入	2011年(平成23年)	東日本大震災	大槌町	Ⅱ-17
20110119	応援職員の受入	2011年(平成23年)	東日本大震災	石巻市	Ⅱ-19
20110120	応援職員の派遣	2011年(平成23年)	東日本大震災	北九州市	Ⅱ-22
20110121	応援職員の派遣	2011年(平成23年)	東日本大震災	東海市	Ⅱ-25
20110122	応援職員の派遣	2011年(平成23年)	東日本大震災	福岡県	Ⅱ-29
20110123	応援職員の派遣	2011年(平成23年)	東日本大震災	関西広域連合	Ⅱ-31
20110202	復旧・復興体制の構築	2011年(平成23年)	台風12号による災害	和歌山県	Ⅱ-117
20110203	復旧・復興体制の構築	2011年(平成23年)	台風12号による災害	新宮市	Ⅱ-118
20120101	復旧・復興体制の構築	2012年(平成24年)	九州北部豪雨災害	大分県	Ⅱ-133
20120102	復旧・復興体制の構築	2012年(平成24年)	九州北部豪雨災害	八女市	Ⅱ-134
20120103	応援職員の派遣	2012年(平成24年)	九州北部豪雨災害	大分県	Ⅱ-134
20130103	復旧・復興体制の構築	2013年(平成25年)	台風26号による災害	東京都	Ⅱ-154
20130104	復旧・復興体制の構築	2013年(平成25年)	台風26号による災害	大島町	Ⅱ-155
20140102	復旧・復興体制の構築	2014年(平成26年)	2月14～16日大雪による災害	本庄市	Ⅱ-170
20140103	復旧・復興体制の構築	2014年(平成26年)	2月14～16日大雪による災害	埼玉県	Ⅱ-171
20140201	復旧・復興体制の構築	2014年(平成26年)	8月19日からの豪雨災害	広島市	Ⅱ-183
20140301	復旧・復興体制の構築	2014年(平成26年)	御嶽山噴火による災害	木曽町	Ⅱ-201
20150102	復旧・復興体制の構築	2015年(平成27年)	口永良部島噴火による災害	屋久島町	Ⅱ-216
20150201	復旧・復興体制の構築	2015年(平成27年)	箱根山大涌谷噴火警戒レベル上昇による影響	箱根町	Ⅱ-225
20150303	復旧・復興体制の構築	2015年(平成27年)	関東・東北豪雨による災害	常総市	Ⅱ-241
20160106	復旧・復興本部の設置	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本県	Ⅱ-265
20160107	復興推進体制の整備	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本市	Ⅱ-265
20160108	震災復興本部の設置	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本市	Ⅱ-267
20160109	復興本部の設置	2016年(平成28年)	熊本地震	宇土市	Ⅱ-268
20160110	復興本部の設置と中長期派遣職員の受入れ	2016年(平成28年)	熊本地震	益城町	Ⅱ-268
20160111	復興対策本部の設置	2016年(平成28年)	熊本地震	甲佐町	Ⅱ-271
20160112	復興推進室の設置	2016年(平成28年)	熊本地震	南阿蘇村	Ⅱ-272
20160206	復興推進対策本部の設置	2016年(平成28年)	台風第10号	清水町	Ⅱ-371

(2) 復興本部と関係機関の連携

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
20090103	災害対応の検証	2009年(平成21年)	中国・九州北部豪雨	防府市	I-422

施策2：復興計画の作成

(1) 復興計画策定体制

(2) 復興方針の検討

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
20110109	復興方針の検討	2011年(平成23年)	東日本大震災	宮古市	Ⅱ-11
20110110	復興方針の検討	2011年(平成23年)	東日本大震災	釜石市	Ⅱ-11
20110111	復興方針の検討	2011年(平成23年)	東日本大震災	大槌町	Ⅱ-11
20110112	復興方針の検討	2011年(平成23年)	東日本大震災	野田村	Ⅱ-11
20110113	復興方針の検討	2011年(平成23年)	東日本大震災	仙台市	Ⅱ-12
20110114	復興方針の検討	2011年(平成23年)	東日本大震災	石巻市	Ⅱ-12
20110115	復興方針の検討	2011年(平成23年)	東日本大震災	岩沼市	Ⅱ-12
20110116	復興方針の検討	2011年(平成23年)	東日本大震災	東松島市	Ⅱ-12
20130105	復興方針の検討	2013年(平成25年)	台風26号による災害	大島町	Ⅱ-156
20140302	復興方針の検討	2014年(平成26年)	御嶽山噴火による災害	木曽町	Ⅱ-202
20150304	復旧・復興方針の検討	2015年(平成27年)	関東・東北豪雨による災害	常総市	Ⅱ-241

(3) 復興計画の作成

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19580102	復旧・復興計画の策定	1958年(昭和33年)	狩野川台風	静岡県	I-5
19590102	復旧・復興計画の策定	1959年(昭和34年)	伊勢湾台風	愛知県	I-11
19600102	復旧・復興計画の策定	1960年(昭和35年)	チリ地震津波	岩手県	I-17
19770103	復旧・復興計画の策定	1977年(昭和52年)	有珠山噴火	北海道	I-23
19820103	復旧・復興計画の策定	1982年(昭和57年)	長崎水害	長崎県	I-29
19830102	復旧・復興計画の策定	1983年(昭和58年)	豪雨	島根県	I-37
19830203	復旧・復興計画の策定	1983年(昭和58年)	三宅島噴火	東京都・三宅村	I-43
19830302	復旧・復興計画の策定	1983年(昭和58年)	日本海中部地震	秋田県	I-49
19850102	復旧・復興計画の策定	1985年(昭和60年)	地附山地すべり災害	長野県	I-55
19860102	復旧・復興計画の策定	1986年(昭和61年)	台風10号	栃木県	I-61
19900102	復旧・復興計画の策定	1990年(平成2年)	茂原市竜巻災害	茂原市	I-66
19910104	復興計画の策定手順	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	長崎県・島原市・深江町	I-71
19910105	復旧・復興計画の策定	1991年(平成3年)	雲仙岳噴火災害	島原市	I-72
19930103	復旧・復興計画の策定	1993年(平成5年)	北海道南西沖地震	北海道	I-93
19930204	復旧・復興計画の策定	1993年(平成5年)	8月豪雨	鹿児島県	I-103
19930302	復旧・復興計画の策定	1993年(平成5年)	台風13号	鹿児島県	I-108
19950106	復旧・復興計画の策定	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-120
19970103	復旧・復興計画の策定	1997年(平成9年)	針原地区土石流災害	出水市	I-153
19980102	復旧・復興計画の策定	1998年(平成10年8月)	福島県豪雨	福島県	I-163
19990102	復旧・復興計画の策定	1999年(平成11年)	高潮災害:熊本県不知火町	不知火町(現:宇城市)	I-171
20000104	復旧・復興計画の策定	2000年(平成12年)	有珠山噴火災害	国・北海道	I-181
20000202	復旧・復興計画の策定	2000年(平成12年)	三宅島噴火災害	三宅村	I-191
20000305	復旧・復興計画の策定	2000年(平成12年)	東海豪雨	愛知県	I-200
20000414	復旧・復興計画の策定	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	鳥取県	I-211
20010108	復旧・復興計画の策定	2001年(平成13年)	芸予地震	呉市	I-225
20010203	復旧・復興計画の策定	2001年(平成13年)	高知県西南豪雨災害	高知県	I-231
20020104	復旧・復興計画の策定	2002年(平成14年)	台風6号洪水	岩手県	I-238
20030102	復旧・復興計画の策定	2003年(平成15年)	水俣豪雨災害	熊本県・水俣市	I-245
20030207	復旧・復興計画の策定	2003年(平成15年)	宮城県北部連続地震	宮城県	I-253
20040103	復旧・復興計画の策定	2004年(平成16年7月)	福井豪雨	福井県	I-261
20040202	復旧・復興計画の策定	2004年(平成16年)	台風16号	宮崎県	I-267
20040305	復旧・復興計画の策定	2004年(平成16年)	台風23号	兵庫県	I-275
20040402	復旧・復興計画の策定	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・新潟県	新潟県	I-285
20040502	復旧・復興計画の策定	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・長岡市	長岡市	I-302
20040603	復旧・復興計画の策定	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・小千谷市	小千谷市	I-318
20040702	復旧・復興計画の策定	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・川口町	川口町	I-332
20050102	復旧・復興計画の策定	2005年(平成17年)	福岡県西方沖地震	福岡市	I-346
20070102	復旧・復興計画の策定	2007年(平成19年)	能登半島地震・石川県	石川県	I-356
20070202	復旧・復興計画の策定	2007年(平成19年)	能登半島地震・輪島市	輪島市	I-371
20070302	復旧・復興計画の策定	2007年(平成19年)	能登半島地震・穴水町	穴水町	I-384
20070402	復旧・復興計画の策定	2007年(平成19年)	新潟県中越沖地震・柏崎市	柏崎市	I-398
20080102	復旧・復興計画の策定	2008年(平成20年)	岩手・宮城内陸地震・栗原市	栗原市	I-411
20110124	復旧・復興計画の策定	2011年(平成23年)	東日本大震災	宮古市	II-34
20110125	復旧・復興計画の策定	2011年(平成23年)	東日本大震災	釜石市	II-40
20110126	復旧・復興計画の策定	2011年(平成23年)	東日本大震災	大槌町	II-43
20110127	復旧・復興計画の策定	2011年(平成23年)	東日本大震災	野田村	II-45
20110128	復旧・復興計画の策定	2011年(平成23年)	東日本大震災	仙台市	II-46
20110129	復旧・復興計画の策定	2011年(平成23年)	東日本大震災	石巻市	II-50
20110130	復旧・復興計画の策定	2011年(平成23年)	東日本大震災	岩沼市	II-54
20110131	復旧・復興計画の策定	2011年(平成23年)	東日本大震災	東松島市	II-55
20110204	復旧・復興計画の策定	2011年(平成23年)	台風12号による災害	和歌山県	II-118

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
20110205	復旧・復興計画の策定	2011年(平成23年)	台風12号による災害	新宮市	II-118
20120104	復旧・復興計画の策定	2012年(平成24年)	九州北部豪雨災害	大分県	II-136
20120105	復旧・復興計画の策定	2012年(平成24年)	九州北部豪雨災害	八女市	II-138
20130106	復興計画の策定	2013年(平成25年)	台風26号による災害	大島町	II-157
20140202	復旧・復興計画の策定	2014年(平成26年)	8月19日からの豪雨災害	広島市	II-186
20150103	復旧・復興計画の策定	2015年(平成27年)	口永良部島噴火による災害	屋久島町	II-216
20150305	復旧・復興計画の策定	2015年(平成27年)	関東・東北豪雨による災害	常総市	II-242
20160113	「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」の策定	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本県	II-273
20160114	震災復興計画の作成	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本市	II-277
20160115	復旧・復興計画の策定	2016年(平成28年)	熊本地震	宇土市	II-280
20160116	復旧・復興計画の策定	2016年(平成28年)	熊本地震	宇城市	II-282
20160117	復旧・復興計画の策定	2016年(平成28年)	熊本地震	美里町	II-284
20160118	復旧・復興計画の策定	2016年(平成28年)	熊本地震	大津町	II-286
20160119	復旧・復興計画の策定	2016年(平成28年)	熊本地震	高森町	II-287
20160120	復旧・復興計画の策定	2016年(平成28年)	熊本地震	南阿蘇村	II-289
20160121	復旧・復興計画の策定	2016年(平成28年)	熊本地震	御船町	II-292
20160122	復旧・復興計画の策定	2016年(平成28年)	熊本地震	嘉島町	II-297
20160123	復旧・復興計画の策定	2016年(平成28年)	熊本地震	益城町	II-300
20160124	復旧・復興計画の策定	2016年(平成28年)	熊本地震	甲佐町	II-305
20160125	復旧・復興計画の策定	2016年(平成28年)	熊本地震	山都町	II-310
20160126	復旧・復興計画の策定	2016年(平成28年)	熊本地震	球磨村	II-311
20170102	復興計画の策定	2017年(平成29年)	九州北部豪雨	朝倉市	II-383
20170103	復興計画の策定	2017年(平成29年)	九州北部豪雨	東峰村	II-389
20170104	復旧・復興推進計画の策定	2017年(平成29年)	九州北部豪雨	大分県	II-393
20170105	復興計画の策定	2017年(平成29年)	九州北部豪雨	日田市	II-394

施策3：広報・相談対応の実施

(1) 広報

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19950107	マスメディアの活用	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-121
19950108	マスメディアの活用	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-122
19950109	広報誌の発行	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-122
19950110	広報誌の発行	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-122
19950111	聴覚障害者への情報提供	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-122
19950112	総合的な問い合わせ窓口の設置	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-122
20000105	災害広報臨時号の発行	2000年(平成12年)	有珠山噴火災害	虻田町	I-183
20000415	ホームページ広報	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	島根県	I-211
20040503	災害対策本部のマスコミ公開による広報	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・長岡市	長岡市	I-304
20040703	広報紙作成の支援	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・川口町	川口町・練馬区	I-336
20140303	報道対応	2014年(平成26年)	御嶽山噴火による災害	木曾町	II-202
20150202	災害情報の発信	2015年(平成27年)	箱根山大涌谷噴火警戒レベル上昇による影響	箱根町	II-225
20150203	マスメディアへの対応力強化	2015年(平成27年)	箱根山大涌谷噴火警戒レベル上昇による影響	箱根町	II-225
20160127	広報	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本県	II-313
20160128	広報	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本市	II-314
20160129	広報	2016年(平成28年)	熊本地震	大津町	II-315
20160130	広報	2016年(平成28年)	熊本地震	嘉島町	II-316

(2) 相談・各種申請の受付

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
-------	-----	----	-----	-----	---

19950113	被災者福祉なんでも相談の実施	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-123
19950114	外国人相談窓口の設置	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-123
20000106	事業者向け総合的相談・申請窓口の設置	2000年(平成12年)	有珠山噴火災害	虻田町	I-183
20000416	総合的相談・申請窓口の設置	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	米子市	I-211
20000417	面談票による被災者対応	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	安来市	I-212
20070303	くらしの再建カルテ	2007年(平成19年)	能登半島地震・穴水町	穴水町	I-387
20130107	被災者生活支援連絡会の設置	2013年(平成25年)	台風26号による災害	大島町	II-160
20140203	生活再建に関する相談窓口の設置	2014年(平成26年)	8月19日からの豪雨災害	広島市	II-191
20140304	火山防災啓発のための学習会・講演会等の開催	2014年(平成26年)	御嶽山噴火による災害	木曾町	II-202
20160131	外国人被災者の生活相談	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本市	II-316

施策4：金融・財政面の措置

(1) 金融・財政面の緊急措置

(2) 復興財源の確保

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19580103	復興財源の確保	1958年(昭和33年)	狩野川台風	静岡県	I-6
19860103	復興財源の確保	1986年(昭和61年)	台風10号	栃木県	I-62
19930104	市町村財政	1993年(平成5年)	北海道南西沖地震	北海道	I-93
20040104	被災者支援を行う市町村の財政負担に対する支援	2004年(平成16年7月)	福井豪雨	福井県	I-262
20150306	住宅再建に係る市町村事業への支援	2015年(平成27年)	関東・東北豪雨による災害	茨城県	II-244
20150307	中小企業等支援に係る市町村事業に対する支援	2015年(平成27年)	関東・東北豪雨による災害	茨城県	II-245
20150308	被害農家への支援事業の実施と市町村支援	2015年(平成27年)	関東・東北豪雨による災害	茨城県	II-246

(3) 復興基金の設立

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19910106	復興基金の概要	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	雲仙岳災害対策基金	I-74
19930105	復興基金の概要	1993年(平成5年)	北海道南西沖地震	北海道	I-94
19950115	復興基金の概要	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	阪神・淡路大震災復興基金	I-123
20040403	復興基金の設置	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・新潟県	新潟県	I-289
20040404	復興基金	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・新潟県	新潟県	I-289
20070103	能登半島沖地震復興基金	2007年(平成19年)	能登半島地震・石川県	石川県	I-359
20140305	復興基金の設置	2014年(平成26年)	御嶽山噴火による災害	木曾町	II-203
20150309	茨城県関東・東北豪雨被災中小企業復興支援基金の設置	2015年(平成27年)	関東・東北豪雨による災害	茨城県	II-246
20160132	平成28年熊本地震復興基金の設立	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本県	II-318
20160133	災害基金の設立	2016年(平成28年)	熊本地震	高森町	II-319

第二章 分野別復興施策

2.1 すまいと暮らしの再建

施策1：緊急の住宅確保

(1) 被災住宅の応急修理対策

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19950116	住宅応急修理の実施準備から完了までの経過	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-124
19950117	住宅応急修理の実施に関する課題	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-124
19950118	建物修繕のシステムの構築	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災		I-125
19950119	悪徳業者に関する注意喚起	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県・神戸市	I-125
20000418	住宅応急修理への取組み	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	米子市	I-213
20000419	応急修理への上乗せ補助	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	島根県	I-214
20040405	災害救助法の応急修理の特例	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・新潟県	新潟県	I-294

(2) 一時提供住宅の供給

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19910107	一時提供住宅の供給	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	長崎県	I-74
19950121	一時提供住宅の供給	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災		I-126
20000306	市営住宅の提供	2000年(平成12年)	東海豪雨	名古屋市	I-200
20170106	応急賃貸住宅の提供の実施	2017年(平成29年)	九州北部豪雨	日田市	II-372

(3) 応急的な住宅の供給計画の検討

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19950120	応急仮設住宅の建設戸数の算出	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市・兵庫県	I-125
20040306	仮設住宅の代替としての民間アパート借上げ提供	2004年(平成16年)	台風23号	豊岡市	I-275

(4) 応急仮設住宅の建設

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19950122	建設用地の選定基準	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-127
19950123	民有地利用	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-127
19950124	応急仮設住宅の供給	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-127
19950125	ふれあいセンターの設置	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-128
19950126	応急仮設住宅の管理	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-128
19950127	応急仮設住宅の改善対応例	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-128
20040203	自己所有地への仮設住宅設置	2004年(平成16年)	台風16号	椎葉村	I-267
20040504	仮設住宅の環境整備	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・長岡市	長岡市	I-304
20040604	仮設住宅の建設・提供	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・小千谷市	小千谷市	I-321
20110206	応急仮設住宅の供給と入居後のサポート	2011年(平成23年)	台風12号による災害	新宮市	II-122
20160134	緊急の住宅確保	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本県	II-319
20160135	仮設住宅	2016年(平成28年)	熊本地震	益城町	II-320

(5) 入居者の募集・選定と入居後のサポート

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19950128	応急仮設住宅の入居募集	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-128
19950129	応急仮設住宅の入居選定	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-129
19950130	応急仮設住宅における相談業務	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-129
20040605	仮設住宅の建設・提供	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・小千谷市	小千谷市	I-321

(6) 利用の長期化・解消への措置

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19950131	一時入居から正式入居への移行	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-129
19950132	仮設住宅統廃合に伴う移転費用の支援	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	国	I-129
19950133	移転補償費の支給	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	芦屋市	I-129

施策 2：恒久住宅の供給・再建

施策の概要・枠組み

(1) 住宅供給に関する基本計画の作成

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19910108	災害が長期化する中での住宅対策	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	長崎県	I-74
19950134	民間賃貸住宅再建後の課題	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災		I-129
20070404	廉価な住宅供給への取り組み	2007年(平成19年)	新潟県中越沖地震・柏崎市	柏崎市	I-403
20120106	小規模住宅地区等改良事業を活用した地区復興	2012年(平成24年)	九州北部豪雨災害	竹田市	II-139

(2) 公営住宅の供給

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19830103	分散型公営住宅の建設	1983年(昭和58年)	豪雨	島根県	I-38
19910109	供給住宅の種類及び戸数等	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	島原市	I-75
19910110	住宅再建後の被災者の状況	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	島原市	I-75
19930106	公営住宅の整備	1993年(平成5年)	北海道南西沖地震	北海道	I-94
19950135	公営住宅入居募集	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-130
19950136	災害復興公営住宅等の供給	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-130
19950137	家賃の減免措置	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	住宅・都市整備公団	I-131
20070203	寄付された私有地への災害復興公営住宅建設	2007年(平成19年)	能登半島地震・輪島市	輪島市	I-374
20160136	被災者の住まい確保	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本県	II-322
20160140	災害公営住宅の整備	2016年(平成28年)	熊本地震	南阿蘇村	II-335

(3) 住宅補修・再建資金の支援

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19820104	被災者に対する補助事例	1982年(昭和57年)	長崎水害	長崎県	I-30
19900103	住宅の復興資金に対する利子補給	1990年(平成2年)	茂原市竜巻災害	茂原市	I-66
19910111	雲仙岳災害対策基金での住宅再建支援	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	長崎県	I-75
19930107	災害復興住宅利子補給費補助制度の創設	1993年(平成5年)	北海道南西沖地震	奥尻町	I-94
19930205	住宅金融公庫の現場審査の特例	1993年(平成5年)	8月豪雨	鹿児島市	I-103
19950138	阪神・淡路大震災復興基金による住宅再建支援策	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	阪神・淡路大震災復興基金	I-131
19950139	災害復興住宅制度の概要	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市・西宮市・芦屋市	I-131
19950140	私道の復旧制度	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-133
19950141	宅地の被害状況の把握及び二次災害の防止	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県・神戸市	I-133
19950142	擁壁等の補修制度の創設	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	国・兵庫県	I-133
19950143	擁壁等の補修制度の創設	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-133
19950144	被災宅地二次災害防止対策事業補助	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	阪神・淡路大震災復興基金	I-134
19950145	民間宅地擁壁の道路災害復旧事業での復旧	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市・芦屋市・西宮市	I-134
20000420	被災者住宅再建に係る支援	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	鳥取県	I-214
20000421	民家の裏山崩壊対策	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	伯太町	I-215
20010109	住宅金融公庫の利子一括補給	2001年(平成13年)	芸予地震	広島県	I-225
20010110	崖崩れ対応	2001年(平成13年)	芸予地震	呉市	I-225
20030208	被災者住宅再建に係る支援	2003年(平成15年)	宮城県北部連続地震	宮城県	I-253
20030209	がけ崩れ等対策	2003年(平成15年)	宮城県北部連続地震	宮城県	I-254
20040307	住宅再建への各種支援	2004年(平成16年)	台風23号	兵庫県	I-276
20040308	地域再建被災者住宅等支援補助金	2004年(平成16年)	台風23号	京都府	I-276

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
20040406	住宅相談キャラバン隊	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・新潟県	新潟県	I-294
20040407	地元産材木による住宅再建支援	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・新潟県	新潟県	I-294
20070104	住宅再建支援	2007年(平成19年)	能登半島地震・石川県	石川県	I-361
20070403	小規模住宅地区等改良事業による高台宅地の復旧〔番神2丁目〕	2007年(平成19年)	新潟県中越沖地震・柏崎市	柏崎市	I-401
20130108	住宅再建費用に関する独自支援	2013年(平成25年)	台風26号による災害	大島町	II-160
20150310	応急修理や住宅再建に関する独自支援	2015年(平成27年)	関東・東北豪雨による災害	常総市	II-247
20160136	被災者の住まい確保	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本県	II-322
20160137	恒久住宅の供給・再建	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本市	II-331
20160138	恒久住宅の供給・再建	2016年(平成28年)	熊本地震	宇城市	II-333
20160139	土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業	2016年(平成28年)	熊本地震	美里町	II-334
20170107	住宅等の建替え・修繕に対する補助の実施	2017年(平成29年)	九州北部豪雨	日田市	II-395

(4) 既存不適格建築物対策

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19950146	既存不適格建築等への対応方針	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-134
19950147	建築規制の運用例	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-134
19950148	道路整備型グループ再建制度の創設	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-134

(5) 被災マンションの再建支援

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19950149	神戸市震災復興総合設計制度の概要	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-135
19950150	優良建築物等整備事業の特例	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-135
19950151	優良建築物等整備事業	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	芦屋市	I-135
19950152	定期借地権によるマンション再建	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	芦屋市	I-136
19950153	地上権方式による再建	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県住宅供給公社	I-136

(6) その他各種対策

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19820105	住宅金融公庫との連携による相談所の設置	1982年(昭和57年)	長崎水害	長崎県	I-30
19930108	住宅情報・融資制度等の情報提供	1993年(平成5年)	北海道南西沖地震	北海道	I-95
19930109	建設事業者への住宅建設の協力要請	1993年(平成5年)	北海道南西沖地震	奥尻町	I-96
19930206	住宅金融公庫との連携による相談所の設置	1993年(平成5年)	8月豪雨	鹿児島市	I-104
19950154	罹災都市借地借家臨時処理法の申請	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-136
19950155	民間賃貸住宅の入居者への補助	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	伊丹市	I-136
19950156	家財道具保管場所の情報サービス	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	倉庫協会	I-136
19950157	家財道具保管場所の提供	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	芦屋市	I-137
20140204	被災者住宅再建に係る支援	2014年(平成26年)	8月19日からの豪雨災害	広島市	II-192

施策3：雇用の維持・確保

(1) 雇用状況の調査

(2) 雇用の維持

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19910112	雇用維持対策	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	島原市	I-76
19950158	雇用維持対策	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	国・兵庫県	I-137
20140306	雇用対策としてのパトロール隊の組成	2014年(平成26年)	御嶽山噴火による災害	木曾町	II-204

(3) 離職者の生活・再就職支援

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19910113	復職・再就職対策	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	島原市	I-76
19950159	中高年被災者を対象とする各種就労対策の実施	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-137
19950160	公的雇用の創出	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-138
20000107	緊急地域雇用特別対策事業の活用等	2000年(平成12年)	有珠山噴火災害		I-183

施策4：被災者への経済的支援

(1) 給付金等

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19910114	雲仙岳災害対策基金での例	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	島原市	I-77
19950161	災害弔慰金の支給	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市・芦屋市・西宮市	I-138
19950162	災害障害見舞金	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市・芦屋市・西宮市	I-138
19950163	生活福祉資金特別貸付[小口資金貸付]	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災		I-138
20000108	有珠山噴火災害生活支援事業	2000年(平成12年)	有珠山噴火災害	北海道	I-183
20000203	三宅村災害保護特別事業	2000年(平成12年)	三宅島噴火災害	三宅村	I-193
20000307	自動車の被害に対する融資	2000年(平成12年)	東海豪雨	名古屋市	I-200
20040606	災害弔慰金の支給	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・小千谷市	小千谷市	I-322
20160141	生活福祉資金貸付	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本県	II-336

(2) 各種減免猶予等

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19950164	上下水道に関する個人負担への支援措置	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市・西宮市・尼崎市	I-139
19950165	上下水道に関する水道料金の免除	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市・西宮市・芦屋市・宝塚市・明石市	I-139
20000109	減収事業者の事業用固定資産税減免	2000年(平成12年)	有珠山噴火災害	壮瞥町	I-184
20000204	長期避難指示に関する固定資産税の軽減	2000年(平成12年)	三宅島噴火災害	国	I-193
20000308	水道料金の減免	2000年(平成12年)	東海豪雨	名古屋市	I-200
20000309	家屋資産評価額の評価替えの実施	2000年(平成12年)	東海豪雨	名古屋市	I-201
20040309	税の減免等	2004年(平成16年)	台風23号	豊岡市	I-276
20040408	「特定非常災害」の指定による被害者の権利権益の保護等	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・新潟県	国	I-295
20040607	税の減免と被害認定との調整	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・小千谷市	小千谷市	I-322
20110207	地方税等の減免等	2011年(平成23年)	台風12号による災害	那智勝浦町	II-122

(3) 義援金

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19820106	義援金の受付	1982年(昭和57年)	長崎水害	長崎県	I-30
19910115	配布方法	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	島原市	I-77
20030210	義援金の配分	2003年(平成15年)	宮城県北部連続地震	鹿島台町	I-254
20040409	義援金の配分	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・新潟県	新潟県	I-295
20090104	義援金の受付・配分	2009年(平成21年)	中国・九州北部豪雨	防府市	I-423
20160142	義援金の配分	2016年(平成28年)	熊本地震	宇土市	II-337

施策5：公的サービス等の回復

(1) 公共施設の復旧

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
20030211	庁舎の再建	2003年(平成15年)	宮城県北部連続地震	鹿島台町	I-255
20160144	施設等の応急復旧対応と業務継続・再開	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本県	II-338

(2) 医療・保健対策

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19950173	地域医療体制の早期整備対策の実施	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-141
19950175	被災医療機関に対する復旧支援	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災		I-141
20030212	国民健康保険病院の災害復旧	2003年(平成15年)	宮城県北部連続地震	鹿島台町	I-255
20110208	保健師等による訪問対応	2011年(平成23年)	台風12号による災害	新宮市	II-122

(3) 福祉対策

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19910116	災害弱者支援	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	島原市	I-77
19930110	高齢者対策	1993年(平成5年)	北海道南西沖地震	北海道	I-96
19950176	福祉施設の復旧事業	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災		I-142

(4) メンタルヘルスケアの充実

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19950177	被災者のこころのケア対策	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-142
19950178	子どものこころのケア対策	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-142
20000422	震災対策従事者に対する研修	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	鳥取県	I-216
20150104	被災者の心のケア対策	2015年(平成27年)	口永良部島噴火による災害	屋久島町	II-217
20160143	医師・看護師等による避難者等巡回	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本市	II-338

(5) 学校の再開

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19950166	学校教育施設の再建	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-139
19950167	仮設校舎の建設	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-140
19950168	私立学校等に対する復旧支援	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-140
19950169	被災者を対象とした教育支援制度	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	西宮市	I-140
19950170	奨学金の貸与	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	日本育英会	I-140
19950171	大学入試日程の変更情報	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	大学入試センター	I-140
20000110	学校再開手順	2000年(平成12年)	有珠山噴火災害	虻田町	I-184
20000310	授業料等減免	2000年(平成12年)	東海豪雨	名古屋市	I-201

(6) ボランティアとの連携

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19950172	ボランティア活動のコーディネート	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災		I-141
19950174	災害復興ボランティア活動に対する助成	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-141
20040310	被災地を支援する市民活動への助成	2004年(平成16年)	台風23号	神戸市	I-277
20040410	被災地を支援する市民活動への助成	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・新潟県	長岡市等	I-296

2.2 安全な地域づくり

施策1：公共土木施設等の災害復旧

(1) 災害復旧

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
20000311	災害復旧への取組み	2000年(平成12年)	東海豪雨	愛知県	I-201
20000423	余震で被害が増大	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	鳥取県	I-216
20030213	復旧工事の被災地周辺事業者への発注	2003年(平成15年)	宮城県北部連続地震	宮城県	I-255

(2) 土砂災害対策

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19820107	砂防・地すべり施設の整備事例	1982年(昭和57年)	長崎水害	長崎県	I-30
19910117	河川事業との関連例	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	長崎県	I-77
19970104	土石流対策	1997年(平成9年)	針原地区土石流災害	出水市	I-154
20030103	治山、砂防及び農地整備事例	2003年(平成15年)	水俣豪雨災害	熊本県	I-246

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
20040505	高町団地の造成地復旧	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・長岡市	長岡市	I-304
20070405	大規模盛土模造地地滑動崩落防止事業[山本団地]	2007年(平成19年)	新潟県中越沖地震・柏崎市	柏崎市	I-404
20090105	土石流対策	2009年(平成21年)	中国・九州北部豪雨	山口県	I-425
20090106	国の直轄権限代行による砂防事業の実施要請	2009年(平成21年)	中国・九州北部豪雨	防府市	I-427
20130109	土砂災害対策の見直し	2013年(平成25年)	台風26号による災害	東京都	II-161
20140205	砂防設備の復旧・整備に係る調整	2014年(平成26年)	8月19日からの豪雨災害	広島市	II-192

(3) 山地災害対策

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
20030103	治山、砂防及び農地整備事例	2003年(平成15年)	水俣豪雨災害	熊本県	I-246

(4) 洪水対策

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19820108	中島川分水路整備	1982年(昭和57年)	長崎水害	長崎県	I-31
19830104	三隅川河川改修・放水路整備	1983年(昭和58年)	豪雨	島根県	I-38
19860104	茂木町逆川改修	1986年(昭和61年)	台風10号	栃木県	I-62
19930207	甲突川総合治水対策	1993年(平成5年)	8月豪雨	鹿児島県	I-104
19930208	甲突川改修	1993年(平成5年)	8月豪雨	鹿児島県	I-104
19930209	石橋移転・復元事例	1993年(平成5年)	8月豪雨	鹿児島県	I-104
20020105	砂鉄川総合的・緊急治水対策	2002年(平成14年)	台風6号洪水	国・岩手県	I-238

(5) 津波・高潮対策

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19830303	港湾における防潮堤等整備の手順例	1983年(昭和58年)	日本海中部地震	秋田県	I-49
19930111	防潮堤整備	1993年(平成5年)	北海道南西沖地震	北海道・奥尻町・大成町	I-96
19930112	防潮水門の整備	1993年(平成5年)	北海道南西沖地震	奥尻町	I-96
19990103	嵩上げ事業への取り組み	1999年(平成11年)	高潮災害:熊本県不知火町	不知火町(現:宇城市)	I-174

(6) 防災活動体制の強化

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19910118	監視体制、情報連絡体制整備	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	長崎県・島原市	I-77
19970105	予警報・避難システムの整備事例	1997年(平成9年)	針原地区土石流災害	出水市	I-155
20120107	情報伝達体制の整備	2012年(平成24年)	九州北部豪雨災害	八女市	II-143
20150204	関係機関と連携した避難体制の構築	2015年(平成27年)	箱根山大涌谷噴火警戒レベル上昇による影響	箱根町	II-226
20150205	監視・情報伝達システムの整備	2015年(平成27年)	箱根山大涌谷噴火警戒レベル上昇による影響	箱根町	II-228
20160145	減災につながった事前の準備・整備	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本県	II-339
20160146	減災につながった事前の準備・整備	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本市	II-340
20160147	自主防災組織体制の充実と備蓄の実施	2016年(平成28年)	熊本地震	南阿蘇村	II-340

施策 2 : 安全な市街地・公共施設整備

(1) 復興防災まちづくり方針の作成

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19770104	ハザードマップの作成と公表	1977年(昭和52年)	有珠山噴火	虻田町	I-23
19910119	火山災害予想区域図	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	島原市	I-79
19950179	震災復興緊急整備条例	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-142
20040704	中心市街地の復興	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・川口町	川口町	I-337
20050103	住民主体による復興事業への取り組み	2005年(平成17年)	福岡県西方沖地震	福岡市	I-348
20070204	歴史的・伝統的街並みの復興	2007年(平成19年)	能登半島地震・輪島市	輪島市	I-375
20070304	中心市街地の復興	2007年(平成19年)	能登半島地震・穴水町	穴水町	I-389
20160207	過去の被災経験を活かした事前の警戒体制構築	2016年(平成28年)	台風第10号	帯広市	II-372
20160208	過去の被災経験を活かした事前の警戒体制構築	2016年(平成28年)	台風第10号	清水町	II-372

(2) 基盤未整備地域の整備

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19830105	土地区画整理	1983年(昭和58年)	豪雨	三隅町	I-38
19850103	福祉施設の移築事例	1986年(昭和61年)	地附山地すべり災害	長野県	I-56
19950180	重点復興地区等の指定	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-142
19970106	土地区画整理	1997年(平成9年)	針原地区土石流災害	出水市	I-156
20040507	山古志地域での小規模住宅地区等改良事業	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・長岡市	長岡市	I-306
20160209	経験を踏まえた災害対応体制の構築	2016年(平成28年)	台風第10号	帯広市	II-372
20160210	経験を踏まえた災害対応体制の構築	2016年(平成28年)	台風第10号	清水町	II-373
20160211	経験を踏まえた災害情報発信・連携体制と円滑な避難体制の構築	2016年(平成28年)	台風第10号	帯広市	II-374
20160212	経験を踏まえた円滑な災害情報連携体制の構築	2016年(平成28年)	台風第10号	清水町	II-374

(3) 災害危険区域等の設定

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19590103	災害危険区域に係る条例の制定	1959年(昭和34年)	伊勢湾台風	名古屋市	I-12
19600103	津波危険地域の災害危険区域指定	1960年(昭和35年)	チリ地震津波	浜中町	I-17
19770105	建築基準法第39条による災害危険区域	1977年(昭和52年)	有珠山噴火	虻田町	I-24
19830204	建築基準法第39条による災害危険区域	1983年(昭和58年)	三宅島噴火	三宅村	I-44
19910120	建築基準法第39条による災害危険区域	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	島原市	I-80
19930113	全戸移転跡地の災害危険区域の指定	1993年(平成5年)	北海道南西沖地震	奥尻町	I-96

(4) 宅地・公共施設の移転・嵩上げ

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19590104	公共施設への洪水対策	1959年(昭和34年)	伊勢湾台風	名古屋市	I-12
19590105	被災公共施設の整備例	1959年(昭和34年)	伊勢湾台風	愛知県・名古屋市	I-12
19770106	防災集団移転促進事業	1977年(昭和52年)	有珠山噴火	虻田町	I-24
19830205	防災集団移転促進事業	1983年(昭和58年)	三宅島噴火	三宅村	I-44
19860105	土地区画整理事業・激特事業による宅地の移転	1986年(昭和61年)	台風10号	茂木町	I-62
19860106	直轄河川激甚災害対策特別緊急事業による宅地の移転	1986年(昭和61年)	台風10号	下館市旭が丘	I-62
19910121	防災集団移転促進事業	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	島原市	I-80
19910122	安中地域の嵩上げ事業	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	島原市	I-80
19930114	防災集団移転促進事業等	1993年(平成5年)	北海道南西沖地震	奥尻町	I-96
19930115	漁業集落環境整備事業による嵩上げ	1993年(平成5年)	北海道南西沖地震	奥尻町	I-97
19930116	曳家による残存家屋対処	1993年(平成5年)	北海道南西沖地震	大成町	I-97
19930117	文教施設事例	1993年(平成5年)	北海道南西沖地震	奥尻町	I-98
19990104	集落道整備等に関連する嵩上事業	1999年(平成11年)	高潮災害:熊本県不知火町	不知火町(現:宇城市)	I-174

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
20000111	防災集団移転促進事業	2000年(平成12年)	有珠山噴火災害	虻田町	I-184
20040411	防災集団移転に関する特例の実施	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・新潟県	国	I-296
20040608	防災集団移転事業による取り組み	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・小千谷市	小千谷市	I-322
20040705	防災集団移転への取り組み	2004年(平成16年)	新潟県中越地震川口町	川口町	I-337
20110132	防災集団移転促進事業	2011年(平成23年)	東日本大震災	宮古市	II-58
20110133	防災集団移転促進事業	2011年(平成23年)	東日本大震災	釜石市	II-66
20110134	防災集団移転促進事業	2011年(平成23年)	東日本大震災	大槌町	II-68
20110135	防災集団移転促進事業	2011年(平成23年)	東日本大震災	野田村	II-71
20110136	防災集団移転促進事業	2011年(平成23年)	東日本大震災	仙台市	II-73
20110137	防災集団移転促進事業	2011年(平成23年)	東日本大震災	石巻市	II-75
20110138	防災集団移転促進事業	2011年(平成23年)	東日本大震災	岩沼市	II-77
20110139	防災集団移転促進事業	2011年(平成23年)	東日本大震災	東松島市	II-82
20110143	区画整理事業・移転事業等における用地取得の取り組み	2011年(平成23年)	東日本大震災	釜石市	II-97
20110144	区画整理事業・移転事業等における用地取得の取り組み	2011年(平成23年)	東日本大震災	大槌町	II-103
20110145	区画整理事業・移転事業等における用地取得の取り組み	2011年(平成23年)	東日本大震災	野田村	II-107

施策3：都市基盤施設の復興

(1) 道路・交通基盤の復興

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19930303	スクールゾーンの安全確保	1993年(平成5年)	台風13号	蛤良町	I-108
19950181	災害に強い交通ネットワークの構築	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-144
19950186	道路整備計画の見直し	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-145
20000424	路面災害復旧工法の標準パターン作成	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	鳥取県	I-216
20000425	道路改良事業	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	鳥取県	I-216
20030214	道路災害復旧工法の基本方針策定	2003年(平成15年)	宮城県北部連続地震	宮城県	I-255
20040412	一般国道の直轄権限代行による災害復旧事業	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・新潟県	国	I-296
20110141	災害復旧・復興に係る権限代行業業	2011年(平成23年)	東日本大震災	岩手県	II-88
20110142	災害復旧・復興に係る権限代行業業	2011年(平成23年)	東日本大震災	相馬市	II-94
20140104	道路の除雪作業	2014年(平成26年)	2月14~16日大雪による災害	本庄市	II-171
20140206	避難路の整備	2014年(平成26年)	御嶽山噴火による災害	広島市	II-193
20140207	雨水排水設備等の整備	2014年(平成26年)	御嶽山噴火による災害	広島市	II-194
20150105	複数復旧工事の工程調整及び安全確保対策	2015年(平成27年)	口永良部島噴火による災害	屋久島町	II-217
20160148	大規模災害復興法・道路法に基づく直轄代行による道路復旧	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本県	II-341
20160149	大規模災害復興法に基づく直轄代行による村道復旧	2016年(平成28年)	熊本地震	南阿蘇村	II-344
20160150	私道復旧事業	2016年(平成28年)	熊本地震	嘉島町	II-347

(2) 物流基地・港湾・空港の復興

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19950182	港湾関連施設の整備	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-144
19950187	民有の海岸保全施設の復旧・復興	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	阪神・淡路大震災復興基金	I-145
19980103	卸売市場の復興	1998年(平成10年8月)	福島県豪雨	白河市	I-163
20000426	港湾施設復旧	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	鳥取県	I-216
20110140	災害復旧・復興に係る権限代行業業	2011年(平成23年)	東日本大震災	宮城県・国	II-85

(3) 公園・緑地等の復興

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19950183	公園の防災拠点としての整備	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-144
20000427	自然公園の復旧	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	鳥取県	I-216
20160151	共同墓地の復旧支援事業	2016年(平成28年)	熊本地震	甲佐町	II-347

(4) ライフライン施設の復興

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19950184	電線類の地中化の推進	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-144
19950185	集合住宅上下水道復旧工事の遅れ	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災		I-144
20000112	下水道トンネルの復旧	2000年(平成12年)	有珠山噴火災害	虻田町	I-185
20040507	下水道の復旧	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・長岡市	長岡市	I-308
20040609	下水道の復旧	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・小千谷市	小千谷市	I-324
20090107	情報伝達体制の整備・強化	2009年(平成21年)	中国・九州北部豪雨	防府市	I-427

施策4：文化の再生

(1) 文化財等への対応

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19950188	文化財の復旧対策	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-145
20010111	文化財の復興への取り組み	2001年(平成13年)	芸予地震	広島県	I-226
20030215	文化財保全組織	2003年(平成15年)	宮城県北部連続地震	宮城歴史資料 保全ネットワーク	I-255
20160152	平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本県	II-348
20160153	熊本城災害復旧支援金・復興城主制度	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本市	II-350
20160154	国指定重要文化財「通潤橋」復興事業	2016年(平成28年)	熊本地震	山都町	II-351

(2) 災害記憶の継承

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19930118	災害記憶継承への取り組み	1993年(平成5年)	北海道南西沖地震	奥尻町	I-98
19970107	針原川復興記念公園	1997年(平成9年)	針原地区土石流災害	出水市	I-156
20110209	地域の復興事業と合わせた交流施設の新設	2011年(平成23年)	台風12号による災害	新宮市	II-123
20130110	第三者調査委員会による検証の実施	2013年(平成25年)	台風26号による災害	大島町	II-161
20140105	検証報告書の作成	2014年(平成26年)	2月14～16日大雪による災害	埼玉県	II-172
20150311	災害対応検証報告書の作成	2015年(平成27年)	関東・東北豪雨による災害	常総市	II-247

2.3 産業・経済復興

施策1：情報収集・提供・相談

(1) 資金需要の把握

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19950189	被害額の把握	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	兵庫県	I-145
20040312	商工被害の調査	2004年(平成16年)	台風23号	豊岡市	I-277

(2) 各種融資制度の周知・経営相談

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19910123	事業内容に関する周知	1991年(平成3年)	雲仙岳噴火災害	島原市	I-80
19950190	総合相談所の設置	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災	神戸市	I-146
20000113	事業者向け総合相談業務	2000年(平成12年)	有珠山噴火災害	虻田町	I-185
20000428	商工業者の復旧対策	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	西伯町商工会	I-216

(3) 物流の安定・取引等のあつ旋等

施策 2 : 中小企業の再建

(1) 再建資金の貸付等

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19910124	商店街の活性化	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	島原市	I-81
19950191	地域経済復興に関する国の特例措置および地方公共団体独自の施策	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災		I-146
20000114	中小企業に対する金融対策	2000年(平成12年)	有珠山噴火災害	北海道等	I-185
20000205	既往債務に係る利子補給等の実施	2000年(平成12年)	三宅島噴火災害	三宅村	I-193
20000312	商店街共同施設復旧補助金	2000年(平成12年)	東海豪雨	愛知県・名古屋市	I-201
20030216	中小企業の金融対策	2003年(平成15年)	宮城県北部連続地震	宮城県	I-256
20040105	伝統的工芸品産地活性化緊急支援事業	2004年(平成16年7月)	福井豪雨	福井県	I-262
20040312	被災中小企業への支援	2004年(平成16年)	台風23号	兵庫県	I-277
20070105	能登半島沖地震被災中小企業復興支援基金	2007年(平成19年)	能登半島地震・石川県	石川県	I-362
20130111	独自補助制度の創設	2013年(平成25年)	台風26号による災害	大島町	II-162
20160155	中小企業にかかる資金繰り支援	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本県	II-352
20160156	中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業、中小企業組合共同施設等災害復旧補助金	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本県	II-354
20160157	商工会等施設等災害復旧補助金	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本県	II-354
20170108	経営相談会の実施	2017年(平成29年)	九州北部豪雨	中津市	II-396

(2) 事業の場の確保

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19950192	商店街・小売市場共同仮設店舗の整備等	1995年(平成7年)	阪神・淡路大震災		I-148
20000115	仮設店舗の設置	2000年(平成12年)	有珠山噴火災害	虻田町	I-185
20160158	中小企業・小規模事業者の販路開拓支援事業等の活用	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本県	II-354

(3) 観光振興

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19770107	修学旅行誘致	1977年(昭和52年)	有珠山噴火	虻田町	I-24
19910125	火山博物館等	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	島原市	I-81
19910126	火山周辺の砂防施設活用	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	長崎県	I-81
19910127	雲仙岳災害対策基金での例	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	長崎県・島原市	I-81
20000116	観光誘致活動	2000年(平成12年)	有珠山噴火災害	北海道	I-185
20000117	観光客の安全確保に関する指針	2000年(平成12年)	有珠山噴火災害	壮瞥町	I-186
20000118	観光資源の活用・開発	2000年(平成12年)	有珠山噴火災害	北海道等	I-186
20140307	観光客の誘致に関する取組	2014年(平成26年)	箱根山大涌谷噴火警戒レベル上昇による影響	箱根町	II-204
20150206	旅行会社との包括連携協定に基づく観光産業への影響対策	2015年(平成27年)	熊本地震	球磨村	II-229
20160159	観光客誘致事業助成の実施	2016年(平成28年)	熊本地震	球磨村	II-355

施策3：農林漁業の再建

(1) 再建資金の貸付等

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19910128	農林水産業者に対する資金融資等	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	長崎県	I-82
20000119	農業金融対策	2000年(平成12年)	有珠山噴火災害	北海道等	I-186
20000429	アグリマイティー資金の利子補給	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	伯太町	I-217
20030217	農林水産業の金融対策	2003年(平成15年)	宮城県北部連続地震	宮城県	I-256
20040106	営農継続支援	2004年(平成16年7月)	福井豪雨	福井県	I-262
20040313	被害農家への営農指導	2004年(平成16年)	台風23号	兵庫県	I-277
20140106	農業者の営農継続支援	2014年(平成26年)	2月14～16日大雪による災害	本庄市	II-176
20160162	南阿蘇村農地災害復旧費補助金制度	2016年(平成28年)	熊本地震	南阿蘇村	II-359
20160213	独自の農業災害復旧支援制度	2016年(平成28年)	台風第10号	帯広市	II-375
20160214	独自の農地・農業災害復旧支援制度	2016年(平成28年)	台風第10号	清水町	II-375

(2) 農林漁業基盤等の再建

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19910129	雲仙岳災害対策基金による例	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	長崎県	I-84
19910130	経済的支援による効果・影響	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	島原市	I-85
20000430	農林業災害への対応	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	鳥取県	I-217
20000431	農地農業用施設等の復旧	2000年(平成12年)	鳥取県西部地震	鳥取県	I-217
20040314	森林災害に関する復旧対策の検討	2004年(平成16年)	台風23号	兵庫県	I-278
20040315	まいつる農業災害ボランティア派遣事業	2004年(平成16年)	台風23号	舞鶴市	I-278
20040508	農林施設等の災害復旧支援	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・長岡市	長岡市	I-308
20040610	孤立地区等における災害査定	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・小千谷市	小千谷市	I-325
20040706	重機借上料の補助	2004年(平成16年)	新潟県中越地震・川口町	川口町	I-340
20090108	農林施設等の災害復旧に係る職員の受入	2009年(平成21年)	中国・九州北部豪雨	山口県	I-428
20160160	農業・畜産業の経営支援、施設等の応急復旧及び業務継続・再開	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本県	II-356
20160161	大規模災害復興法に基づく農地海岸復旧事業	2016年(平成28年)	熊本地震	熊本県	II-357

(3) 防災営農

事例コード	事例名	年代	災害名	団体名	頁
19910131	雲仙岳災害対策での例	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	長崎県・島原市	I-85
19910132	防災営農対策事業	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	島原市	I-86
19910133	水産業対策	1991年(平成3年)	雲仙・普賢岳噴火	島原市	I-86

第一章 復興への条件整備

1.1 復興に関連する応急対応

1.2 計画的復興への条件整備

第一章 復興への条件整備

1.1 復興に関連する応急対応

1.1 復興に関連する応急対応

施策1：被災状況等の把握

施策2：災害廃棄物等の処理

1.2 計画的復興への条件整備

施策1：復興体制の整備

施策2：復興計画の作成

施策3：広報・相談対応の実施

施策4：金融・財政面の措置

施策1：被災状況等の把握

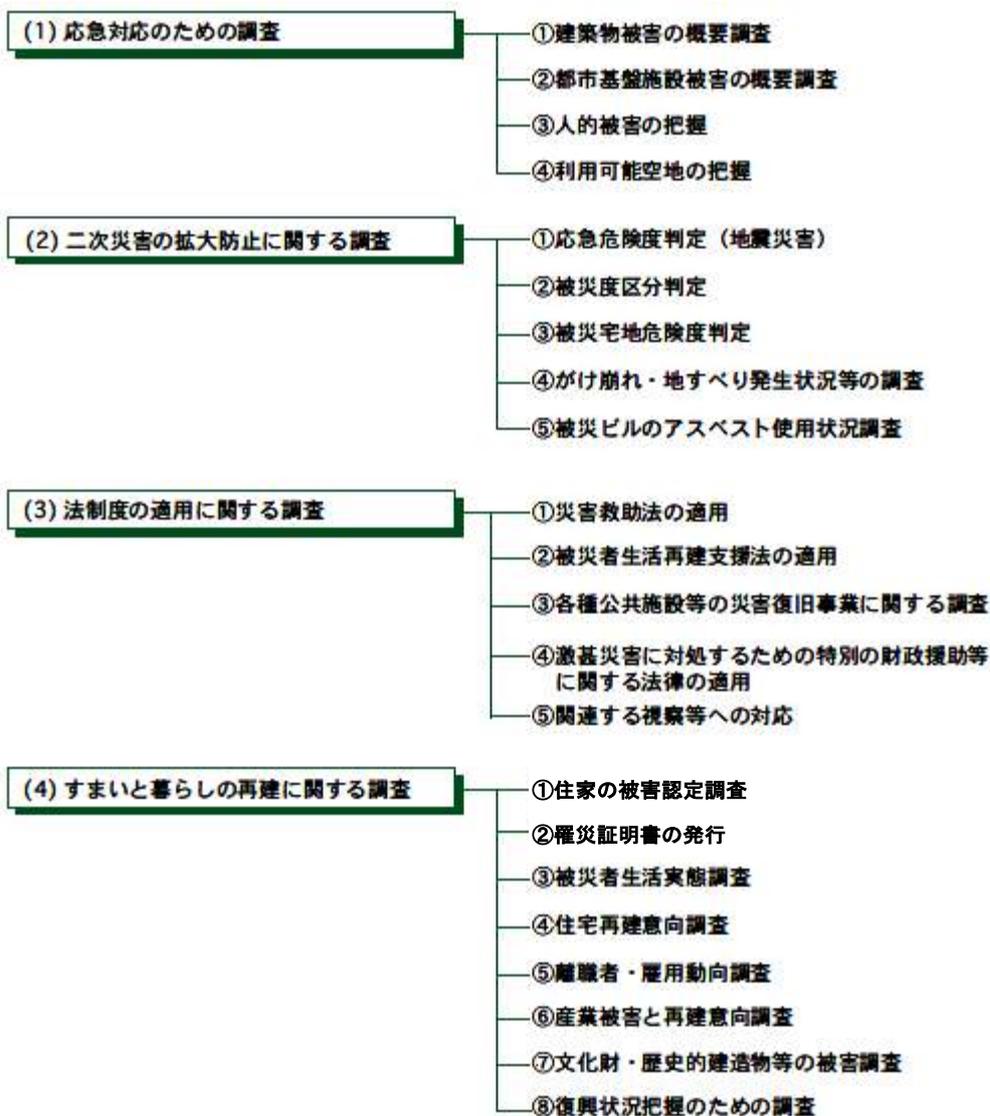
項目： 施策の概要・枠組み

目的

- 以下を目的に、迅速な被害状況、被災者生活実態、復旧・復興状況の把握を行う。
 - 1) 復旧・復興の方向性を決め、復興計画の早期立ち上げを図る。
 - 2) 被災者の置かれている状況をなるべく速く正確に把握し、適切な対応に繋げる。
 - 3) 金融面における当面の措置のための資金需要を想定し、措置する。
 - 4) 被害額を把握・推計し、国による財政的支援の枠組みづくりを要請する。
 - 5) 被災の原因を分析し、復興防災まちづくりに反映する。
 - 6) 復旧・復興の状況を継続的に把握し、タイムリーな施策を実施する。
- ここでは、復興・生活再建に関連の深い調査項目を示す。発災後の取り組みに際しては、調査結果の利用目的を明確にした上で、調査の時期、対象、調査項目等が重複したり、類似の調査が何度も行われたりすることのないよう、適切な調整を行うことが必要である。

全体の
枠組み

■調査の種類



<p>留意点</p>	<p>■調査のマネジメントの重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害は、地域の社会環境を一挙に変化させるため、まずそれがどのような種類・程度の変化なのかを概括的に把握し、対応方針を見出すための調査が急がれる。 ○必要となる調査は多岐にわたり、また調査対象も膨大なものとなるため、1)調査項目、2)調査方法・資機材・移動手手段の確保、3)調査体制構築・人員の確保、4)結果のデータ入力、5)データの分析・利用などに関するマネジメントが重要となる。 <p>■調査の種類・項目、時期、方法に関する全般的な留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調査は基本的に、全体像を把握する調査から始まる。地方公共団体にとっては、特に、要援護者の把握や二次災害防止のための調査は緊急を要する。この際に重要な点は、発災直後の切迫した状況のなかで、いたずらに詳細な調査を実施することは避け、目的を明確化した上で、内容の絞り込み、サンプリング等の活用、代替できる資料の検討や既存統計の活用を勘案した上で調査を実施することである。 ○調査はその後、時間を経るにしたがってより詳細なものへと移行し、以後、継続的に実施される。各種施策の立案・実施、国・関係団体への支援要請のためには、常に被災実態の具体的なデータが求められる。 ○詳細な調査の実施にあたっては、初期の調査結果を参考に、調査計画を立案する。 ○継続的に実施される調査はもとより、把握すべきデータが類似する調査については、できるだけ情報を共有して利用できるような配慮が必要となる。 ○調査を始めとして災害時業務全般で利用される頻度の高い建物データ（構造・用途・階数・延べ床面積、所在地の住居表示と地番、占有者、被災状況など）、世帯情報（世帯主の氏名・年齢、職業・収入、家族構成、被災前住所、現在の連絡先、住宅の被災状況など）について、個人情報保護に配慮した運用・利用方針を作成し、早急にデータベース化を図る。
<p>事前対策</p>	<p>■事前あるいは発災直後に準備すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調査要員の確保のために、技術者等の確保・育成、登録を推進する。 ○被害認定体制の構築や不服申立への対応方策を検討・準備する。 ○調査結果の処理・活用にあたっては、GIS利用、航空写真分析、地質調査、統計解析等の技能が必要となるため、民間調査機関や大学等との連携体制を構築しておく。また、膨大なデータ入力業務に関する外部委託可能性を検討する。 ○被害調査にあたっては、地元詳しい人達の協力が有効である。地域住民等のボランティア、郵便局員などとの連携体制を検討・準備する。 ○被害の予想される建物や施設についてリストを作成しておき、調査の優先順位を決める際などに利用することが有効である。 ○各種公益事業者等も参加する関係機関協議会を設置し、被害・復旧情報等の共有を図る。 ○調査にあたっては、行政内部で保有しているデータを活用することが有効な場合が多いが、目的外使用となるなどのことから活用できない例もある。災害時におけるデータ利用に関する事前検討や関連する条例等の改正を検討する。

施策名：	被災状況等の把握	【1-1-1-1】
項目：	(1) 応急対応のための被害調査	
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> ○以下を目的に、被災地域の被害概要を把握する。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 緊急に必要な対策ニーズの把握 2) 今後の詳細調査体制の検討 3) 土地区画整理、市街地再開発など面的整備が必要な地域の把握 4) 応急的な住宅への需要推計、民間住宅再建・公営住宅供給のスキームづくり 5) 被災者・遺族の生活支援、被災原因の分析と対策の実施 	
項目・手順等	<p>①建築物被害の概要調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発災後数日間に早急な調査を行い、被災地全体の被災状況を把握する。これは、被災者救助、応急的な住宅の必要戸数の推計、ライフライン復旧、市街地復興計画検討、以後の各種調査体制検討など、各種対応の参考資料となる。 1) 被害の調査 <ul style="list-style-type: none"> ○市町村は、発災直後から数日以内には建築物被害の概要調査を実施し、被害概況の把握に努める。 ○被害程度の判定は外観目視による簡便なもので良く、完全に倒壊しているもの、柱・軸組が相当ずれているものなどの概要を把握する。 2) 被害の報告等 <ul style="list-style-type: none"> ○市町村は把握した被害の概要を随時、都道府県に報告する。都道府県はこれを取りまとめ、関連する主務官庁に報告する。 ○調査結果を迅速に集計し、街区単位での被害率の図化、地区別及び全体での建築物被害数の集計を行う。 <p>②都市基盤施設被害の概要調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路・橋梁、鉄道、河川・海岸施設、港湾、上下水道、通信、電力、都市ガス、廃棄物処理施設等について、被害の概要を迅速に調査し、応急復旧や二次災害防止のための措置、各種応急対応計画検討のための資料として活用する。 1) 被害の調査 <ul style="list-style-type: none"> ○各施設管理者・事業者は、それぞれが所管する施設の被害概要の調査を実施する。 ○被害程度の判定は外観目視による簡便なもので良く、当該被害による利用の可否、復旧の難易度、緊急措置や機能代替措置の必要性を判断することに重点を置く。 2) 被害の報告等 <ul style="list-style-type: none"> ○各施設管理者・事業者は、把握した被害の概要を随時、市町村・都道府県に報告する。都道府県はこれを取りまとめ、それぞれの主務官庁に報告する。 ○市町村・都道府県は、これらの調査結果について、関係機関が情報共有するための体制を構築する。そうした体制を活用して、各機能被害の関連を踏まえた復旧順位の検討や各種機能の代替方策を検討する。また、被災者への適切な情報提供に努める。 <p>③人的被害の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人的被害の調査は、次の2つの目的で実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 災害弔慰金・災害障害見舞金支給、義援金配分の実施などの被災者・遺族の生活支援 2) 人的被害の発生要因の把握・分析と復旧・復興対策への反映 1) 人的被害の把握 <ul style="list-style-type: none"> ○警察、消防、医療など関係機関からの情報や、役所への死亡届の提出、火葬・埋葬許可証の申請などを通じて、人的被害の正確な把握に努める。さらに、被災者遺族からの災害弔慰金の申請情報などと併せて、正確な情報管理に努める。 ○遺体については、警察による検視が行われる。遺族が警察による検視を経ずに医師の死亡診断書のみで死亡届を出して火葬するなど混乱した例がある。 2) 身元不明遺体・行方不明者への対処 <ul style="list-style-type: none"> ○身元不明遺体については、警察による身元確認調査が行われる。身元確認ができない場合、地方公共団体は遺骨・遺留品を保管する。 ○行方不明者については、警察が届け出を受けて調査する。なお、当該災害のやんだ後3月間その生死がわからない場合には死亡したものと推定され、災害弔慰金に関する規定が適 	

	<p>用される（弔慰金法第4条）。</p> <p>3) 参考：「関連死」の認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○阪神・淡路大震災では、震災に伴う過労や環境悪化等による病死などの二次的・内科的原因による犠牲者も多く発生した。震災後、病気により死亡した人の遺族からの申し立てが相談窓口によく寄せられ、被災市と旧厚生省による行政解釈に関する協議の結果、「震災に起因したその後の死亡者」についても「震災関連死」として認定された場合には、災害弔慰金の支給対象となった。 ○神戸、尼崎、西宮、芦屋、伊丹、宝塚の6市では震災との因果関係を判断し震災関連死を認定するため、医師・弁護士等からなる委員会を設置している。 <p>④利用可能空地の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種の応急対応、復旧作業の基地、応急仮設住宅の建設、ゴミ・がれき処分のための仮置き場などのために、利用可能な空地の確保は発災後の最重要課題の一つとなる。公有地はもとより、民間所有地についても利用可能な空地を調査し、確保する。 <p>1) 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土地利用現況図、住宅地図などを参考に、利用可能空地を抽出し、現地調査を行う。 ○利用条件に適した空地であれば、即座に所有者を調べ、利用に関する交渉を行う。 ○庁内各部局、各事業者が利用している空地についても情報提供を求め、利用に係る諸条件や利用予定期間を把握する。 <p>2) 情報の共有・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○以後、庁内各部局、各事業者等との情報交換、協議を継続的に行い、空地の効率的な利用について調整する。
<p>留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○噴火災害などで立入が難しい地域の被害調査にあたっては、航空機（航空写真）の利用も想定する。 ○道路・鉄道・河川・海岸など連続する線的施設の被害調査については、ヘリコプターなどの利用も有効である。 ○水害などで面的な浸水被害が予想される場合には、災害発生・拡大中から各種通報や消防・水防団（消防団）情報を地図にプロットするなどして、被害発生地域を把握し、床上被害の発生地域及びその周辺数ブロックを対象に、建築物被害の概要調査を実施する。 ○多くの市民にとって、調査員は、最初に出会う「行政関係者」であり、調査員には被災者からの様々な質問や要請が寄せられる。調査員に返答方法・想定問答を周知したり、各種問い合わせ窓口の一覧（医療、避難、物資、公益事業者、地方公共団体への相談などに関する情報リスト）を携帯させることが必要である。
<p>事例集 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P207 【20000401】 余震による被害拡大（平成 12 年 鳥取県西部地震：伯太町） ・ P223 【20010101】 被害調査への取組み（平成 13 年 芸予地震：広島市） ・ P223 【20010102】 被害調査への取組み（平成 13 年 芸予地震：呉市） ・ P237 【20020101】 被害調査・被害アンケートの実施（平成 14 年 台風 6 号洪水：東山町）
<p>事例集 II</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P369 【20160201】 道路・河川の被害状況調査（平成 28 年 台風第 10 号：帯広市） ・ P369 【20160202】 受援による道路・河川の被害状況調査と災害査定（平成 28 年 台風第 10 号：清水町）

施策名： 被災状況等の把握

【1-1-1-2】

項目： (2) 二次的被害の拡大防止に関する調査

趣旨・概要

- 以下を目的として、関連調査を迅速に行い、二次的被害の拡大を防止する。
 - 1) 被害の拡大や二次災害防止のために危険箇所を把握し、避難の指示・勧告、立入禁止措置など危険性の周知、警戒避難体制の整備を行う。
 - 2) 健康や環境汚染、衛生状況の悪化による健康被害の発生を防止する。

項目・手順等

- ① 応急危険度判定（地震災害）
- 地震後の被災建築物の余震等による倒壊の危険性、および落下物の危険性等を判定し、その建築物と敷地や周囲の建築物の当面の使用の可否を決めることにより、二次的災害を防止する。
 - また、建物の使用に不安を持つ被災者に情報を提供することで、避難所などからの被災者の帰宅を促進する。
 - 応急危険度判定は、地震被害を受けた建築物に適用するもので、その他の原因（台風等）によって被害を受けた建築物の危険度の判定については、原則として適用されない。
 - 応急危険度判定は、罹災証明書発行のための被害認定や被災建築物の恒久的使用の可否の判定などの目的で行われるものではない点に留意する。被災建築物の恒久的使用の可否の判定や復旧に向けての構造的な補強の要否の調査判定のためには、別途「被災度区分判定基準」が適用される。
- 1) 調査の方法
- 市町村は、都道府県に応急危険度判定の実施を要請する。市町村では主に建築関連部局が中心となって、都道府県で育成・登録が進められている応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の協力を得て実施する。
 - 都道府県は、判定用紙・判定ステッカー、関連資機材を準備する。
 - 市町村は、被災可能性の高い建物や緊急に使用の可否を判定する必要がある建物データに関するリストを準備しておく。また、調査用地図、移動手段の提供等についても都道府県と連携しつつ準備する。
 - 調査対象となる建物が多数ある場合には、共同住宅など一定の建築物に対して実施し、調査の対象とならない建物に対しては相談窓口を設けるなどの対応を実施する。
 - 迅速に調査を行い、その結果を、施設所有者・利用者に伝える。
- 2) 広報・問い合わせ対応
- 応急危険度判定は、引き続き実施される被災度区分判定、罹災証明書発行のための被害認定などと混同されやすく、広報や調査の際における説明（パンフレット配布など）に心がける。
 - 問い合わせ受付電話などを設けて対応する。
- 3) 参考：避難所として使用される施設の応急危険度判定
- 避難所として使用される施設について、その使用の可否を目的とした調査判定を行う場合は、余震等に対する安全性の検討はより慎重に細部にわたって行う必要がある。また、建築物内外部の構造安全性だけでなく、電気、上下水道、ガス、通信等の設備に関する安全性と使用性の調査が入念にされなければならない。
 - 文部科学省は、被災文教施設の設置者等が、応急危険度判定を実施することが困難となった場合に備え、その要請に応じ調査団を派遣できる支援体制を整備するため、「被災文教施設応急危険度判定に係る技術的支援実施要領」を定めた（平成8年9月）。この要領に基づき、文教施設応急危険度判定士の名簿登録が行われている。
 - また、文部科学省は、「被災文教施設応急危険度判定方法について」（平成26年7月）に基づき、文教施設に特化した調査票の変更、定期的な研修会開催による人材養成を行っている。
- ② 被災度区分判定
- 被災度区分判定は、応急危険度判定に引き続き実施される、建物の継続使用に関する安全性についての調査である。
 - 被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、被災前の状況に戻すだけで良いか、またはより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的としている。

1) 方法

- 原則として建築主の依頼により、建築の専門家が被災した建物の損傷の程度及び状況を調査するものであり、調査に関する受付・相談窓口を設けるなどの対応を実施する。
- 専門家の紹介や斡旋に際しては、関連団体、応急危険度判定士等に協力を要請する。

2) 参考

- 被災度区分判定の方法については、「震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針」(財団法人 日本建築防災協会)が示されている。

③被災宅地危険度判定

- 擁壁・のり面等を含む建築物の敷地(宅地)の余震や降雨による崩壊危険等を判定し、その結果を表示するものである。(「図1.1.1-1 応急危険度判定・被災度判定」を参照)

1) 方法

- 被災宅地危険度判定士は、被災地で地元の市町村又は都道府県の要請により被災宅地危険度判定を行う技術者である。
- 危険度判定は擁壁・のり面等を含む建築物の敷地(宅地)が対象となる。判定作業は2～3人が1組になって、調査票などの定められた基準により、危険度を判定する。
- 被災宅地危険度判定の結果については3種類の「判定ステッカー」を宅地の見やすい場所に表示して、その宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の近くを通る歩行者にも安全であるかどうかを簡単に分かるように表示等を行う。

2) 参考

- 被災宅地危険度判定制度は、阪神・淡路大震災を契機に創設された。この制度は、従来の地方公共団体職員だけでなく、官民間問わず知識、技術のある被災宅地危険度判定士を認定登録するもので、大規模な地震や大雨などのために、宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、登録された被災宅地危険度判定士が被害の状況を早く的確に把握して、被災宅地の危険度の判定を行うものである。この判定制度の円滑な実施・運用を図るため、被災宅地危険度判定連絡協議会が平成9年5月に発足している。

④がけ崩れ・地すべり発生状況等の調査

- がけ崩れや地すべりの発生状況を把握し、被害の拡大、二次災害の発生を防止するための応急措置、応急復旧工事等を実施するとともに、本格復旧・復興計画の基礎資料とする。

1) 方法

- 土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害発生箇所を対象に調査を実施する。調査は、主に都道府県砂防担当部署職員が中心となって、関係機関、専門家等の協力も得ながら実施する。
- なお、危険な箇所が発見された場合には、避難勧告等の措置、観測・監視機器等の設置、警戒基準雨量や余震震度の設定などの警戒避難対策を実施する。
- 上記調査に際しては、対象が広範囲にわたり、また、地中の岩盤風化や亀裂など目視によって確認できない危険箇所もあることから、発災前後の航空写真による比較、ヘリコプターによる空中探査なども併行して実施する。

⑤被災ビルのアスベスト使用状況調査

- 吹き付けアスベストについては、呼吸器への影響や発ガン性が指摘され、昭和50年代以降使用禁止となっている。地震などで被害を受けた建物を解体撤去する場合には、アスベスト飛散防止に関する十分な対策が必要となる。しかし、アスベスト使用の有無が明らかになっている建物は少ないため、全半壊ビルなどについて早急に使用実態を把握し、工事業者への指導、工事の監視などを行う。
- 吹き付けアスベスト除去工事に関しては、一定面積以上の定められた工事について、都道府県知事に届け出なければならない。しかし、ビルの解体・撤去工事に伴うアスベスト除去工事は、相当な費用を要することから、届け出による把握だけでなく、使用実態の調査を実施することが望ましい。

1) 方法

- 被災ビルの所有者に対して、アスベストに関する警告と解体工事に伴う届け出の実施を広報する。
- 全・半壊ビルを対象に、アスベスト使用可能性の調査を行う。調査にあたっては環境省や日本石綿工業会の協力を要請する。
- 調査の結果、アスベスト使用可能性があるビルについては、所有者、解体工事請負業者に警告を発し、工事業者への指導、工事の監視などを行う。

2) 参考

- 大気汚染防止法による吹き付けアスベスト除去工事届け出（法第18条の15）特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、総理府令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではない。
- 平成17年2月24日に、「石綿障害予防規則」が制定された。今後、建築物の解体等の作業における石綿対策については、この規則に従って実施されることとなる。
- 阪神・淡路大震災では、公費による解体工事の対象となったビルについては、アスベスト除去工事費についても、公費負担の対象となった。

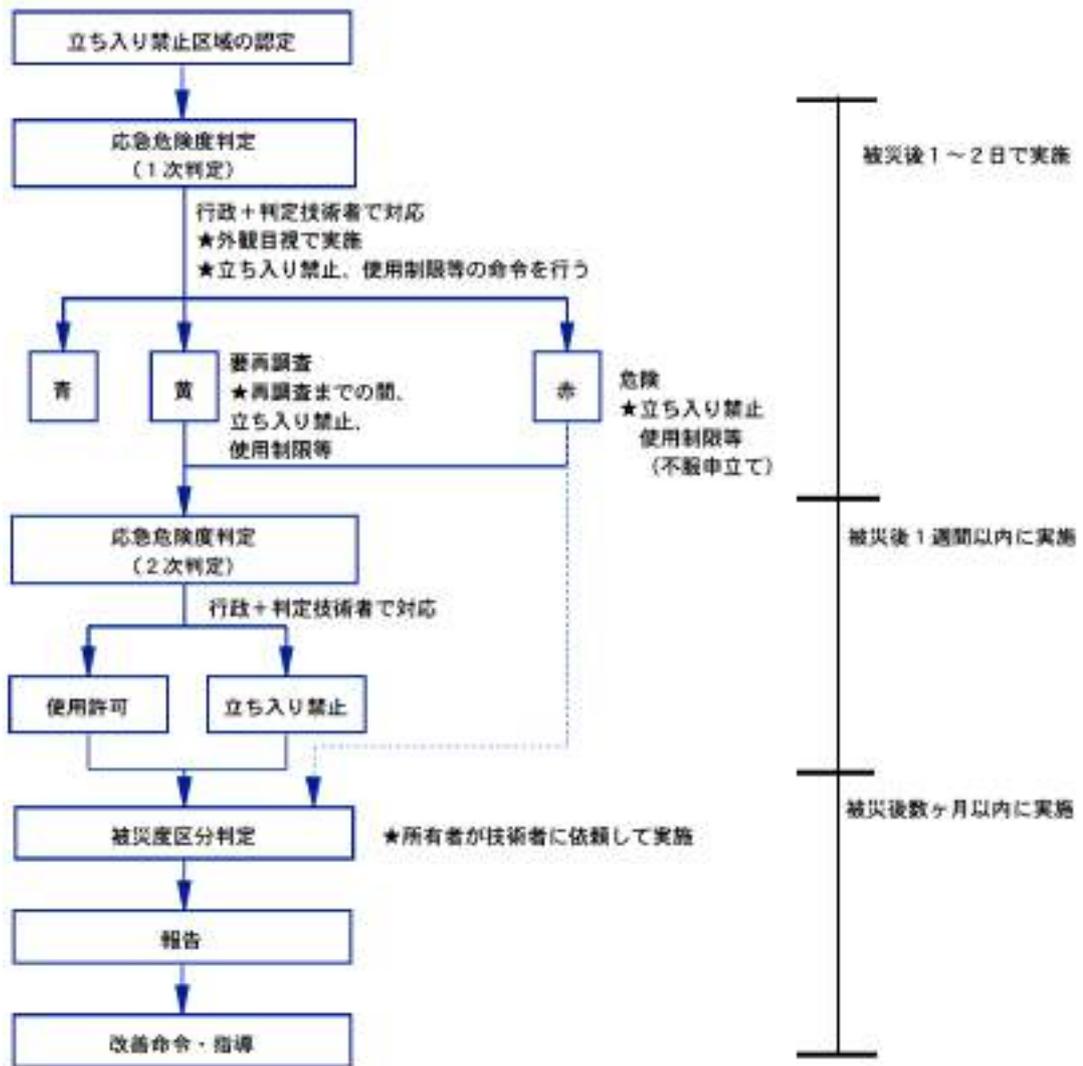


図1.1.1-1 応急危険度判定・被災度判定の考え方

<p>事例集 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P116 【19950101】被災ビルのアスベスト使用状況調査（平成7年 阪神・淡路大震災：神戸市） ・P207 【20000402】応急危険度判定に関する住宅被害「巡回相談」の実施（平成12年 鳥取県西部地震：鳥取県） ・P207 【20000403】被災建築物・宅地安全性診断の実施（平成12年 鳥取県西部地震：島根県）
<p>事例集 II</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P259 【20160101】被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定（平成28年 熊本地震：熊本県）

施策名： 被災状況等の把握

【1-1-1-3】

項目： (3) 法制度の適用に関する調査

趣旨・概要

- 法制度等の適用による災害救助や復旧費用等の確保は、被災者支援と地方公共団体の財政にとって非常に重要である。
- 対象となるすべての費用の申請と、各種の補助など法制度の適用について、必要な情報の記録、申請書類の作成を行う。大規模災害では、これらの作業は膨大な事務量となるため、できるだけ迅速かつ効率的に進める必要がある。

項目・手順等

①災害救助法の適用

- 災害救助を迅速・的確に実施するとともに、救助費用に関する申請事務を適切に行う。

1) 方法

- 市町村は、把握した被害について、随時その概要を都道府県に報告する。
- 都道府県は、市町村から収集した情報を内閣府に報告し、災害救助法の適用について検討の上、決定する。
- また都道府県は、応急救助の程度、方法や特別基準の要否等の実施方針について、内閣府と連絡を密にして救助に当たる。
- 救助実施市に指定されると、市町村が救助の実施主体として自らの事務で被災者の救助を行うことを可能となり、救助に要した費用の一部を国が負担するため、救助実施市制度の活用も検討する。

2) 留意点

- 「災害救助事務取扱要領、平成27年7月、内閣府」では、人口規模に応じた滅失世帯数に満たない場合でも、内閣府令第3号及び第4号として、「災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、市町村で多数の世帯の住家が滅失した場合」、「多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、府令で定める基準に該当する場合」とされている。また、注釈にも、「夜間等で被害状況の確認が困難な場合に、多数の者が死傷し、又は危険にさらされ、迅速な救助が必要であれば、第4号に該当することができる」と弾力的な運用が示されている他、適用となった事例が参考として紹介されており、各地方公共団体は、一般基準に縛られることなく、災害の様態に応じた必要な対策を検討実施する必要がある。
- また、救助の長期化が見込まれる場合などには、延長を求める。
- 近年に類似の災害を経験した地方公共団体などに速やかに支援を求めることで、必要な情報の記録、申請書類の作成を効率的に進めるためのアドバイスが得られる。

3) 事前準備

- 災害救助法で国庫負担の対象となる応急救助の程度、方法、過去の特別基準の例、諸手続きなどについて理解し、マニュアルを準備したり、情報の記録・申請等に関するシステム構築を行う。

4) 参考資料

- 「災害救助事務取扱要領、平成27年7月、内閣府」

②被災者生活再建支援法の適用

- 被災者生活再建支援法の適用を受け、居住する住宅が全壊するなどした被災者に対して被災者生活再建支援金を支給する。

1) 方法

- 市町村は、住宅の被害状況等を把握するための被害認定調査を行い、随時調査状況を都道府県に報告する。
- 全壊世帯数が市町村で10世帯以上、または都道府県で100世帯以上ある場合などには同法の対象となる。(施行令第1条)

2) 留意点

- 同法が適用された場合、市町村は、制度対象者への迅速な周知に努める必要がある。

③各種公共施設等の災害復旧事業に関する調査

- 次のような公共施設等に関する法制度により、災害復旧・復興への財政的援助を受ける。
- 1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(農林水産省・国土交通省)

	<p>2) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（農林水産省）</p> <p>3) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（文部科学省）</p> <p>4) 公営住宅法（国土交通省）</p> <p>5) 鉄道軌道整備法（国土交通省）</p> <p>6) 空港整備法（国土交通省）</p> <p>1) 方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害復旧事業に関する調査は、各施設の所管部署が実施する。 ○都道府県は、市町村からの報告を取りまとめ、国に報告する。 ○災害復旧事業については、災害査定に向けて、当該災害による被災であることを明らかにすること、被災状況を正確に把握して伝えることが求められる。 <p>⇒災害復旧事業に関する調査の詳細については、「第二章 2.2 安全な地域づくり、施策 1：公共施設等の災害復旧」を参照。</p> <p>④激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○激甚法の適用を受け、災害復旧・復興に関する財政的援助を受ける。 <p>1) 方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県（所管課）は、市町村からの被害状況報告に基づいて被害状況等を検討し、都道府県内において著しく激甚である災害が発生したと判断される場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、必要な調査を実施する。 ○市町村は、都道府県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。 ○都道府県（所管課）は、上記調査の結果、激甚法に定める激甚災害が発生したと認められるときは、消防防災担当課に対しその旨を報告する。 ○都道府県（所管課）は、当該所管課と連携を図りながら、国（内閣府）に対し激甚法に基づく激甚災害の指定を働きかけるなど、早期に激甚災害の指定が受けられるよう努める。 <p>⑤関連する視察等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害後には、国会議員、中央省庁からの視察が相次ぐ。こうした視察への対応は、被害の実態について正確な認識を得るために、重要である。 ○災害後の視察は、突然に実施されることも多く、被害状況等について、適宜取りまとめを行っておき、提供する必要がある。各地方公共団体は、資料の取りまとめ、視察対応などの担当部署を定めて対応する。 ○また、必要に応じて各部署からの情報をもとに要望事項を準備する。
<p>事例集 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P208 【20000404】 災害救助法適用のための調査（平成 12 年 鳥取県西部地震：伯太町） ・ P208 【20000405】 農林業被害の調査（平成 12 年 鳥取県西部地震：鳥取県） ・ P208 【20000406】 現地視察への対応状況（平成 12 年 鳥取県西部地震：鳥取県） ・ P223 【20010103】 災害救助法の適用の調査（平成 13 年 芸予地震：広島県） ・ P223 【20010104】 視察への対応状況・意見（平成 13 年 芸予地震：広島県） ・ P224 【20010105】 視察への対応（平成 13 年 芸予地震：呉市） ・ P273 【20040302】 商工被害の調査（平成 16 年 台風 23 号：豊岡市）
<p>事例集 II</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P370 【20160203】 受援による農地・農産物の被害状況把握（平成 28 年 台風第 10 号：帯広市） ・ P370 【20160204】 受援による農地の被害状況把握と災害査定（平成 28 年 台風第 10 号：清水町）

施策名： 被災状況等の把握

【1-1-1-4】

項目： (4) すまいと暮らしの再建に関する調査

趣旨・概要

- 被災者の生活再建支援の前提となる各種の基礎調査は、発災後、可能な限り速やかに実施することが求められる。
- 大規模災害では、これらの各種基礎調査は膨大な事務量となるため、可能な限り迅速かつ効率的に進める必要がある。
- 平成25年6月の災害対策基本法改正で、被災者からの申請を受け、罹災証明書を遅滞なく交付することとともに、実効性のある体制整備を行うことが市町村に義務づけられた。
- 被災者の生活再建支援を中核としつつ、生活再建の一翼を担う産業復興等を推進する観点からも、遅滞なく実施することが求められる。

項目・手順等

①住家の被害認定調査

- 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査しなければならないとされている。
- 調査期間は、災害の規模等によるが、大規模災害発生の場合でも1ヶ月以内を目途に実施することとする。
- 調査実施部署については、主に税務（固定資産税関係）、建築、防災、消防（火災被害）関係部署の職員が従事するが多い。

■方法

- 住家の被害認定調査はおおむね次のフローで実施する。
- ただし、スムーズに体制構築を行うためには、被災経験のある自治体や関連団体の支援を受けることも必要であるほか、平時から職員に対し住家の被害認定調査に係る研修を行うこと等の事前対策が重要である（詳細は「事前対策」を参照）。
 - a. 調査計画の策定
 - b. 調査体制の構築
 - c. 資機材等の調達
 - d. 研修の実施
 - e. 被害認定調査実施に関する広報
 - f. 調査員の1日の流れの確認
 - g. 情報伝達ミーティング
 - h. 現地調査
 - i. 情報共有ミーティング
 - j. 調査結果の整理
 - k. 翌日への準備

■参考：災害に係る住家の被害認定基準

- 「災害の住家の被害認定基準」は、災害時の被害状況の報告のため、関係各省庁の通達等により定められていたが、各省庁間の差異をなくすため昭和43年に統一され、近年の住宅構造や仕様変更等を踏まえ、平成13年に改定された（「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知））。また、平成16年の被災者生活再建支援法の改正に伴い、判定基準として「大規模半壊」が追加された（「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（平成16年4月1日府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知））。

■参考：災害に係る住家の被害認定基準運用指針

- 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年6月改定、内閣府）では、市町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定調査を迅速かつ的確に実施できるよう、住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めている。

■参考：災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き

- 「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（平成27年3月改定、内閣府）を定め、具体的な体制構築と実施方法について定めている。

②罹災証明書の発行

- 罹災証明書は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、法令上明示的な位置付けはないものの、災害対策に関する市町村の自治事務の一つとして、かねてより災害発生時に被災者に交付されてきた。
- 平成25年6月に改正された災害対策基本法において、被災者から申請があったときは罹災証明書を遅滞なく交付することが市町村に義務づけられた。
- 被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たしている。

■方法

- 罹災証明書の発行はおおむね次のフローで実施する。
 - a. 交付体制の整備
 - b. 罹災証明書交付台帳の作成
 - c. 罹災証明書交付の広報
 - d. 罹災証明書の交付
 - e. 再調査依頼の受付・再調査の実施

③被災者生活実態調査

1) 生活実態調査

- 当面の生活に困窮している世帯を把握し、適切な支援策を検討するための調査を実施する。
- 避難所や応急的な住宅での訪問による聞き取り調査が基本となる。特に高齢者等の場合、アンケートへの回答が難しいケースもあり、注意が必要である。被災者が多い場合には発災後初期にはサンプリング調査を行い、その後、悉皆調査やアンケート調査を行う。なお、遠隔地に疎開している被災者についても、マスコミ広報等や郵便局の協力を通じて所在地を把握し、調査を行う。また、生活実態の把握は、継続的に実施する。
- 項目：
 - a. 生活実態調査：被災前の生活状況（収入、資産等）、資産被害、収入の減少及び支出増加、生活上の問題点 等。
 - b. 健康調査：避難所・応急的な住宅の長期化に伴う健康状況の調査（生活行動、食生活、ストレス、アルコール中毒、慢性疾患等）及び被災者・児童、行政職員等の心の健康に関する調査 等。

2) 要援護者・世帯調査

- 急増する福祉ニーズに緊急に対処し、さらに将来の福祉に関する復興プランを策定するための調査。
- 次の2種類の調査を行う。
 - a. 緊急調査：保健所職員、ホームヘルパー、民生委員等が中心となり、要介護高齢者・障害者及び要保護児童について、避難所や応急的な住宅への入居者、在宅の被災者、各種施設入所者に対する調査を行う。
 - b. 抽出調査：福祉ニーズの変化を客観的に把握し、福祉に関する復興プランを策定するために、無作為抽出等によって、要援護者・世帯の実態を調査・分析する。
- 項目：
 - a. 安否確認、身体状況等の変化、緊急ショートステイや緊急一時受入施設の必要性。
 - b. ホームヘルプサービス、デイサービス、入浴サービス、日常生活用具、補装具の支給、障害者手帳等の再交付、応急仮設住宅における改修のニーズ 等。

④住宅再建意向調査

- 住宅被災者の再建について適切な支援策を検討すること及び地方公共団体が各種事業制度の適用により被災宅地の整備や移転、公営住宅の供給等を行おうとする場合に、事業計画の検討を行うために実施する。
- 被災地が一定程度落ち着きを取り戻した段階で、訪問による聞き取り調査又はアンケート調査を行う。
- 項目：被災住宅の概要（位置、宅地面積、住宅面積、附帯施設、住宅と兼ねる用途、構造、築年数）、被害箇所・程度、関連事業に関する意向、住宅確保方法の意向（補修、再建、購入、公営住宅入居等）、確保する住宅に関する意向（位置、宅地・住宅面積、その他）、資金・既往債務 等。

⑤離職者・雇用動向調査

- 被災者の雇用を確保するために、雇用実態を正確に把握する。
- 被災地を管轄する公共職業安定所からの情報収集及び業界団体への問い合わせを行う。また、業界団体を通じた従業員過不足実態に関するアンケート調査等を実施する。
- 項目：雇用保険の失業給付受給者、有効求人倍率、業種別従業員過不足実態 等。

⑥産業被害と再建意向調査

1) 商工業、農林水産業被害調査

- 緊急融資の資金需要把握と復興施策の検討及び、激甚法、天災融資法、中小企業信用保険法等の適用や関連事業の適用を受けるために実施する。
- 被災事業者及び事業協同組合等に対して、聞き取り調査、アンケート調査を実施する。
- 項目：各事業者における災害前の状況（売り上げ・生産高等）、直接被害状況・被害額、間接被害額（売上減）、既往債務、再開意向及び再建への課題等、事業協同組合等の共同施設に関する直接被害状況・被害額。

2) 経営者に対する再建意向調査

- 被災事業者の再建・継続意思、再建にあたっての問題点・要望を把握し、適切な支援を検討する。
- 相談窓口における意向把握、聞き取り調査、アンケート調査、事業者団体からの情報収集等を行う。
- 項目：再建や継続への意向、被害額、取引先の状況、再建時の希望（事業規模・内容・高度化等）、再建にあたっての問題点等。

⑦文化財・歴史的建造物等の被害調査

- 国・地方公共団体の指定する文化財やその候補、（一社）日本建築学会等から一定の評価を与えられた歴史的建造物などのいわゆる「未指定文化財」、その他民家等に保管されている歴史的資料など、被災地において次世代に受け継いでいくべき財産に関する早急な被害調査と修理・保護の呼びかけを行う。また、埋蔵文化財の存在が周知されている埋蔵文化財包蔵地における建物被害を把握し、再建等に関する埋蔵文化財発掘調査に関する対処方を検討する。
- 文化庁や関連機関、周辺地方公共団体等の協力を得ながら、教育委員会が中心となって調査する。
- 項目：被害状況、修理・保護の呼びかけ及び意向、保管要望等。

■参考：東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣事業）

- 東日本大震災で被災した数多くの文化財建造物の被災状況を調査するため、一般社団法人日本建築学会と協力し、東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣事業）を実施し、関係機関の協力を得て、建築士等の専門家から成る「文化財ドクター」を派遣し、被災地での効率的かつ効果的な調査を行うとともに、復旧に向けた技術的支援を実施した。

⑧復興状況把握のための調査

- 被災地の復興状況を継続的に把握し、適切な措置を実施する必要がある。必要な支援策を国・関係機関に要望するためにも正確な実態の継続的把握が不可欠である。
- 調査が必要な主な項目は以下のとおりである。
- なお、人口指標は各種復興施策の計画・実施やその効果を評価するための基本的な指標であることから、実態人口の把握が重要な課題となる。この把握には、国勢調査が基本となり、毎月住民基本台帳上の出生・死亡、転出・転入及び外国人登録の増減を加減して公表されるが、災害後の特殊な状況下で、届け出のない人口移動が発生し、その把握は困難となるため、別途その推計を行う必要がある。

表1.1.1-1 復興状況把握のための調査

項目	内容	項目	内容
1) 被害の復旧状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設・公共土木施設等の復旧状況 ・ライフライン関連事業者の復旧状況 ・交通関連事業者の復旧状況 	4) 経済復興状況	<ul style="list-style-type: none"> ・工業・商業統計調査 ・業界団体別再建状況調査 ・店舗や商店街、小売市場再開率 ・百貨店販売額推移・観光入り込み客数、ホテルの客室稼働率 ・オフィスの再建状況 ・借入金の償還状況
2) 住宅再建状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認の申請状況 ・住宅資金融資、同申込状況 ・公営住宅等への入居状況 ・応急的な住宅の解消見通し 		
3) 被災者生活	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活実態調査 ・離職者・雇用動向 	5) その他総合的指標	<ul style="list-style-type: none"> ・人口、人口動態 ・地価動向 ・住民意識調査

留意点

1) 住家の被害認定調査

- 市町村長は、異常な自然現象等により当該市町村の区域内の住家等に被害が発生した場合には、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査しなければならないとされている。
- 住家の被害認定調査に関する事務は、法制化以後も引き続き市町村の自治事務に該当するものであり、市町村が実施主体となることに留意が必要である。
- 住家被害等の調査はその後の被災者支援の内容に大きな影響を与えることから再調査を依頼することが可能であることを十分周知する必要がある。

2) 被災者生活実態調査

- 調査の中でも特に難しいのが、「被災者への影響と生活実態」の把握である。心身の健康、生活環境、仕事や収入など、個人のプライバシーに密接に関わることから、調査方法、データの保護、利用に最大の配慮が必要とされる。
- 調査にあたっては、要援護者の抽出を漏れなく行うことが重要である。

3) 住宅再建意向調査

- 火山噴火災害などで災害が継続している場合、時間経過に伴い被災者の再建意向が変化する場合がある。このため、当初検討された計画内容では、被災者の再建ニーズとのずれが生じる場合もある。このため、再建意向の把握を随時行うことが必要である。
- 経済的な再建の目途がたたない時点では、被災者の住宅再建意向は、公営住宅への入居希望が多くなる傾向にある。しかし、各種の生活再建施策の実施によりその意向が徐々に変化し、自主再建による住宅確保へ意向が変化する例がある。このため、災害公営住宅の必要戸数を検討するための、住宅再建意向の把握のためのアンケート等の実施時期については、生活再建施策の実施状況との関連に留意することが必要である。
- 過去の例では、被災者の意向を把握する前に市町村側から住宅移転の提案が出されたことから、被災者と市町村側との調整が困難となった例がある。生活再建に関する被災者意向は、先々の収入の見通しや地域の安全性によっても強く左右されることから、復興計画の全体像を示しながら進めていくことが必要である。

4) 離職者・雇用動向調査

- 被災地における雇用動向の把握については公共職業安定所のデータ及び事業所等からの情報の基本となるが、これだけでは必ずしも十分な実態把握は難しい。生活実態調査などのデータとも合わせた分析が必要となる。

5) 産業被害と再建意向調査

- 発災後、建設業者等の多くが応急対応に追われ、被害額の算定ができない事態が生じる。こうした場合、各種支援制度の適用可能性を把握するためには、サンプリングに基づく被害額推計を行う必要がある。

6) 復興状況把握のための調査

- 指定統計等を有効に活用しつつ、それらを補完する形での調査を実施する。

事前対策

■住家の被害認定調査

- 災害が発生した際に住家被害認定調査及び罹災証明書の交付を円滑に進めるために他の地方公共団体等との連携体制を構築する。地域防災計画で想定されている規模の災害が発生した場合に必要な調査員の人員規模について、平時に算出しておき、相互応援体制の構築に取り組む。協定は締結するだけでなく、当事者間で定期的に内容を確認する等、平時から協定の実効性を高める取組を行う。
- 発災後、円滑に調査を行えるよう、平時から資機材等を用意・管理しておく。
- 発災後、円滑に調査を実施するため、住家の被害認定調査や罹災証明書の交付業務に関する手順をマニュアルとして整理し、研修等によって職員に周知する。

■罹災証明書の発行

- 罹災証明書の交付に関連した業務（住家の被害認定調査、及び交付業務に係る各種業務（広報、会場設営等）について、対応体制、実施事項、必要な資機材等を簡潔にまとめておく。
- 会場を設営して罹災証明書を交付する場合には、交付会場に求められる規模や条件を整理し、事前に候補を選定し、交付会場の候補場所の管理者と優先使用に関する協定を締結しておく。
- 災害時の生活再建の混乱を軽減するため、罹災証明書の交付や被災者支援施策について、平時から広く住民に周知する。

事例集 I	<ul style="list-style-type: none"> • P199 【20000301】り災証明発行（平成12年 東海豪雨：名古屋市） • P199 【20000302】住民組織の協力によるり災証明発行の調査（平成12年 東海豪雨：名古屋市） • P208 【20000407】被害調査で生じた課題（平成12年 鳥取県西部地震：米子市） • P209 【20000408】市町村への「り災証明」発行の標準手順提示（平成12年 鳥取県西部地震：鳥取県） • P209 【20000409】市町村の被害調査を支援する民間の建築技術者の派遣（平成12年 鳥取県西部地震：鳥取県） • P231 【20010201】新基準・運用指針による被害調査（平成13年 高知県西南豪雨災害：土佐清水市） • P251 【20030201】新基準・運用指針による被害調査（平成15年 宮城県北部連続地震：矢本町） • P251 【20030202】新基準・運用指針による被害調査（平成15年 宮城県北部連続地震：河南町） • P251 【20030203】GISを用いたり災台帳の作成（平成15年 宮城県北部連続地震：矢本町） • P273 【20040301】浸水等による住宅被害の認定に係る内閣府通知の解釈（平成16年 台風23号：兵庫県） • P315 【20040601】被害認定訓練にもとづく被害調査（平成16年 新潟県中越地震・小千谷市：小千谷市）
事例集 II	<ul style="list-style-type: none"> • P117 【20110201】住家の被害認定調査の支援（平成23年 台風12号による災害：和歌山県） • P151 【20130101】住家の被害認定調査（平成25年 台風26号による災害：大島町） • P169 【20140101】被災証明書の発行（平成26年 2月14～16日大雪による災害：本庄市） • P237 【20150301】被災者生活実態調査（平成27年 関東・東北豪雨による災害：常総市） • P370 【20160205】住家の被害認定調査（平成28年 台風第10号：帯広市）

第一章 復興への条件整備

1.1 復興に関連する応急対応

1.1 復興に関連する応急対応

施策1：被災状況等の把握

施策2：災害廃棄物等の処理

1.2 計画的復興への条件整備

施策1：復興体制の整備

施策2：復興計画の作成

施策3：広報・相談対応の実施

施策4：金融・財政面の措置

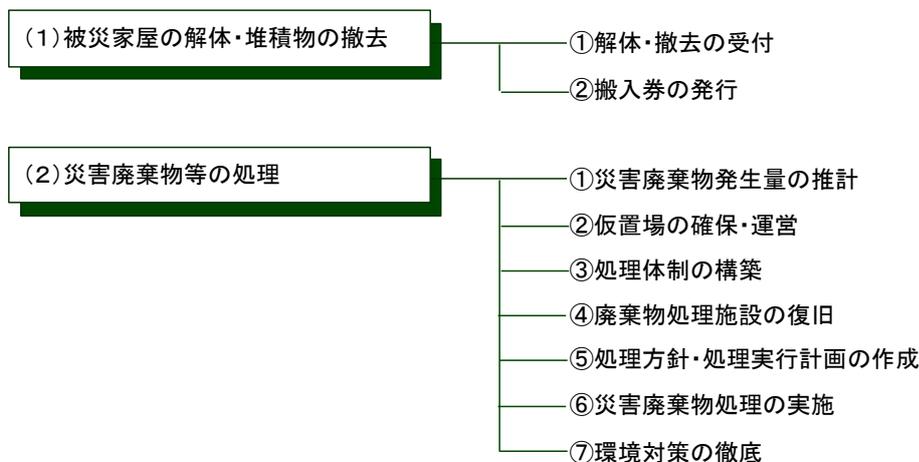
施策2：災害廃棄物等の処理

項目： 施策の概要・枠組み

目的

- 災害時においても生活ごみ（避難所、家庭等から排出される一般廃棄物）や仮設トイレ等のし尿などの処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の悪化の防止のため、適正かつ迅速な処理が求められる。
- 一方、災害により生じる廃棄物（被災家屋から排出される廃材や廃家電、家具など。以下「災害廃棄物」と表記）の処理に際しては、早急な復旧・復興の大前提となるものであり、適正かつ円滑・迅速な処理を旨としつつ、可能な限り減量化を図るなど、環境への負荷を最小限に止めることが求められる。
- さらに、堆積物（土砂や降灰等）についても迅速な除去が求められる。
- また、大気汚染の防止等、被災地住民の健康への配慮も不可欠である。

全体の
枠組み



留意点

■災害の種類別特徴

- 大規模災害では、一度に膨大な量の災害廃棄物が発生し、復旧・復興対策を阻害する。特に都市型災害では交通インフラやサプライチェーンの被災の影響を受け、廃棄物の収集・処理体制の確保に時間を要する恐れがある。
- 洪水害や土砂災害等では、土砂混じり廃棄物や泥、流木等が多数発生する。
- 津波により浸水した区域には大量の海底土砂や、損壊・破壊物や流出物等の災害廃棄物が堆積するほか、海面には浮遊物が大量に発生する。
- 火山噴火は大量の火山灰等の噴出物を発生させる。これらは土石流等の発生原因となり、被災地の都市機能に大きな影響を及ぼす。また電化製品の故障数の増加等、災害廃棄物の量や種類が他の災害と異なることが想定される。

■計画的・効率的な処理

- 大規模災害で発生する災害廃棄物等については、一度に数年分にも及ぶ大量の処理・処分が必要となることもある。平時から最終処分場の確保に苦慮している地方公共団体も多く、こうした処分にあたっては、減量化に加え、積極的な再生利用や広域的な協力体制による処理が不可欠である。
- 災害廃棄物は、あらゆる応急・復旧活動の障害となることから、適正処理は旨としつつ、円滑かつ迅速な処理が求められる。その着手にあたっては十分な処理体制の確保と、普段にも増して計画的・効率的な処理が不可欠となる。

■環境への配慮

- アスベスト対策の必要な建物所有者、解体施工者への情報提供が不可欠である。
- PCB、水銀、鉛等の適正処理が困難な廃棄物は、平常時と同様に排出者が事業者へ引き渡す等、適切な処理を行う。
- リサイクルの徹底を図り、環境負荷の低減、減量化を進める。特に、仮置場における分別の実施が有効である。

事前 対策

■事前あるいは発災直後に準備すべき事項

- 災害廃棄物処理についての事前検討を行い、災害廃棄物処理計画で、役割分担等を明確にするとともに、事業継続性や受援の観点から必要な事項を取りまとめておくことが望ましい。
- 都道府県及び市町村は、事前に災害廃棄物対策指針（平成30年3月改訂、環境省環境再生・資源循環局）を参考に、災害廃棄物処理実行計画を策定する際のポイント、留意点等を記した災害廃棄物処理計画を策定する。
- 処理計画に基づき、廃棄物の収集・運搬、災害廃棄物の仮置場の確保・運営、中間処理施設（破碎・選別施設、焼却処理施設）の活用・新規設置、最終処分場等の可能用地の事前検討、広域的な連携・協力体制の構築を実施する。
- 実際の発災時には、平常時使用している最終処分場等の廃棄物処理施設が被災し、使用不可能となることも考えられる。このような事態に備え、隣接する地方公共団体の施設の利用の可能性について事前に協議を行うとともに、受援方法について検討しておく。
- アスベスト対策に必要な建物の事前調査、あるいは発災後の早期調査リストを準備する。
- PCB、水銀、鉛等の適正処理が困難な廃棄物を所持している事業者等を事前に調査し、リストを作成する。
- 実効性を高めるため、災害廃棄物対策に関する訓練や人材育成等を行う。

施策名： 災害廃棄物等の処理

【1-1-2-1】

項目： (1) 被災家屋の解体、堆積物の撤去

趣旨・概要

- 被災建物の解体は、原則として各所有者が対応すべきものであるが、公的処理を実施する場合は、個人住宅、民間マンション、中小企業等を対象とし、解体・撤去を実施する。
- 被災建物の解体に伴い、大量の災害廃棄物が発生することが想定される場合には(2)に記載の対策を実施する。
- 解体・撤去の実施にあたっては、効率性、環境対策・安全対策等について、事業者への指導が重要となることから、以下の項目を実施する。
 - ①解体撤去の受付(公費解体を実施する場合)
 - ②搬入券の発行(公費解体実施如何にかかわらず)

項目・手順等

- ①解体撤去の受付(公費解体を実施する場合)
 - 公費解体を実施する場合には、住民からの災害廃棄物撤去の申請の受付・民間事業者との契約事務を行うとともに、委託した民間事業者が適正処理を行うよう、指導を実施する。【実施手順】
 - 1)対象者の決定
 - 2)優先順位の検討
 - 3)受付期間の設定
 - 4)単価の設定
 - 5)契約方式の決定
- ②搬入券の発行(公費解体の実施状況にかかわらず)
 - 計画的処理及び不法投棄防止の観点から、処分場・仮置場への搬入券を発行する。
 - あわせて、固定資産台帳による解体対象物の規模について、確認を行うとともに、混合状態のがれきの受入の制限について周知・徹底を行う。

■参考：損壊家屋、堆積物等の撤去に関する事業

表1.1.2-1 損壊家屋、堆積物等の撤去に関する事業の概要

事業名	補助率	採択条件	根拠法等	実施主体
堆積土砂排除事業	国庫負担についてはプール計算方式で算定される	・河川、道路、公園、漁場等施設で政令に定める区域内に堆積した政令で定める程度に達する以上に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等が堆積した場合。	激甚法(農林水産省、国土交通省)	都道府県、市町村
		・公共施設区域外 ・市町村長指定した場所に集積された堆積土砂	激甚法(農林水産省、国土交通省)	市町村
降灰除去事業	2/3：下水道(公共下水道・都市下水道) 1/2：都市排水路・公園・宅地	・市町村道に堆積した降灰の収集、運搬・処分 ・年間を通じて2回以上の降灰があり、総降灰量が1,000g/m ² 。	活火山法(内閣府)	市町村
都市災害復旧事業	1/2	・一市町村内の市街地での堆積土砂の総量が30,000m ³ 以上、又は堆積土砂が一团をなして2,000m ³ 以上、又は50m以内の間隔で連続する堆積土砂の量が2,000m ³ 以上であり、市町村長が排除するもの。	負担法、激甚法、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針(国土交通省)	市町村
湛水排除事業	9/10	・激甚災害の指定を受けた区域において、土地改良区等が行う湛水排除。 ・浸水面積が1週間以上にわたり30ha以上である区域であって、湛水排除量が30万m ³ を超えるもの。	激甚法(農林水産省、国土交通省)	土地改良区・森林組合等
災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	1/2	・洪水・台風等により海岸に漂着した流木等及び外国から海岸に漂着したと思われる流木等が堆積し、堤防・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合で、以下の要件を満たす場合海岸保全区域内に漂着したもの。 ・堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜などの海岸保全施設の区域及びこれら施設から1km以内の区域に漂着したもの。 ・漂着量が1,000m ³ 以上のもの。	予算措置(国土交通省、農林水産省、水産庁)	海岸管理者

留意点	<p>○解体撤去については、個々の建物で解体作業を実施するのではなく、街区単位や隣接する複数建物がまとまって実施することが有効な場合、調整・斡旋を行う。</p> <p>○解体撤去の受付や搬入券発行を通じて環境対策・安全対策等に関して業者への指導を実施するとともに、計画的な搬入・処理のコントロールを行う。</p> <p>○公費解体を実施する場合の契約方式として、市町村直接発注、市町村・業者・住民との3者契約方式、精算方式などが実施された例がある。3者契約方式は効率的であったものの、行政による指導が行き届かない面があり、環境対策上の問題が生じたとの指摘がある</p>
事前対策	<p>○工事車両が頻繁に通行する道路については、周辺住民へ事前に周知する。また、通学路に工事車両が通行する場合は、児童の安全確保等の対策を実施する。</p> <p>○解体撤去については、個々の建物で解体作業を実施するのではなく、街区単位や隣接する複数建物がまとまって実施することが有効な場合、調整・斡旋を行う。</p> <p>○解体撤去の受付や搬入券発行を通じて環境対策・安全対策等に関して業者への指導を実施するとともに、計画的な搬入・処理のコントロールを行う。</p>
事例集 I	<ul style="list-style-type: none"> ・P23 【19770101】被災農業者の雇用による降灰除去（昭和52年 有珠山噴火：虻田町） ・P29 【19820101】水害時の放置車両対策（昭和57年 長崎水害：長崎県） ・P43 【19830201】被災農業者の雇用による降灰除去（昭和58年 三宅島噴火：三宅村） ・P71 【19910101】堆積土砂除去（平成3年 雲仙・普賢岳噴火：島原市） ・P71 【19910102】業者委託による降灰除去（平成3年 雲仙・普賢岳噴火：島原市） ・P116 【19950103】アスベスト使用建物の解体（平成7年 阪神・淡路大震災：兵庫県） ・P117 【19950104】アスベスト使用建物解体の公費負担（平成7年 阪神・淡路大震災） ・P209 【20000410】被災家屋の解体処理補助金（平成12年 鳥取県西部地震：鳥取県） ・P209 【20000411】危険建物解体処理（平成12年 鳥取県西部地震：伯太町） ・P421 【20090101】災害廃棄物等の処理（平成21年 中国・九州北部豪雨：防府市）

施策名： 災害廃棄物等の処理

【1-1-2-2】

項目： (2) 災害廃棄物等の処理

趣旨・概要

- 災害発生後には、通常大量の災害廃棄物が発生する。迅速な復旧を実現するため、災害廃棄物の処理が遅延しないよう、実効性の高い備えを行うとともに、発災後には適正処理を旨としつつ、早期に災害廃棄物等の処理体制を構築するとともに、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理を実施するため仮置場や処理施設等を確保する必要がある。
- 土砂災害、津波・高潮、風水害、あるいは火山災害では、大量の土砂等が混ざった廃棄物や堆積物が発生し、それらの撤去、収集・運搬は応急活動及び二次災害の防止に不可欠となる。
- 膨大な量となるこうした災害廃棄物、堆積物等の処理を計画的に進めるため、平時に作成する災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の収集・運搬体制の確保や仮置場の確保等を進める。さらに、処理施設を速やかに復旧させ、処理体制の構築を行う。
- 大量の廃棄物が発生することが想定される場合には、以下を実施し体制の構築・処理を実施する。
 - ①災害廃棄物発生量の推計
 - ②仮置場の確保・運営
 - ③処理体制の構築
 - ④廃棄物処理施設の復旧
 - ⑤処理方針・処理実行計画の作成
 - ⑥災害廃棄物処理の実施
 - ⑦環境対策の徹底

項目・手順等

①災害廃棄物発生量の推計

- 災害廃棄物処理実行計画を策定するために、災害廃棄物の発生量を推計する。具体的には、被害調査で継続使用が困難と判定された家屋棟数に発生原単位を乗ずることによって求める等の方法がある。「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省環境再生・資源循環局）では、下表のような災害廃棄物発生量の推計方法を示している。
- 災害廃棄物の発生量については、処理の進捗に応じて、仮置場への搬入量、処理済み量、そして仮置場への未搬入量（損壊家屋から排出される災害廃棄物量や散乱している災害廃棄物量等の合計）をそれぞれ精緻化することで、適宜見直す。

【災害廃棄物の発生原単位】

- 発生原単位の項目は、被害の程度として住家の被害区分である「全壊」「半壊」「床上浸水」「床下浸水」のそれぞれについて設定。
- 過去の災害の実績を用いて、全壊を117トン/棟、半壊を23トン/棟（全壊の20%）と設定。床上・床下浸水については、床上4.60トン/世帯、床下0.62トン/世帯と設定。
- 火災による災害廃棄物の発生原単位は、木造及び非木造の区分毎に焼失による減量率を設定。
- 津波堆積物の発生原単位は、東日本大震災の処理実績及び津波浸水面積から単位浸水面積あたりの発生原単位を参照。

表1.1.2-2 津波堆積物の発生量の推計に用いる標準的な発生原単位

	宮城県	岩手県	宮城県+岩手県
東日本大震災の津波堆積物の選別後の処理量	796万トン	145万トン	941万トン
津波浸水面積	327km ²	58km ²	385m ²
発生原単位（単位面積（津波浸水範囲）当たりの処理量）	0.024トン/m ²	0.025トン/m ²	0.024トン/m ²

出典1：「宮城県災害廃棄物処理実行計画（最終版）」（宮城県、2013.4）
 2：「岩手県災害廃棄物処理詳細計画（第二次改定版）」（岩手県、2013.5）
 3：「津波による浸水範囲の面積（概略値）について（第5報）」（国土地理院）

②仮置場の確保・運営

- 被災地方公共団体は、被害状況を反映した発生量をもとに必要面積を推計する。
- 空地等は、自衛隊の野営場や避難所、仮設住宅等への利用も想定されることから、関係部局

等と調整の上、仮置場を確保する。

- 仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握する。
- 津波堆積物がある湾岸エリアなどをやむを得ず仮置場として利用する際は、津波堆積物中に災害廃棄物が埋没していないか確認した上で仮置場とする必要がある。
- 火災焼失した災害廃棄物は、有害物質の流出などの可能性があることから、他の廃棄物と混ぜずに収集運搬を行う。
- 所管部署と調整し、ボランティアによる被災家屋からの災害廃棄物の分別排出を周知する。
- 災害廃棄物に、釘やガラスなどが混入している場合があるため、防護服・安全靴・ゴーグルなど必要な防具を装着する。
- 住民が仮置場へ災害廃棄物を自ら持ち込む場合は、遠隔にならないよう複数個所に仮置場を設けることが考えられる。
- 仮置場の用地が私有地の場合は、平常時に検討したルールに基づき貸与を受ける。
- 災害廃棄物の飛散防止、漏洩防止対策として、散水の実施及び仮置場周辺への飛散防止ネットや囲いの設置またはフレキシブルコンテナバッグに保管する等の対応を検討する。
- 汚水が土壌へ浸透するのを防ぐために、災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装の実施や鉄板・シートの設置、排水溝及び排水処理設備等の設置を検討する。
- 仮置場の分類と機能

1 次仮置場：

道路啓開や住居等の片付け、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等により発生した災害廃棄物を被災現場から集積するために一時的に設置する場所。
粗選別を効率的に行うために設けた複数の一時仮置場を集約した場所も一時仮置場に含まれる。

2 次仮置場：

処理処分先・再資源化先に搬出するまでの中間処理が一時仮置場において完結しない場合に、さらに破碎、再選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後物を一時的に集積、保管するために設置する場所。

■参考「災害廃棄物対策指針（平成30年3月改訂）」

- 阪神・淡路大震災や東日本大震災に加え、毎年のように発生している豪雨災害、台風による風水害等による災害廃棄物処理の教訓を踏まえ、地方公共団体が災害廃棄物処理計画を策定するにあたって基本的事項をとりまとめた指針。

③処理体制の構築

- 災害廃棄物等が適正かつ円滑・迅速に処理されるよう、都道府県及び市区町村間の連携により個々の処理事業間の調整を行う体制を整える。
- 市町村は、生活ごみ、し尿の収集・運搬を発災時においても継続して実施するとともに、災害廃棄物の処理を行う臨時組織を設置する。
- 都道府県は、被災市町村間の連携を図るために、処理事業の管理・調整を行う組織を設置する。この組織は、被災市町村だけでなく、関係する各交通機関や国や都道府県の機関、一般廃棄物処理等の民間事業者団体等を組織の構成員とする。また、市町村が災害廃棄物処理を実施できない場合には、地方自治法に基づく事務委託を受けて災害廃棄物処理を実施する。
- 一般廃棄物事業者団体や産業廃棄物事業者団体、建設事業者団体等に対して、災害支援協定等に基づき協力・支援要請を行い、災害廃棄物の収集運搬・処理体制を確保する。
- 国は、被災都道府県からの被害情報・支援ニーズに応じ、緊急時の組織体制を整備する。また情報収集、連絡・調整等を確実に実施し、効果的な支援を行う。
- 国は被災地方公共団体からの要請に応じ、広域的な協力体制の確保、緊急派遣チームの現地派遣、国際機関との調整、財政支援を行う。

④廃棄物処理施設の復旧

- 市町村は、廃棄物処理施設の被害状況を調査し、早期に復旧する。
- 施設の再開に必要なライフライン機能の早期回復を要請する。
- 施設復旧に時間を要する場合には、都道府県を通じて広域処理を要請する。

表1.1.2-3 災害廃棄物の処理に関する事業概要

事業名	補助率	採択条件	根拠法等	実施主体
廃棄物処理施設災害復旧事業	1/2	・災害により被害を受けた廃棄物処理施設(し尿処理施設、廃棄物処理施設、最終処分場等)の原形復旧等に係る事業。	廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助金(環境省)	市町村等

⑤処理方針・処理実行計画の作成

1) 処理方針の決定

- 適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理の実施の観点から、廃棄物の処理に関する基本方針を示した災害廃棄物処理実施方針を作成する。
- 方針には、仮置場搬入の前段階から分別を徹底すること、可能な限り減量化するとともに、積極的に再生資源化することなどに配慮した方策を定める。
- 目標とする処理スケジュール等を整理する。

2) 処理実行計画の作成

- 災害廃棄物処理計画等を踏まえて、発災から1か月後を目安に処理実行計画を策定する。
- 処理実行計画には、処理方針に加え、災害廃棄物処理実行計画策定の趣旨や計画の位置づけ、処理の目標、災害廃棄物の処理方法、既存廃棄物処理施設の活用方法、処理スケジュール、進捗管理等についてとりまとめる。
- さらに、仮置場、中間処理施設、再生利用先、最終処分場のそれぞれにおける受入可能量を検討した上で、処理方針等を踏まえて、処理フローを作成する。

⑥災害廃棄物処理の実施

1) 中間処理

- 被災地の復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、被災地方公共団体は復興計画や復興事業の進捗にあわせて分別・処理・再資源化を行う。分別・処理・再資源化の実施にあたっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。
- 災害廃棄物の仮置場の分散配置、搬入ルートの設定を行う。仮置場については、輸送効率の向上を図るために、次のタイプを設定する。
- 2次仮置場では、災害廃棄物の破砕・分別処理等の中間処理を行い、再利用が可能なものについては可能な限り再利用に努める。再利用が不可能なものについては焼却処理などできるだけ容量減量化を図った上で、最終処分場に搬入する。
- 必要に応じて仮設のコンクリート破砕・選別施設、木材等破砕機、仮設の焼却炉等を設置する。
- 最終処分場については、現在の処理施設の施設内容、施設数、災害廃棄物処理事業需要量等を踏まえ、処理施設ごとの処理量を設定する。
- 非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、廃棄物処理法第15条の2の5の規定に基づき、産業廃棄物処理施設を届出により一般廃棄物処理施設として設置し、当該施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理することができる。

2) 広域処理

- 被災地方公共団体は、被害状況を踏まえ、広域処理・処分の必要性について検討する。
- 既存施設の利用のほか、新規処分場の確保、広域処理・域外処理、積み出し基地の設置などを考慮する。
- 広域的な処理・処分を行う場合には、国や都道府県と相談の上、広域処理に向けた調整を行う。
- 処理・処分先については、必要に応じて民間事業者団体のネットワークを活用し、確保する。
- 被災地方公共団体は、処理・処分にあたり受入側の条件（例えば、搬出物の品質がバラつかないように留意するなど。）に配慮する。

3) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

- 被災地方公共団体は、災害応急対応に引き続き、有害廃棄物や危険物を発見次第、優先的に回収する。放射性物質を含んだ廃棄物の取扱いについては、国の方針に従い処理する。
- 災害廃棄物処理の進捗に伴い、発見される有害廃棄物も減少すると想定される。しかし、災害廃棄物の撤去や建物解体・撤去中に有害廃棄物や危険物が発見されることもあるため、その都度回収し処理を行う。
- 有害物質や油等を取り扱う事業所が再稼働する場合は、周辺環境への影響防止が図られているか状況を確認し、必要に応じて指導する。

4) 補助金の活用

- 市町村が生活環境保全上の支障があるとして、災害廃棄物の撤去・処理・処分を行う場合には、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」22条に基づき、国に対し補助の申請を行うことができる。
- 土砂混じりがれきの処理については、申請のワンストップ化や申請書類の簡素化が可能と

なる国土交通省と環境省の連携事業「廃棄物・土砂の一括撤去スキーム」を活用することができる。

表1.1.2-4 災害廃棄物の処理に関する事業概要

事業名	補助率	採択条件	根拠法等	実施主体
災害等廃棄物処理事業	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分にかかる事業。 ・災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に関する事業。 ・特に必要と定めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの。 	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、災害廃棄物処理事業費補助金交付要綱(環境省)	市町村、一部事業組合

⑦環境対策の徹底

- 災害廃棄物処理に伴う環境汚染の防止対策を実施する。
- 解体撤去現場、処分場・仮置場における環境対策、および業者への指導、監視を徹底する。
- 1) **アスベスト対策**
 - 被災建物調査によりアスベスト使用建物を把握し、建物所有者と業者への指導を行う。
 - 環境モニタリングを実施する。
- 2) **環境対策**
 - 解体撤去現場における粉塵、騒音・振動対策を実施する。
 - 運搬車両からの飛散防止対策を徹底する。
 - 仮置場、処分施設での周辺対策を徹底する。

■参考 「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月）」

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法に基づく災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を確保・実現するため、これらの法律に関係する計画等において踏まえるべき、大規模災害に備えた対策の基本的考え方を具体的に示す指針。

留意点

- 廃棄物の腐敗に伴うハエなど害虫の発生や、生活環境悪化に伴う感染症の発生及びまん延が懸念されることから、その対策が重要である。避難所を管理・運営する災害救助主管部局や衛生主管部局と連携を図り、次の事項について対応する。害虫駆除にあたっては、専門機関に相談の上で、殺虫剤や消石灰、消臭剤・脱臭剤等の散布を行う。
 - ① 害虫等の発生状況や課題の把握等
 - ② 害虫等の駆除活動
- 石綿等の有害物質、LPガスボンベ、ハイブリッド車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意する。
- 効率的な収集・処理を実施するため、仮置場の設置や周辺自治体、事業者との連携について、事前に計画を作成する。
- 被災地方公共団体は、平常時に検討したルールに従い、思い出の品及び貴重品の回収・保管・運営・返却を行う。
- 歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないよう、処理の留意点を周知徹底する。
- 災害廃棄物を処理する際の処理単価などについて、協定等を締結しておく。

事前対策

■事前あるいは発災直後に準備すべき事項

- 災害廃棄物処理についての事前検討を行い、災害廃棄物処理計画で、役割分担等を明確にするとともに、事業継続性や受援の観点から必要な事項を取りまとめておくことが望ましい。
- 都道府県及び市町村は、事前に災害廃棄物対策指針（平成30年3月改訂、環境省環境再生・資源循環局）を参考に、災害廃棄物処理実行計画を策定する際のポイント、留意点等を記した災害廃棄物処理計画を策定する。
- 処理計画に基づき、廃棄物の収集・運搬、災害廃棄物の仮置場の確保・運営、中間処理施設（破碎・選別施設、焼却処理施設）の活用・新規設置、最終処分場等の可能用地の事前検討、広域的な連携・協力体制の構築を実施する。
- 実際の発災時には、平常時使用している最終処分場等の廃棄物処理施設が被災し、使用不可能となることも考えられる。このような事態に備え、隣接する地方公共団体の施設の利用の可能性について事前に協議を行うとともに、受援方法について検討しておく。
- アスベスト対策の必要な建物の事前調査、あるいは発災後の早期調査リストを準備する。
- PCB、水銀、鉛等の適正処理が困難な廃棄物を所持している事業者等を事前に調査し、リストを作成する。
- 実効性を高めるため、災害廃棄物対策に関する訓練や人材育成等を行う。

事例集 I	<ul style="list-style-type: none"> ・P91 【19930101】 漁港内のゴミ・堆積物等の処理（平成5年 北海道南西沖地震：奥尻町・北海道・北海道開発庁） ・P103 【19930201】 土砂、水害ゴミ収集・処分（平成5年 8月豪雨：鹿児島市） ・P103 【19930202】 風倒木の処理（平成5年 8月豪雨：鹿児島市） ・P116 【19950102】 がれき処理の概要（平成7年 阪神・淡路大震災：国・地方公共団体） ・P153 【19970101】 堆積土砂除去（平成9年 針原地区土石流災害：出水市） ・P199 【20000303】 ゴミ処理（平成12年 東海豪雨：西枇杷島町） ・P210 【20000412】 廃棄物処理（平成12年 鳥取県西部地震：伯太町） ・P237 【20020102】 ゴミ・ガレキ処理（平成14年 台風6号洪水：東山町） ・P252 【20030204】 建設リサイクル法への対応（平成15年 宮城県北部連続地震：宮城県） ・P252 【20030205】 災害ごみ・がれき処理（平成15年 宮城県北部連続地震：矢本町） ・P261 【20040101】 ゴミ・がれき処理等（平成16年7月 福井豪雨：福井市） ・P273 【20040303】 災害土砂の再利用（平成16年 台風23号：高松市）
事例集 II	<ul style="list-style-type: none"> ・P152 【20130102】 災害廃棄物の処理（平成25年 台風26号による災害：大島町） ・P215 【20150101】 災害廃棄物等の処理（平成27年 口永良部島噴火による災害：屋久島町） ・P237 【20150302】 災害廃棄物等の処理（平成27年 関東・東北豪雨による災害：常総市） ・P260 【20160102】 がれき等の処理（平成28年 熊本地震：熊本県） ・P261 【20160103】 被災家屋の解体・撤去（平成28年 熊本地震：熊本市） ・P263 【20160104】 一次仮置場（平成28年 熊本地震：熊本市） ・P264 【20160105】 がれき等の処理（平成28年 熊本地震：益城町） ・P383 【20170101】 流木等の除去（平成29年 九州北部豪雨：福岡県）

第一章 復興への条件整備

1.2 計画的復興への条件整備

1.1 復興に関連する応急対応

施策1：被災状況等の把握

施策2：災害廃棄物等の処理

1.2 計画的復興への条件整備

施策1：復興体制の整備

施策2：復興計画の作成

施策3：広報・相談対応の実施

施策4：金融・財政面の措置

施策1：復興体制の整備

施策名： 復興体制の整備

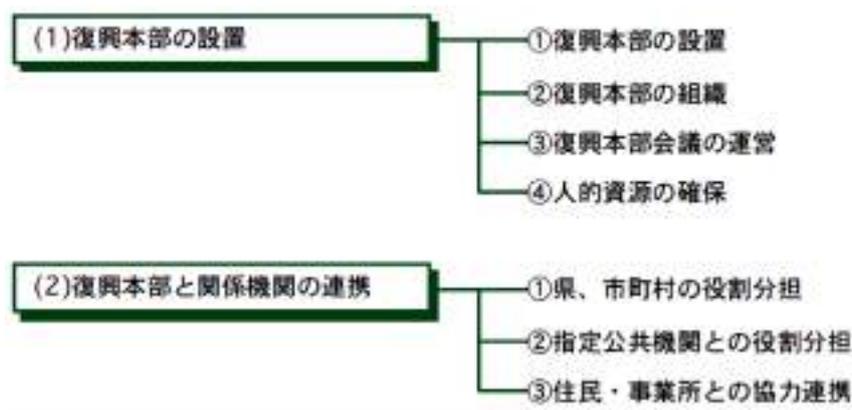
【1-2-1】

項目： 施策の概要・枠組み

目的

- 各種対策が多岐にわたる復興計画の策定や各種復興事業を総合的かつ迅速に推進するために、各関連部局の担当で構成し、庁内における復興対策に関する意思決定機関ともなる「復興本部」を設置する。
- 復興体制については、復興施策の実施主体となる復興本部の設置方法、および復興本部と災害対策本部との関係、併せて、自治体と国、県、市町村の役割分担、周辺市町村との連携、住民・事業所との役割分担等について取り決めを行うことが重要となる。

全体の
枠組み



留意点

1) 復興組織の役割

- 被災地域の復興の方向性をとりまとめ、復興対策の推進を図ることが主な役割である。
- とくに、都道府県における復興組織は、都道府県による各種事業の推進のほか、市町村が実施する復興対策への技術的、経済的支援並びに国との調整等の重要な役割がある。

2) 組織体制

- 事務局・機能の設置：復興本部の事務局として企画や総務部門に設置し、情報のとりまとめ、計画内容の総合調整などを行う。
- 復興本部：各関連部課の担当者から構成され、復興対策に関する意思決定機関とする。個別課題や施策に関しては、専門部会やプロジェクトチームを構成する。
- 審議会、検討委員会等：学識経験者や関係団体等により構成し、専門的な立場からの検討や助言を得る場として、（必要に応じて）設置する。
- 連絡協議会：複数の市町村が被災し、市町村が連携し、また調整を図りながら復興対策を推進する必要があると都道府県が判断する場合は、被災市町村連絡協議会（仮称）を設置する。

3) 復興組織の解散・組織更新

- 各種復興事業が平常業務へ移行したと考えられる時点において、庁内で関係機関と調整を図りつつ、復興組織の解散あるいは縮小についての検討を行う。

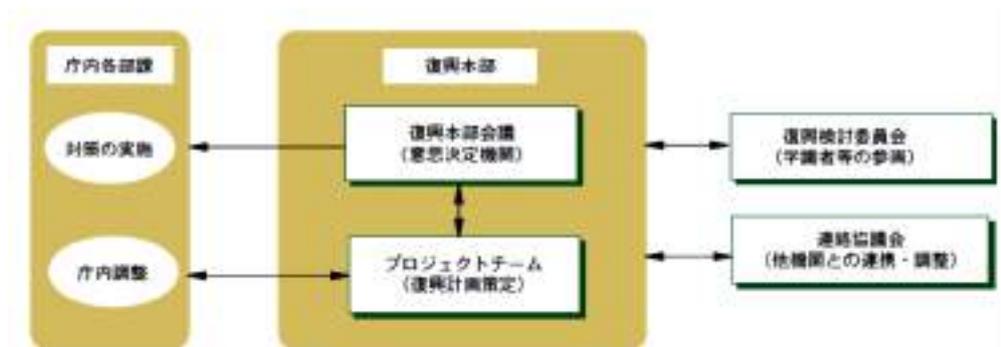


図1.2.1-1 復興体制の基本形（例）

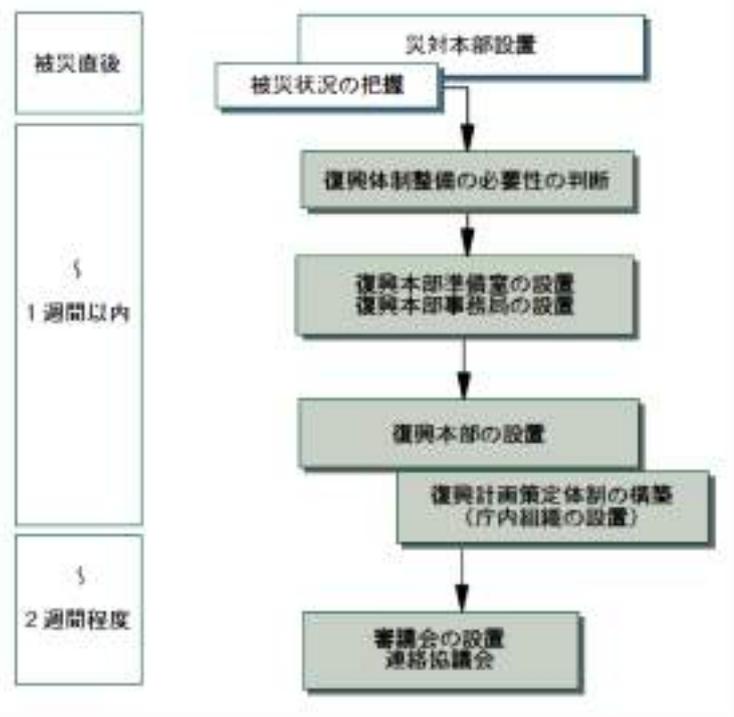


図1.2.1-2 復興体制の設置過程イメージ

施策名： 復興体制の整備

【1-2-1-1】

項目： (1) 復興本部の設置

趣旨・概要

○復興対策を計画的かつ円滑、迅速に実施するためには、全庁的な体制を敷くとともに、それを統括、調整するための組織として「復興本部」の確立が必要である。

項目・手順等

①復興本部の設置

1) 設置時期

- 復興本部準備室→復興本部事務局→復興本部という段階的な体制の確立
 - ・基本的には、災害発生後の早い時期に復興本部も設置していくことが望ましい。ただし、発災当初は災害対策本部での対応が中心になるため、まず準備室（事務局機能）を設置し、応急活動が概ね終息して市民生活に関する再建など地域の復興事業が本格的に求められる時期において、迅速に業務が移行できるように体制の準備を図っておく。
 - ・災害直後に設置する災害対策本部の組織に、復興対策の準備を行う復興本部準備室を設置し、応急対策が一段落した段階で同準備室を本格的に復興対策に向けた復興本部事務局に移行し、かつ復興本部（災害対策本部とは別組織）を設置する。

2) 設置・廃止

- 復興本部の設置については、復興本部設置条例の制定などが必要となる。重大な被害により都市の復興及び市民生活に関する事業を迅速かつ計画的に実施する必要があると認めるときに設置することとするのが標準的である。
- 廃止については、設置と同様に知事あるいは市町村長が、復興及び市民生活の安定を確保することが確実であると認めるときに廃止することとするのが標準的である。

②復興本部の組織

- 復興本部は復興計画の策定や各分野の復興施策の実施主体となるため、本部長は知事または市町村長とする。
- 復興本部を運営する復興本部事務局については、各施策間の調整を図るためにも防災担当部署と企画担当部署が連携を図りながら担当することが重要である。
- 復興計画策定体制としては、庁内組織を設置するとともに復興関連分野の専門家が参画する審議会、また、他の地方公共団体との連携を図る場として連絡協議会を設置する。

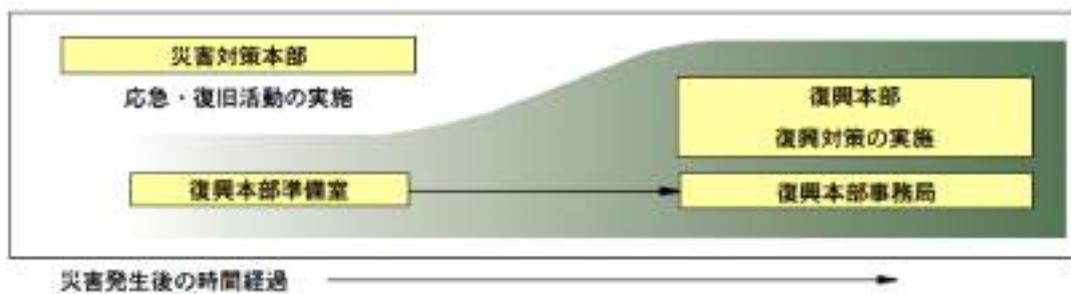


図1. 2. 1-3 災害対策本部と復興本部の関係

③復興本部会議の運営

- 復興施策を展開していくためには、復興にかかわる各部署が相互に協議・調整を図ることが必要になるため、その場として復興本部会議を運営することが必要である。
- 復興本部会議は、本部長、副本部長、本部員を構成員とし、復興基本方針、復興計画の策定等の復興に係わる重要事項の審議、復興施策、事業の進行管理などを行う。

④人的資源の確保

- 復旧・復興への取り組みにあたって、特に人材の不足が予想される部門・職種に対して、庁内から弾力的、集中的に職員を配置する。
- 必要に応じて、臨時職員の雇用、他地方公共団体への職員の派遣要請を行う。

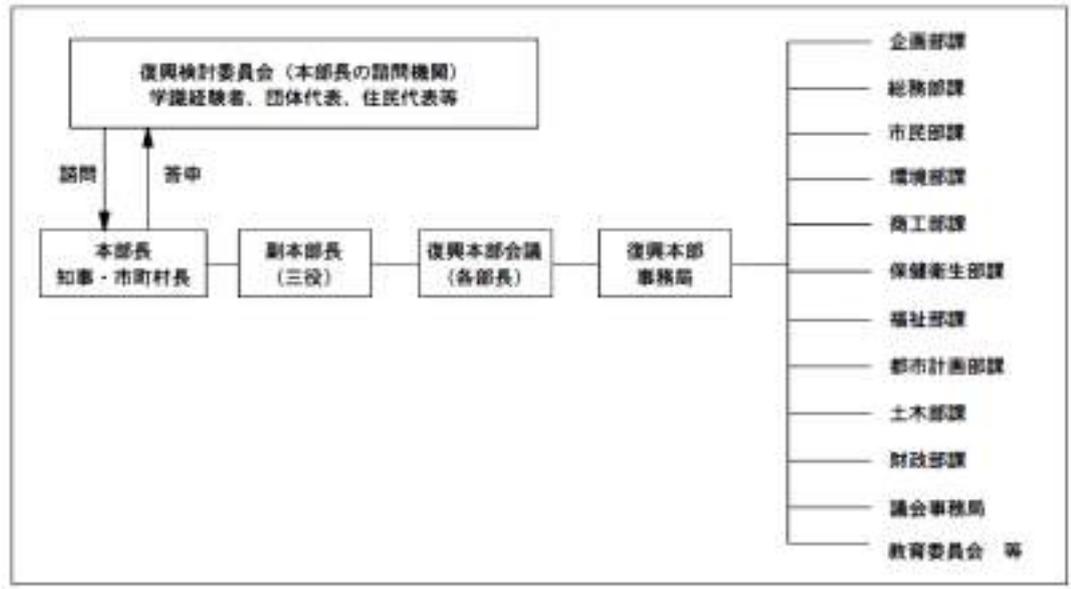


図1.2.1-4 復興本部の組織構成例

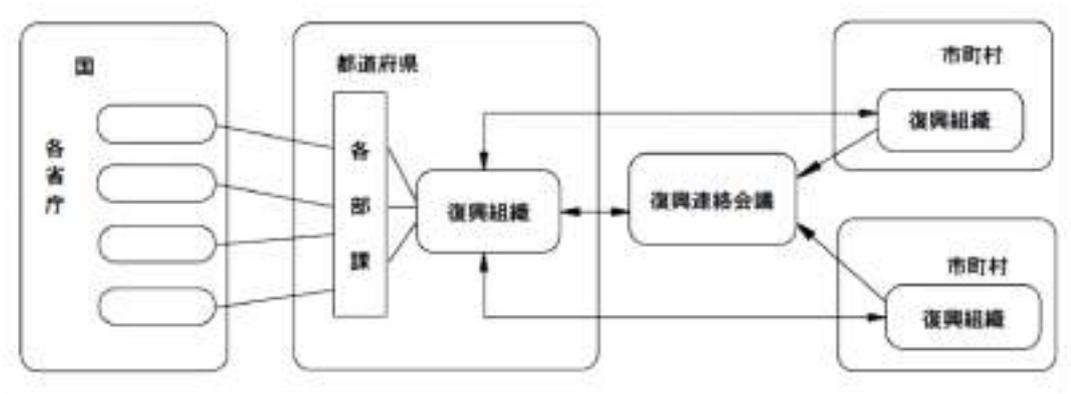


図1.2.1-5 国・都道府県・市町村の連携イメージ

留意点

- 1) 庁内規模と事務局の新設
 - 庁内規模が小規模である場合等においては、企画担当部門や総務部門が復興組織の事務局機能を果たす方が適切な場合もある。このため、各地方公共団体の特性に適した事務局組織を早期に検討することが必要である。
- 2) 庁内外への十分な情報伝達の実施
 - 復興対策が進むにつれて、復興全体の進捗状況が不明確になりがちであり、住民及び庁内等でも情報が十分伝達されない場合もある。このため、住民及び庁内の関係各部課や関係機関が常に復興状況の把握ができるよう、復興関連の情報等を随時伝達するように努めることが必要である。
- 3) コンサルタントの選定・委託
 - 状況に応じて、復興対策を迅速、円滑に推進するために、各種資料作成や調査等を行うコンサルタント等を選定し、業務委託を行うことを検討する。
- 4) 復興組織の解散・組織更新
 - 各種復興事業が平常業務へ移行したと考えられる時点において、庁内で関係機関と調整を図りつつ、復興組織の解散あるいは縮小についての検討を行う。

事前対策

- 1) 整備すべき具体的復興体制の検討
 - どのような構成により復興体制を整備するのかを予め検討しておく。
- 2) 事務局(復興課等)の設置場所の検討
 - 復興課等を新設する場合は、その設置場所を検討しておく。

3) 復興に係わる諸業務の担当部課を明確にする

○復興計画策定、仮設住宅、義援金配分、災害時のマスコミ対応等、既存部課の分掌事務にない復興関連業務の担当部課を明確にしておく。

4) 復興条例の制定

○市町村における復興対策を進める上での根拠として、復興対策の基本理念や考え方、復興本部の設置に係る事項、生活等の復興に係る事項などを示す復興条例を市町村の実情に応じて制定しておくことが望ましい。

事例集
I

- ・P5 【19580101】 復旧・復興体制の構築 (昭和 33 年 狩野川台風：静岡県)
- ・P11 【19590101】 復旧・復興体制の構築 (昭和 34 年 伊勢湾台風：愛知県)
- ・P17 【19600101】 復旧・復興体制の構築 (昭和 35 年 チリ地震津波：国)
- ・P23 【19770102】 復旧・復興体制の構築 (昭和 52 年 有珠山噴火：北海道)
- ・P29 【19820102】 復旧・復興体制の構築 (昭和 57 年 長崎水害：長崎県・国土庁)
- ・P37 【19830101】 復旧・復興体制の構築 (昭和 58 年 豪雨：島根県)
- ・P43 【19830202】 復旧・復興体制の構築 (昭和 58 年 三宅島噴火：東京都・三宅村)
- ・P49 【19830301】 復旧・復興体制の構築 (昭和 58 年 日本海中部地震：秋田県・政府)
- ・P55 【19850101】 復旧・復興体制の構築 (昭和 60 年 地附山地すべり災害：長野県)
- ・P61 【19860101】 復旧・復興体制の構築 (昭和 61 年 台風 10 号：栃木県)
- ・P66 【19900101】 復旧・復興体制の構築 (平成 2 年 茂原市竜巻災害：茂原市)
- ・P71 【19910103】 復旧・復興体制の構築 (平成 3 年 雲仙・普賢岳噴火：島原市)
- ・P91 【19930102】 復旧・復興体制の構築 (平成 5 年 北海道南西沖地震：北海道)
- ・P103 【19930203】 復旧・復興体制の構築 (平成 5 年 8 月豪雨：鹿児島県)
- ・P108 【19930301】 復旧・復興体制の構築 (平成 5 年 台風 13 号：鹿児島県)
- ・P117 【19950105】 復旧・復興体制の構築 (平成 7 年 阪神・淡路大震災：兵庫県)
- ・P153 【19970102】 復旧・復興体制の構築 (平成 9 年 針原地区土石流災害：出水市)
- ・P163 【19980101】 復旧・復興体制の構築 (平成 10 年 8 月 福島県豪雨：福島県)
- ・P169 【19990101】 復旧・復興体制の構築 (平成 11 年 高潮災害：熊本県不知火町 (現：宇城市))
- ・P181 【20000101】 復旧・復興体制の構築 (平成 12 年 有珠山噴火災害：国・北海道・市町)
- ・P181 【20000102】 職員の取組み体制 (平成 12 年 有珠山噴火災害：虻田町)
- ・P181 【20000103】 中長期における復興対策室の役割 (平成 12 年 有珠山噴火災害：北海道)
- ・P191 【20000201】 復旧・復興体制の構築 (平成 12 年 三宅島噴火災害：東京都・三宅村)
- ・P199 【20000304】 復旧・復興体制の構築 (平成 12 年 東海豪雨：愛知県)
- ・P210 【20000413】 復旧・復興体制の構築 (平成 12 年 鳥取県西部地震：鳥取県)
- ・P224 【20010106】 災害危険地対策本部 (平成 13 年 芸予地震：呉市)
- ・P224 【20010107】 復旧・復興体制の構築 (平成 13 年 芸予地震：呉市)
- ・P231 【20010202】 復旧・復興体制の構築 (平成 13 年 高知県西南豪雨災害：高知県)
- ・P238 【20020103】 復旧・復興体制の構築 (平成 14 年 台風 6 号洪水：岩手県)
- ・P245 【20030101】 復旧・復興体制の構築 (平成 15 年 水俣豪雨災害：熊本県・水俣市)
- ・P252 【20030206】 復旧・復興体制の構築 (平成 15 年 宮城県北部連続地震：宮城県)
- ・P261 【20040102】 復旧・復興体制の構築 (平成 16 年 7 月 福井豪雨：福井県・福井市・鯖江市・美山町)
- ・P267 【20040201】 復旧・復興体制の構築 (平成 16 年 台風 16 号：宮崎県)
- ・P274 【20040304】 復旧・復興体制の構築 (平成 16 年 台風 23 号：兵庫県)
- ・P283 【20040401】 復旧・復興体制の構築 (平成 16 年 新潟県中越地震・新潟県：新潟県)
- ・P301 【20040501】 復旧・復興体制の構築 (平成 16 年 新潟県中越地震・長岡市：長岡市)
- ・P315 【20040602】 復旧・復興体制の構築 (平成 16 年 新潟県中越地震・小千谷市：小千谷市)
- ・P331 【20040701】 復旧・復興体制の構築 (平成 16 年 新潟県中越地震・川口町：川口町)
- ・P344 【20050101】 復旧・復興体制の構築 (平成 17 年 福岡県西方沖地震：福岡市)
- ・P356 【20070101】 復旧・復興体制の構築 (平成 19 年 能登半島地震・石川県：石川県)
- ・P369 【20070201】 復旧・復興体制の構築 (平成 19 年 能登半島地震・輪島市：輪島市)
- ・P383 【20070301】 復旧・復興体制の構築 (平成 19 年 能登半島地震・穴水町：穴水町)
- ・P397 【20070401】 復旧・復興体制の構築 (平成 19 年 新潟県中越沖地震・柏崎市：柏崎市)
- ・P411 【20080101】 復旧・復興体制の構築 (平成 20 年 岩手・宮城内陸地震・栗原市：栗原市)
- ・P421 【20090102】 復旧・復興体制の構築 (平成 21 年 中国・九州北部豪雨：山口県)

事例集
II

- ・P9 【20110101】 復旧・復興体制の構築 (平成 23 年 東日本大震災：宮古市)
- ・P9 【20110102】 復旧・復興体制の構築 (平成 23 年 東日本大震災：釜石市)
- ・P9 【20110103】 復旧・復興体制の構築 (平成 23 年 東日本大震災：大槌町)
- ・P9 【20110104】 復旧・復興体制の構築 (平成 23 年 東日本大震災：野田村)
- ・P9 【20110105】 復旧・復興体制の構築 (平成 23 年 東日本大震災：仙台市)
- ・P9 【20110106】 復旧・復興体制の構築 (平成 23 年 東日本大震災：石巻市)

- ・P10 【20110107】 復旧・復興体制の構築（平成 23 年 東日本大震災：岩沼市）
- ・P10 【20110108】 復旧・復興体制の構築（平成 23 年 東日本大震災：東松島市）
- ・P13 【20110117】 応援職員の受入（平成 23 年 東日本大震災：釜石市）
- ・P17 【20110118】 応援職員の受入（平成 23 年 東日本大震災：大槌町）
- ・P19 【20110119】 応援職員の受入（平成 23 年 東日本大震災：石巻市）
- ・P22 【20110120】 応援職員の派遣（平成 23 年 東日本大震災：北九州市）
- ・P25 【20110121】 応援職員の派遣（平成 23 年 東日本大震災：東海市）
- ・P29 【20110122】 応援職員の派遣（平成 23 年 東日本大震災：福岡県）
- ・P31 【20110123】 応援職員の派遣（平成 23 年 東日本大震災：関西広域連合）
- ・P117 【20110202】 復旧・復興体制の構築（平成 23 年 台風 12 号による災害：和歌山県）
- ・P118 【20110203】 復旧・復興体制の構築（平成 23 年 台風 12 号による災害：新宮市）
- ・P133 【20120101】 復旧・復興体制の構築（平成 24 年 九州北部豪雨災害：大分県）
- ・P134 【20120102】 復旧・復興体制の構築（平成 24 年 九州北部豪雨災害：八女市）
- ・P134 【20120103】 応援職員の派遣（平成 24 年 九州北部豪雨災害：大分県）
- ・P154 【20130103】 復旧・復興体制の構築（平成 25 年 台風 26 号による災害：東京都）
- ・P155 【20130104】 復旧・復興体制の構築（平成 25 年 台風 26 号による災害：大島町）
- ・P170 【20140102】 復旧・復興体制の構築（平成 26 年 2 月 14～16 日大雪による災害：本庄市）
- ・P171 【20140103】 復旧・復興体制の構築（平成 26 年 2 月 14～16 日大雪による災害：埼玉県）
- ・P183 【20140201】 復旧・復興体制の構築（平成 26 年 8 月 19 日からの豪雨災害：広島市）
- ・P201 【20140301】 復旧・復興体制の構築（平成 26 年 御嶽山噴火による災害：木曾町）
- ・P216 【20150102】 復旧・復興体制の構築（平成 27 年 口永良部島噴火による災害：屋久島町）
- ・P225 【20150201】 復旧・復興体制の構築（平成 27 年 箱根山大涌谷噴火警戒レベル上昇による影響：箱根町）
- ・P241 【20150303】 復旧・復興体制の構築（平成 27 年 関東・東北豪雨による災害：常総市）
- ・P265 【20160106】 復旧・復興本部の設置（平成 28 年 熊本地震：熊本県）
- ・P265 【20160107】 復興推進体制の整備（平成 28 年 熊本地震：熊本市）
- ・P267 【20160108】 震災復興本部の設置（平成 28 年 熊本地震：熊本市）
- ・P268 【20160109】 復興本部の設置（平成 28 年 熊本地震：宇土市）
- ・P268 【20160110】 復興本部の設置と中長期派遣職員の受入れ（平成 28 年 熊本地震：益城町）
- ・P271 【20160111】 復興対策本部の設置（平成 28 年 熊本地震：甲佐町）
- ・P272 【20160112】 復興推進室の設置（平成 28 年 熊本地震：南阿蘇村）
- ・P371 【20160206】 復興推進対策本部の設置（平成 28 年 台風第 10 号：清水町）

施策名： 復興体制の整備

【1-2-1-2】

項目： （２）復興本部と関係機関の連携

趣旨・概要

○復興施策においては、市町村、都道府県の双方の連携による対応や複数の自治体による広域的な対応が求められる分野も多い。
○被災地の復興における国、都道府県、市町村の役割分担を踏まえ、各機関が連携・調整を図りつつ復興対策を推進する。

項目・手順等

①県、市町村の役割分担

1) 各機関の役割

- 市町村は当該地域における復興対策を重点に実施する。
- 都道府県においては、市町村間の調整や市町村単独では実施が困難な施策の実施、技術的・財政的支援、国への支援要請等を行う。
- 市町村が実施すべき事項であっても、単独で実施することが困難な事項については、市町村は、都道府県及び国に対して支援を要請する。
- 都道府県や国が主体となり実施する事業についても、地元（地域、住民等）との合意形成や広報活動などの対応については、市町村との連携が重要である。
- また、被災都道府県からの応援の求めを受けた都道府県が、その区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求めることができる。

2) 復興組織相互における連携

- 都道府県と市町村とは、復興事務局を窓口として、復興体制の立ち上がり当初から十分な連携を図り、復興対策を推進する。
- 都道府県職員を市町村に派遣することにより、被災地と都道府県の連携を図る。

3) 復興連絡会議による連携

- 被害が複数の市町村におよび、それらの市町村が連携を図り復興対策を推進する必要がある場合には、都道府県が働きかけ、復興連絡会議を組織する。
- 復興計画の広域的な整合性を図るために、都道府県が中心となり被災地方公共団体が連携を図る場を設置する。この場を活用し、市町村は他の市町村の復興計画との広域的な整合性を図り、都道府県は被災市町村の復興計画との連携を図る。

②指定公共機関との役割分担

- 地域防災計画で位置づけられている指定公共機関については、必要に応じて協議の場を設け、それぞれの役割分担を明確にして連携を図る。

③住民・事業所との協力連携

- 復興対策の実施に当たっては、行政、住民、事業所の連携・協力のもと適切な合意形成に努めながら進める必要がある。
- 特に、復興計画の策定や事業の推進に際しては、地域の住民・事業所の意向を十分に反映させられるような体制を構築する。
→「1.2 計画的復興への条件整備、施策2：復興計画の作成」を参照。

留意点

1) 庁内規模と事務局の新設

- 庁内規模が小規模である場合等においては、企画担当部門や総務部門が復興組織の事務局機能を果たす方が適切な場合もある。このため、各地方公共団体の特性に適した事務局組織を早期に検討することが必要である。

2) 庁内外への十分な情報伝達の実施

- 復興対策が進むにつれて、復興全体の進捗状況が不明確になりがちであり、住民及び庁内等でも情報が十分伝達されない場合もある。このため、住民及び庁内の関係各部課や関係機関が常に復興状況の把握ができるよう、復興関連の情報等を随時伝達するように努めることが必要である。

3) コンサルタントの選定・委託

- 状況に応じて、復興対策を迅速、円滑に推進するために、各種資料作成や調査等を行うコンサルタント等を選定し、業務委託を行うことを検討する。

	<p>4) 復興組織の解散・組織更新</p> <p>○各種復興事業が平常業務へ移行したと考えられる時点において、庁内で関係機関と調整を図りつつ、復興組織の解散あるいは縮小についての検討を行う。</p>
<p>事前 対策</p>	<p>1) 復興担当窓口の確認</p> <p>○関連する都道府県、市町村において、復興対策を推進する場合の分掌事務とそれを担当する部課名及び担当者名を事前に確認しておく。</p> <p>2) 周辺市町村相互の連携</p> <p>○周辺市区町村との連携については、相互応援協定を締結している団体だけではなく、例えば広域市町村圏に属する自治体間の連携や広域市町村圏間の連携を図るなど、平常時から周辺市区町村との連携強化を図る。</p>
<p>事例集 I</p>	<p>・ P422 【20090103】 災害対応の検証（平成21年 中国・九州北部豪雨：防府市）</p>

第一章 復興への条件整備

1.2 計画的復興への条件整備

1.1 復興に関連する応急対応

施策1：被災状況等の把握

施策2：災害廃棄物等の処理

1.2 計画的復興への条件整備

施策1：復興体制の整備

施策2：復興計画の作成

施策3：広報・相談対応の実施

施策4：金融・財政面の措置

施策2：復興計画の作成

施策名： 復興計画の作成

【1-2-2】

項目： 施策の概要・枠組み

目的

- 復興計画は、すべての復興事業の根幹となるものであり、可能な限り迅速に策定することが望ましい。
- 各種都市基盤や産業基盤が被災した場合においては、その再建は多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。復興計画の作成目的は、これらの再建をできるだけ迅速に実施し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めることにある。

全体の枠組み



留意点

- 1) 位置づけ
 - 復興計画は、各地方公共団体で作成されている総合計画、長期計画等の地域の将来ビジョンを踏まえ、被災者の生活再建、産業・経済の再建、復興防災まちづくり等を進めるために必要な施策をとりまとめた計画として位置づけられる。
- 2) 目標・方向性の設定
 - 住民、事業者、地方公共団体が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に係わるすべてのものが、地域・都市のあるべき姿を共有することが必要である。復興計画を策定する目的には、そのための復興の目標となるレベル、復興の方向性を明確にすることが上げられる。
- 3) 復興事業の効果的な実施
 - 大規模な災害による被災地の再建にあたっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要がある。このような多岐にわたる復興事業の計画面での整合性のチェックや調整を図ることにより、復興事業を効率的かつ総合的に実施するための指針を示すことが上げられる。
- 4) 復興施策のPR
 - 復興は、地域が一体となって行っていくものであり、地方公共団体は復興施策を地域住民に示していくことが必要である。復興計画は、復興を行っていくための具体的な手法として、さまざまな復興施策を記述するものであり、したがってこれを策定し住民に公表することにより、地域住民に対し復興施策を具体的に伝えることができる。
 - また、被災地方公共団体に対し、国や他の地方公共団体等からさまざまな形で支援が行われる。これらの外部団体に対し、復興の理念・施策体系等を示すことも復興計画を策定する目的の一つである。

事前 対策

■事前計画の作成

- 予想される災害に対し、災害発生後、取り組むべき復興対策の項目や、その方向性を事前に検討しておくことにより、災害発生後に迅速な対応ができるようにしておく。
- 発災後の事業と合わせ、発災前に対応しておくべき事業を計画化し、これにより防災及び発災後の復興の迅速化、適切化を図ることを目的として、事前復興計画を作成しておくことが望ましい。

施策名： 復興計画の作成

【1-2-2-1】

項目： (1) 復興計画策定体制

趣旨・概要

○復興計画策定のための庁内組織を設置するとともに、復興関連分野の専門家が参画する委員会、また他の地方公共団体との連携を図る場として連絡協議会を設置するなどの対応をとる。

項目・手順等

①組織体制

1) 庁内組織の設置

- 復興計画策定組織の重要な役割として、既存計画（施策）との整合性の検討、庁内各部局の調整を行うことがあげられる。この組織が中心となり、各部局間の調整を行った上で、復興計画作成の基本的方針の庁内原案を作成する。
- 復興計画は、多様な分野にわたるため、各部局が個別に策定するのではなく、総合的な観点から策定することが必要である。そのため、行内各部局間での調整を十分に行っていくことが必要となる。そのために、復興プロジェクトチームといった復興に携わる独立した部署を設置することなども考えられる。
- また、各部局間の合意形成を図るためには、はじめに復興計画の大枠について合意を形成し、次に詳細な内容について合意を形成するといった多段階の策定プロセスが適しているといえる。

2) 委員会・専門部会等の設置

- 法律、政治、経済、社会、都市計画、福祉等の復興に関連する分野の専門家が参画する委員会等を設置し、庁内原案に専門家の意見を反映させる。
- 被害の規模などに応じて、例えば、まちづくり、経済再建・地域振興、住宅・生活再建等については、関連部課の担当者により構成される専門部会を設置し、個別課題に対する対策案を検討する場とする。

3) 連絡協議会の設置

- 都道府県については、復興計画の広域的な整合を図るために、都道府県や広域市町村圏の事務局となっている市町村等が中心となり被災地方公共団体が連携を図る場となる「連絡協議会」を設置する。この場を活用し、市町村は他の市町村の復興計画との広域的な整合性を図り、都道府県は被災市町村の復興事業との連携を図る。
→「1.2 計画的復興への条件整備、施策1：復興体制の整備」を参照。

②地域等との連携

- 復興計画は多様な分野に及ぶものであり、住民生活に密接に関わるものでもある。そのため、住民の意見を十分に反映した復興計画を作成する。
- 復興計画に住民の意見を反映させる具体的な手法としては、協議会などの場の設定のほか、電子メール等による住民意見の募集、住民アンケートの実施などが考えられる。
- 住民の意見・提案を収集する際、地域外へ疎開した被災者も対象者として考えなければならない。
- 住民の意見をより反映させていくためには、段階的に内容を提示していくことが必要である。とくに、復興計画の大枠および方向性が固まった段階で住民に提示し、その大枠や方向性に対する住民の意見を十分に復興計画に反映させることが重要である。

③国や他の地方公共団体との連携

- 復興事業に携わる機関、団体は多岐にわたる。実際、局地的な被害であったとしても、被災市町村、都道府県、国等が復興事業に関係し、被害が広範囲におよんだときは、複数の被災市町村が関係する。そのため、国や他の地方公共団体との連携を図るとともに、他の地方公共団体の復興計画との整合性を図りながら復興計画を策定することが必要となる。

④復興計画の公表・広報

- 復興は地域が一体となって行っていくものであり、そのためには復興計画は地域住民に公表する必要がある。復興準備計画においては、以下に示すような方法で公表等を行う。
 - ・記者発表
 - ・地方公共団体の広報誌

事前 対策

1) 復興計画策定に係る学識経験者等の選定

○復興計画を策定する際には、学識経験者等から構成される委員会等を設置することが望ましい。この委員会は、基本方針の策定に係る委員会、分野別復興計画の策定に係る委員会、復興計画の策定に係る委員会など複数考えられ、これらを迅速かつ円滑に設置・運営するためには事前に組織化を図ることが望ましい。具体的には以下の事項を検討する。

- ・委員会の構成人数
- ・委員となる学識経験者の分野及び候補者
- ・委員会での検討内容など

2) 住民への周知の方法の検討

○復興計画をはじめ、復興に係る県の方針や具体の施策に係る情報の他、被災地域の生活関連情報等を迅速かつ的確に市民に提供する方法を検討する。具体的には「災害復興ニュース」（仮称）を配布する場合、被災直後の混乱期の発行部数及び配布方法、他県に一時避難している被災者に対する配布方法等を検討しておくことが望ましい。また、県外に一時避難している被災者への情報発信については、以下に示すような方法等を検討しておく。

- ・全国の地方公共団体の広報誌に「復興計画の概要を記したパンフレットを被災者の方に送付しています。必要な方は本県市町村までご連絡下さい」等の内容の掲載を依頼する。
- ・マスメディアを活用した広報の実施

施策名： 復興計画の作成

【1-2-2-2】

項目： (2) 復興方針の検討

趣旨・概要

- 「大規模災害からの復興に関する法律（復興法）」（平成25年6月、平成27年9月改正）において、大規模災害を受けた都道府県が、政府の復興基本方針等に則して都道府県復興方針を作成できることが規定された。
- 復興計画の策定においては、復興計画の基本理念、復興の目標となるレベル、復興の方向性を復興方針として明確にすることが重要である。
 - 1) 復興計画に掲げる復興理念
 - 2) 復興計画に掲げる復興の基本的考え方と復興の目標水準の設定

項目・手順等

- ①復興理念
 - 災害により自身や親しい人々が傷つき、住み慣れた住まいや地域が被災するなど、災害後における住民の精神的ダメージは計り知れない。このため、復興スローガンの設定は、被災住民が復興への意欲を持ち、すべての住民が共感を持ち得るものとする。
 - 復興計画において、新たに復興理念を設定することが考えられるが、その場合、総合計画など既往の中・長期構想との調整を図る。
- ②基本方針（復興計画に掲げる復興の基本的考え方と復興の目標水準の設定）
 - 復興本部は、被災地域の復旧・復興対策を進める上で、被災地域の将来ビジョンに関する基本方針を設定し、方針設定後は、地域住民や国・都道府県・周辺市町村へ広く公表する。
 - 復興の基本的考え方として、市街地の復興と生活の復興を両輪と捉え、住民の生活の復興を第一の目標として掲げることが、より住民の立場に立った復興の考え方になる。
 - 復興の目標水準については、災害後の社会経済状況や復興に対する住民の要望等によっては、必ずしも平常時と同様の目標水準を設定することになるとは限らない。市町村が目標水準をどのレベルに設定するかについてはいくつかの考え方がある。
 - 1) 本来災害がなければ続いたであろうと思われる既往の総合計画等に掲げる当初の目標水準を一気に達成するもの。
 - 2) 災害がなければ当然達成するであろうと考えられる目標水準を復興計画等の目標水準に掲げる考え方であるが、これは復興後の次の段階における目標水準の設定を本来の総合計画等の目標達成に向けて引き続き総合計画の目標水準を掲げる考え方である。
 - 3) 総合計画等に掲げる目標水準とは関係なく、独自に目標を掲げる考え方である。この考え方には、その後の段階における目標水準の考え方として、当初の総合計画の目標水準を掲げるものと、当初の総合計画にはこだわらない目標水準を掲げるものの2つの考え方がある。被害の程度や震災後の社会経済状況を勘案しつつ、何よりも住民との十分な合意形成に基づいて設定することが望ましい。

留意点

- 復旧・復興に関する基本的方向性についてのポイント
- 1) 被災状況の把握
 - 市街地を復旧するのみにとどめるか、復興するか、復興するにしてもどのような方針・手法で復興するかということは、市街地の被災状況に大きく左右される。例えば、点的な被害を受けた地区では、必然的に面的整備を行う必要性は低く、逆に面的な被害を受けた地域では面的整備を行う必要性が高くなる。
 - 2) 地域の従前の基盤整備状況の把握
 - 上記については、同じように地域の従前の基盤整備状況にも大きく左右される。従前、基盤整備が行われていた地区では、基盤整備を伴う事業を復興事業として行う必要性は低い。逆に、従前に基盤整備がさほど行われていなかった地域では、土地区画整理事業等の基盤整備を伴う事業を行う必要性が高くなる。
 - 3) 土台となる既存計画、住民組織の有無
 - 市街地の復旧・復興の方針決定とともに、特にどのような方針・手法で復興するかということは、復興事業の土台となる既存計画の有無、あるいは土台となる住民組織の有無等に大きく左右される。
 - 4) 既存の長期計画・広域計画における位置づけ
 - 更に、復旧・復興の基本方向の決定においては、行政施策の継続性、一貫性を考慮すれば、既存の長期計画・広域計画等においてその地域がどのような位置づけをなされていたかと

いうことをまったく無視して考える訳にはいかない。従って、市街地の復興策を検討する際にも、こうした既存計画との整合性等についてのチェックを行い、既存計画自体を見直す必要のある場合については、復興計画の作成とあわせて既存計画の修正を行っていく必要がある。

**事前
対策**

■復興方針と市街地整備等の例

○市街地の復旧・復興の方向や方針を決定する基準を事前に検討しておくことと、復興地区区分についても検討し定義しておくことが必要である。

表1.2.2-1 復興対象地区と復興方針、整備手法例

災害	条例の復興地区区分	復興方針	建築制限	市街地・集落整備手法
阪神・淡路大震災 (神戸市)	重点復興区域	震災復興促進区域のうち建築物の集中的倒壊及び面的焼失その他甚大な被害を被った地域であり、かつ災害に強い街づくりの観点から、特に緊急的及び重点的に都市機能の再生、住宅の供給、都市基盤整備その他の市街地整備を促進する。	建築基準法第84条による建築制限 条例による建築行為の届出の義務づけ	○法定事業 ・土地区画整理事業 ・市街地再開発事業 ○地区計画 ○任意事業 ・密集住宅市街地整備促進事業 ・住宅市街地総合整備事業等
	震災復興促進区域	甚大な被害を被った市街地のうち、震災復興事業等との整合性を図りつつ、災害に強い街づくりを進める。	条例による建築行為の届出の義務づけ	○任意事業 ・災害復興特定優良賃貸住宅供給促進制度 ・優良建築物等整備事業 等
北海道南西沖地震 (奥尻町)	条例はなし	必要な地区に防潮堤や防潮水門などを建設するとともに、治山事業を実施する。	建築制限は行わない	○任意事業 ・漁業集落環境整備事業 ・漁港・漁村総合整備事業 ・防災集団移転促進事業 等

**事例集
II**

- ・P11 【20110109】復興方針の検討 (平成 23 年 東日本大震災：宮古市)
- ・P11 【20110110】復興方針の検討 (平成 23 年 東日本大震災：釜石市)
- ・P11 【20110111】復興方針の検討 (平成 23 年 東日本大震災：大槌町)
- ・P11 【20110112】復興方針の検討 (平成 23 年 東日本大震災：野田村)
- ・P12 【20110113】復興方針の検討 (平成 23 年 東日本大震災：仙台市)
- ・P12 【20110114】復興方針の検討 (平成 23 年 東日本大震災：石巻市)
- ・P12 【20110115】復興方針の検討 (平成 23 年 東日本大震災：岩沼市)
- ・P12 【20110116】復興方針の検討 (平成 23 年 東日本大震災：東松島市)
- ・P156 【20130105】復興方針の検討 (平成 25 年 台風 26 号による災害：大島町)
- ・P202 【20140302】復興方針の検討 (平成 26 年 御嶽山噴火による災害：木曽町)
- ・P241 【20150304】復旧・復興方針の検討 (平成 27 年 関東・東北豪雨による災害：常総市)

施策名： 復興計画の作成

【1-2-2-3】

項目： (3) 復興計画の作成

趣旨・概要

- 「大規模災害からの復興に関する法律（復興法）」（平成25年6月、平成27年9月改正）において、大規模災害を受けた市町村が政府の復興基本方針等に即して復興計画を作成できることが規定された。
- 発災後に復興対策を迅速かつ効果的に実施していくためには、その基本となる復興計画を速やかに策定するとともに、その内容を地方公共団体の職員及び住民等に周知することにより、関係者の共通の合意の形成を図っていく必要がある。

項目・手順等

- ①復興計画の内容
 - (1)復興に関する基本理念
 - (2)復興の方向性
 - (3)復興の基本方針・目標
 - (4)復興計画の目標年次
 - (5)復興計画の対象地域
 - (6)個々の復興施策の体系（被災市街地・都市基盤等の復興計画・被災者の生活再建支援計画・地域経済復興支援計画等）
 - (7)復興施策や復興事業の事業推進方策
 - (8)復興施策や復興事業の優先順位
- ②復興計画の策定
 - 1)被災教訓の反映（再度被災しないための防災性向上の必要性）
 - 復興計画には、単なる原状復旧と異なり、再度被災しないために防災性の向上を図った施策等を盛り込むことが重要なポイントとなる。復興計画に被災教訓を反映させる具体的な手法としては、各分野の有識者、専門家などの意見を参考にする。
 - 2)復興施策の優先順位の決定
 - 復興施策は広範囲な分野にわたり、内容も多岐にわたる。そのため、限られた財源の中で、地域の被災状況等に応じ、復興施策の優先順位を設定することが必要となる。
 - 3)計画の策定（手順）
 - 復興本部内の計画策定を進める組織が中心となり、各部局間の調整を行った上で、復興計画作成にあたっての基本方針について庁内原案を作成する。
 - 計画作成における基本方針をもとに、計画の指針として、計画の目標や取り組むべき施策・事業等について策定する。その際、審議会等の開催により、専門家の知見の反映を図る。
 - 復興指針を受け、具体的な計画策定を行う。

■参考：復興計画等における特別措置

- 「大規模災害からの復興に関する法律（復興法）」（平成25年6月、平成27年9月）において、復興計画等における特別措置として、1)復興計画に関する協議会を設置し、そこでの協議を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できること、2)復興計画に記載された復興整備事業について、許認可等を緩和する特例を設けること、3)復興拠点となる市街地を整備するため、一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けること、4)被災市町村等からの要請により都道府県等が都市計画の決定等を代行できること、の4点が定められた。

表1.2.2-2 復興計画策定の際のポイントと対応する主要な既存手法

復興計画策定の際のポイント	主要な既存手法
(1)被災教訓の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会等の開催 ・有識者へのヒアリング
(2)住民の意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会などの場の設定 ・住民アンケートの実施 ・郵便やファクシミリ等による住民意見の募集 ・復興計画の公募 ・フォーラム等の開催 ・多段階の策定過程
(3)復興施策の優先順位の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内での復興計画策定のための専門部局の設置(プロジェクトチーム等) ・多段階の策定過程
(4)行内各部局間の調整	
(5)国・他の地方公共団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地方公共団体から構成される連絡協議会等の設置

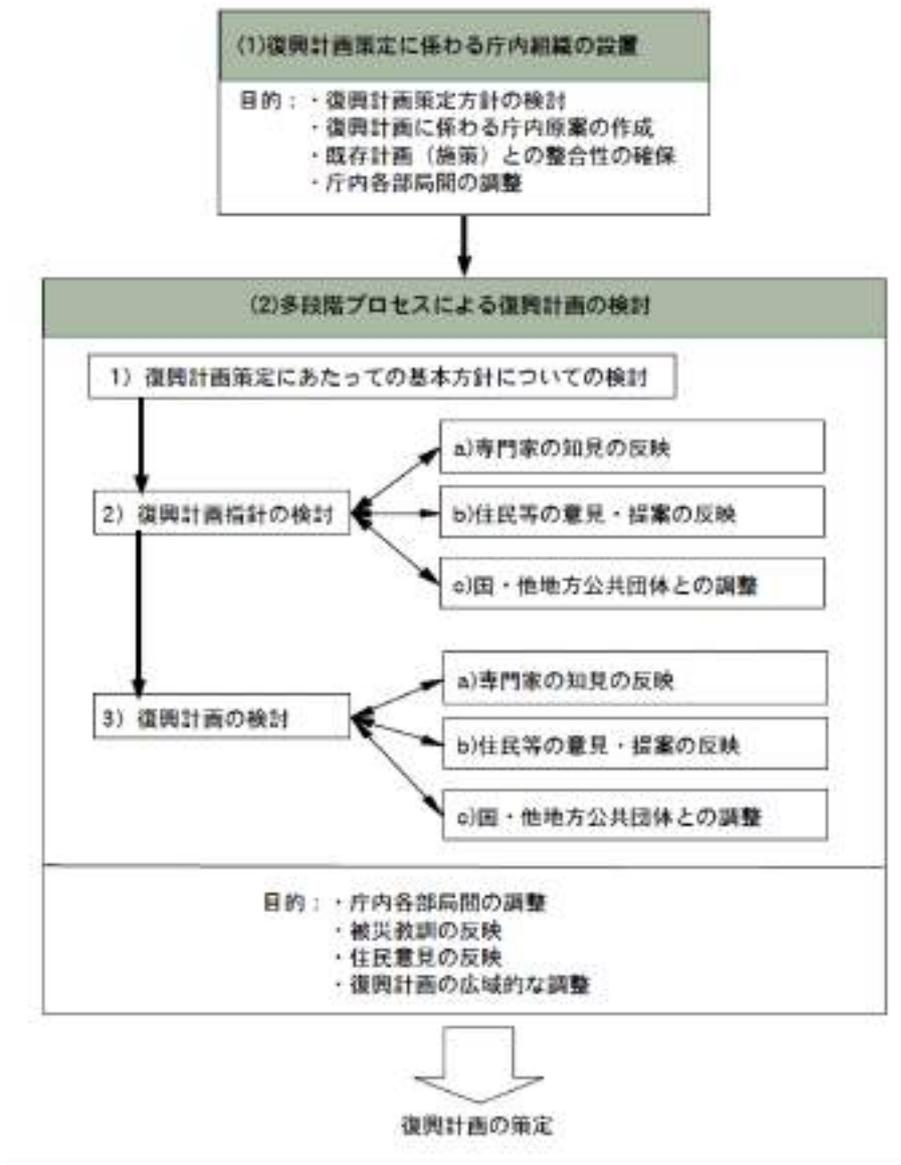


図1.2.2-1 復興計画策定プロセス

事前
対策

1) 事前計画の作成

○予想される災害に対し、災害発生後、取り組むべき復興対策の項目や、その方向性を事前に検討しておく。

2) 基本的データの整備

○復興計画を策定する際に必要となる地域の人口、産業、都市施設等に関する基礎的データを収集・整理し、緊急時における計画策定に活用できるように整備しておく。

○具体的な計画を策定するために必要となる地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータの整備・保存並びにバックアップを行う。

事例集
I

- ・P5 【19580102】 復旧・復興計画の策定（昭和 33 年 狩野川台風：静岡県）
- ・P11 【19590102】 復旧・復興計画の策定（昭和 34 年 伊勢湾台風：愛知県）
- ・P17 【19600102】 復旧・復興計画の策定（昭和 35 年 チリ地震津波：岩手県）
- ・P23 【19770103】 復旧・復興計画の策定（昭和 52 年 有珠山噴火：北海道）
- ・P29 【19820103】 復旧・復興計画の策定（昭和 57 年 長崎水害：長崎県）
- ・P37 【19830102】 復旧・復興計画の策定（昭和 58 年 豪雨：島根県）
- ・P43 【19830203】 復旧・復興計画の策定（昭和 58 年 三宅島噴火：東京都・三宅村）
- ・P49 【19830302】 復旧・復興計画の策定（昭和 58 年 日本海中部地震：秋田県）
- ・P55 【19850102】 復旧・復興計画の策定（昭和 60 年 地附山地すべり災害：長野県）
- ・P61 【19860102】 復旧・復興計画の策定（昭和 61 年 台風 10 号：栃木県）
- ・P66 【19900102】 復旧・復興計画の策定（平成 2 年 茂原市竜巻災害：茂原市）

	<ul style="list-style-type: none"> ・P71 【19910104】 復興計画の策定手順 (平成3年 雲仙・普賢岳噴火：長崎県・島原市・深江町) ・P72 【19910105】 復旧・復興計画の策定 (平成3年 雲仙・普賢岳噴火：島原市) ・P93 【19930103】 復旧・復興計画の策定 (平成5年 北海道南西沖地震：北海道) ・P103 【19930204】 復旧・復興計画の策定 (平成5年 8月豪雨：鹿児島県) ・P108 【19930302】 復旧・復興計画の策定 (平成5年 台風13号：鹿児島県) ・P120 【19950106】 復旧・復興計画の策定 (平成7年 阪神・淡路大震災：神戸市) ・P153 【19970103】 復旧・復興計画の策定 (平成9年 針原地区土石流災害：出水市) ・P163 【19980102】 復旧・復興計画の策定 (平成10年8月 福島県豪雨：福島県) ・P171 【19990102】 復旧・復興計画の策定 (平成11年 高潮災害：熊本県不知火町(現：宇城市)) ・P181 【20000104】 復旧・復興計画の策定 (平成12年 有珠山噴火災害：国・北海道) ・P191 【20000202】 復旧・復興計画の策定 (平成12年 三宅島噴火災害：三宅村) ・P200 【20000305】 復旧・復興計画の策定 (平成12年 東海豪雨：愛知県) ・P211 【20000414】 復旧・復興計画の策定 (平成12年 鳥取県西部地震：鳥取県) ・P225 【20010108】 復旧・復興計画の策定 (平成13年 芸予地震：呉市) ・P231 【20010203】 復旧・復興計画の策定 (平成13年 高知県西南豪雨災害：高知県) ・P238 【20020104】 復旧・復興計画の策定 (平成14年 台風6号洪水：岩手県) ・P245 【20030102】 復旧・復興計画の策定 (平成15年 水俣豪雨災害：熊本県・水俣市) ・P253 【20030207】 復旧・復興計画の策定 (平成15年 宮城県北部連続地震：宮城県) ・P261 【20040103】 復旧・復興計画の策定 (平成16年7月 福井豪雨：福井県) ・P267 【20040202】 復旧・復興計画の策定 (平成16年 台風16号：宮城県) ・P275 【20040305】 復旧・復興計画の策定 (平成16年 台風23号：兵庫県) ・P285 【20040402】 復旧・復興計画の策定 (平成16年 新潟県中越地震・新潟県：新潟県) ・P302 【20040502】 復旧・復興計画の策定 (平成16年 新潟県中越地震・長岡市：長岡市) ・P318 【20040603】 復旧・復興計画の策定 (平成16年 新潟県中越地震・小千谷市：小千谷市) ・P332 【20040702】 復旧・復興計画の策定 (平成16年 新潟県中越地震・川口町：川口町) ・P346 【20050102】 復旧・復興計画の策定 (平成17年 福岡県西方沖地震：福岡県) ・P356 【20070102】 復旧・復興計画の策定 (平成19年 能登半島地震・石川県：石川県) ・P371 【20070202】 復旧・復興計画の策定 (平成19年 能登半島地震・輪島市：輪島市) ・P384 【20070302】 復旧・復興計画の策定 (平成19年 能登半島地震・穴水町：穴水町) ・P398 【20070402】 復旧・復興計画の策定 (平成19年 新潟県中越沖地震・柏崎市：柏崎市) ・P411 【20080102】 復旧・復興計画の策定 (平成20年 岩手・宮城内陸地震・栗原市：栗原市)
事例集 II	<ul style="list-style-type: none"> ・P34 【20110124】 復旧・復興計画の策定 (平成23年 東日本大震災：宮古市) ・P40 【20110125】 復旧・復興計画の策定 (平成23年 東日本大震災：釜石市) ・P43 【20110126】 復旧・復興計画の策定 (平成23年 東日本大震災：大槌町) ・P45 【20110127】 復旧・復興計画の策定 (平成23年 東日本大震災：野田村) ・P46 【20110128】 復旧・復興計画の策定 (平成23年 東日本大震災：仙台市) ・P50 【20110129】 復旧・復興計画の策定 (平成23年 東日本大震災：石巻市) ・P54 【20110130】 復旧・復興計画の策定 (平成23年 東日本大震災：岩沼市) ・P55 【20110131】 復旧・復興計画の策定 (平成23年 東日本大震災：東松島市) ・P118 【20110204】 復旧・復興計画の策定 (平成23年 台風12号による災害：和歌山県) ・P118 【20110205】 復旧・復興計画の策定 (平成23年 台風12号による災害：新宮市) ・P136 【20120104】 復旧・復興計画の策定 (平成24年 九州北部豪雨災害：大分県) ・P138 【20120105】 復旧・復興計画の策定 (平成24年 九州北部豪雨災害：八女市) ・P157 【20130106】 復興計画の策定 (平成25年 台風26号による災害：大島町) ・P186 【20140202】 復旧・復興計画の策定 (平成26年 8月19日からの豪雨災害：広島市) ・P216 【20150103】 復旧・復興計画の策定 (平成27年 口永良部島噴火による災害：屋久島町) ・P242 【20150305】 復旧・復興計画の策定 (平成27年 関東・東北豪雨による災害：常総市) ・P273 【20160113】 「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」の策定 (平成28年 熊本地震：熊本県) ・P277 【20160114】 震災復興計画の作成 (平成28年 熊本地震：熊本市) ・P280 【20160115】 復旧・復興計画の策定 (平成28年 熊本地震：宇土市) ・P282 【20160116】 復旧・復興計画の策定 (平成28年 熊本地震：宇城市) ・P284 【20160117】 復旧・復興計画の策定 (平成28年 熊本地震：美里町) ・P286 【20160118】 復旧・復興計画の策定 (平成28年 熊本地震：大津町) ・P287 【20160119】 復旧・復興計画の策定 (平成28年 熊本地震：高森町) ・P289 【20160120】 復旧・復興計画の策定 (平成28年 熊本地震：南阿蘇村) ・P292 【20160121】 復旧・復興計画の策定 (平成28年 熊本地震：御船町) ・P297 【20160122】 復旧・復興計画の策定 (平成28年 熊本地震：嘉島町) ・P300 【20160123】 復旧・復興計画の策定 (平成28年 熊本地震：益城町) ・P305 【20160124】 復旧・復興計画の策定 (平成28年 熊本地震：甲佐町)

-
- P310 **【20160125】** 復旧・復興計画の策定（平成 28 年 熊本地震：山都町）
 - P311 **【20160126】** 復旧・復興計画の策定（平成 28 年 熊本地震：球磨村）
 - P383 **【20170102】** 復興計画の策定（平成 29 年 九州北部豪雨：朝倉市）
 - P389 **【20170103】** 復興計画の策定（平成 29 年 九州北部豪雨：東峰村）
 - P393 **【20170104】** 復旧・復興推進計画の策定（平成 29 年 九州北部豪雨：大分県）
 - P394 **【20170105】** 復興計画の策定（平成 29 年 九州北部豪雨：日田市）
-

第一章 復興への条件整備

1.2 計画的復興への条件整備

1.1 復興に関連する応急対応

施策1：被災状況等の把握

施策2：災害廃棄物等の処理

1.2 計画的復興への条件整備

施策1：復興体制の整備

施策2：復興計画の作成

施策3：広報・相談対応の実施

施策4：金融・財政面の措置

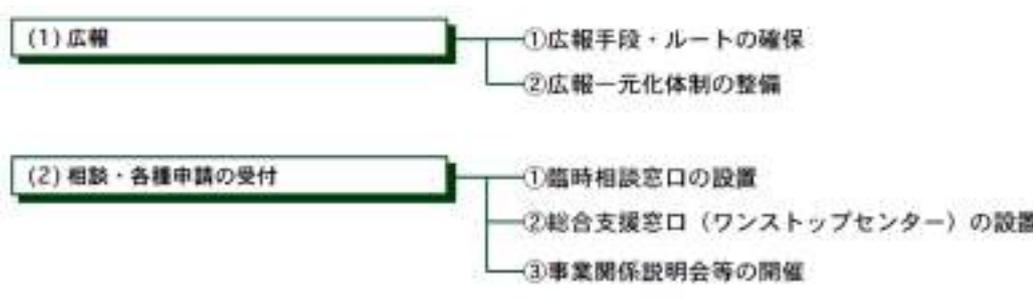
施策3：広報・相談対応の実施

項目： 施策の概要・枠組み

目的

- 被災者の生活再建等の推進、地域住民の意向を反映させた復興計画づくり、各種計画内容への理解と合意形成のために、地方公共団体は被災者及び地域住民に対して、各種支援内容や復旧・復興計画内容の広報、計画内容等に関する説明会の実施、各種相談体制づくりを行う。
- 被災者の相談を受け、必要な情報を提供することで、被災者の不安や悩みを解消するとともに、行政等が行っている支援措置についての情報提供、法律問題等も含めた適切な対応窓口の紹介などを行うことができる。一方、行政等では、被災者の抱える各種課題・ニーズを把握することが可能となる。

全体の枠組み



留意点

1) 広報

- 広報については、直接的な被災者のみならず、地域全域に情報の周知がされることが必要である。
- 発災当初は、避難所等へ避難する被災者が多数発生するため、自治会役員等にも居場所の確認の協力を求め、被災者への確に情報が伝達できるように努める。
- 生活再建・経済再建施策に関する広報は、災害直後から可能な限り迅速に行うことで、被災者の再建に向けた不安感を軽減し、また、被災地での再建を誘発する。
- 広報は、既存の広報媒体の利用、パンフレット作成、掲示板、インターネット、CATV、コミュニティFM、TV・新聞広告等のあらゆる媒体を通じて行う。この際、それぞれの媒体の特性に応じた利用方法に配慮する。
- 広報にあたっては、情報発信を一元化する。
- あらゆる場面で被災者に直接接する機会が多い行政職員等に対する情報提供を徹底する。例えば、応急危険度判定に携わる職員・応援者等は、被災者が接する最初の行政関係者となり、さまざまな質問が寄せられる。

2) 相談・各種申請の受付

- ワンストップセンターを設け、各種の相談・申請に対応することができる総合的な窓口を設け、内容に応じて担当部署に割り振る。
- 被災者の利便性を第一に、相談所の設置場所、設置方法、および各相談所に対応する相談内容等を定める。
- 相談・申請業務としては、以下のような分野が必要となる。

表 1.2.3-1 相談・申請業務の例

分野	内容	分野	内容
生活再建関連	・仮設住宅 ・義援金 ・生活再建資金 ・住宅再建資金の確保、融資 ・健康相談 ・福祉、年金、保険、納税 ・職業斡旋、雇用相談等	産業・経済再建関連	・中小企業、農林水産業への再建資金貸付 ・経営・再建相談等 ・観光振興
		防災まちづくり関連	・住宅移転 ・まちづくり計画等

事前 対策

1) 災害発生時の窓口開設の事前検討

- 臨時相談窓口開設のための手続き等についての事前整理
- 相談窓口業務を実施する職員の人数や配置を事前に検討する。

2) 相談内容の予測と対応方法の検討

- 災害復興時における相談内容の想定を行い、それに対する対応方法を検討する。

3) 人材確保策の検討

- ソーシャルワーカー・ホームヘルパー等の専門人材の育成と確保策の検討
- 関係団体（弁護士会・医師会・まちづくりコンサルタント・ボランティア団体等）との連携体制の確立及び情報共有に関する事前協議

4) 情報提供に関する事前検討

- 特例措置及び新しい制度が創設された場合の情報提供体制についての事前検討
- 広報の媒体に関する事前検討とインターネットによる広報体制の整備

施策名： 広報・相談対応の実施

【1-2-3-1】

項目： (1) 広報

趣旨・概要

- 復興に係る行政の方針や具体の施策に係る情報のほか、被災地域の生活関連情報等、輻輳する各種の情報を整理し、迅速かつ的確に提供する。あらゆる部門で、広報は最も重要だが、難しく手間のかかる課題である。
- 被災者と地方公共団体が協働で復興に取り組むためには、行政からの正確できめ細かな広報による信頼感の醸成が重要である。

項目・手順等

① 広報手段・ルートの確保

1) パンフレット・臨時広報誌等の作成・配布

- 事業者等の協力も得て、パンフレット・臨時広報誌等の作成・配布に関する体制を構築する。なお、普段から自治会等を通じた広報を実施している場合には、そうしたルートでの情報提供方法についても体制に組み込む。

2) 避難先情報の把握

- 郵便局と連携して、被災者への郵便等による情報提供体制を構築する。
- 他県、他市町村に避難している住民にも必要な情報を周知するため、その避難先等を把握する。
- マスメディア等を利用して、被災地方公共団体への避難先の連絡を要請する。

3) マスメディア等との連携

- 新聞、テレビ、ラジオ、CATV、インターネット等の情報を提供するメディアとの連携体制を構築する。
- マスメディア専用の場所を確保・提供する。

4) 報道、うわさ、問い合わせ状況の把握

- 報道、うわさ、問い合わせの多い事項を把握し、特に誤報、デマ等の発生に対する打ち消し広報等に必要な措置を行う体制を構築する。

5) 外国人への広報

- 国際交流等の担当部署が中心となり、多くの言語に対応する体制を構築する。各国大使館や国際交流ボランティア等の協力が有効である。

6) コールセンターの設置

- 各種の問い合わせに対応するため、コールセンターを設置する。一元的な窓口を設置することで、被災者等の混乱を防ぎ、また、被災地方公共団体への直接の問い合わせを削減することができる。

② 広報一元化体制の整備

1) 行政機関における広報一元化を徹底する

- 早急に広報の一元化体制を構築し、庁内、関係機関における広報一元化を周知・徹底する。特に国の出先機関と地方公共団体との広報の調整方法を明確にする。

2) 行政機関の担当窓口・連絡情報の一元化

- 施設の被災、通常と異なる業務体制などによって、各種担当部署連絡先等は頻繁に変更される。そうした担当部署の新設・変更、連絡先等の変更について一元的に情報を把握し、問い合わせ等に対応できる体制を構築する。

留意点

1) 広報実施の基本事項

- 重要な広報に関しては、できるだけ首長等が直接被災者に語りかける形で情報提供する。
- 被害情報、関連情報、統計情報を併せて準備し、配付できるようにする。これは各種視察者への対応のためにも不可欠である。
- マスメディアへの情報提供を定期的実施する。この際、新聞等のメ切り時刻に配慮した時間設定を行う。
- 広報担当部署は、定期的に関係各部署との情報交換を実施し、最新情報の共有に努める。
- 重要な区切りの時期に向けて、最新情報を準備し、マスコミ等に積極的に情報提供する（発災後、1週間、1ヶ月、3ヶ月、半年、1年、3年、5年、10年など）。

	<p>2) 生活再建に係る広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療・福祉、り災証明の取得、ゴミ・がれきの処分、応急的な住宅の確保、住宅の補修・再建、雇用、各種給付金や義援金支給、税の減免、心のケアなど、被災者の生活再建に関する広報は多岐に渡る。制度があることを知らせる広報と、制度の対象者に向けたきめ細かな広報及び対象者への直接の情報伝達とを明確に区分した広報実施を心がける。 ○高齢者・障害者・外国人等への広報を徹底するよう体制を整える。 ○被災地外等への避難者にも情報提供を行う。 <p>3) 産業関連の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災事業者に対して、雇用の維持及び事業の再開に関する情報の提供を行うとともに、物流、取引など、間接的な被害を軽減する情報の提供を行う。 ○復旧や再建、取引先等への対応、資金調達など、被災事業者は各種対応が急がれるため、行政等の施策情報を十分に把握し、活用する余裕がない状況となりがちである。分かりやすい制度利用方法の記載された冊子提供が必要となる。特に、被災事業者へは関係業界団体を通じて広報を徹底することが有効である。 ○災害報道によって、被災地全てが壊滅的被害を受けたようなイメージが広がり、風評被害をもたらすことも多い。そうした場合には、マスメディア・関係業界団体を通じて、全国あるいは世界への情報発信を積極的に展開する。同様に、復旧・再建情報について積極的に広報する。 <p>4) まちづくりに関する広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○従前居住者及び地権者等関係者に対する広報を行う。被災地全般に係る事項、特定地域に関する事項のそれぞれを広報する。 ○各地区の事業進捗やまちづくりへの取り組み状況などについて定期的に広報する。また、これに併せて各地区のまちづくり組織等による情報発信を支援する。
<p>事前 対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○パンフレット・臨時広報誌等の作成については、被災地内では印刷業者等も被災し、対応できないことがある。全国的レベルで対応可能な事業者等と協定を結ぶことなどを検討する。 ○被災者の避難先の把握・情報共有について、郵便局との協定締結を検討する。 ○大規模災害では、パンフレット・臨時広報誌等の印刷物の配付も困難となる。避難所への食料・物資配布ルートの活用、自治会等を活用した配付等を計画する。 ○応急仮設住宅等への入居募集に関する情報等、他都道府県、他市町村に避難している住民にも周知する必要のある情報については、全国知事会、全国市長会等を通じて他都道府県、他市町村の広報誌等への情報掲載を要請することを検討する。 ○新聞、テレビ、ラジオ、CATV、インターネット等の情報を提供するメディアを検討し、必要に応じて協定等を結ぶ。また、個々のメディアに応じた提供情報内容、方法等について検討する。
<p>事例集 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P121 【19950107】 マスメディアの活用（平成 7 年 阪神・淡路大震災：兵庫県） ・ P122 【19950108】 マスメディアの活用（平成 7 年 阪神・淡路大震災：神戸市） ・ P122 【19950109】 広報誌の発行（平成 7 年 阪神・淡路大震災：兵庫県） ・ P122 【19950110】 広報誌の発行（平成 7 年 阪神・淡路大震災：神戸市） ・ P122 【19950111】 聴覚障害者への情報提供（平成 7 年 阪神・淡路大震災：兵庫県） ・ P122 【19950112】 総合的な問い合わせ窓口の設置（平成 7 年 阪神・淡路大震災：兵庫県） ・ P183 【20000105】 災害広報臨時号の発行（平成 12 年 有珠山噴火災害：虻田町） ・ P211 【20000415】 ホームページ広報（平成 12 年 鳥取県西部地震：島根県） ・ P304 【20040503】 災害対策本部のマスコミ公開による広報（平成 16 年 新潟県中越地震・長岡市：長岡市） ・ P336 【20040703】 広報紙作成の支援（平成 16 年 新潟県中越地震・川口町：川口町・練馬区）
<p>事例集 II</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P202 【20140303】 報道対応（平成 26 年 御嶽山噴火による災害：木曾町） ・ P225 【20150202】 災害情報の発信（平成 27 年 箱根山大涌谷噴火警戒レベル上昇による影響：箱根町） ・ P225 【20150203】 マスメディアへの対応力強化（平成 27 年 箱根山大涌谷噴火警戒レベル上昇による影響：箱根町） ・ P313 【20160127】 広報（平成 28 年 熊本地震：熊本県） ・ P314 【20160128】 広報（平成 28 年 熊本地震：熊本市） ・ P315 【20160129】 広報（平成 28 年 熊本地震：大津町） ・ P316 【20160130】 広報（平成 28 年 熊本地震：嘉島町）

施策名： 広報・相談対応の実施

【1-2-3-2】

項目： (2) 相談・各種申請の受付

趣旨・概要

- 発災後、被災者は様々な生活上の不安や問題を抱えることになる。これに対し、行政等からは、各種支援策が発表されるが、その内容は多岐にわたり、制度利用上の条件や各種手続は複雑なものとなる。
- そのため、行政が相談窓口を設け、被災者からの相談に応じることで、少しでも問題や悩みを解消し、その生活の再建と安定を支援していくことが必要となる。
- 相談で得られた情報は、その後の支援策を検討する際の重要な情報として、活用する。
- 各種申請等の受付を被災者等の負担を軽減しつつ、効率的に実施する。そのためには、申請に必要な手続き・書類等の簡素化、上記相談窓口との連携を図る

項目・手順等

① 臨時相談窓口の設置

- 災害直後の総合的な相談窓口設置が難しい時点では、各部署が必要に応じた相談対応を実施する。電話相談を中心として専用電話を確保し、対応職員を配置する。
- 相談受付の際には、その後の支援策実施に関するフォローアップが可能となるよう、相談者への連絡先を記録する。
- 相談の多い内容を把握し、回答のマニュアルを作成する。これを広報部門を通じて広報するよう要請する。
- 相談の内容に応じて、必要な各種専門家を把握し、連携体制を構築する。
- 外国人被災者を対象に、翻訳ボランティアを配置した窓口を設置し、大使館や外国人団体の被災状況等の各種情報提供及び各種生活相談の窓口を設置する。
- 関係機関の協力を得ながら、可能な限り早期に、本格的な被災者総合支援窓口を開設するための準備（場所・専門家・職員確保）を行う。

② 総合支援窓口（ワンストップセンター）の設置

- 生活再建に関する広範囲な相談については同一の場所で受け付け、必要な情報を総合的かつ一元的に提供する。被災地の広がり、被災の集中度、交通機関の回復状況を勘案して窓口を設置する。
- 電話等による事前の問い合わせにより、被災者の利用可能な制度については、相談と同時に各種申請の受付が可能となるようにする。また、り災証明等の発行書類については即座に引き渡すことができるようにする。
- 金融機関等との連携を図り、給付金の振り込み手続等を迅速に行うことも考慮する。
- 今後は、インターネット等を利用した事前申請に基づく審査等の迅速化も検討する。

③ 事業関係説明会等の開催

- 主に防災施設整備や復興・防災まちづくりに関連する事項については、地権者等の関係者を対象とした説明会を開催し、情報提供及び相談対応することが必要となる。
- 関係者の所在を把握した上で、説明会開催に関する事前通知や、掲示板等への掲載を行い、説明会を行うための適切な会場を確保して実施する。開催時刻等にも配慮する。

■ 参考：特別行政相談活動

- 総務省の行政相談では、地震、豪雨、台風等の災害が発生した時、被害を受けた方々を支援するため、国の行政機関、政府系金融機関、地方公共団体等、関係機関の協力を得て、「特別行政相談所」を開催するほか、フリーダイヤルを設置するなどして、各種の相談、問合せに対応している。
- 東日本大震災に関する行政相談では、被災者が避難する地域を中心に267ヶ所で特別行政相談所を開催（平成27年12月末現在）するとともに、被災地域に於いてフリーダイヤルを開設し、相談対応を実施した。
- その他、平成26年8月の広島豪雨、平成27年9月の関東・東北豪雨等においても特別行政相談活動を実施した。

<p>留意点</p>	<p>1) 各種相談・申請の受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種支援策の実施にあたって、関係部署では、その制度利用条件や手続きを明確にする。その際、手続きの簡素化、記載事項等の簡素化を図ることが被災者・行政等の双方にとって重要である。 ○各種申請の受付にあたっては、受付方法、受付場所、受付期間、関連する相談対応について、他部門での各種申請等と調整する。 ○被災者の相談や各種申請情報を一元的に把握・管理する。 ○相談や申請の受付にあたっては、災害時といえどもプライバシーへの配慮が重要であり、情報管理はもとより、相談場所における配慮も必要である。 ○被災者の相談に統一的に対応するために、関係機関や国、県と協議し、相談・指導内容について協議を行う。 <p>2) 被災者支援策への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者毎の相談内容や各種申請状況については、アンケート情報等、他の情報とも併せて、被災者への総合的な支援実施の参考とする。また、今後の支援策検討の参考情報とする。 <p>3) 出前型相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○時間経過に伴い、特に自立した生活を取り戻すことが難しい被災者への対応には、心身の健康、コミュニティの再構築、生計、生き甲斐など、被災者の直面する問題は個別化・多様化し、深刻化する。そうした被災者に対しては、単なる相談窓口の開設では限界があり、巡回相談、相談員の派遣など、出前型の相談対応が不可欠となる。 <p>4) 事業説明会における取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画の立案根拠を十分検討し、説明に必要な資料を用意する。 ○一般には理解されにくい専門用語の使用はできるだけ避け、誰にでも理解できる言葉で説明することが重要である。 ○「まず、事業ありき」の説明会ではなく、被災者等の再建・復興のために必要となる方向性を十分説明することにより、事業の必要性を理解させた後に、計画集等の説明に入ることが重要である。 ○説明会でのいわゆる「声の大きな」発言者の発言が、マスコミ等に大きく取り上げられる場合があるが、そのような意見が住民の総意なのかどうかを判断することが必要である。 ○説明の後に、住民側から多くの質問や意見が出される場合があるが、それらの意見や代案等に対して「できない」あるいは「不可能」と即答しないように心がけ、十分な検討を行った後に回答する。
<p>事前対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各種施策のニーズに関する地域の特性を把握し、対象者に応じた相談体制等を検討する。 ○市町村が設置する相談所では、市町村が実施する施策だけでなく、県や国、関係機関が実施する施策に関する相談も数多く発生するため、都道府県・市町村・国等との連携方法を定めておく。 ○専門的な知識を有した人材の確保方策を検討し、方針を定めておく。
<p>事例集 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P123 【19950113】被災者福祉なんでも相談の実施（平成7年 阪神・淡路大震災：兵庫県） ・ P123 【19950114】外国人相談窓口の設置（平成7年 阪神・淡路大震災：兵庫県） ・ P183 【20000106】事業者向け総合的相談・申請窓口の設置（平成12年 有珠山噴火災害：虻田町） ・ P211 【20000416】総合的相談・申請窓口の設置（平成12年 鳥取県西部地震：米子市） ・ P212 【20000417】面談票による被災者対応（平成12年 鳥取県西部地震：安来市） ・ P387 【20070303】くらしの再建カルテ（平成19年 能登半島地震・穴水町：穴水町）
<p>事例集 II</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P160 【20130107】被災者生活支援連絡会の設置（平成25年 台風26号による災害：大島町） ・ P191 【20140203】生活再建に関する相談窓口の設置（平成26年 8月19日からの豪雨災害：広島市） ・ P202 【20140304】火山防災啓発のための学習会・講演会等の開催（平成26年 御嶽山噴火による災害：木曾町） ・ P316 【20160131】外国人被災者の生活相談（平成28年 熊本地震：熊本市）

第一章 復興への条件整備

1.2 計画的復興への条件整備

1.1 復興に関連する応急対応

施策1：被災状況等の把握

施策2：災害廃棄物等の処理

1.2 計画的復興への条件整備

施策1：復興体制の整備

施策2：復興計画の作成

施策3：広報・相談対応の実施

施策4：金融・財政面の措置

施策4：金融・財政面の措置

施策名： 金融・財政面の措置

【1-2-4】

項目： 施策の概要・枠組み

目的

- 災害の発生後から短期間に多岐にわたる復旧・復興事業の実施を可能とすることを目的として、復興財源の確保を図る。
- 災害からの復興で実施される各種事業内容は、多種多様であると同時に、通常では長期にわたって実施する内容を、短期間で集中的に実施する必要がある。このように、多量の事業の集中的な推進には、多額の事業費が必要である。しかし、被災による税収入の減少等により地方公共団体の財政はさらに圧迫されるため、あらゆる手段を活用し、復興財源を確保していくことが重要となる。

全体の
枠組み

- 大規模災害からの復旧・復興に関する国の地方公共団体への財政支援の枠組みは、大きく次の3つからなる。
 - 1) 交付税の繰上交付
 - 2) 公共的施設の災害復旧事業に対する国庫負担・補助
 - 3) 災害復旧費に係る地方債の起債の許可と元利償還金の交付税算入
- このほか、雲仙岳噴火災害や阪神・淡路大震災、東日本大震災では、いわゆる「復興基金」が設けられ、地方公共団体の出資金に対する利子相当分について交付税措置がなされている。



留意点

- 市民ニーズの変化や費用対効果の面から既存事業を再点検し、様々な観点からコスト削減に努め、効果的な行政運営を進めることが必要である。
- 復興事業を効果的・効率的に進めていくためには、事業や施策の優先順位を検討し、緊急性が高く、事業の波及効果の大きなものから着実に予算化を図る。

事前
対策

- 1) 国への要望事項の事前検討
 - 想定される被害と当該地方公共団体の現況等から、現行の法制度に基づく事業制度及び措置等では十分な対応が図れないと考えられる復興施策内容について検討し、事前に国へ要望する特別措置等に関する事項を整理する。
- 2) 復興基金設置に関する事前準備
 - 復興基金の設置に備えて、必要な財団の構成、運営規定等を事前に検討する。

施策名： 金融・財政面の措置

【1-2-4-1】

項目： (1) 金融・財政面の緊急措置

趣旨・概要

- 既存金融制度による融資、既存制度の拡充と特別融資制度の創設、各金融機関に対する円滑な融資及び既貸付金の条件緩和などを要請する。
- 被害状況を把握し、早期に被害額を推計する。被害額を参考に緊急融資等の需要を踏まえ、それを賄うために必要な金融面の措置を実施する。
- 都市機能の応急復旧や生活再建支援などの早急に行うべき事業の予算化を図るために、予算の補正を行う。その後の通常の予算においても、震災対策・復興対策を最重要課題として位置づけ、予算編成を行う。

項目・手順等

①緊急の金融措置

- 被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、必要に応じて以下のような金融支援対策を実施する。

1) 既存制度の拡充と特別融資制度の創設

- 既存融資制度を拡充又は特別制度融資を創設し、これに伴う関係金融機関に対する預託等の措置を行う。
- 信用力・担保力が不足した事業者への金融の円滑化を図るため、特別保証制度の創設を検討する。

2) 各金融機関に対する円滑な融資の要請

- 被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請する。

3) 既貸付金の条件緩和

- 被害を受けた事業者に対する既貸付制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を講ずるよう必要な措置を行うとともに、関係金融機関に対し指導を行う。
- 被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、被害を受けた事業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

②財政需要見込額の算定

- 被害を受けた中小企業の早期復旧を図るため、関係行政機関、政府系金融機関及び民間金融機関と密接に連携し、中小企業の被害状況及び再建に要する資金需要を的確に把握するよう努める。
- 当該地方公共団体の各部局は、被災状況調査結果をもとに各種復旧・復興事業、震災復興基金への貸付金などの財政需要見込額を算定する。
- 都道府県（財政担当課）は、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を迅速に調査し、全体の資金量を把握する。

③行財政計画の検討

- 財政担当部署は、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。
- 財政担当部署は、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付及び起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を検討する。
- 財政担当部署は、災害対策に係る資金計画において一時的に資金が不足する場合は、金融機関からの一時借入金又は地方財務事務所、郵便局からの災害応急融資により、必要資金を確保する。

1) 県の資金計画

- 資金計画の策定
 - ・都道府県（財政担当課）は、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。
- 各種災害復旧事業制度の活用
 - ・都道府県（災害復旧事業担当課）は、国からの助成を確保するため、各種災害復旧事業制度等に基づき必要な措置を講ずる。

- 地方財政措置制度の活用
 - ・都道府県（財政担当課）は、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付及び起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を講ずる。
- 短期資金の確保
 - ・都道府県（財政担当課）は、災害対策に係る資金計画において一時的に資金が不足する場合は、金融機関からの一時借入金又は地方財務局もしくは郵便局からの災害応急融資により、必要資金を確保する。

2) 市町村の資金計画

- 被害を受けた市町村は、都道府県に準じて、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。
- また、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて、都道府県に準じて短期資金の確保を行う。

④予算編成

1) 予算編成の基本方針作成

- 発災後は本予算、補正予算をあわせて数次の予算の編成を行うことが必要になる。このため、一連の予算編成の基本的な方針となるものを策定することが効果的な施策の実施において重要となる。基本方針としては次の項目を踏まえたものとする。
 - ・専決処分を行うべき事業の基準
 - ・当該年度の補正予算編成の考え方
 - ・次年度の予算編成の考え方
- 緊急度が高い復旧・復興対策を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と、執行を当面凍結すべき事業を早急に抽出し、予算の執行方針を策定することが重要であり、その旨を計画に盛り込む。

2) 予算編成の実施

- 発災から概ね1週間までに応急活動費用への予算措置を行う。
- 迅速な対応が必要であり、議会等を召集する時間的余裕がない場合には、首長の専決処分によって予算の補正を行う。
- 震災の影響による税収の減少等により、正確な予算規模を把握することが困難な場合には、復旧・復興以外の分野について、予算編成を骨格予算*にすることが必要である。
 - *阪神・淡路大震災では、兵庫県は平成7年度当初予算において、震災復興対策事業に効果的に取り組むために、震災対策を県政の最重点課題として位置づけ、震災対策にかかる経費は年間を通じその時点で見込めるものを予算計上した。震災対策以外の行政分野については、県税収入の動向など災害がおよぼす各般の影響等の確たる見通しがある段階では得られないため、公共事業や、県単枠事業等については平成6年度当初予算計上額と同額、あるいは80%相当額と枠計上する予算とし、これを「骨格予算」と称している。

事前 対策

- 各種財政需要ごとに担当部局を明確にし、予算編成の資料として取りまとめる順を定めておく。
- 財務会計システムが機能しなくなった場合、システムの回復を図るにあたって、どのシステムを優先させるか、全庁的合意を得ておく。

施策名： 金融・財政面の措置

【1-2-4-2】

項目： (2) 復興財源の確保

趣旨・概要

- 大規模な震災が発生した場合には、公共施設の被害情報を激甚法に定める事項にしたがって迅速に調査して国に報告し、激甚災害の指定が受けられるように努め、復旧・復興事業にかかる財政援助措置が受けられるようにする。
- 復興事業を推進するために、既存の国の補助事業・特例等を有効に活用していく。

法制度

①補助事業、特例等の有効活用

- 復興事業を推進する場合には、適用可能な法制度に基づく事業の適用や補助金の活用等を図る。
- 特に、激甚法の適用は、財政上重要となる。指定を受ける場合は、被災概要を内閣府に報告して指定を要請するとともに、激甚災害の指定を受けられる必要があると思われる事業の関係各部署は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他必要事項について調査結果を提出する。
- 激甚法に基づく激甚災害の指定を受けることにより、以下に示すような事業において財政援助、財政措置を受けることができる。
 - ・公共土木施設の災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）
 - ・公立学校の施設の災害復旧事業（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）
 - ・公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業（公営住宅法）
 - ・保護施設の災害復旧事業（生活保護法）
 - ・児童福祉施設の災害復旧事業（児童福祉法）
 - ・養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業（老人福祉法）
 - ・身体障害者更正援護施設の災害復旧事業（身体障害者福祉法）
 - ・知的障害者更正施設又は知的障害者授産施設の災害復旧事業（知的障害者福祉法）
 - ・婦人保護施設の災害復旧事業（売春防止法）
 - ・感染症指定医療機関の災害復旧事業（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
 - ・感染症予防事業（激甚法）
 - ・がれき処理 など

②起債

- 災害対策債、歳入欠かん等債を発行し、復興財源の確保を図る。その際、健全な財政を維持することについても配慮することが必要である。
- 災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入としては、次の措置がとられる。
 - 補助災害復旧事業債：元利償還金の 95.0%
 - 単独災害復旧事業債：元利償還金の 47.5～85.5%
- また、激甚災害の指定により、小災害債、歳入欠かん等債の発行が可能となる。

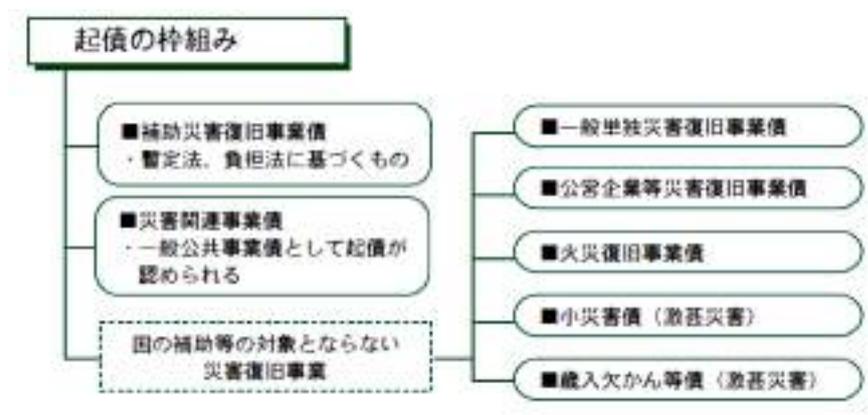


図1.2.4-1 起債の枠組み

③特別交付税

- 災害に際しては、地方税を始めとする各種収入の減少、職員の超過勤務等、地方公共団体においては各種の財政負担が生じる。

- それらを個々に算出することが難しいことから、「特別交付税に関する省令」は、災害に係る配分項目として次のような項目を基準として算出した額が特別交付税として措置されることとなっている。

表1.2.4-1 災害に関する特別交付税の概要

区分	算定基礎・数値	算入率
現年災A	○国庫補助負担金を伴う災害復旧事業費・災害対策事業費及び国の行う災害復旧事業費の合算額	県分 1.5% 市町村分 1.0%
現年災B	○り災世帯数、全壊・半壊家屋戸数、浸水家屋戸数、農作物被害面積、死者・行方不明者数、障害者数	据置単価
現年災C	○現年災A：0.5 + 現年災B：0.2	-
大火災	○焼失住宅の世帯数	据置単価
公共施設災害	○市町村有の施設の火災の焼失面積(小・中・高等学校、大学、庁舎、その他)	据置単価
渇水対策	○次の経費の合算額 ・一般会計から上水道事業特別会計又は簡易水道事業に繰入れた額×0.5 ・井戸掘削工事、配管工事等に要する経費のうち総務大臣が調査した額×0.5 ・広報活動、給水事業等に要する経費のうち総務大臣が調査した額×0.8	-
干害・冷害・ひょう害等	農作物被害額	据置率
営農資金利子補給	○天災融資法に基づく、被災農林漁業者等に対する利子補給、損失補償に要する地方負担額	80%
災害特例債	○災害対策基本法第102条第1項に規定する地方債(歳入欠かん債等)の元利償還金	57%
連年災	○連年災害のための補助災害復旧事業等に要する地方負担額	据置率
公営企業災害復旧	○次の事業の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金の補てんのため一般会計から当該特別会計に繰り入れた額 ア 病院、上水道、簡易水道事業 イ 激甚災害被災市町村のガス、上水道(アを除く)、路面交通事業	50%

④その他の財源確保

1) (財) 全国市町村振興協会の低金利融資

○財団法人全国市町村振興協会は、市町村の災害対策事業やまちづくり事業などへの低金利融資を実施している。過去、この制度によって実施される都道府県の市町村振興資金貸付事業により、被災者支援を行う市町村の財政負担に対する支援が実施された例がある。

2) 宝くじ、公営競技による財源の確保

○競馬、競輪、オートレース、競艇の各公営競技において、震災復興支援レース等を開催し、収益金を復興財源とする。

留意点

○復興財源の確保に関して、激甚災害の指定以外にも以下に示すような財政措置、特例措置が有効である。各部局が必要とする要望事項を取りまとめ、国に提出する。要望にあたっては、市町村の要望も反映させる。

- ・復興基金造成および起債許可、出資金への利子補給(※次項参照)
- ・国庫補助金の特例措置の実施
- ・特別交付税算定方法に関する特例措置の実施

事前対策

- 活用可能な補助事業や特例の特性を十分に把握し、効果的に国の補助事業・特例を活用する。
○国の支援を要望すべきことが予め予想される特例措置については、関係部局で検討を行っておく。たとえば復興基金の財源を起債により確保することが予想されるが、起債に係る地方財政措置について国と協議することが考えられる。

■地方債制度

表1.2.4-2 一般災害に関する地方債制度の概要

区分	起債対象事業	充当率等	備考
補助災害復旧事業及び直轄災害復旧事業債	起債対象事業 1. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に基づく災害復旧事業 2. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条に基づく災害復旧事業 3. 公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条に基づく災害復旧事業 4. 公営住宅法第8条第3項に基づく災害復旧事業 5. 国庫補助の対象となる都市災害復旧事業 6. その他 ※補助事業の災害関連事業に対する起債は、一般公共事業債で措置(充当率95%)	1. 公共土木施設等地方負担額の現年分100% 過年分90% 2. 農地・農林漁業施設地方負担額の現年分80% 過年分70%	普通交付税元利償還金の95%
単独災害復旧事業債	公共施設及び公用施設に係る災害復旧事業のうち補助災害復旧事業債及び一般公共事業債の対象とならない次に掲げる事業 1. 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業 2. 災害復旧について国庫補助制度はあるが、補助災害復旧事業債の対象としない施設(保育所、養護老人ホーム等社会福祉施設、公民館図書館等社会教育施設) 3. 災害復旧について国庫補助制度がない施設の災害復旧事業(庁舎・各種試験場等公用施設) 4. 災害応急復旧工事 5. 災害関連工事 6. 維持上又は公益上、特に必要と認められる河川、港湾、漁港の埋塞に係るしゅんせつ工事 7. 維持上又は公益上、特に必要と認められる天然の海岸、河岸の決壊に係る災害復旧工事 ※対象事業は1ヶ所の工事費が130千円(県は260千円)以上の事業であること ※対象外 ・農地 ・維持工事費、著しい維持管理の不備が原因、施工粗漏、申請漏れ工事、設計不備 ・小災害債の対象となるもの ※災害応急復旧工事は特別の事情がある場合に限り採択	○単独災害復旧事業 (1) 公共土木施設等対象事業費の100% (2) 農林漁業施設対象事業費の65%	普通交付税元利償還金の47.5～85.5%
公営企業等災害復旧事業債	○地方債計画上の公営企業債事業に係る施設の災害復旧事業 ※災害復旧について補助制度があるものは、補助査定で災害が認定されたものに限る。 *上水道 *簡易水道(飲料水供給施設を含む) *下水道 *と畜場整備 *有料道路(道路整備特別措置法に基づく道路に限る)	対象事業費の100%(国庫補助事業であっても単価は実施単価)	特別交付税元利償還金の50%(上水道、簡易水道、病院、ガス、路面交通)
火災復旧事業債	○被災原因が火災である公共施設及び公用施設の災害復旧事業起債限度額は次のいずれか少ない額 (1) 基準事業費(応急復旧費含む)+備品購入費-保険金相当額 (2) 実施事業費(応急復旧費、備品購入費を含む) - 実保険金受領額(動産分含む)	左の額の100%	

表1.2.4-3 激甚災害による特例債

区分	対象団体	起債対象	充当率	留意事項／交付対象
歳入 欠 かん 等 債	【災害対策基本法第102条第1項第1号及び第2号】 徴収金の減免の額と災害対策等の通常経費との合計額が一定額を超える団体で、A または B のいずれかに該当する団体 A 公共土木施設、公共学校施設及び農地等施設の激甚補助災害復興事業費の合計額が標準税収入額を超える団体 B 激甚災害の指定を受け災害救助法第23条第1項又は第2項に規定する救助が行われた市町村で、救助費用として県が支弁した額が当該市町村の標準税収入額の1%相当額を超える団体	○議会議決、条例、規則により減免されたもの（災害のための減免で生じた財政収入の不足分） 1. 地方税法第4条及び第5条のそれぞれ第2項、第3項の規定による普通税 2. 使用料（公共企業に係るものを除く）及び手数料 3. 分担金、負担金	査定減収額の100%	1. 起債の一件限度 ・都道府県・政令指定都市10,000千円 ・人口30万人以上の市5,000千円 ・人口10万人以上の市3,000千円 ・人口5万人以上の市1,500千円 ・その他の市町村800千円（災害対策債と合算で適用） 2. 償還方法 4年（1年据置）の半年賦償還 3. 交付税措置 元利償還金について特別交付税57% ※災害の発生した日の属する年度に限る
	災害対策債	○国庫補助負担金の交付を受けて行う次の対策に要する経費（災害救助予防対策費等に係る地方負担額を措置。従って、単独事業・継ぎ足し単独事業は対象外） 1. 水防対策 2. 災害救助対策 3. 感染症予防対策 4. 病虫害駆除対策 5. 農作物種子対策 6. たん水排除対策 7. その他類する対策	地方負担額の100%	
小 災 害 債	公共土木等災害債 公共土木施設災害債 公共土木施設災害債 公共土木施設災害債	いずれかに該当する対象 【激甚法第24条第1項】 公共土木施設、公共学校施設及び農地農業用施設の激甚補助災害復旧事業費の合計額が当該団体の標準税収入を超える団体で、公共土木施設小災害債と次の公立学校施設小災害債の合計額が1件限度を超える団体	○国庫負担法の対象施設・事業で1カ所の工事費が300千円以上600千円未満（県は800千円以上1,200千円未満）	1. 起債団体は激甚法による総務大臣告示団体 ・公共土木等 施工令 43 ・農地等 施工令 44 ・被害甚大地 施工令 5 2. 起債の一件限度 ・都道府県・政令指定都市8,000千円 ・人口30万人以上の市4,000千円 ・人口10万人以上の市2,500千円 ・人口5万人以上の市1,500千円 ・その他の市町村800千円 3. 償還方法 ・公共土木等10年（2年据置）の年賦償還 ・農地等4年（1年据置）の年賦償還 4. 交付税措置 ・普通交付税 ・元利償還金の公共土木等66.5～95.0% 農地等100%
	公立学校施設小災害債	いずれかに該当する対象 同上	1 学校毎の工事費が100千円を超えるもの（建物以外は400千円（県は800千円）未満、設備については300千円（600千円）未満に限る）	
	農地等小災害債	【激甚法第24条第2項】 農地、農業用施設、林道の激甚補助災害復旧事業費及び同小災害復旧事業費の合計金額が8,000千円を超える市町村であって、農地・農業用施設、林道小災害債の合計額が1件限度を超える市町村	暫定法の対象施設・事業で1ヶ所の工事費が130千円以上400千円未満のもの 査定事業費の ○農地：一般被災地50% 被害激甚地74% ○農業用施設：一般被害地65% 被害激甚地80% ○林道：一般被害地65% 被害激甚地80%	

事例集
I

- ・P6 【19580103】復興財源の確保（昭和33年 狩野川台風：静岡県）
- ・P62 【19860103】復興財源の確保（昭和61年 台風10号：栃木県）
- ・P93 【19930104】市町村財政（平成5年 北海道南西沖地震：北海道）
- ・P262 【20040104】被災者支援を行う市町村の財政負担に対する支援（平成16年7月 福井豪雨：福井県）

**事例集
II**

- ・ P244 【20150306】 住宅再建に係る市町村事業への支援（平成 27 年 関東・東北豪雨による災害：茨城県）
- ・ P245 【20150307】 中小企業等支援に係る市町村事業に対する支援（平成 27 年 関東・東北豪雨による災害：茨城県）
- ・ P246 【20150308】 被害農家への支援事業の実施と市町村支援（平成 27 年 関東・東北豪雨による災害：茨城県）

施策名： 金融・財政面の措置

【1-2-4-3】

項目： (3) 復興基金の設立

趣旨・概要

- 災害からの復興において、既存の復興施策を補完し、被災者の救済及び自立支援のために、また、被災地域の総合的な復興対策を長期的、安定的、機動的に進めるために復興基金を設立する。
- 復興基金を活用し機動的・弾力的な施策を実行していくとともに、同時に復興基金の目的・活用方法等を明確に定めることが必要である。

項目・手順等

①復興基金の創設

1) 基金の運用及び基金による支援を実施する組織の設立

- 復興基金の管理・運用及び基金の運用益による支援を実施する財団法人を設置する。復興基金の運用及び復興基金による復興施策は、地方公共団体等が設立した財団法人によって行われるケースが多い。
- 地方公共団体条例、または公益信託方式により復興基金を設置し、運用を図る。
- 復興基金の財源として、義援金と地方公共団体からの出損金・貸付金があげられる。
- 復興基金の運用及び復興基金による復興施策としては下表に示す方式が考えられる。なお、基金の対象区域が複数の市町村域にわたる場合、設立に際して連絡協議会等を設け調整を行う。

表1.2.4-4 復興基金の設立方法

設立方法	根拠法等	特徴
条例方式	・地方自治法第241条の規定に基づく基金条例によって設置	・地方公共団体の行政施策との整合性を図りやすい ・設立は簡便であるが、支援事業の実施に際して、予算の議決などの執行手続きに時間を要する
財団方式	・財団法人を設立して設置	・公益活動を迅速かつ弾力的に実施できる ・人的・物的施設の配置が必要になる ・財団法人の継続性という観点から検討を要する

2) 復興基金の運用

- 当該地方公共団体は他の地方公共団体と協議の上、出資者、出資比率、運用財産確保方策等以下に示す事項について定める。なお、運用財産確保方策については前項にあげた宝くじ等の収益金や、義援金等についても運用財産として受け入れるかどうか等について検討する。
 - ・出資者、出資比率
 - ・運用財産の確保
 - ・決算の公表
 - ・貸付金の返還
- 災害からの復興において、既存の復興施策を補完し、被災者の救済及び自立支援のために、また、被災地域の総合的な復興対策を長期的、安定的、機動的に進めるために復興基金を設立する。
- 復興基金を活用し機動的・弾力的な施策を実行していくとともに、同時に復興基金の目的・活用方法等を明確に定めることが必要である。

②復興基金による支援の実施

- 復興基金を活用して、次のような施策の実施を検討する。
 - ・被災者の生活の安定・自立及び健康・福祉の増進を支援する事業
 - ・被災者の住宅の再建など住宅の復興を支援する事業
 - ・被害を受けた中小企業者の事業再開など産業の復興を支援する事業
 - ・被害を受けた私立学校の再建など教育・文化の復興を支援する事業
 - ・被災地域の早期かつ総合的な復興に資する事業
- これらの施策を決定するにあたって、義援金等を運用財産として受け入れる場合には、使途を生活復興の支援に限るかどうか検討する。

留意点

- 復興基金が財団方式をとる場合においては財団の継続性という観点から、以下のような対象期間が数年という長期にわたる施策を実施するのに適していること、また地域特性を踏まえた施策を実施すること等に留意する。

	<p>《被災者の生活再建支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルスケア施設の設置 ・被災者住宅再建、購入支援に対する利子補給制度 ・民間賃貸住宅家賃補助 ・被災者雇用奨励金 など <p>《地域経済復興支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業金融機関災害復興資金等に対する利子補給 ・事業再開等支援資金利子補給 <p>《文化の復興》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財修理費助成事業補助 など
事前 対策	<p>○復興基金の設立方法と復興基金を用いた施策の内容を予め検討しておく。</p> <p>○財団法人の設立について、財団の組織、内部規定等の雛型を予め検討しておく。</p>
事例集 I	<ul style="list-style-type: none"> ・P74 【19910106】復興基金の概要（平成3年 雲仙・普賢岳噴火：雲仙岳災害対策基金） ・P94 【19930105】復興基金の概要（平成5年 北海道南西沖地震：北海道） ・P123 【19950115】復興基金の概要（平成7年 阪神・淡路大震災：阪神・淡路大震災復興基金） ・P289 【20040403】復興基金の設置（平成16年 新潟県中越地震・新潟県：新潟県） ・P289 【20040404】復興基金（平成16年 新潟県中越地震・新潟県：新潟県） ・P359 【20070103】能登半島沖地震復興基金（平成19年 能登半島地震・石川県：石川県）
事例集 II	<ul style="list-style-type: none"> ・P203 【20140305】復興基金の設置（平成26年 御嶽山噴火による災害：木曾町） ・P246 【20150309】茨城県関東・東北豪雨被災中小企業復興支援基金の設置（平成27年 関東・東北豪雨による災害：茨城県） ・P318 【20160132】平成28年熊本地震復興基金の設立（平成28年 熊本地震：熊本県） ・P319 【20160133】災害基金の設立（平成28年 熊本地震：高森町）

第二章 分野別復興施策

2.1 すまいと暮らしの再建

2.2 安全な地域づくり

2.3 産業・経済復興

第二章 分野別復興施策

2.1 すまいと暮らしの再建

2.1 すまいと暮らしの再建

- 施策1：緊急の住宅確保
- 施策2：恒久住宅の供給・再建
- 施策3：雇用の維持・確保
- 施策4：被災者への経済的支援
- 施策5：公的サービス等の回復

2.2 安全な地域づくり

- 施策1：公共土木施設等の災害復旧
- 施策2：安全な市街地・公共施設整備
- 施策3：都市基盤施設の復興
- 施策4：文化の再生

2.3 産業・経済復興

- 施策1：情報収集・提供・相談
- 施策2：中小企業の再建
- 施策3：農林漁業の再建

施策1：緊急の住宅確保

施策名： 緊急の住宅確保

【2-1-1】

項目： 施策の概要・枠組み

目的

- 本格的な生活再建、復旧・復興まちづくりに取り組むためには、まず、住宅の確保が不可欠である。災害によって住宅に被害を受け、居住を継続するためには応急的な修理を必要とする被災者や、一時的に応急的な住宅に居住せざるを得ない被災者に対し、応急的な住宅の供給等の施策を迅速に実施する。
- 応急的な住宅から恒久的な住宅への移行を促進するためのプログラムを作成し、推進する。

全体の
枠組み

(1)被災住宅の応急修理対策

- ①災害救助法による住宅の応急修理の実施
- ②被災者が自力で実施する応急修理支援
- ③悪徳業者への注意喚起、価格監視

(2)一時提供住宅の供給

- ①供給可能な一時提供住宅の確保
- ②入居者の募集・選定
- ③一時提供住宅の入居者の管理

(3)応急的な住宅の供給計画の検討

- ①応急的な住宅の供給戸数の検討
- ②応急仮設住宅の供給可能戸数の算出
- ③応急的な住宅の供給計画の策定

(4)応急仮設住宅の建設

- ①建設可能用地の確保
- ②応急仮設住宅等の建設
- ③維持管理体制構築・住環境の改善

(5)入居者の募集・選定と入居後のサポート

- ①入居者の募集・選定
- ②入居者の生活支援

(6)利用の長期化・解消への措置

- ①利用長期化への経過措置
- ②応急的な住宅から恒久的な住宅への住み替え支援
- ③応急仮設住宅等の撤去

留意点

- 1) 複数存在する応急的な住宅対策間のバランスを踏まえた上での施策の決定
 - 応急的な住宅対策には、公営住宅への一時入居や応急仮設住宅の建設や民間賃貸住宅の借上げ等の複数の選択肢が存在する。これらの中から、被災者ニーズと地域特性に合わせバランスのとれた計画を策定することが重要である。
 - 特に、応急仮設住宅が応急的な住宅対策の焦点となり、ややもすれば仮設入居者のみに対応が集中しがちである。しかし、被災者の住宅を求める行動は多様であり、仮設入居者以外にも住宅を必要とする被災者のいることにも配慮する必要がある。
- 2) 既存ストックの活用
 - 応急的な住宅対策では、迅速性、居住性、多様性、資源の有効利用等の観点から、できるだけ既存ストックの活用を図ることが望ましい。
- 3) 従前の生活圏やコミュニティの維持への配慮
 - 応急的な住宅対策には、当面の住宅の提供だけでなく、被災者の生活支援という側面がある。そのため、応急仮設住宅等の確保に当たっては、できる限り従前の生活圏やコミュニティの維持を図るとともに、他地域へ移転せざるを得ない場合においても、生活利便の確保やコミュニティの維持・形成、情報提供・交換、生業・雇用の確保等の生活支援を一体的に考えることが必要であり、被災者の状況に応じ、ケア・サービスや見守り活動等の各種生活支援が適切に行われるよう、関係機関と連携して十分な体制整備を図る方を事前に講じておく必要がある。
 - また、こうした配慮は、復興まちづくりへの取り組みをスムーズにするためにも重要である。

施策名： 緊急の住宅確保

【2-1-1-1】

項目： (1) 被災住宅の応急修理対策

趣旨・概要

- 住宅が被害を受けても、被災者ができる限り自宅で生活を続けながら本格補修を行うことは、次のような面で有効であり、関連制度の活用が必要である。
 - 1) 避難所の早期解消や、応急仮設住宅等の需要抑制につながる。
 - 2) 被災者が可能な限り地域にとどまって復興まちづくりを進める足がかりを確保することができる。

法制度

■法制度に基づく修理

- 災害救助法に基づく応急修理を実施する。これは、「災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者」又は「大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者」について、地方公共団体が居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するものである。
- 公費による修理限度額：市町村ごとに、一世帯（同一住家に2以上の世帯が同居している場合は、これを1世帯と見なす）当たりの金額が56万7千円（平成27年度基準）。
- 実施期限：同法に基づく応急修理は災害発生の日から1ヶ月以内に完了しなければならないとされている（ただし、期間延長措置あり）。

【阪神・淡路大震災での実施基準（兵庫県）】

- 1) 対象者
 - ア) 住宅が半壊または半焼し、日常生活が営みえない者（借家を含む）
 - イ) 経済的理由により自ら住宅を修理できない者で、次のいずれかに該当する者
 - ・生活保護法による被保護者ならびに要保護者
 - ・平成6年度市民税の非課税世帯または均等割のみの世帯
 - ・今回の震災により失業または離職したため、上記のいずれかに該当するものとなった世帯
- 2) 修理箇所

台所・トイレ・居室・屋根等、日常生活に必要な最小限度の部分に対する応急修理
- 3) 実施方法

市の派遣する業者が見積もり、施工する。ただし、公費による修理限度額は一住宅当たり29万5千円

項目・手順等

①災害救助法による住宅の応急修理の実施

- 災害救助法による住宅の応急修理の実施のため、都道府県、市町村は次のような措置を実施する。
 - 1) 被災者への制度の情報提供・PR
 - 2) 住宅の応急修理の意向把握
 - 3) 住宅の応急修理の募集・選定
 - 4) 住宅の応急修理の実施

②被災者が自力で実施する応急修理支援

- 災害救助法の対象とならない世帯に対しても、積極的に応急修理を支援することで被災者を自宅に戻し、本格復旧・再建に向けての生活の正常化を図ることが重要である。具体的には、救助法に基づく応急修理の実施と平行して、建築団体と連携しつつ、相談、施工業者あつ旋などを実施する。
- 住宅のストックを有効に活用し、早急に被災者の生活の場を確保する観点から、災害救助法第4条による被災した住宅の応急修理の対象外となった住宅に関する支援策（利子補給、建設業者のあつ旋等）を検討する。

③悪徳業者への注意喚起、価格監視

- 発災直後から悪徳業者が横行しがちであり、早期に被災者への注意喚起、価格監視などの対応を行う。

留意点

- 大規模災害では、地域の工務店など小規模建設業者も被災し、また、建設業者は、被災家屋解体、仮設住宅建設、顧客からの改修依頼等への対応に追われ、補修への十分な対応が困難となる。地元建設業者等と被災地外の建設業者等との連携体制を構築するなどの対応が必要となる。

	<p>○被災建築物の公費解体を実施する場合にも、補修・修復等による継続使用が促進される仕組み等について検討することが必要である。</p>
<p>事前 対策</p>	<p>1) 応急修理の明確化</p> <p>○災害救助法では、住宅の応急修理の対象となる者を、1) 災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者、2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者としている。これに基づく明確な手順を作成し、応急修理の対象となる住宅を選定することが必要である。</p> <p>○応急修理の内容についても、災害救助法では日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理に限られるとされているが、具体的に「どの範囲」まで「どのような仕様」で応急修理を行うのか、などを明確にすることが必要である。</p> <p>2) 建設業協会等との協定の締結</p> <p>○発災後には建設需要も高く、応急修理を請け負う建設業者の確保が困難になるため、建設業協会等と協定を結ぶ等、応急修理にあたる建設業者を迅速に確保する態勢を整える。また、応急危険度判定・被災度区分判定等と連動した迅速な施工を図るための標準化等について検討し、事前に業界団体等と協議、協定を行う必要がある。</p> <p>3) 被災者が自力で実施する応急修理の支援策の検討</p> <p>○災害救助法による住宅の応急修理の対象とならない住宅に関する支援策（利子補給等）の検討を行う。</p>
<p>事例集 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P124 【19950116】 住宅応急修理の実施準備から完了までの経過（平成7年 阪神・淡路大震災：神戸市） ・ P124 【19950117】 住宅応急修理の実施に関する課題（平成7年 阪神・淡路大震災：神戸市） ・ P125 【19950118】 建物修繕のシステムの構築（平成7年 阪神・淡路大震災） ・ P125 【19950119】 悪徳業者に関する注意喚起（平成7年 阪神・淡路大震災：兵庫県・神戸市） ・ P213 【20000418】 住宅応急修理への取組み（平成12年 鳥取県西部地震：米子市） ・ P214 【20000419】 応急修理への上乗せ補助（平成12年 鳥取県西部地震：島根県） ・ P294 【20040405】 災害救助法の応急修理の特例（平成16年 新潟県中越地震・新潟県：新潟県）

<p>施策名： 緊急の住宅確保</p>	<p>【2-1-1-2】</p>
<p>項目： (2) 一時提供住宅の供給</p>	
<p>趣旨・概要</p>	<p>○災害により住宅に被害を受けた被災者に対して、公営住宅等を災害時の一時使用住宅として提供する。</p>
<p>法制度</p>	<p>○公営住宅等の災害時の一時提供については、地方自治法第238条の4第7項に該当するものとして目的外使用させることとして入居許可を行う。なお、過去の大規模災害で当該内容が通知として発出されている（例：平成23年東北地方太平洋沖地震等に伴う公営住宅等への入居の取り扱いについて（平成23年3月12日国住備第168号））。</p>
<p>項目・手順等</p>	<p>①供給可能な一時提供住宅の確保</p> <p>○被災地方公共団体は、以下の空家状況を把握する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 公共賃貸住宅（公営住宅・特定優良賃貸住宅）の空家状況把握 2) 公団・公社賃貸住宅の空家状況把握 3) 国家公務員宿舎の空家状況把握 4) 上記より、供給可能住宅リストを作成 <p>○空家状況の把握に当たっては、住宅管理者、立地場所、入居可能世帯、入居期間、入居制限等を把握する。</p> <p>②入居者の募集・選定</p> <p>○一時提供住宅の入居者の選定基準の作成及び一元的な募集窓口の設置を図り、入居者の募集し及び選定を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 入居者の選定基準の作成 2) 一時提供住宅の募集計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・大量の住宅が被災した場合には、募集を一元的に実施する窓口を設置する。 3) 入居者の募集 <ul style="list-style-type: none"> ・広報及びマスコミ等により、募集情報を提供する。 ・高齢者等に対して、申し込み手続き等の支援も実施する。 4) 入居者の選定 <ul style="list-style-type: none"> ・選定事務及び入居手続事務を行う（各住宅管理者）。 <p>③一時提供住宅の入居者の管理</p> <p>○一時提供住宅の入居者の管理及び相談への対応を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 入居者名簿の作成 2) 入居者の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・入居管理事務を行う。 ・一時提供住宅入居者に対する各種福祉サービスの供給を図る（特に高齢者・障害者、乳幼児、児童対策）。 3) 入居者の相談対応 <ul style="list-style-type: none"> ・一時提供住宅入居者の生活再建相談等に対応するため、巡回相談等を行う。
<p>留意点</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 被災者の地元指向への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ○被災者の住宅確保に関する地元指向は強く、入居先に親族がいる場合などを除いて、応募は比較的近隣の住宅に限られることが多い。 2) 公的宿泊施設での受け入れ、ホームステイ <ul style="list-style-type: none"> ○阪神・淡路大震災では、公的宿泊施設での受け入れや、ホームステイ申し出へのあっ旋も行われたが、希望者は少なかった。 3) 公営住宅等の提供 <ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅等では、手入れが必要な住宅や浴槽、風呂釜のない物件もあり、短期間の利用でそうした費用をかけたくないとする世帯もあるため、必要に応じて支援策を検討する。

<p>事前 対策</p>	<p>1) 公営住宅等への一時入居</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅等の空家状況の把握 公営住宅等への一時入居対策の供給可能量把握が迅速に行えるよう、定期的に公営住宅等の空家状況を把握する、あるいは発災後、迅速に情報把握が可能となるよう、各事業主体と協議しておく。 ○他の地方公共団体の公営住宅等への一時入居に関する事前協議等の実施 他の地方公共団体の公営住宅・国家公務員宿舎等への一時入居を迅速に実施できるように、公営住宅等の提供の要請方法等について事前に協議を行う。 ○入居時の各種配慮・支援策の検討 高齢者・障害者が入居する際の配慮や、浴槽や風呂釜のない公営住宅等入居時の支援方法について検討する。
<p>事例集 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P74 【19910107】 一時提供住宅の供給（平成 3 年 雲仙・普賢岳噴火：長崎県） ・ P126 【19950121】 一時提供住宅の供給（平成 7 年 阪神・淡路大震災） ・ P200 【20000306】 市営住宅の提供（平成 12 年 東海豪雨：名古屋市）
<p>事例集 II</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P372 【20170106】 応急賃貸住宅の提供の実施（平成 29 年 九州北部豪雨：日田市）

施策名： 緊急の住宅確保

【2-1-1-3】

項目： (3) 応急的な住宅の供給計画の検討

趣旨・概要

- 災害発生直後において住宅被害戸数を把握し、避難所等での実態調査を勘案しながら応急的な住宅（一時提供住宅・応急仮設住宅）の必要戸数（概算）を算出する。
- その後、住宅被害戸数の詳細調査、応急的な住宅への申込状況等も勘案して必要戸数を補正・決定する。

項目・手順等

① 応急的な住宅の供給戸数の検討

1) 住宅被害戸数の把握、建設の必要性を検討

- 都道府県は、被害調査、応急危険度判定の結果などを参考に、住宅被災世帯の概略を把握する。

2) アンケート調査・聞き取り調査による被災者の応急的な住宅ニーズの把握

- 被災者数が少数の場合は避難所での聞き取り調査を行う。

3) 応急的な住宅の供給戸数を検討する。

- 大量の住宅が必要となる場合には、何回かの募集となる場合がある。そうした際には、申込状況等も勘案して応急的な住宅の必要戸数を補正する。

② 応急仮設住宅の供給可能戸数の算出

- 応急仮設住宅の建設可能用地の把握調査及び関係団体への資機材等の状況確認を行い、応急仮設住宅の供給可能戸数を算出する。

1) 応急仮設住宅の建設可能用地の把握・整理

- 応急仮設住宅の建設可能用地をリストアップし、整理する。
- 応急仮設住宅の建設は公共空地及び協定締結済みの民有地を基本とする。
- 建設可能用地の選定に当たっては、所在地、所有関係、敷地面積、建造物面積、応急仮設住宅建設可能面積、道路、給排水施設、電気・通信施設、ガス供給施設等の整備状況等を把握する。

2) 応急仮設住宅の建設可能用地の被害状況の調査及び使用可能用地の整理

- 応急仮設住宅の建設可能用地の被害状況を調査する。建設可能用地の被害調査に当たっては、地盤亀裂の有無、建造物被害の有無、道路、給排水施設、電気・通信施設、ガス供給施設等の被害状況等を把握する。
- 応急仮設住宅の建設可能用地のうち、使用できる用地を整理する。

3) 応急仮設住宅の建設に係る建設資機材・労力の把握

- プレハブ建築協会等の関係団体に、応急仮設住宅の建設資機材の状況（建設資材の在庫状況や生産見込量、運搬車両の確保等）や労働力の状況（建設業者のあつ旋見込）を確認する。

4) 民間賃貸住宅の借上げ

- 被災地方公共団体は、民間賃貸住宅の借上げを行う場合には、「災害時における民間賃貸住宅の活用について」（平成24年12月4日）に基づき実施する。
- その際、災害規模と被災地方公共団体に対応できる事務作業量等を踏まえながら、「都道府県（又は市町村）によるマッチング方式」と「被災者自らが物件を探し、都道府県に申請する方式」のいずれかの方法を選ぶ。

5) 応急仮設住宅の供給可能戸数の算出

- 2)3)4)に基づき、応急仮設住宅の供給可能戸数を算出する。
- 地域別、世帯形態別（高齢者・障害者の有無も含む）の供給可能戸数を把握する。

③ 応急的な住宅の供給計画の策定

- 応急的な住宅の必要戸数及び供給可能戸数の算出結果に基づき、応急的な住宅の供給戸数を決定し、供給計画を策定する。

1) 一時提供住宅の供給戸数の決定

- 一時提供住宅の供給戸数については、都道府県が市町村と調整の上で決定する。
- 都市部においては、応急仮設住宅の建設用地が不足することから、一時提供住宅の供給を優先的に行う。

○供給可能戸数と被災者の利用戸数は必ずしも一致しないため、アンケート結果や申し込み状況を勘案する。

2) 応急仮設住宅の供給戸数の決定

- 応急仮設住宅の設置戸数については、都道府県が市町村と調整の上で決定する。
- 老人居宅介護等の事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できる。
- 住戸規模・形式により、規模や建設費に差異が生じるが、国庫負担は、1戸当たりの平均を定めているものであり、総枠の中での調整が可能である。
- 高齢者・障害者世帯向け住戸や単身・夫婦のみ世帯向け住戸、ファミリー向け住戸などの住戸形式については、プレハブ建築協会と早期に協議し、円滑に供給できるようにする。
- 面的な被災地で、市街地再開発や土地区画整理事業などの都市計画決定が早期に行われた地区については、事業用仮設住宅の建設も含めて検討する。

3) 応急的な住宅の供給計画の策定

- 応急的な住宅（一時提供住宅の供給計画／応急仮設住宅の建設計画）の供給計画を策定する。
- 応急的な住宅の供給に当たっては、被災者の従前居住地内又は近接した場所と努める。また、団地内のソーシャルミックスや高齢者・障害者等の利用に配慮する。
- 供給計画については、計画期間、計画対象地域、一時提供住宅・応急仮設住宅の供給方針及び地域別、世帯形態別（高齢者・障害者の有無を含む）の供給戸数を示す。
- 必要に応じて、応急仮設住宅における集会所等の設置について示す。

事前 対策

1) 応急的な住宅の供給戸数の算出方法案の作成

- 被害想定等を参考に、被災した際の応急的な住宅（一時提供住宅・応急仮設住宅）の供給戸数の算出方法を検討する。特に、被災世帯の年齢・家族構成等を勘案した計画策定の方法、データの把握方法などについて検討する。

2) 建設可能用地リストの作成及び更新

- 応急仮設住宅建設のために土地の形状やライフライン敷設の状況等について調査しておく。これら用地については、建設時に近隣住民との摩擦を避けるために建設予定地を公表し、近隣住民の理解を得ておく。また、これらの情報をGISを活用して災害時に迅速に利用できるようにする。

3) 民有地の災害時借上利用の事前協定等

- 空地やグラウンド、農地等オープンスペースとして利用されている民有地で一定の条件にある場合は、災害時において借上げ利用することについて、制度をあらかじめ準備し、事前に協定等を結んでおく。
- 民間賃貸住宅の借上基準の作成
民間賃貸住宅を借上げ、応急仮設住宅として提供するために、民間賃貸住宅の借上基準を事前に作成する。
- 業界団体等と協議、協定等
民間賃貸住宅は、一般に応急仮設住宅に比べて居住環境が良好であるが、災害発生時には大量の需要が発生し、家賃相場が上昇したり、量的確保が困難になる。そのため、災害発生時には地方公共団体が優先的に確保できるよう、あらかじめ「災害時の民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について（平成24年4月27日厚生労働省、国土交通省より都道府県、関係団体あて通知）」を参考として、業界団体等と協議、協定等を行っておく。また、業界団体等から定期的に民間賃貸住宅の空家状況に関する情報を把握しておく。

【参考】民間賃貸住宅借上の特徴

- コスト：災害救助法における応急仮設住宅1戸あたりの建設コストは、1戸あたりの平均（平成27年度一般基準で262万1千円）が定められている。民間賃貸住宅の借上げの場合、施策に要する主なコストは地方公共団体が貸主に支払う家賃である。応急仮設住宅の設置期間を建築基準法の規定から2年間と想定すると、1戸当たりの建設費用を月額に換算すれば約10万9千円である。これを民間賃貸住宅の家賃相当と考えれば入居期間が2年より短いほど総コストは民間賃貸住宅を借り上げた方が低くなると考えられる。
なお、実際に家賃として考える場合には、周辺地域の相場を考慮するため、総コストは更に低くなる。
- 迅速性：民間賃貸住宅の借上げの場合、既存のストックを活用するので、発災数日後から

	<p>供給することが可能である。一方、応急仮設住宅の建設の場合、建設用地の選定を行ってから建設することになる。この建設期間も3週間以上かかり、他の施策に比べると迅速性には欠ける。</p> <p>○居住環境：民間賃貸住宅の借上げの場合、既存のストックに大きく左右されるが、ワンルームから3LDKまで幅広い住戸形式を供給することが可能であり、総じて居住環境は良好であると考えられる。</p> <p>○確実性：民間賃貸住宅の借上げの場合、供給可能戸数が変動する。一方、応急仮設住宅の建設の場合、地方公共団体がオープンスペースを確保していれば、確実に供給することが可能である。</p>
<p>事例集 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P125 【19950120】 応急仮設住宅の建設戸数の算出（平成7年 阪神・淡路大震災：神戸市・兵庫県） ・ P275 【20040306】 仮設住宅の代替としての民間アパート借上げ提供（平成16年 台風23号：豊岡市）

施策名： 緊急の住宅確保

【2-1-1-4】

項目： (4) 応急仮設住宅の建設

趣旨・概要

- 応急的な住宅の供給計画に基づき応急仮設住宅を建設する。この際、応急仮設住宅は、迅速かつ大量供給が必要とされるため、画一的な住戸形式、当初は周辺も含む住環境整備が遅れる等の問題が生じることがあり、多様な形式の住戸供給、住環境を実施する。
- 1) 建設可能用地の確保
- 2) 応急仮設住宅等の迅速な建設
- 3) 維持管理体制の構築、住環境の改善

項目・手順等

- ①建設可能用地の確保
 - 1) 公共用地の確保
 - 各種応急・復旧対策の調整を図り、応急仮設住宅の建設用地とする公共用地を確保する。
 - 2) 協定民間用地の確保
 - 協定締結済みの民間用地の使用について、所有者に使用の確認をする。
 - 使用のための所定の手続きを行う。
 - 公共用地及び協定民間用地のみで不足が生じる場合は、協定民間用地以外の用地について調査を実施し、借地契約を締結する。
 - 3) 事業用仮設住宅の用地借上等
 - 面的な被災地で、市街地再開発や土地区画整理事業などの都市計画決定が早期に行われた地区については、事業用仮設住宅の建設用地について、土地所有者の協力を得て借り上げる。
- ②応急仮設住宅等の建設
 - 1) 応急仮設住宅の建設及び工事監理
 - 応急的な住宅の供給計画に基づき応急仮設住宅を建設する。
 - プレハブ建築協会等の関係団体に応急仮設住宅の建設を依頼する。
 - 2) 集会施設等の設置
 - 同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。
- ③維持管理体制構築・住環境の改善
 - 1) 維持管理体制の構築
 - 応急仮設住宅の管理については、災害救助法で直接規定されていない。そこで、応急仮設住宅を管理する組織を設け、応急仮設住宅の管理を実施してもよい。管理内容としては、雨水配水対策、敷地内通路の整備、住宅・共同利用施設の維持管理、入退者管理、苦情受付・処理、防災・安全対策等が挙げられる。
 - 関係団体は、維持・管理・運営に関する委託契約を締結する。
 - 2) 住環境の改善
 - 応急仮設住宅の入居者に対し住環境調査を実施し、応急仮設住宅の住環境の問題点、入居者の要望等を把握するとともに、応急仮設住宅の住環境の改善方策について検討・実施する。
 - 必要に応じて自動販売機の設置や店舗の誘致を行う。

留意点

- 1) 応急仮設住宅の建設用地の選定
 - 応急仮設住宅の建設用地の利用に当たっては、原則として、(1)公有地、(2)国有地、(3)企業等の民有地の順に選定する。なお、国有地の利用については、国有財産法第22条第1項第3号により、地方公共団体が災害時の応急措置の用に供するときは無償貸与を受けることができるとされている。
- 2) 民有地の借上げ
 - 民有地の借上げについては、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。

事前 対策	<ol style="list-style-type: none"> 1) 応急仮設住宅の建設候補地に関するデータの恒常的な把握 ○応急仮設住宅の建設候補地については、GIS等を活用しデータを更新し、恒常的に把握することが必要である。 2) 民有地借り上げに関する利用協定の締結 ○一定規模以上の民有地についても、借り上げのシステムを事前に検討し、所有者との協議を進め、合意形成がなされたものについては利用協定を締結することが考えられる。 3) 用地の事前点検 ○地方公共団体と業界等において用地を事前点検することにより、建設予定地の進入路の状況、土地の高低差、ライフラインの敷設、周囲の環境等の諸条件を把握することができれば、工期の短縮が可能になる。 4) 関係建設業者等との協定 ○地方公共団体において、事前に関係建設業者等と応急仮設住宅建設への協力について協定等を行うことにより、迅速な立ち上がりが可能となる。 5) 資材の備蓄 ○資材を地方公共団体等が分担して備蓄しておくことにより、迅速な供給が可能になる。 6) 応急仮設住宅の建設基準案の作成 ○応急仮設住宅の建設基準案の作成などについても事前に関係建設業者等の協力を得て検討しておくことにより、迅速な立ち上がりが可能となる。 ○応急仮設住宅地における自治活動などのための集会所の設置基準などを事前に作成する。 7) 維持管理体制、費用負担等の検討 ○応急仮設住宅は、建設後も、改修・管理経費の捻出、管理人員の確保に加え、入居者からの苦情への対応といった各種管理上の対応が必要となる。こうした対応に関する体制および費用負担等の検討を行っておく。
事例集 I	<ul style="list-style-type: none"> ・ P127 【19950122】 建設用地の選定基準（平成 7 年 阪神・淡路大震災：神戸市） ・ P127 【19950123】 民有地利用（平成 7 年 阪神・淡路大震災：神戸市） ・ P127 【19950124】 応急仮設住宅の供給（平成 7 年 阪神・淡路大震災：兵庫県） ・ P128 【19950125】 ふれあいセンターの設置（平成 7 年 阪神・淡路大震災：兵庫県） ・ P128 【19950126】 応急仮設住宅の管理（平成 7 年 阪神・淡路大震災：兵庫県） ・ P128 【19950127】 応急仮設住宅の改善対応例（平成 7 年 阪神・淡路大震災：神戸市） ・ P267 【20040203】 自己所有地への仮設住宅設置（平成 16 年 台風 16 号：椎葉村） ・ P304 【20040504】 仮設住宅の環境整備（平成 16 年 新潟県中越地震・長岡市：長岡市） ・ P321 【20040604】 仮設住宅の建設・提供（平成 16 年 新潟県中越地震・小千谷市：小千谷市）
事例集 II	<ul style="list-style-type: none"> ・ P122 【20110206】 応急仮設住宅の供給と入居後のサポート（平成 23 年 台風 12 号による災害：新宮市） ・ P319 【20160134】 緊急の住宅確保（平成 28 年 熊本地震：熊本県） ・ P320 【20160135】 仮設住宅（平成 28 年 熊本地震：益城町）

施策名： 緊急の住宅確保

【2-1-1-5】

項目： (5) 入居者の募集・選定と入居後のサポート

趣旨・概要

- 応急的な住宅の入居者の募集・選定を行い、避難者や暫定的な疎開者の入居を促進する。この際に、入居者の従前の職業、医療やコミュニティ面のニーズ及びソーシャル・ミックス（バランスのとれた世帯構成）等にきめ細かく配慮することが、被災者の早期自立に有効である。
- 応急的な住宅では、入居後の生活支援も不可欠である。健康維持や精神面のケア、簡易な就労、自治会づくりなどを積極的に支援することが、被災者の早期自立に有効である。

項目・手順等

①入居者の募集・選定

- 応急的な住宅の入居者の選定基準の作成及び一元的な募集窓口の設置を図り、入居者の募集及び選定を行う。
 - 1) 入居者の選定基準の作成
 - 2) 応急的な住宅の募集計画の策定
 - 3) 応急的な住宅の募集窓口の設置
 - 4) 入居者の募集
 - 5) 入居者の選定
- 弱者優先の選考基準で入居者を選定する場合、入居者が高齢者や障害者のみの仮設住宅団地が出現する可能性がある。このような事態を避けるためにも、弱者優先を基本としながらも、可能な限り仮設団地内のソーシャルミックスを考慮した入居者の選定を行い、通常のまちの姿の実現をめざす。
- 大規模な仮設住宅では、一定のブロック（棟）が完成した時点で入居を可能とすることで、迅速な入居を促進する。

②入居者の生活支援

- 応急的な住宅入居者の管理及び相談への対応等を行う。
 - 1) 入居者名簿の作成
 - 2) 入居者の管理・生活支援
 - ・健康管理、生活指導等を含め、応急的な住宅入居者に対する以下のような各種福祉サービス等の供給を図る。
- 入居者の健康管理
 - ・地方公共団体は、入居者台帳を作成し、入居者の健康状態、必要とする介護の種類・程度を的確に把握するとともに、高齢者等の介護を必要とする入居者に対し、福祉面のケアを行う。
- 生活指導員、介護職員、相談員等の派遣
 - ・入居者に対し生活指導、介護等のケアを提供するために生活指導員や介護職員等を派遣する。また、被災者の様々な悩みについて相談に応じたり、様々な情報を提供する相談員等を派遣する。
- 応急的な住宅入居者の相談対応
 - ・応急的な住宅入居者の生活再建に相談等に対応するため、巡回相談の実施もしくは仮設相談所の開設を行う。
- 自治会等の育成
 - ・大規模な応急的な住宅団地では、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会などの育成を図る。
- 周辺住民との交流促進
 - ・応急的な住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮する。具体的には、集会施設等を活用し、周辺住民と団地住民の交流会等を催す。

留意点

- 1) 入居者の実態把握
 - ・応急的な住宅入居者の実態調査等を実施し、適切な生活支援を行う。この際、入居者情報については、プライバシーの保護に最大限に配慮する必要がある。
- 2) ボランティア、NPO団体との連携
 - ・入居者の抱える生活上の問題は多様で、地方公共団体等による生活支援には限界があることも事実である。ボランティア、NPO団体と連携した支援体制の構築が重要なポイントとなる。

	<p>3) 出前型福祉サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの提供については、制度を準備し申請を待つだけでは限界がある。できるだけ出前型のサービスの提供に努めることが望ましい。
事前 対策	<ul style="list-style-type: none"> ○入居者の募集体制の検討 ○入居者の選定基準案の作成 ○各種生活支援メニューの検討、支援体制の検討 ○ボランティア、NPO団体との平常時からの連携した活動への取り組み
事例集 I	<ul style="list-style-type: none"> ・P128 【19950128】 応急仮設住宅の入居募集（平成7年 阪神・淡路大震災：神戸市） ・P129 【19950129】 応急仮設住宅の入居選定（平成7年 阪神・淡路大震災：兵庫県） ・P129 【19950130】 応急仮設住宅における相談業務（平成7年 阪神・淡路大震災：兵庫県） ・P321 【20040605】 仮設住宅の建設・提供（平成16年 新潟県中越地震・小千谷市：小千谷市）

施策名： 緊急の住宅確保

【2-1-1-6】

項目： (6) 利用の長期化・解消への措置

趣旨・概要

- 火山災害などで災害危険が長期に継続する、あるいは、恒久住宅の再建・供給の遅れから、応急的な住宅の利用が長期化するような場合に必要な措置を実施する。
- 一時提供住宅や応急仮設住宅等はいくまでも恒久住宅へ移転するまでの仮の住まいであり、恒久住宅の早期供給と併せて、居住意向調査を踏まえ、入居者が恒久的な住宅に移行できるよう支援する。
- 応急仮設住宅の転用・処分については「災害救助法による応急仮設住宅の管理及び処分について（昭和43年 社施第131号）」通知があり、処分期間については、最新の平成26年通知（府政防第338号）「災害救助費負担金交付要綱」において2年と定められている。

項目・手順等

①利用長期化への経過措置

- 利用が長期化し、応急的な住宅の空き住戸が発生した場合には、多人数世帯等への対応も踏まえて必要な措置を実施する。
- 入居者が大幅に減少し、防犯面やコミュニティ活動の維持で問題が生じるような場合、あるいは、企業・学校等の敷地を利用している場合などで用地返還等のためやむを得ない場合には、統廃合を実施する。

1) 応急仮設住宅の供与期間の延長

- 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法」が、平成8年6月から施行され、この法律が適用された場合には仮設住宅の供与期間の延伸が可能となった。
- この特例法が適用された場合、被災者用の住宅が不足し、かつ応急仮設住宅が、安全上、防火上、衛生上支障がない場合は、1年の範囲内で延長できることとなり、再延長も同様の取扱いとなる。

2) 空き住戸の利用

- 応急的な住宅への入居が長期化し、一方で空き住戸が発生すると、空き住戸利用に関するニーズが高まる。一般的に認められるわけではないが、既往の事例では、被災実態に応じて以下のように利用された例がある。
 - ・多人数世帯への対応として、多人数世帯の分離（多人数世帯の2室入居）
 - ・通院等に重大な支障がある世帯の通院先の医療機関に近い住宅への住み替え
 - ・被災住宅の修理等で臨時に家屋が必要になった世帯の利用
 - ・倉庫などとして利用（土石流の発生が繰り返し発生するような場合）

3) 応急仮設住宅の統廃合

- 空き住戸の増加に伴い、防犯面の問題が生じたり、自治会活動の担い手が不足するなど、コミュニティ活動の維持が困難になるという問題が生じる。また、企業や学校等の敷地を利用している場合、敷地の明け渡しを求める声が高まる。
- こうしたことから、利用が長期化する場合には、応急仮設住宅の統廃合を進めることも必要となる。ただし、住み替えは入居者に精神的・経済的負担を与えるため、必要最小限に止めることが望ましい。
- 統廃合の実施にあたっては以下のような対応を考慮する。
 - ・入居者に早期に情報提供を行い、理解と協力を求める。
 - ・用地返還等のためやむを得ない場合には、転居費用の融資・助成も検討する。
 - ・公営住宅等、恒久住宅入居募集の優先枠の設定を検討する。

②応急的な住宅から恒久的な住宅への住み替え支援

- 被災者のニーズ及び、恒久的な住宅への住み替えを困難にしている課題を把握し、対応する。

1) 住み替え情報の提供及び相談対応

- 巡回相談や仮設相談所、住宅相談所等の各種相談所において、関係団体等と連携協力を図りながら、公共賃貸住宅公社・公団・民間賃貸住宅の募集情報や民間住宅等物件情報等を提供するとともに、被災者の相談への対応、申し込み指導を行う。
- なお、この際には、応急的な住宅への入居者に対する実態調査、意向調査等を踏まえて対応する。

2) 一時入居から正式入居への転換のあつ旋

○公的住宅への一時入居者の中には正式入居を希望するものが出てくると考えられる。特に、高齢者等の場合、生活環境の大きな変化への適応に相当の困難を伴うため、繰り返しの転居はできるだけ避けることが望ましい。こうした意味から正式入居の希望者に対応することが望ましいケースがあり、必要に応じて公営住宅への一時入居から正式入居への転換をあつ旋する。

3) その他各種住み替え支援策

- その他各種住み替え支援策として、阪神・淡路大震災では次のような取り組みがなされた。
 - ・公営住宅の見学会（住宅および周辺利便施設等）
 - ・移転費用に関する低利融資等
 - ・空き公営住宅の魅力化（風呂設備の設置）
 - ・家賃低減化
 - ・公営住宅入居待機者支援事業
 - ・持家再建待機者等支援事業
 - ・公営住宅特別交換（暫定入居）制度
 - ・自立支援委員会の設置・指導

③ 応急仮設住宅等の撤去

○入居者の退去に伴う応急仮設住宅の撤去を行う。応急仮設住宅の屋内外設備・資材は、できる限り再利用等に努めることにより、廃棄物の排出を抑制する。

1) 応急仮設住宅の撤去

- 業者に応急仮設住宅の撤去を依頼する。
- 撤去に当たっては、屋内外設備・資材の再利用に努める。

2) 応急仮設住宅の撤去により発生する資材の活用方法の検討

○応急仮設住宅の撤去により発生する資材は規格化されており、再度活用することが可能である。この資材の保存方法や活用方法について検討する。

留意点

1) 家屋被害の調査

- 申請を受けて調査を実施している例もあるが、調査効率が悪く、調査時期の遅れにより被害が判明しにくい事態が生じるなどの問題も生じる。一定の時期にできるだけ完全な調査を実施することが望ましい。
- 地震や火山噴火災害などでは、被災原因によって保険金が異なる場合があるため、被災原因の特定に留意する。
- 住民税や固定資産税の減免における被害の区分と被害認定による全壊・大規模半壊、半壊などの区分は必ずしも一致していないため、調査前に調整しておくことが望ましい。

2) 被災者生活実態調査

- 調査の中でも特に難しいのが、「被災者への影響と生活実態」の把握である。心身の健康、生活環境、仕事や収入など、個人のプライバシーに密接に関わることから、調査方法、データの保護・利用に最大の配慮が必要とされる。
- 調査にあたっては、要援護者の抽出を漏れなく行うことが重要である。

3) 住宅再建意向調査

- 火山噴火災害などで災害が継続している場合、時間経過に伴い被災者の再建意向が変化する場合がある。このため、当初検討された計画内容では、被災者の再建ニーズとのずれが生じる場合もある。このため、再建意向の把握を随時行うことが必要である。
- 経済的な再建の目途がたたない時点では、家屋被災者の住宅再建意向は、公営住宅への入居希望が多くなる傾向にある。しかし、各種の生活再建施策の実施によりその意向が徐々に変化し、自主再建による住宅確保へ意向が変化する例がある。このため、災害公営住宅の必要戸数を検討するための、住宅再建意向の把握のためのアンケート等の実施時期については、生活再建施策の実施状況との関連に留意することが必要である。
- 過去の例では、被災者の意向を把握する前に市町村側から住宅移転の提案が出されたことから、被災者と市町村側との調整が困難となった例がある。生活再建に関する被災者意向は、先々の収入の見通しや地域の安全性によっても強く左右されることから、復興計画の全体像を示しながら進めていくことが必要である。

4) 離職者・雇用動向調査

○被災地における雇用動向の把握については公共職業安定所のデータ及び事業所等からの情報が基本となるが、これだけでは必ずしも十分な実態把握は難しい。生活実態調査などのデータとも合わせた分析が必要となる。

	<p>5) 産業被害と再建意向調査 ○発災後、建設業者等の多くが応急対応に追われ、被害額の算定ができない事態が生じる。こうした場合、各種支援制度の適用可能性を把握するためには、サンプリングに基づく被害額推計を行う必要がある。</p> <p>6) 復興状況把握のための調査 ○指定統計等を有効に活用しつつ、それらを補完する形での調査を実施する。</p>
<p>事例集 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> • P129 【19950131】 一時入居から正式入居への移行（平成7年 阪神・淡路大震災：兵庫県） • P129 【19950132】 仮設住宅統廃合に伴う移転費用の支援（平成7年 阪神・淡路大震災：国） • P129 【19950133】 移転補償費の支給（平成7年 阪神・淡路大震災：芦屋市）

第二章 分野別復興施策

2.1 すまいと暮らしの再建

2.1 すまいと暮らしの再建

- 施策1：緊急の住宅確保
- 施策2：恒久住宅の供給・再建
- 施策3：雇用の維持・確保
- 施策4：被災者への経済的支援
- 施策5：公的サービス等の回復

2.2 安全な地域づくり

- 施策1：公共土木施設等の災害復旧
- 施策2：安全な市街地・公共施設整備
- 施策3：都市基盤施設の復興
- 施策4：文化の再生

2.3 産業・経済復興

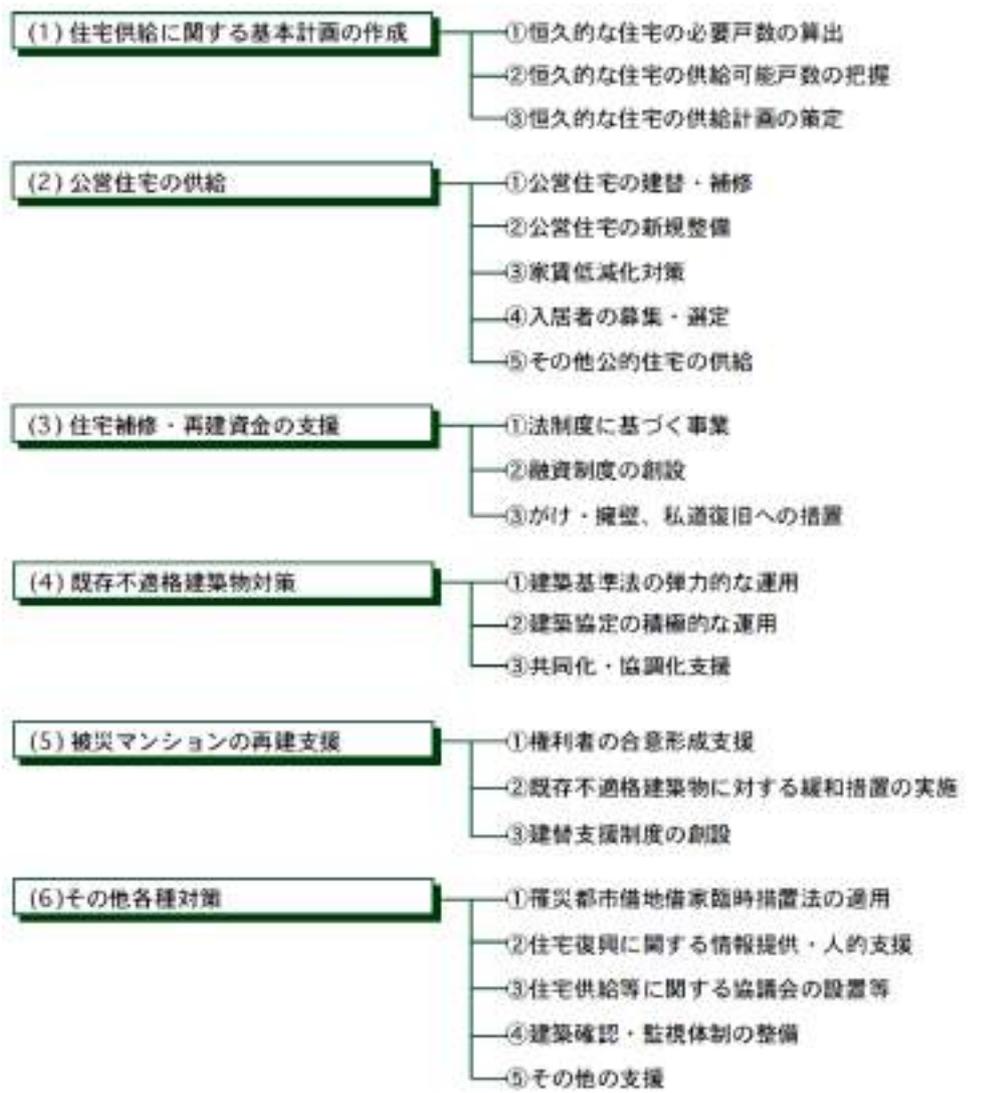
- 施策1：情報収集・提供・相談
- 施策2：中小企業の再建
- 施策3：農林漁業の再建

施策2：恒久住宅の供給・再建

目的

- 住宅の再建や応急的な住宅から恒久的な住宅への移行を促進するためのプログラムを作成し、推進する。自力での住宅の取得・再建等が困難な者に対する公営住宅の供給を図るとともに、特定優良賃貸住宅や公社・都市再生機構住宅（分譲・賃貸）、民間住宅（分譲・賃貸）の供給促進を図る。
- 恒久的な住宅確保を支援するための資金面での支援や住まい・まちづくり活動に対する支援、各種情報の提供や相談への対応等を行う。

全体の
枠組み



- 恒久的な住宅確保・再建支援のフローは次頁の図のとおりである。
- (1)被災住宅の災害前後の状況及び復興まちづくりの検討を踏まえ、住宅再建手法を検討する。
- (2)民間住宅の再建は、資金融資を中心に、必要に応じて利子補給等の措置を講じる。
- (3)公営住宅については、中長期的な観点も踏まえて供給計画を策定し、補修・建設・借上を行い、高齢者等の入居者に対するケア体制等を構築する。

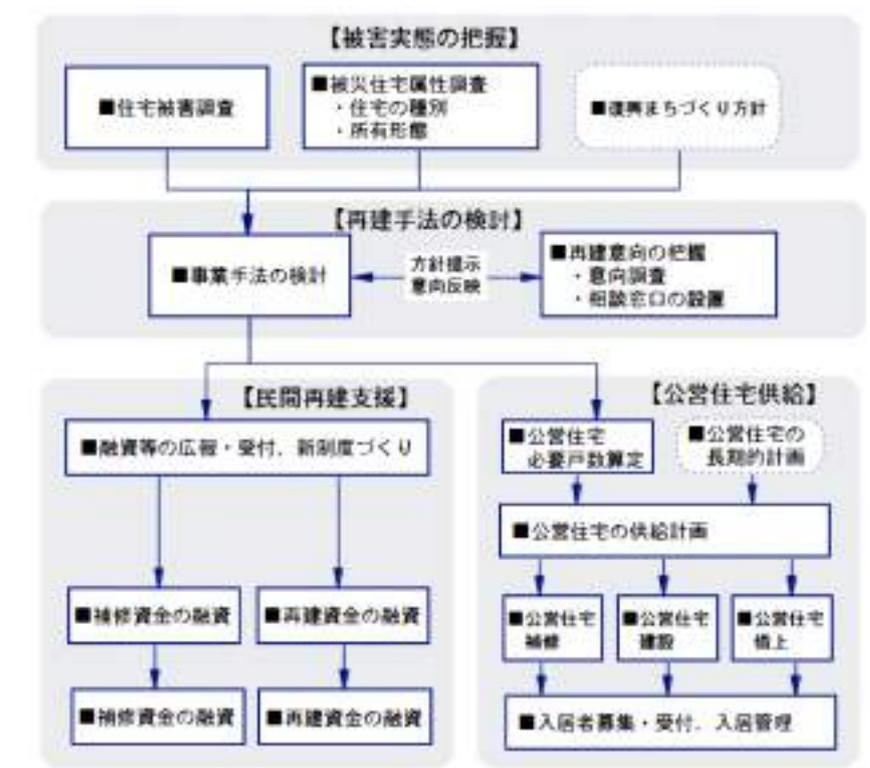


図2.1.2-1 住宅確保・再建支援のフロー

留意点

1) ニーズと市場動向の正確な把握

- 被災者の経済的な再建見通しが立たない時点では、被災者の住宅再建意向は流動的である。
- 持ち家比率の高い地域では、民間賃貸住宅の建設支援や公営住宅の建設等に比べ、自力再建支援策へのニーズが高い。持ち家指向が高い地域では、公営住宅へ入居した被災者もその後に住宅建設を行い、公営住宅の空き家が増える例もある。ニーズに適合した施策を実施するために地域の特性等を把握することが必要である。
- 民間の賃貸・分譲住宅の供給は、被災地の住宅に関する市場性に大きく左右される。従前からの住宅建設動向、予想される各種支援制度の実施などを踏まえて検討する必要がある。
- 民間住宅の建設の促進に際しては、高い家賃には被災者の入居が困難となる場合があり、また供給過剰となる可能性もあるので、供給戸数は十分検討を図る。

2) 民間住宅の活用

- 公営住宅の供給計画を策定する際には、民間住宅を活用する観点が重要である。
- 大規模災害後は、公営住宅へのニーズが高まる。しかし、大量の公営住宅を抱えることは、被災地方公共団体にとって、その後の維持・管理面で長期的な負担が大きい。できるだけ民間による住宅供給を活用・誘導するような住宅の緊急整備計画とすることで、公営住宅建設の負荷を減らし、一方で民間の住宅建設へのインセンティブを与えることが望ましい。
- 大量の住宅が滅失した場合、特に民間賃貸住宅は再建後の家賃高騰が避けられないことから、従前家賃とのバランスを考慮した一定の家賃補助なども重要な検討課題となる。

3) 良質な建築ストックの形成

- 災害公営住宅の計画や建設は被災者救済の観点からは緊急性を要するが、高齢者・障害者に対する配慮としてのバリアフリー設計を行うことや、良質な建築ストックの形成となりうるような配慮を行うことが必要である。

4) 災害の長期化への対応

- 火山災害などで災害が長期化する場合には、避難対策、一時的対策、恒久的対策としてのそれぞれの住宅対策が明確に区分できないため、総量的な居住の場の確保と時間経過に伴う質の向上を進めるという課題に対応することが必要となる。

施策名： 恒久住宅の供給・再建

【2-1-2-1】

項目： (1) 住宅供給に関する基本計画の作成

趣旨・概要

- 応急仮設住宅の早期解消及び生活の再建を図るためには、恒久的な住宅を早期に供給することと、そのためのプログラムを被災者に提示することが必要である。
- 適切かつ計画的な住宅供給を行うために、住宅供給に関する基本計画を作成する。

項目・手順等

①恒久的な住宅の必要戸数の算出

- 住宅被害戸数から恒久的な住宅の必要戸数（概算）を算出する。また、住宅被害戸数の詳細把握のための調査により、恒久的な住宅の必要戸数を補正・決定する。

1) 住宅被害戸数の概況把握・報告

- 災害対策本部等で収集される住宅被害情報や応急危険度判定調査の結果等から、震災直後における住宅被害戸数の概況を把握する。
- 公営住宅等の被災状況の調査を行う。
- 市町村は逐次把握した住宅被害情報を都道府県に報告する。都道府県はそれらを取りまとめ、国に報告する。なお、公営住宅建設の前提となる住宅減失戸数は、災害救助法における応急仮設住宅建設のための住宅被災戸数とは異なる点に留意する。

2) 被災者等の再建意向の把握

- 住宅再建意向の把握（時期：災害発生から1ヵ月後以降）
 - ・住宅確保の見込み（補修、再建、購入、公営住宅入居、民間賃貸住宅入居等）
 - ・宅地や再建場所への意向（補修、希望する宅地の面積・位置）
- まちづくりへの意向の把握（時期：復興基本構想や基本計画案公表後等）
 - ・集団移転や区画整理事業等への意向（移転か、従前場所での再建か等）
 - ・市街地整備計画案に対する要望・意見等

3) 恒久的な住宅の必要戸数（概算）の想定

- 以上を勘案して、地域別、世帯状況別（高齢者・障害者の有無、世帯収入等）の必要戸数（概算）を想定する。

②恒久的な住宅の供給可能戸数の把握

1) 公営住宅の供給による供給可能戸数の把握

- 新規建設可能用地を把握し、新規建設による供給可能戸数を算出する。
- 応急仮設住宅の建設可能用地の把握時に、公営住宅の新規建設可能用地も把握する。また、建設可能用地の被害状況等の調査も行う。
- 補修・補強による現状維持戸数、建替えによる供給可能戸数を算出する。

2) 公社・都市再生機構住宅の新規建設・建替えによる供給可能戸数の算出

- 公社・都市再生機構の賃貸住宅・分譲住宅の補修・補強、建替え、新規建設による供給可能戸数を算出する。

3) 民間住宅の供給可能戸数の算出

- 応急的な住宅の供給可能戸数の算出で収集した民間賃貸借上げ等による住宅の情報に基づき、借上げ等による供給可能戸数を算出する。
- 関係団体等に、民間賃貸住宅の新規建設・建替え及び民間分譲住宅の新規建設による供給可能戸数等を確認する。

4) 供給可能戸数の算出

- 以上により、被災地全体の住宅供給可能性を把握する。

③恒久的な住宅の供給計画の策定

- 恒久的な住宅の必要戸数及び供給可能戸数の検討結果と、住宅被害戸数の詳細把握に基づき、恒久的な住宅の供給計画を策定する。
- なお、ここで策定する供給方針は、住宅復興に関する基本的な枠組みであり、その達成に向けての具体的な施策は、別途詳細な計画を策定する。

1) 恒久的な住宅の供給戸数の決定

- 恒久的な住宅の必要戸数及び供給可能戸数の検討結果と、引き続き実施される住宅被害戸数の詳細把握に基づき、以下を想定する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画事業との連携による恒久的な住宅の供給計画量 ・自力で持ち家を再建・修復、購入、民間賃貸住宅に入居する世帯数の想定 ・災害復興公営住宅など低家賃の公営住宅の供給計画量 <p>2) 公的住宅の供給方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間賃貸住宅・分譲住宅の供給可能戸数等を踏まえ、公的住宅の供給計画を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅（都県営・市町村営住宅の建設、借上） ・公的住宅（特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、公社・都市再生機構住宅（分譲・賃貸）） ○それぞれの種類の住宅について、供給方針、地域別、世帯形態別の供給戸数、計画期間等を示す。 ○公営住宅等の家賃の設定、家賃補助等について検討する。 <p>3) 民間住宅（補修・再建、分譲、賃貸）への対応方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災地における住宅ニーズを勘案しながら、民間住宅の補修・再建、民間賃貸住宅の新規建設・建替え及び民間分譲住宅の新規建設による供給への動向を踏まえ、民間住宅への対応方針を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・持ち家の補修・再建への支援方針、対象戸数 ・民間賃貸住宅の補修・再建・新規建設への支援方針、対象戸数 ・民間分譲住宅の補修・再建・新規建設への支援方針、対象戸数 <p>4) 恒久的な住宅の供給計画（住宅の緊急整備計画）の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○以上の検討を踏まえ、被災地全体の恒久的な住宅の供給計画（住宅の緊急整備計画）を策定し、公表する。 ○計画においては、都道府県営・市町村営住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、公社・都市再生機構住宅（分譲・賃貸）、民間住宅（分譲・賃貸）等の供給方針、地域別、世帯形態別の供給戸数、計画期間等を示す。 <p>5) 住宅の緊急整備計画の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災地における住宅建設動向、被災者ニーズの継続的把握を踏まえ、適宜、緊急整備計画を見直す。
事前 対策	<ul style="list-style-type: none"> ○恒久的な住宅の供給可能戸数の算出方法案の作成 ○恒久的な住宅の必要戸数の算出方法案の作成 ○公営住宅等の被災状況調査の調査票案の作成 ○撤去、補修・補強の基準案の作成 ○GISの整備及び活用方策の検討
事例集 I	<ul style="list-style-type: none"> ・ P74 【19910108】 災害が長期化する中での住宅対策（平成3年 雲仙・普賢岳噴火：長崎県） ・ P129 【19950134】 民間賃貸住宅再建後の課題（平成7年 阪神・淡路大震災） ・ P403 【20070404】 廉価な住宅供給への取り組み（平成19年 新潟県中越沖地震・柏崎市：柏崎市）
事例集 II	<ul style="list-style-type: none"> ・ P139 【20120106】 小規模住宅地区等改良事業を活用した地区復興（平成24年 九州北部豪雨災害：竹田市）

施策名： 恒久住宅の供給・再建

【2-1-2-2】

項目： (2) 公営住宅の供給

趣旨・概要

○応急仮設住宅を解消する段階においても自力で住宅を確保できない世帯に対しては、公営住宅の供給により住宅確保を支援する。なお、この際には、既存の公営住宅を十分活用しながら、必要に応じて建替・補修、整備、入居者資格の緩和、家賃の減免、家賃補助等を行う。

法制度

表2.1.2-1 災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例（公営住宅法第8条1項）

種類	建設費等補助率	補助範囲	適用減失数
通常の公営住宅	原則50%		—
災害公営住宅	2/3	当該災害により滅失した戸数の3割まで	・滅失戸数が被災地全域で500戸以上又は一市町村の区域内で200戸以上もしくはその区域内の住宅戸数の一割以上
激甚災害指定された場合	3/4	当該災害により滅失した戸数の5割まで	・以下のいずれかの激甚災害指定基準を満たしている場合、激甚災害法施行令第41条にもとづいて、滅失住宅の戸数が100戸以上又は当該市町村の住宅戸数の1割以上を満たす市町村で、補助の特例の対象となる。 (激甚災害指定基準) ・滅失戸数が被災地全域で概ね4,000戸以上 ・滅失戸数が被災地全域で2,000戸以上であり、かつ一市町村の区域内で200戸以上又はその区域内の住宅戸数の一割以上 ・滅失戸数が被災地全域で概ね1,200戸以上であり、かつ一市町村の区域内で400戸以上又はその区域内の住宅戸数の二割以上

項目・手順等

①公営住宅の建替・補修

- 災害により公営住宅・共同施設が滅失又は著しく損傷した場合は、建替又は補修の必要性を検討する。
- 被災原因を踏まえ、現地に再建した場合の安全性に配慮する。

1) 建替・補修

○補修費用については、補修工事後に設計図書等をもとに査定を行うこととなる。激甚法による補助率の嵩上げは、年度末に最終補助率が決定される。

表2.1.2-2 運用基準

運用基準	補助率
戸当たりの復旧率が11万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計額が190万円以上（都道府県の場合は290万円以上）になった場合	再建：1/2 補修：1/2

○手順

- (1) 被害状況の把握及び立地場所の安全性の検討
- (2) 補強計画の策定
- (3) 居住者への通知
- (4) 補強工事の実施

2) 宅地の復旧

○再建の場合の宅地造成費は宅地復旧費として国庫補助対象となる。なお、他の場所に移転・再建する場合や宅地のみを復旧する場合の費用は、災害復旧事業債単独災害により、起債対象となる。

②公営住宅の新規整備

1) 新規建設

- 新たな公営住宅の供給が必要となった場合は、地域の実情に応じ、適切な手法を選択し整備を図る。
- 公営住宅が必要となった場合は、被害規模に応じ公営住宅の建設もしくは買取りを行う。なお、災害公営住宅の供給に伴う国から事業主体に対する家賃対策補助は、通常よりも優遇された措置がとられる。

2) 民間住宅の公営住宅としての活用

- 地方公共団体が民間賃貸住宅を借り上げ、公営住宅として被災者に転貸するなど、民間賃貸住宅を公営住宅として積極的に活用していく。

表2.1.2-3 災害の場合の公営住宅の整備手法

事業名		事業内容	根拠法等	事業主体
公営住宅の整備	公営住宅の建設	災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため公営住宅を建設することをいい、公営住宅を建設するために必要な土地の所有権、地上権もしくは土地の賃借権を取得し、又はその土地を宅地に造成すること	公営住宅法	都道府県市町村
	公営住宅の買取り	公営住宅として災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するために必要な住宅及びその付帯施設を買い取ることをいい、その住宅及び付帯施設を買い取るために必要な土地の所有権、地上権又は土地の賃借権を取得することを含む		
	公営住宅の借上げ	災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するために必要な住宅及びその付帯施設を賃借すること		

③家賃低減化対策

- 公営住宅の家賃は収入に応じて設定されるため、被災者も支払い可能な範囲の家賃が設定されることとなるが、病気にかかっていることやその他特別の事情がある場合において必要があると認められるときは家賃を減免する（公営住宅法第16条4項）。

表2.1.2-4 災害の場合の公営住宅の家賃に係る国の補助の特例（公営住宅法第17条2項）

	家賃対策補助率	補助範囲	補助期間
通常の公営住宅	1/2		・公営住宅管理開始日から起算して5年以上20年以内の範囲で政令で定める期間
災害公営住宅	2/3	借上げ公営住宅は当該災害により滅失した戸数の3割まで	
激甚災害指定された場合	2/3（当初5年間は3/4）	借上げ公営住宅は当該災害により滅失した戸数の5割まで	

④入居者の募集・選定

- 公営住宅等の入居者の選定基準の作成及び募集・選定を行う。

1) 入居者の選定基準の作成

- 公営住宅（借上げ・買取り公営住宅も含む）の入居者の選定基準を作成する。
- 被災者救済の観点から入居者資格を緩和しようとする場合は、条例において定める（ただし、政令に規定する収入以下）。

表2. 1. 2-5 災害の場合の公営住宅の入居者資格

	入居収入基準	住宅困窮要件	その他要件
通常の公営住宅	158千円以下で条例の定め(身体障害者等除く)	現に住宅に困窮していることが明らかかなこと	
災害公営住宅 借上公営住宅 激甚災害指定された場合	158千円以下で条例の定め(身体障害者等除く)	現に住宅に困窮していることが明らかかなこと	当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者 また、福島復興再生特別措置法における特定帰還者及び居住制限者の場合、入居収集基準は除外(福島復興再生特別措置法第28条、第40条)
被災市街地復興 推進地域に指定された区域内	不要	現に住宅に困窮していることが明らかかなこと	

2) 公営住宅の一時入居者の居住継続の意向把握及び正式入居の手続き

- 一時入居者の正式入居要件等を作成する。
- 一時入居者に対する正式入居の意向調査を行う。
- 現在居住している住宅での居住継続を希望する場合は、正式入居の手続き等行う。
- 現在居住している住宅以外の公営住宅での居住を希望する場合は、住み替え住宅の選定・確保を行い、決定した段階で正式入居の手続き等を行う。

3) 入居者の募集

- 広報及びマスコミ等により、募集情報を提供する。

4) 入居者の選定

- 選定事務及び入居手続事務を行う。

⑤その他公的住宅の供給

- 都道府県・市町村は、被災した家屋数が非常に多く、応急的な住宅確保や災害公営住宅の建設等では被災者への住宅供給が間に合わないような場合等には、民間住宅等を活用した公的住宅を供給し、入居が促進されるように、以下のような対策を行う。

1) 地域優良賃貸住宅制度の活用

- 地域優良賃貸住宅制度は、民間事業者等が実施する賃貸住宅の整備等に要する費用の助成や家賃の減額に対する助成を行うことで、居住環境が良好な賃貸住宅の供給を行う制度であり、災害発生から3年間は、災害により滅失した住宅に居住していた者も入居できる。
- 災害により滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために供給される災害地域優良賃貸住宅については、災害の規模、事業方式(建設・買取/改良)等により、整備等に要する費用への補助率に嵩上げ規定がある。

※いずれも入居者資格に収入制限がある。

2) 再開発系住宅の供給(従前居住者向け住宅)

- 再開発系住宅とは、公共事業の実施に伴い住宅を失う従前居住者向け住宅に供給する住宅をいう。改良事業による改良住宅、住宅市街地総合整備事業による従前居住者用住宅等がある。

3) 公社・都市再生機構住宅の供給促進

- 公社・都市再生機構に要請し、良質な賃貸・分譲住宅の供給を促進する。

4) 空き家等を活用した住宅セーフティネット制度の活用

- この制度は、民間の空き家・空き室を活用して、被災者も含めた住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度であり、活用を検討する。なお、被災者が災害公営住宅の代替としてセーフティネット登録住宅に入居する場合、家賃低廉化補助の補助限度額等が拡充される。

<p>留意点</p>	<p>1) 職員の確保 ○平常時に比べ非常に大量の住宅を供給するため、必然的に職員が不足することが考えられる。そのため、他地方公共団体からの応援者等も含め職員を確保する。</p> <p>2) 効率的な事業の推進 ○災害復興住宅の供給に関する協議会を設置し、設計や部品の標準化を図る。また、性能発注を積極的に取り入れる。また、大規模災害において大量の公営住宅建設が必要となる場合には、公社・都市再生機構との連携を強化して、効率的な事業の進捗を図る。</p> <p>3) 応急仮設住宅の改良利用 ○雲仙岳噴火災害において、木造応急仮設住宅を改良し、公的賃貸住宅として活用した例があるが、高齢者等の場合は同じ場所で引き続き暮らせるように、応急仮設住宅を改良して恒久住宅化することも検討する。</p> <p>4) 入居者間の良好なコミュニティの形成 ○入居者間の良好なコミュニティの形成が迅速に図れるように、集会所等のコミュニティ形成を促進させる施設の整備、公営住宅としてのコレクティブハウスの提供等を進める。</p> <p>5) 高齢者等に配慮した公営住宅の整備 ○高齢者等が安全で、安心して生活できるよう、住戸のバリアフリー化を進めるとともに、生活援助員による生活相談、安否確認、緊急通報設備等のサービスのついたシルバーハウジングの供給を行う。</p> <p>6) 分散型の公営住宅 ○被災地が点在した場合や地形的な制約がある場合には、集合住宅の建設が困難な場合もある。本来望ましい形態ではないが、地域の実情や被災者の実態等を的確に把握し、分散化するなど最も適切な公営住宅建設の方法を検討する必要がある。</p>
<p>事前対策</p>	<p>○公営住宅に関する入居資格、選定基準等の事務要綱を作成する。</p> <p>○迅速な住宅供給を実施するために、特定優良賃貸住宅等に関する入居資格、選定基準等の事務要綱を作成する。また、平常時から特定優良賃貸住宅等に関する制度の広報を積極的に実施し、周知する。</p>
<p>事例集 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P38 【19830103】 分散型公営住宅の建設（昭和 58 年 豪雨：島根県） ・P75 【19910109】 供給住宅の種類及び戸数等（平成 3 年 雲仙・普賢岳噴火：島原市） ・P75 【19910110】 住宅再建後の被災者の状況（平成 3 年 雲仙・普賢岳噴火：島原市） ・P94 【19930106】 公営住宅の整備（平成 5 年 北海道南西沖地震：北海道） ・P130 【19950135】 公営住宅入居募集（平成 7 年 阪神・淡路大震災：神戸市） ・P130 【19950136】 災害復興公営住宅等の供給（平成 7 年 阪神・淡路大震災：兵庫県） ・P131 【19950137】 家賃の減免措置（平成 7 年 阪神・淡路大震災：住宅・都市整備公団） ・P374 【20070203】 寄付された私有地への災害復興公営住宅建設（平成 19 年 能登半島地震・輪島市：輪島市）
<p>事例集 II</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P322 【20160136】 被災者の住まい確保（平成 28 年 熊本地震：熊本県） ・P335 【20160140】 災害公営住宅の整備（平成 28 年 熊本地震：南阿蘇村）

施策名： 恒久住宅の供給・再建

【2-1-2-3】

項目： (3) 住宅補修・再建資金の支援

趣旨・概要

- 生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、生活の再建を支援する。
- 被災者が住宅を再建するために必要な資金を貸し付けることにより住宅再建を支援する。このとき、住宅金融公庫等との連携により、被災者に対して円滑に再建資金を供給するとともに、生活福祉資金等の貸付を主体的に行う。
- また、災害により宅地を被災した者に対して、被災状況に応じて宅地の買い取り、防災工事融資の実施、住宅移転先の斡旋等を実施する。
- 都道府県及び市町村においては、それら災害復興住宅再建等の貸付に係る広報を行うとともに、住宅金融公庫との協力のもと、相談所を市町村や都道府県に設置し貸付制度の業務が的確かつ円滑に行われるよう支援する。

法制度

1) 被災者生活再建支援制度

表2.1.2-6 被災者生活再建支援制度

制度名	対象者	支給額等	根拠法等	実施主体								
被災者生活再建支援制度	○制度の対象となる自然災害による被災世帯 ○全壊世帯、解体世帯、長期避難世帯、大規模半壊世帯、中規模半壊世帯	○支援金の支給額 ・支給額は、以下の1)と2)の2つの支援金の合計額となる。 ※但し、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額。 ※また、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円の額。	被災者生活再建支援法(内閣府)	被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県会館)								
		1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> <th>中規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>—万円</td> </tr> </tbody> </table>			住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊	支給額	100万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊							
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—万円							
		2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借(公営住宅を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※但し、中規模半壊世帯の加算支援金は、各該当欄の金額の1/2の額。	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅を除く)	支給額	200万円	100万円	50万円		
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅を除く)									
支給額	200万円	100万円	50万円									

2) 独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅融資

- 自然災害により被害が生じた住宅の所有者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されたもの。また、激甚災害の場合、貸付利率が年3.0%を超える場合においては、3年以内の据置期間中の貸付金利を年3.0%に引き下げ、貸付を行う。

3) 生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の住宅資金の貸付

- 低所得世帯又は身体障害者世帯に対して、住宅の増改築、補修等に要する経費を貸し付ける。災害により特に必要と認められる場合には、通常の貸付限度額が引き上げられる。
- 母子家庭又は父子家庭、寡婦が災害による被害を受けた場合には、通常の場合と比べて、貸付限度額の引き上げ、貸付資金に対する据置期間の延長、災害により償還が困難となった場合の支払い猶予に関するの優遇措置がとられる。

表2.1.2-7 災害復興住宅融資条件

○融資額
 融資額は、次の1～3の合計額が限度となる。(10万円以上で10万円単位)

1. 基本融資額(単位:万円)

建設資金 新築購入資金	購入資金	リ・ユース 資金	補修資金
1,650	2,620	2,320 (2,620)	730

※()内はリ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンションの場合の融資額

2. 土地融資額(単位:万円)
 基本融資額と併せて利用(単独利用は不可)

融資 \ 種別	建設資金	新築購入資金 リ・ユース購入資金	補修資金
土地取得資金	970	—	—
整地資金	440	—	440
引方移転資金	—	—	440

*建設資金について、土地取得資金は土地が流失した場合などに限る
 *土地取得費は賃借権の場合は580万円、保証金により取得した定期借地権の場合は380万円(一定の要件あり)
 *整地資金は、堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造を行う場合
 *引方移転資金と整地資金の両方を利用する場合は、合計で440万円が限度

3. 特例加算額
 510万円
 ※補修資金の場合は利用不可

○金利: 独立行政法人住宅金融支援機構に問合わせること

○返済期間: 最長返済期間は、次の1または2のいずれか短い年数になる

1. 住宅の構造・タイプによる最長返済期間(10年以上1年単位で設定)

耐火・準耐火・木造(耐久性)	35年	リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅	35年	補修資金	20年
木造(一般)	25年	リ・ユースマンション、リ・ユース住宅	25年		

※元金据置期間: 建設及びリ・ユース住宅の場合3年間、補修の場合は1年間
 平成19年(2007年)新潟県中越沖地震または阪神・淡路大震災の場合は、据置期間5年間

2. 年齢による最長返済期間
 「80歳」 — 「申込本人の申込時の年齢(1歳未満切り上げ)」
 ※収入合算や親子リレー返済を利用する場合などは算出方法が異なる

表2.1.2-8 生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

事業名	貸付用途	貸付条件	根拠法等	実施主体
母子父子寡婦福祉資金の住宅資金	住宅を補修、保全、改築、増築するのに必要な資金	貸付限度額: 200万円以内 貸付利率: 年1.5%(平成28年4月以降は年1.0%)(連帯保証人がある場合は無利子) 据置期間: 6ヶ月以内 償還期間: 7年以内	母子及び父子並びに寡婦福祉法(厚生労働省)	都道府県、指定都市、中核市
生活福祉資金の福祉資金	住宅の増改築、補修等に必要経費	貸付限度額: 250万円以内(目安) 貸付利率: 年1.5%(連帯保証人がある場合は無利子) 据置期間: 6ヶ月以内 償還期間: 7年以内	生活福祉資金貸付制度要綱(厚生労働省)	都道府県社会福祉協議会

4) 被災宅地への措置

- 宅地の復旧は、原則として所有者が行うものであるが、二次災害の恐れのある宅地については、土地所有者等に対する改善勧告を行うとともに、仮復旧工事の施工、「災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業(民間急傾斜事業)」、「道路災害復旧事業」等の直接支援、宅地防災工事貸付金制度の拡充運用等を図る。
- 宅地について、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき勧告又は改善命令を受けた被災者に対しては、宅地防災工事資金融資を受けることができる。

法制度

表2.1.2-9 宅地防災工事資金融資

項目	内容		
融資対象	宅地について勧告又は改善命令を受けた者	勧告	1. 宅地造成等規制法第16条第2項もしくは第21条第2項 2. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項 3. 建築基準法第10条第1項
		改善命令	1. 宅地造成等規制法第17条第1項もしくは第2項、もしくは第22条第1項もしくは第2項 2. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第10条第1項もしくは第2項 3. 建築基準法第10条第3項
融資対象工事	1. のり面の保護・2. 排水施設の設置・3. 整地・4. 擁壁の設置（旧擁壁の除去を含む）		
融資額	1,030万円以内か工事費の9割以内の低い額		
融資金利	独立行政法人住宅金融支援機構に問合わせること		
返却期間	15年以内（1年単位で選べる。）		

項目・手順等

①法制度に基づく事業

- 所管省庁や住宅金融公庫等に対して、必要に応じて各種手続きの簡素化や制度の弾力的運用（利率、償還期間等）を要請する。
- 相談所を開設すると共に、広報紙、マスコミ等を通じて情報を提供する。
- 相談内容等を分析し、住宅再建上の課題を把握し、必要な支援措置を検討する。

②融資制度の創設

- 地方公共団体による住宅再建への経済的支援として、過去の事例では以下のような住宅再建支援が実施されている。都道府県・市町村は必要に応じてこうした支援の実施を検討する。
- また、国の制度対象とならない者に対する次のような措置も検討する。
 - ・住宅再建資金（公的融資、民間融資、高齢者への融資）への利子補給
 - ・大規模補修費用への利子補給
 - ・全半壊の住宅を再建するために必要となる解体費用の一部助成
 - ・ダブルローン被災者への支援
 - ・高齢者向け特別融資制度の創設
 - ・移転費用への助成等
 - ・手数料・租税減免

③がけ・擁壁、私道復旧への措置

- がけ・擁壁、私道復旧等は、本来、所有者の責任で実施すべきものであるが、二次災害の防止等の観点から緊急に必要な措置については、その実施方策を検討する。
- 参考：新潟県中越地震で作成された宅地復旧マニュアル
 - ・平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震及びその後の余震により、新潟県を中心として甚大な被害が発生し、発災直後に緊急に実施した被災宅地危険度判定で「危険」、「要注意」と判定された宅地、またその後の調査で同様に危険と判断された宅地は1,000箇所を超えた。
 - ・こうした宅地は、二次災害の危険性があるため、その場所で安心できる生活を再建するためには、適切な復旧工事を行うことが必要になることから、国土交通省では、1か月間、独立行政法人都市再生機構の専門家延べ600名を「被災宅地復旧支援隊」として被災地に派遣し、詳細な調査を実施し、今災害の特性を踏まえた復旧工法等について被災形態別に検討した。また、その際、宅地等の専門家及び有識者からなる「被災宅地擁壁復旧技術検討委員会」を開催し、専門的見地からの検討を踏まえ「被災宅地復旧技術マニュアル（暫定版）」を取りまとめている。
 - ・また、復旧工事に携わる実務者、関係者の方々が被災宅地の復旧を実施する上での参考指針として、あるいは被災者に宅地の安全性や復旧に関する基本的な情報を提供するため、基本的考え方とエッセンスをわかりやすく紹介した「被災宅地復旧の手引き」も同時に作成された。

留意点

- 貸付手続きを迅速に行うよう、関係機関等に要請する。過去の事例では、夏に被災したにもかかわらず、冬まで補修ができないなどのケースもみられた。
- 住宅の確保・再建を進めるに当たっては、防災まちづくりや産業・経済の再建関連の情報も適宜併せて提供することが必要である。
- 移転先団地等における新たなコミュニティ形成への支援が復興交付金（効果促進事業）の対象となることが明記された。

<p>事前 対策</p>	<p>○住宅再建資金の貸付事業概要をまとめた説明用パンフレットの原案、あるいは一覧表を作成しておく。</p> <p>○地方公共団体が独自に実施する支援措置を検討する。</p>
<p>事例集 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P30 【19820104】被災者に対する補助事例（昭和57年 長崎水害：長崎県） ・P66 【19900103】住宅の復興資金に対する利子補給（平成2年 茂原市竜巻災害：茂原市） ・P75 【19910111】雲仙岳災害対策基金での住宅再建支援（平成3年 雲仙・普賢岳噴火：長崎県） ・P94 【19930107】災害復興住宅利子補給費補助制度の創設（平成5年 北海道南西沖地震：奥尻町） ・P103 【19930205】住宅金融公庫の現場審査の特例（平成5年 8月豪雨：鹿児島市） ・P131 【19950138】阪神・淡路大震災復興基金による住宅再建支援策（平成7年 阪神・淡路大震災：阪神・淡路大震災復興基金） ・P131 【19950139】災害復興住宅制度の概要（平成7年 阪神・淡路大震災：神戸市・西宮市・芦屋市） ・P133 【19950140】私道の復旧制度（平成7年 阪神・淡路大震災：神戸市） ・P133 【19950141】宅地の被害状況の把握及び二次災害の防止（平成7年 阪神・淡路大震災：兵庫県・神戸市） ・P133 【19950142】擁壁等の補修制度の創設（平成7年 阪神・淡路大震災：国・兵庫県） ・P133 【19950143】擁壁等の補修制度の創設（平成7年 阪神・淡路大震災：神戸市） ・P134 【19950144】被災宅地二次災害防止対策事業補助（平成7年 阪神・淡路大震災：阪神・淡路大震災復興基金） ・P134 【19950145】民間宅地擁壁の道路災害復旧事業での復旧（平成7年 阪神・淡路大震災：神戸市・芦屋市・西宮市） ・P214 【20000420】被災者住宅再建に係る支援（平成12年 鳥取県西部地震：鳥取県） ・P215 【20000421】民家の裏山崩壊対策（平成12年 鳥取県西部地震：伯太町） ・P225 【20010109】住宅金融公庫の利子一括補給（平成13年 芸予地震：広島県） ・P225 【20010110】崖崩れ対応（平成13年 芸予地震：呉市） ・P253 【20030208】被災者住宅再建に係る支援（平成15年 宮城県北部連続地震：宮城県） ・P254 【20030209】がけ崩れ等対策（平成15年 宮城県北部連続地震：宮城県） ・P276 【20040307】住宅再建への各種支援（平成16年 台風23号：兵庫県） ・P276 【20040308】地域再建被災者住宅等支援補助金（平成16年 台風23号：京都府） ・P294 【20040406】住宅相談キャラバン隊（平成16年 新潟県中越地震・新潟県：新潟県） ・P294 【20040407】地元産材木による住宅再建支援（平成16年 新潟県中越地震・新潟県：新潟県） ・P361 【20070104】住宅再建支援（平成19年 能登半島地震・石川県：石川県） ・P401 【20070403】小規模住宅地区等改良事業による高台宅地の復旧〔番神2丁目〕（平成19年 新潟県中越沖地震・柏崎市：柏崎市）
<p>事例集 II</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P160 【20130108】住宅再建費用に関する独自支援（平成25年 台風26号による災害：大島町） ・P247 【20150310】応急修理や住宅再建に関する独自支援（平成27年 関東・東北豪雨による災害：常総市） ・P322 【20160136】被災者の住まい確保（平成28年 熊本地震：熊本県） ・P331 【20160137】恒久住宅の供給・再建（平成28年 熊本地震：熊本市） ・P333 【20160138】恒久住宅の供給・再建（平成28年 熊本地震：宇城市） ・P334 【20160139】土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業（平成28年 熊本地震：美里町） ・P395 【20170107】住宅等の建替え・修繕に対する補助の実施（平成29年 九州北部豪雨：日田市）

施策名： 恒久住宅の供給・再建

【2-1-2-4】

項目： (4) 既存不適格建築物対策

趣旨・概要

- 既存不適格建築物については、従前居住者の意向を踏まえつつ、良好な住環境の形成と住宅再建のバランスを勘案しながら措置を講じる。
 - 1) 建築基準法の法的範囲の中で、弾力的な運用
 - 2) 建築協定の積極的な運用
 - 3) 共同化・協調化支援

項目・手順等

- ①建築基準法の弾力的な運用
 - 接道不良等の既存不適格建築物の中には、敷地・建物の共同化などを行わなければ再建することができないものが多く存在する。そのため、共同化に対するインセンティブを高める方策など、既存不適格建築物の建替・再建を促進させる施策を計画に盛り込むとともに、建築基準法の範囲内で、弾力的な運用を図る。
- ②建築協定の積極的な運用
 - 建築協定を結ぶことによって、壁面線指定による前面道路幅員によって決定される容積率を緩和することができる。建築協定によって得られるメリットをアピールし、建替・再建を促進する。
- ③共同化・協調化支援
 - 密集市街地では、老朽不良住宅が滅失した場合、敷地規模、接道、複雑な権利関係等から単独での再建が困難な例が多い。こうした住宅の再建及び地区基盤の改善のためには共同化が不可欠であり、共同化等を支援する。
 - 都市計画事業の計画のない密集市街地で共同化に利用できる事業*としては、優良建築物等整備事業制度がある。

表2.1.2-10 優良建築物等整備事業

事業名	助成対象等	要件	根拠法令
優良建築物等整備事業	助成率：1/3（耐震1/6） 補助対象：調査設計計画費、事業計画作成費、土地整備費、共同施設整備費等	区分所有者が10人以上、敷地面積、耐火建築・準耐火建築等	優良建築物等整備事業制度要綱（国土交通省）

*共同化・協調化を支援する事業制度としては、法定都市計画事業では市街地再開発事業、任意の誘導型事業では国土交通大臣の指定する地区で実施される住宅市街地整備総合支援事業、密集住宅市街地整備促進事業がある。

留意点

- 建築基準法等の弾力的運用については、良好な住環境の形成及び災害に強いまちづくりの視点を踏まえ、地域の実情や特性を十分に勘案した上で行う必要がある。また、一定の期限を定めた特例措置とする必要がある。
- 共同化・協調化は、既存不適格建築等の再建と、良好な住環境の形成の面で重要であり、共同化に対するインセンティブを高める方策を実施することが必要である。

事前対策

- 既存不適格建築物の現況調査
- 既存不適格建築物対策案の作成
- GISの整備及び活用方策の検討

事例集 I

- ・P134 【19950146】 既存不適格建築等への対応方針（平成7年 阪神・淡路大震災：兵庫県）
- ・P134 【19950147】 建築規制の運用例（平成7年 阪神・淡路大震災：神戸市）
- ・P134 【19950148】 道路整備型グループ再建制度の創設（平成7年 阪神・淡路大震災：神戸市）

施策名： 恒久住宅の供給・再建

【2-1-2-5】

項目： (5) 被災マンションの再建支援

趣旨・概要

- 被災したマンション等の再建は、建設資金の確保、既存不適格建築物、住人の合意形成などで様々な問題点を抱えているため、その問題解決を支援する。
- 1) 権利者の合意形成支援
 - 2) 既存不適格建築物の再建支援
 - 3) 建替支援制度の創設

法制度

表2.1.2-11 マンション再建に利用できる支援事業

事業等名	助成対象等	要件	根拠法令
震災復興型総合設計制度※	容積率を緩和し、従前の延面積での再建を可能にする	被災した既存不適格マンションが公開空地を設ける場合等	建築基準法 (国土交通省)
まちなみデザイン推進事業の補助率の嵩上げの特例	補助率 1/3→2/5 へ	被災マンションを建て替える場合等	都市再開発法 (国土交通省)
優良建築物等整備事業	補助率：1/3（耐震型 1/6） 補助対象：調査設計計画費、事業計画作成、土地整備費、共同施設整備費等	区分所有者が 10 人以上、敷地面積、耐火建築・準耐火建築等	優良建築物等整備事業制度要綱 (国土交通省)
都心共同住宅供給事業	補助対象事業費（調査設計計画費、建築物除却費、共同施設整備費）のうち 2/3	東京 23 区、大阪市、名古屋市の旧市街地のうち、重点供給地域内で、地区面積 500 ㎡以上、認定住宅 10 戸以上等	「住宅市街地総合整備事業制度要綱」(国土交通省)
都市再生住宅等整備事業	○民間建設・管理方式及び民間住宅借上方式の場合 共同施設整備費補助 国 1/3 公共団体 1/3 家賃対策補助 国 1/2 公共団体 1/2 ○直接建設方式の場合 建設費補助 国 1/2 家賃対策補助 国 1/2	住宅市街地総合整備事業等に伴い住宅等に困窮することとなる者のための住宅等を整備するものであること。従前住宅戸数は 50 戸以上	「住宅市街地総合整備事業制度要綱」(国土交通省)

※阪神・淡路大震災で実施された特例

1) 建物の区分所有等に関する法律(区分所有法)

- 区分所有建物が大規模に滅失した場合、建物を復旧するには、集会において、区分所有者及び議決権の各3/4以上の多数で共用部分の復旧について議決することが必要である。また、その滅失を契機に、区分所有者及び議決権の各4/5以上の多数決で建替えの決議をすることもできる。
- 滅失の日から 6 か月以内に復旧の決議も建替え決議もなされないときは、そのような滅失状態のまま区分所有関係を維持することが困難であることから、各区分所有者は、他の区分所有者に対し、建物及びその敷地に関する自己の権利を時価で買い取ることを請求することができる。
- なお、区分所有建物が全部滅失した場合には、区分所有法の適用はなくなり、建替えには所有者全員の同意が必要となる。

2) 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法

- 阪神・淡路大震災後、同法が成立し、大規模な災害によって区分所有建物が全部滅失した場合に、政令施行の日から 3 年以内に、敷地共有者等が集会を開き、敷地共有持分等の価格の割合による議決権の4/5以上の多数決で再建できることになった。また、区分所有者が、復旧又は建替え決議が行われないうちに他の区分所有者に対して有する建物および敷地に関する権利の買取請求権を行使できるのは、政令の日から起算して1年を経過した後とすることとなった。
- その後平成25年の改正で、滅失ではない重大な被害を受けた区分所有建物の取り壊し・売却や、滅失した建物の敷地売却の場合に、全員同意ではなく議決権の4/5以上で実施できる決議制度の創設等がなされた。

3) マンション建替え円滑化法及び区分所有法の改正

○マンションの建替えについては、平成14年12月に「マンション建替え円滑化法」が施行され、さらに区分所有法の改正が行われた。また、「マンション建替え円滑化法」は平成26年の改正で、マンション敷地売却制度の創設や容積率の緩和特例が追加された。

項目・手順等

①権利者の合意形成支援

○被災マンションの建替えや補修を行うためには、一定割合以上の住民の合意が必要である。しかし、マンションの場所ごとに破損状況が異なること、住民の法制度に対する理解が不足していることなど様々な要因によって、合意形成には多くの困難が伴う。そのため、専門家等の派遣・概略設計費および再建事業計画作成費の補助といった合意形成を図る支援策を検討することが必要である。

1) 権利者の合意形成に関するマニュアル等の作成および配布

○マンションの再建に関するハンドブック等を作成・配布し、権利者の合意形成促進を図る。

2) マンション（区分所有建築物）の再建に関する相談所の設置

○マンションの再建に関する相談所を設置し、住民の合意形成、再建への事業手法、再建支援する補助制度等に関する相談業務を行う。

3) 専門家の派遣

○再建事業を促進させるために、コンサルタント等の専門家を派遣する制度を創設する。

②既存不適格建築物に対する緩和措置の実施

○被災したマンション等については、建築年次が古く容積率等の面で既存不適格になるものが存在する場合も考えられる。この既存不適格マンション等の再建を促進させるために、様々な形で緩和措置を講じることが必要となる。具体的には、「震災総合設計制度（神戸市、兵庫県）」のような制度を創設し、ある一定基準以上の公開空地を設けマンションを再建する場合には、容積率の割り増しについて弾力的に対応することなどが考えられる。

③建替支援制度の創設

○被災したマンション等の再建を支援するために、資金面での支援制度を創設する。

○兵庫県では、住宅金融公庫からの入金に対し利子補給等を行う「被災マンション建て替え支援制度」、住宅供給公社が区分所有者の土地持分のすべてを買い取り定期借地権を設定し分譲マンションを再建して所有者へ優先分譲する『定期借地権による被災マンション建替支援制度』等を創設した。

表2.1.2-12 再建資金調達支援（阪神・淡路大震災復興基金での例）

事業名	事業内容	助成等金額
被災マンション建替支援制度	区分所有者あるいは公社・公団が建物を建設し譲渡する場合、住宅の建設・購入資金のうち、借入金に対する利子補給を実施	住宅金融公庫からの借入金に対して10年間の利子補給
被災マンション共用部分補修支援利子補給	補修額が高額となる分譲マンションの共用部分の補修費借入金に対する利子補給	
定期借地権による被災マンション建替支援事業	定期借地権方式による被災マンション再建に対する補助	

留意点

○総合設計制度などの容積率の緩和は容積を確保するために高さ制限も緩和するため、周辺住民の合意の形成の問題や防災・景観上の問題等が発生する可能性もあり、こうしたことに対応するための方策を計画に明記する必要がある。

事前対策

○マンション管理組合について、平常時からの管理活動を活性化する。
○マンションの再建に関わるアドバイザーの養成及びアドバイザーの派遣に係る仕組み・協定などを検討・整備する。
○マンション再建に必要な支援制度を実施するための条例等の整備に関する検討を行う。

事例集
I

- ・P135【19950149】神戸市震災復興総合設計制度の概要（平成7年 阪神・淡路大震災：神戸市）
- ・P135【19950150】優良建築物等整備事業の特例（平成7年 阪神・淡路大震災：兵庫県）
- ・P135【19950151】優良建築物等整備事業（平成7年 阪神・淡路大震災：芦屋市）
- ・P136【19950152】定期借地権によるマンション再建（平成7年 阪神・淡路大震災：芦屋市）
- ・P136【19950153】地上権方式による再建（平成7年 阪神・淡路大震災：兵庫県住宅供給公社）

施策名： 恒久住宅の供給・再建

【2-1-2-6】

項目： (6) その他各種対策

趣旨・概要

- 前項までに示した以外に、被災者の住宅確保を支援するために必要な各種措置として、次のような事項があげられる。
- 1) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（旧罹災都市借地借家臨時処理法）の適用
- 2) 住宅復興に関する情報提供・人的支援
- 3) 住宅供給等に関する協議会の設置等
- 4) 建築確認・監視体制の整備

項目・手順等

- ①大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（旧罹災都市借地借家臨時処理法）の適用
 - 1) 概要
 - この法律は、大規模な災害で多数の借地上の建物が滅失した場合に、借地権者の保護を図るために、借地借家に関する特別措置をさだめるものである。
 - 同法は、特定大規模災害として政令で指定されることで、政令で指定した地区に適用される。
 - 法の概要は、以下のとおりである。
 - 1) 従前の賃貸人が建物を再築し、賃貸する場合その旨を従前の借家人に通知（法第8条）
 - 2) 何ら公示なく借地権を6か月間対抗でき、政令施行の日から3年間は掲示による対抗力が認められる。（法第4条）
 - 3) 借地上の建物が滅失した場合、借地人による借地契約の解約（法第3条）や、賃貸人が借地権の譲渡を承諾しない場合について、裁判所の許可を求める申し立て（法第5条）を認める。
 - 4) 被災地で、存続期間5年以下でかつ更新がない借地権の設定を認める（法第7条）
- ②住宅復興に関する情報提供・人的支援
 - 住宅の復興を促進させるために、行政からの助成内容、住宅再建メニュー、再建モデルプラン、一般的な再建費用、再建成功事例、再建活動事例など住宅復興に係わる様々な情報を提供する。
 - 住宅再建等に関する補助制度、事業制度、再建資金等についての相談に応じる機関を設置する。
 - 1) 方法
 - 住宅の取得・再建等の情報を、広報及びマスコミ等により提供する。
 - 自力再建に係る各種情報の提供及び相談に対応する相談所を設置する。
 - 住宅やまちづくりに関する専門家を登録し要請に応じて派遣する制度を準備する。
- ③住宅供給等に関する協議会の設置等
 - 復興時においては、住宅を短期間に大量提供しなければならない。こうした状況下で迅速に良好な住環境等が形成されることを目的として、住宅建設業者の確保や住宅供給等に関する協議会設置に取り組む。
 - 1) 住宅建設業者の確保
 - 地方公共団体は、建設関連団体等に対して、被災地における住宅建設が優先的に実施されるように要請する。
 - 2) 協議会の設置
 - 地元建築業者と被災地外建築業者等の協力を得て、建築資機材、技術者の効率的手配、被災地にあった施工方法・技術の共有、違法建築や悪質業者の排除、将来的な維持管理などについての協議会を設置する。
- ④建築確認・監視体制の整備
 - 迅速な建築確認申請の処理、現場審査の実施、違反建築の監視・指導ができる体制を整える。
 - 被災者は苦しい経済状態の中で再建を急ぎ、また、悪質な業者も横行することから、無届けで建設したり、建ぺい率、容積率、構造などの面で違反建築が建てられる可能性が高くなる。これらを監視し、危険な住宅の再生産を防ぐ。

	<p>1) 体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築確認に関連する各部署が連携した体制を整える。 ○他の地方公共団体職員等に応援を要請する。 <p>2) 手続きの簡素化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急かつ臨時的な措置という観点から、被災建築物の再建について、確認申請に関する要件の緩和、処理の迅速化等を図る。 ○申請手続きに関する手引き等を作成し、建築士等の関係諸団体に配付する。特に、各種規制緩和措置が実施される場合、こうした対応が不可欠である。 ○建築確認にあたっては、防火関連事項について消防部局が対応する。こうした事務に関する体制の整備・手続き等の迅速化を図る。 <p>⑤その他の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間住宅入居の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・恒久住宅の供給・再建と併せて、公営住宅だけでなく、民間賃貸住宅入居者への家賃補助の実施等についても検討し、入居を促進する。 ・また、空家のあつ旋を行う。 ○家財の一時保管場所の提供等 <ul style="list-style-type: none"> ・家屋の補修等に際して、家財の一時保管場所の提供等を検討する。
<p>留意点</p>	<p>1) 住宅復興に関する情報提供・人的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅再建については、低価格、狭小敷地での再建などのニーズが高い。ハウスメーカー等の協力を得て、モデルプランの作成、モデルハウスの設置を行うことも検討する。 ・高齢者等に対しては、個別訪問等により住宅再建情報を的確に伝えることも検討する。 <p>2) 建築確認・監視体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通事情の悪化により、現場審査が遅れることがあり、移動手段の確保が必要となる。また、再建に関する広範な諸問題に対応するため、前記の情報提供や相談対応との連携を図る。
<p>事前 対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅復興に関する情報提供・人的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・被災後に早期に借地・借家関係のデータを収集・推計する方法を検討する。 ・住宅・まちづくりの専門家登録・派遣制度を検討・準備する。
<p>事例集 I</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P30 【19820105】住宅金融公庫との連携による相談所の設置（昭和57年 長崎水害：長崎県） ・P95 【19930108】住宅情報・融資制度等の情報提供（平成5年 北海道南西沖地震：北海道） ・P96 【19930109】建設事業者への住宅建設の協力要請（平成5年 北海道南西沖地震：奥尻町） ・P104 【19930206】住宅金融公庫との連携による相談所の設置（平成5年 8月豪雨：鹿児島市） ・P136 【19950154】罹災都市借地借家臨時処理法の申請（平成7年 阪神・淡路大震災：神戸市） ・P136 【19950155】民間賃貸住宅の入居者への補助（平成7年 阪神・淡路大震災：伊丹市） ・P136 【19950156】家財道具保管場所の情報サービス（平成7年 阪神・淡路大震災：倉庫協会） ・P137 【19950157】家財道具保管場所の提供（平成7年 阪神・淡路大震災：芦屋市）
<p>事例集 II</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P192 【20140204】被災者住宅再建に係る支援（平成26年 8月19日からの豪雨災害：広島市）

第二章 分野別復興施策

2.1 すまいと暮らしの再建

2.1 すまいと暮らしの再建

- 施策1：緊急の住宅確保
- 施策2：恒久住宅の供給・再建
- 施策3：雇用の維持・確保
- 施策4：被災者への経済的支援
- 施策5：公的サービス等の回復

2.2 安全な地域づくり

- 施策1：公共土木施設等の災害復旧
- 施策2：安全な市街地・公共施設整備
- 施策3：都市基盤施設の復興
- 施策4：文化の再生

2.3 産業・経済復興

- 施策1：情報収集・提供・相談
- 施策2：中小企業の再建
- 施策3：農林漁業の再建

施策3：雇用の維持・確保

施策名： 雇用の維持・確保

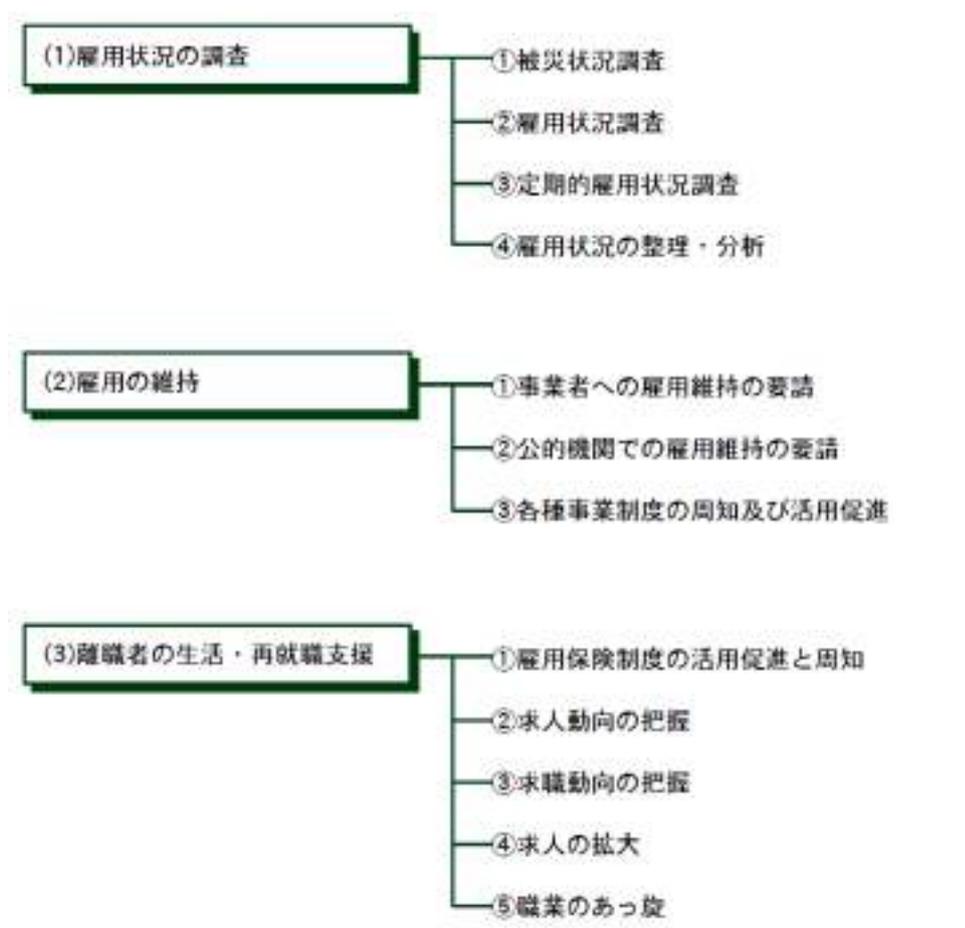
【2-1-3】

項目： 施策の概要・枠組み

目的

○被災者が生活の復興を図るためには安定した雇用が不可欠である。こうした復興期における被災者の生活の安定を図るため、事業者に対して各種雇用維持制度の周知や雇用維持のための相談対応を実施し、雇用の維持を図るとともに、求職者への職業紹介、求人の拡大など、被災離職者の再就職の促進を図る。

全体の
枠組み



留意点

■雇用の維持・確保に関する基本的考え方

1) 実施すべき施策の整理

○雇用対策には、主に雇用維持と離職者支援がある。それぞれの対策について施策メニューを整理し、その中から、被災状況や雇用状況について現状を把握し、地域の特性に応じ実際に実施することが可能な施策を抽出する。

2) 地域の特性に応じた実施可能な施策の抽出

○地域の事業者の業種、規模、あるいは住民の就業地、職種等によって復興施策へのニーズは変わってくるので、復興施策のニーズに係る地域の特性を把握する。

表2.1.3-1 雇用対策と地域特性

施策の目的	各種雇用対策	施策に係る地域特性
雇用維持	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等への雇用維持の要請及び支援策の周知 ・雇用調整助成金制度等の活用 ・生涯能力開発給付金制度、中小企業事業転換等能力開発給付金制度の活用 ・労働保険料未納事業主の徴収延期措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者数 ・事業者の規模(中小企業の比率等) ・事業者の業種構成 ・就業者に占める高齢者の比率
離職者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険制度の弾力的な活用 ・地域雇用開発促進助成金制度の活用 ・就職斡旋の推進等 ・特定求職者雇用開発助成金制度の活用 ・雇用・労働相談窓口の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地域内で就業している人の比率

■施策のポイント

1) 雇用維持に関するポイント

- 事業者に対し、雇用調整助成金制度等の雇用維持支援策を迅速に決定し雇用を維持するよう要請する。
- 事業者に対して、雇用調整助成金制度等の趣旨や内容についての迅速な周知を図る。

2) 離職者支援に関するポイント

- 離職者等に対して、利用可能な制度等の趣旨や内容についての迅速な周知を図る。
- 失業給付後(受給期間終了後)の生活安定方策を検討する。
- 中高年齢者等の雇用促進のための重点的な支援策について検討する。
- 労使間トラブルに対応するために、法律的な側面からの確かつきめ細やかな助言が行える相談体制やあっ旋体制を確保する。
- 求人と求職の適合性に留意し、被災離職者に対しきめ細かな職業のあっ旋を行う。

施策名： 雇用の維持・確保

【2-1-3-1】

項目： (1) 雇用状況の調査

趣旨・概要	<p>○混乱した被災直後において、迅速かつ的確な雇用対策を展開するためには、正確な雇用状況の把握が必要である。このため、被災直後に、迅速に雇用状況調査を行うとともに、その後も定期的に雇用状況を把握する。</p>
項目・手順等	<p>①被災状況調査 ○被災地域の状況、企業・事業所等の被害状況の把握に努める。 →「1・1 復興に関連する応急対応、施策1：被災状況の把握」を参照。 →「2・3 産業経済復興、施策1-(1)：資金需要の把握と措置」を参照。</p> <p>②雇用状況調査 ○被災直後より、主要企業に対して、雇用調整等の有無について、電話等によるヒアリング調査を実施する。 ○業界団体等に対して、雇用調整等の有無についてのヒアリング調査を行い、業種ごとの雇用状況を把握する。</p> <p>③定期的雇用状況調査 ○事業所を対象としたアンケート調査を定期的に行い、災害による経営への影響や雇用調整の実施状況等を把握する。 ○雇用保険求職者給付の対象となる被災離職者に対して、アンケート調査を実施し、離職事由や就職活動の状況など、従業者側から見た雇用状況についても把握する。 ○必要に応じ、パートや中高年者の従業者の雇用状況についてもヒアリング調査やアンケート調査を行う。</p> <p>④雇用状況の整理・分析 ○①及び②により把握した雇用状況を、業種別や年齢別、雇用形態別等に分類し、整理・分析する。 ○分析結果は、支援策立案等の基礎データとするため、関係部局及び他の地方公共団体へ速やかに伝達するとともに、報道機関等を通じ、住民にも定期的に情報提供を行う。</p>
留意点	<p>○被災直後においては、とくに通信網や交通網の被害が大きく、調査や情報収集等は困難な状況にあることが考えられる。被災地の巡回、聞き取り等においては、都道府県、市町村、各種業界団体、組合等との連携による効果的な対応が必要である。</p>
事前対策	<p>○雇用状況調査（ヒアリング調査及びアンケート調査）を行う際のサンプリング方法について、事前に検討し、調査方針を定めておく。 ○公的機関での雇用状況に関する情報の共有化について事前に検討し、情報体系を構築しておく。</p>

施策名： 雇用の維持・確保

【2-1-3-2】

項目： (2) 雇用の維持

趣旨・概要

○事業所等の被災や災害の影響による経営状況の悪化は、従業員の解雇等につながる場合がある。
このため、雇用調整助成金の活用等により被災事業所等の雇用の維持を図る。

法制度

1) 雇用調整助成金制度

○事業者の雇用維持を支援するものである。

表2.1.3-2 雇用維持対策に関連する事業概要

助成金	事業概要	根拠法等
雇用調整助成金制度	<ul style="list-style-type: none"> 景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に、休業手当、賃金などの一部を助成する。 	雇用保険法

2) 労働保険料未納事業主の徴収延期措置

○事業主に対する支援策の一つとして労働保険料の徴収延期措置により事業主の負担を軽減することが挙げられる。これについては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第29条において「労働保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する」とされており、また国税通則法第11条から、労働大臣告示により、地域を指定して、申告・納付期限を一律に災害状態の終了後2か月以内の期間で延長することができることと定められている。

項目・手順等

①事業者への雇用維持の要請

○事業所の被害の程度によっては、従業員の解雇等が発生し、雇用不安や社会不安を引き起こす場合もある。このため、被災後の早い段階から、事業所や各種業界団体に対して、雇用維持に関する様々な支援制度の周知を図り、雇用維持に努めるよう要請する。

1) 業界団体等への要請

○業界団体等に雇用維持を要請する。
○自治体は、国（厚生労働省）との調整の後、自治体レベルの業界団体に対し、雇用維持に努めるよう要請する。

2) 主要事業所への要請

○公共職業安定所は、被害状況を勘案し、管轄する事業所のうち、特に被害が大きい大企業などを中心に、雇用維持を要請する。
○自治体は、マスコミを通じて、事業所全般に対しても要請を行う。

②公的機関での雇用維持の要請

○国、都道府県、市町村の関係機関（第3セクター等）において、解雇等の事態が極力発生しないよう、雇用維持を徹底する。

1) 都県の関係機関への周知徹底

○各関係機関の部局を通じ、雇用維持を徹底する。

2) 国への要請

○国（厚生労働省）に対して、各省庁を通じ、各省庁が所管する関係機関への雇用維持の周知徹底を要請する。

3) 市区町村の関係機関への周知徹底

○各関係機関の所管部局を通じ、雇用維持を徹底する。

③各種事業制度の周知及び活用促進

○事業所の被災による解雇等の発生を防止するため、事業者に対して、雇用調整助成金制度をはじめとした雇用維持のための各種制度の周知及び活用促進に努めるとともに、迅速かつ円滑な事務処理を行う。

	<p>1) 事業主への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災直後より、マスコミ等を通じ雇用調整助成金制度の趣旨と内容について事業主へ周知する。 ○業界団体等に対し、雇用維持を要請する際に、制度の趣旨と内容等について周知する。 ○事業所への他の支援策を含め、必要な特例措置が確定した段階において、支援策を取りまとめたリーフレットを作成し、各種相談所、公共職業安定所、商工会議所等の窓口等にて配布するとともに、マスコミを通じて周知する。 <p>2) 事務処理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所や交通機関等の被災状況等を勘案し、必要に応じて雇用調整助成金の申請を取り扱う窓口や臨時窓口を設置する。 ○雇用調整助成金の申請に対応する事務職員を確保する。 ○特例的な事務処理方法について事務処理職員に周知する。
留意点	<p>1) 事業主支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安易な解雇を防止し、事業主の雇用維持に向けた決断を促進させるためにも、支援方策については、周知徹底することが必要である。 ○中小企業の事業者には、雇用調整助成金制度の趣旨や内容についての知識や理解が不十分で、公共職業安定所に設けられた特別相談窓口等に制度の内容に関する相談が殺到する可能性がある。このような事態を防ぐためにも事業者に対する支援策を迅速に周知することが必要である。 <p>2) 事業者に対する迅速な要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用確保の観点から、事業主に対し、雇用調整助成金制度等の雇用維持支援策を迅速に決定し、雇用を維持するよう迅速に要請する。
事前対策	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用調整助成金センター(臨時窓口)の設置に当たっての事務処理に関する国との事前協議 ○臨時窓口の開設方法や臨時事務職員の確保等に関する自治体間の事前協議 ○事務処理方法についてのマニュアル化
事例集 I	<ul style="list-style-type: none"> ・ P76 【19910112】雇用維持対策（平成3年 雲仙・普賢岳噴火：島原市） ・ P137 【19950158】雇用維持対策（平成7年 阪神・淡路大震災：国・兵庫県）
事例集 II	<ul style="list-style-type: none"> ・ P204 【20140306】雇用対策としてのパトロール隊の組成（平成26年 御嶽山噴火による災害：木曾町）

施策名： 雇用の維持・確保

【2-1-3-3】

項目： (3) 離職者の生活・再就職支援

趣旨・概要

○災害により就労の場を失い、生活に必要な資金に困窮している被災者に対して、生活の安定化をもたらすための経済的支援を実施するとともに、就労の場を失った者に対する再就職あっ旋などの支援を行う。

法制度

1) 雇用保険の求職者給付等

- 都道府県は、激甚災害法又は災害救助法が適用された場合には、被災地を管轄する公共職業安定所を通じて、以下の特例措置を行う。
- なお、災害救助法の適用地域においては、被災に伴う事業の休業または廃止により一時的に離職を余儀なくされた労働者についても、基本手当を支給する（雇用保険の求職者給付に関する特例措置）。

表2.1.3-3 求職者給付等に関連する事業概要

事業名等	助成対策等	要件	根拠法令等	実施主体
雇用保険求職者給付	離職し、労働意欲と能力がありながら、再就職できない状態にある者	労働者が雇用される全ての事業（農林水産業での雇用労働者5人未満は任意適用）	雇用保険法（厚生労働省）	公共職業安定所
雇用保険求職者給付の特例措置	対象者に対し、一定の期間、雇用保険の基本手当が支給される	災害救助法適用相当の災害により雇用保険の適用事業所が事業を休・廃止することによって労働者が就労できず賃金を受けることができない場合（失業状態とみなす）	雇用保険の失業給付に関する特別措置（厚生労働省）	公共職業安定所
労災補償・公務災害補償	賃金を受けない日の4日目から1日につき、給付基礎日額の60/100等を支給	労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない場合	労働者災害補償保険法、地方公務員災害補償法（厚生労働省）	公共職業安定所

表2.1.3-4 参考：東日本大震災に対応した緊急雇用創出事業

事業名	助成対象等	根拠法令等	実施主体
原子力災害対応雇用支援事業	福島県において、原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保を通じた生活の安定を図るため、民間企業・NPO等への委託により、雇用を創出するもので、原子力災害由来の事業等であって、かつ次の安定雇用への円滑な移行につながる人材育成を併せて実施するもの。事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上であることが求められる。	緊急雇用創出事業臨時特例交付金（厚生労働省）	都道府県市町村
事業復興型雇用創出事業	人手不足の慢性化や雇用のミスマッチといった被災地特有の雇用課題に対応するため、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援等と併せて、産業政策と一体となって、雇用面から支援を行うもの。対象事業者は、国や自治体の補助金・融資の対象となっている中小企業者に該当する事業所などの要件を満たすもの。一人あたりの助成額は3年間で120万円となるが、1事業所につき2,000万円が上限。	緊急雇用創出事業臨時特例交付金（厚生労働省）	都道府県市町村

2) 職業訓練、雇用相談・紹介

- 都道府県は、被災地を管轄するハローワークを通じて、災害に起因して失業した被災者等の再就職を斡旋するため、職業訓練や雇用相談・紹介を行う。また、市町村等において特に必要な場合には雇用相談窓口の設置等を行う。

表2.1.3-5 職業訓練等各種事業概要

事業名	助成対象等	根拠法令等	実施主体
職場適応訓練	対象者：都道府県知事の委託を受けて職場適応訓練を実施する事業者 支給内容：24,000円（1人/月）等	雇用対策法（厚生労働省）	公共職業安定所
職業相談・紹介		職業安定法（厚生労働省）	公共職業安定所
公共職業訓練	離職者、在職者、及び学卒者に対して実施。離職者については、ハローワーク求職者のうち、職業相談等を通じて受講が必要である場合に、再就職の実現に当たって必要な訓練を実施。	職業能力開発促進法（厚生労働省）	公共職業能力開発施設
求職者支援訓練	雇用保険を受給できない求職者に対して、訓練を受講する機会を確保するとともに、一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、その早期の就職を支援 訓練実施機関に対して、一定の奨励金を支給	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（厚生労働省）	認定を受けた民間教育訓練機関
キャリア形成促進助成金	職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成するもの。経費助成はコースにより2/3～1/3、賃金助成は所定労働時間内の訓練時間について一人1時間あたり800円又は400円。	雇用保険法（厚生労働省）	各事業者
認定職業訓練制度	教科、訓練期間、設備等について厚生労働省令で定める基準に適合して行われていると認定を受けた認定職業訓練を中小企業事業主等が行う場合、訓練経費の一部の補助を受けられる。	職業能力開発促進法（厚生労働省）	各事業者

3) その他の離職者支援

○その他の離職者を支援する制度として、次のようなものがある。

表2.1.3-6 離職者支援制度

事業名	制度概要		実施主体	
未払賃金の立替払制度	企業が倒産したため、賃金が支払われないままに退職した労働者に対して、その未払賃金のうち一部を独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって立替払をする制度		労働基準監督署、独立行政法人労働者健康福祉機構	
生活福祉資金の離職者支援資金貸し付け制度	失業により生計の維持が困窮になった世帯に対し、再就職までの間の生活資金を貸し付けることにより、世帯の自立を支援。		市町村社会福祉協議会	
		福祉費		緊急小口資金
	貸付限度額	150万円（目安）		10万円
	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%		無利子
	据置期間	6ヶ月以内		2ヶ月以内
償還期間	7年以内（目安）	8ヶ月以内		

項目・手順等

①雇用保険制度の活用促進と周知

- 離職者の生活再建支援策としては、雇用保険の求職者給付及び同制度の特例措置が主要な対策となる。しかし、申請には、事業主が発行する離職票が必要であり、事業主の迅速な対応が求められること、また、給付が離職者の申請に基づき行われるものであることから、制度の活用を促進するため、特例措置の内容を含め、制度の趣旨と内容について、事業主及び離職者の双方に周知する。
- 被災直後より、マスコミ等を通じ、雇用保険制度の趣旨と内容等について、被災離職者へ周知するとともに、公共職業安定所、各種相談所においても、制度の趣旨及び内容を周知する。特に特例措置により対象となる被保険者及びその雇用事業主に対しての周知徹底に努める。
- 事業所への他の支援策を含め、必要な特例措置が確定した段階において、支援策をとりまとめたリーフレット等を作成し、各種相談所、公共職業安定所等にて配布するとともに、マスコミを通じて周知する。

②求人動向の把握

○被災離職者の再就職を支援するため、求人情報を把握し、被災離職者に対して的確に情報提供を行うとともに、被災離職者の雇用促進策の展開のため、求人情報の分析を行う。

1) 求人情報の把握

- 公共職業安定所及び業界団体等との密接な連携により、事業所の求人情報を総合的に把握する。
- 必要に応じ、他の都道府県の職業安定主管課を通じ、他都道府県事業所の求人情報を把握する。

2) 求人傾向の分析

○求人情報の把握及び雇用状況調査の結果等をもとに、業種別・年齢別等の求人傾向を定期的に整理・分析する。

③求職動向の把握

○被災離職者の再就職を促進するため、被災離職者の求職動向を把握する。

1) 求職状況の把握

○公共職業安定所、各種相談所を通じ、被災離職者の求職状況を総合的に把握する。

2) 求職傾向の分析

○職業安定主管課において、被災離職者の求職状況の把握及び雇用状況調査の結果をもとに、業種別及び職種別の求職傾向を定期的に整理・分析する。

3) 求職者ニーズの把握

○きめ細かな職業紹介業務を行うために、求職者のニーズを把握する。具体的には、雇用保険受給資格者等を対象に再就職に関するアンケート調査などを行うことなどが考えられる。

④求人拡大

○離職者の再就職を促進するため、事業所の求人動向や被災離職者の求職動向をもとに、公共職業安定所へ求人と求職のマッチングが図られるよう要請する。

1) 民間企業における求人開拓

- 都道府県は、公共職業安定所において、雇用開発を推進する担当を設置し、事業所に対し、訪問・文書・電話等により、被災離職者の雇用を要請する。
- 都道府県は、中高年層等、特に再就職が難しい者については、重点的に雇用の開発を行う。

2) 公共団体等における求人確保

○都道府県、市町村は、雇用機会の確保を率先して図るため、公共団体において臨時職員の採用等を行うとともに、関係団体に対しても、臨時職員の採用等を要請する。

⑤職業のあっ旋

○被災離職者の円滑な再就職を促進するため、求人と求職のマッチングに留意しながら、被災離職者に対して、職業のあっ旋を行う。なお、職業安定法と労働者派遣法の改正により、地方公共団体における無料職業紹介事業の実施も可能となっている。

1) 公共職業安定所におけるあっ旋

○都道府県は、求人情報の把握及び雇用状況調査等により収集した求人情報をもとに、公共職業安定所において、被災離職者に対する速やかな職業のあっ旋を行う。

2) 再就職のあっ旋

○都道府県、市町村は、被災求職者等の早期再就職の促進を図るために、合同就職面接会等を開催する。

3) 相談所等の開設

○都道府県、市町村は、公共職業安定所等に特別相談窓口等を設置し、事業主や離職者に対するきめ細かな相談体制を整備する。

4) 特別職業相談窓口の設置

○都道府県、市町村は、被災離職者の求職状況等に基づき、交通事情等を勘案しながら、臨時職業相談窓口や移動職業相談窓口を必要に応じて設置する。

5) マッチングイベントの開催

○必要に応じ、合同就職面接会等のマッチングイベントを開催する。

留意点	<p>○職業あつ旋では、求職情報と求職者情報を十分収集・分析し、それぞれに大ききなずれが生じないように職業のあつ旋及び職業訓練を実施することが重要である。</p> <p>○被災地域の主要産業が農林水産業である場合は、求人需要にも制約があるため、災害により失業した被災者は当面、施設整備や災害復旧工事等に従事する機会が多いと考えられる。しかし、建設需要は一時的な雇用にしかつながらないため、このような就労者に対しても継続して就業支援を実施する必要がある。</p> <p>○雇用保険求職者給付について、離職票の受付は、激甚法指定から30日以内であるために、求職者に対する迅速な制度内容の周知が必要である（激甚法第25条による特例措置の場合）。</p>
事前 対策	<p>1) 離職者等に対する支援策の迅速な周知</p> <p>○復興期には雇用保険制度等の施策について知識が乏しい離職者が多数発生すると考えられる。従って、離職者に対して離職者支援制度の迅速かつ的確に周知することが必要であり、そのための体制等についてあらかじめ検討し整備しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者への要請や周知を行う際のマスコミへの情報提供の方法等についての事前検討 ・臨時受付窓口の開設及び事務処理職員の確保の方法等についての事前検討 ・一時疎開者に対する再就職支援情報の提供方法の事前検討 <p>2) 失業給付後の生活支援</p> <p>○再就職が困難な中高年に対する失業給付後の生活支援策や雇用保険制度の対象外となる自営業者や被保険者期間が規定に満たない者等の生活安定方策を検討しておく。</p> <p>3) 中高年齢者等の雇用促進</p> <p>○復興期には、中高年齢者といった特定の年齢層の再就職問題が深刻化するおそれがある。従って、特定の層を対象とした重点的な支援策について検討しておく。</p> <p>4) 求人と求職のマッチング</p> <p>○復興期には、建設業などの復興関連業種による求人と被災離職者の求職業種・職種とが適合しないことが想定できる。被災離職者の円滑な再就職を促進するために、求人と求職の適合性に留意し、被災離職者に対しきめ細やかな職業のあつ旋を行える体制を検討しておく。</p> <p>○公共職業安定所との情報の共有化について事前協議を行う。</p>
事例集 I	<ul style="list-style-type: none"> ・ P76 【19910113】 復職・再就職対策（平成3年 雲仙・普賢岳噴火：島原市） ・ P137 【19950159】 中高年被災者を対象とする各種就労対策の実施（平成7年 阪神・淡路大震災：兵庫県） ・ P138 【19950160】 公的雇用の創出（平成7年 阪神・淡路大震災：兵庫県） ・ P183 【20000107】 緊急地域雇用特別対策事業の活用等（平成12年 有珠山噴火災害）